

2019年度 子ども・子育て推進調査研究事業 (調査研究課題番号 2)  
児童養護施設等において子ども間で発生する性的な問題等に関する調査研究

## 調査研究報告書

研究受託: 国立研究開発法人 産業技術総合研究所

**【検討委員(研究担当者)】**

氏名	所属
山本 恒雄(座長)	社会福祉法人恩賜財団 母子愛育会愛育研究所 客員研究員
飯塚 富美	児童養護施設 心泉学園 園長
中村 みどり	特定非営利活動法人キーアセット福岡
早川 洋	こどもの心のケアハウス嵐山学園 施設長
藤澤 陽子	国立きぬ川学院 心理療法士
薬師寺 真	岡山県保健福祉部子ども家庭課 児童福祉班 総括参事

**【研究代表者・受託組織研究担当者】**

国立研究開発法人産業技術総合研究所 人工知能研究センター	
代表者	高岡昂太
研究担当者	坂本次郎・北條大樹・古川結唯・北村光司・本村陽一



## はじめに： 本報告書およびチェックポイントに関する注意

調査研究結果の報告にあたり、厚生労働省 2019 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「児童養護施設等において子ども間で発生する性的な問題等に関する調査研究検討委員会」から、本報告書の適切な閲覧、活用等についての留意事項を提示する。

### **【施設に入所児童等への「ラベリング」「差別」等の被害が生じないことへの配慮】**

○本報告書は、調査によって明らかとなった、子ども間で生じた性的な問題等の児童養護施設等での認知・把握件数やその状況等についてのデータ解析および知見をとりまとめて報告するものである。この情報については、メディア等の扱いも含め、子どもの尊厳と権利擁護の観点から最大限の配慮をお願いする。

○本報告書の情報について、児童福祉施設、一時保護所、里親・ファミリーホーム等に入所/委託措置中又は入所/委託措置されていた子ども(以下、「児童福祉施設等に入所中又は入所していた子ども」と略記する)に対して不当な偏見や誤解、差別的な印象を生じさせるような扱い、児童福祉施設等に入所中又は入所していたというだけで、その子どもが常に性的な問題に関与しているかのような誤解や偏見を助長することがないように、特に慎重な配慮と対応をお願いする。

### **【本調査の対象となる「子ども間の問題」の範囲】**

○本調査は、児童福祉施設に入所している子ども又は里親・ファミリーホームに委託されている子どもについての「子ども間で起こった問題」を対象としている。したがって、その他の大人、施設職員や里親、子どもに関わる大人と子どもとの間で生じた問題、入所・委託されていない子どもとの間で生じた問題は対象としていない(ただし、里親・ファミリーホームの養育者の実子との問題は同一生活環境内での「子ども間」に該当するとして対象としている)。

○里親家庭の実態として、1人の子どもだけが委託されている割合が高く、今回の調査では具体的な区分は設けていないが、厚生労働省の調査では、里親家庭に委託された子どもが1人である割合は76.1%(令和2年1月「児童養護施設等入所児童等調査」(平成30年2月1日現在))に達しており、そもそも「子ども間」の問題が発生する条件にあたる対象数がかなり限定されていることが前提条件になっていることに留意されたい。

### **【把握件数等の数値およびデータ解析結果に対する留意点】**

○本調査研究における「子ども間の問題」として回答のあった件数は、各調査対象施設が「認知・把握した件数」であり、もともとの「発生件数」を示すものではなく、これらの数値をもって「発生数」と誤認されることが無いよう、取り扱いに留意されたい。

○本調査の対象となる「子ども間で起こった問題」については、子どもの心理特性や生育歴上の課題を有する子どもを多く受け入れている施設や、特に細やかな支援に積極的に取り組んでいる施設では、必然的に問題発見の感度が高く、結果としての把握率も高くなっていることが見込まれる。把握件数の多寡がそのまま問題の発生状況の多寡を示すものではないことにも留意されたい。

○報告書におけるデータ解析の結果は、回収された大規模な調査データから有効値を抽出しつつ行った多数の解析結果を要約したものであり、必ずしも常に全ての事案・子ども・組織を対象としたものとはなっていない。また、統計解析の結果は、集められた情報についての情報と情報の関係性等を任意に仮定した観点から吟味・推論するものである。したがって、結果の解釈は統計学的仮定の範囲内でのみ成立するものであり、確定した事実として、過度な一般化や拡大解釈が適用されたりすることがないように慎重な取り扱いをお願いしたい。これらの点についての詳細は、第3章4節「データ解析に関する留意事項」で詳述するので参照されたい。

なお、メディア機関による報道については、グローバルスタンダードとなっている以下に列挙した虐待や性暴力に関する報道ルールに準拠することが望まれる。

#### **【報道にあたっての原則と資料】**

##### **1：メディア報道の原則（UNICEF の Reporting Guideline）**

- ・子どものさらなるスティグマや差別、非難をしないような報道を心がけること
- ・現状を示すのに過剰なインパクトを示す画像イメージ等を使用しないこと
- ・加害児と被害児を特定しようとししないこと
- ・被害児を特定することになるような詳しい内容は公表しないこと

##### **2：本報告書およびチェックポイントに関する性暴力の定義**

田口ら(2010)は、性犯罪を「身体的かつまたは心理的な性的被害を与える行為であり、被害を受けた人がその被害を認識する必要は無く、加害者に性的な目的があれば、行為自体に性的内容がともなう必要もない」と定義することを提案している。本報告書およびチェックポイントにおいては、この定義にならうこととする。

併せて「性的問題」とは各施設現場において、見聞きされる子どもの行動・言動について、支援者が性的な要素を持つと感じ、何らかの子どもへの指導・支援としての関与が必要とされた様々な事案全体を指すこととする。したがって、関与があったとされるすべての事例が常にトラブルを示すものではない。これらの点についてもメディアの方々には、くれぐれも慎重な配慮をお願いしたい。

その他、メディアの方々に参照いただきたい資料

■ Reporting on Sexual Violence (アメリカ CDC Media Relations)  
[https://vetoviolenace.cdc.gov/sites/all/themes/veto\\_bootstrap/assets/sv-landing/SV\\_Media\\_Guide\\_508c.pdf](https://vetoviolenace.cdc.gov/sites/all/themes/veto_bootstrap/assets/sv-landing/SV_Media_Guide_508c.pdf)

■ 子どもに関するメディア発表に関する原則 (UNICEF)  
[https://www.unicef.org/media/media\\_tools\\_guidelines.html](https://www.unicef.org/media/media_tools_guidelines.html)

■ 報道機関が事前に読んでおくべきガイドライン (ケベック州の公共政策研究所)  
<https://www.inspq.qc.ca/en/sexual-assault/media/sexual-assault-and-media>

■ 性暴力に関するメディア発表ガイドライン (National Sexual Violence Resource Center)  
<https://www.nsvrc.org/publications/nsvrc-publications-information-packets/media-packet>  
性暴力や性虐待の知っておくべき情報のメディアパッケージ

■ 性暴力に関する言葉の選び方 (アメリカ CDC Media Relations)  
[https://vetoviolenace.cdc.gov/sites/all/themes/veto\\_bootstrap/assets/sv-landing/SV\\_Media\\_Guide\\_508c.pdf](https://vetoviolenace.cdc.gov/sites/all/themes/veto_bootstrap/assets/sv-landing/SV_Media_Guide_508c.pdf)  
性暴力に関する記者会見やメディア報道で使うべきではない用語集

■ 性加害者側に関するガイドライン (The Independent Press Standards Organization)  
<https://www.ipso.co.uk/member-publishers/guidance-for-journalists-and-editors/guidance-on-reporting-of-sexual-offences/>  
性“加害“に関する側のメディアガイドライン

# 目次

第 1 章 総合要約 .....	8
第 2 章 調査研究の目的 .....	10
2.1.背景 .....	10
2.2.本事業の目的 .....	11
2.3. 成果物(チェックポイント)の内容と利活用場面想定 .....	11
2.4. 基礎知識と用語の整理 .....	12
2.4.1 子どもの性的行動に関する基本整理 .....	12
2.4.2 正常な範囲内外の視点から捉えた子どもの性的行動 .....	13
2.4.2 本稿で使用する用語について .....	17
第 3 章 全国調査データの解析方法 .....	18
3.1.データ解析の目的と解析疑問の設定 .....	18
3.2.調査概要 .....	20
3.2.1 調査目的と「子ども間で生じる性的な問題」の定義 .....	20
3.2.2 調査構成と項目内容 .....	21
3.2.3 児童の過去の逆境体験項目について .....	26
3.2.4 調査方法・手続き .....	27
3.2.5 回収率等基礎情報 .....	27
3.3.データ処理と解析概要 .....	27
3.3.1 データ処理 .....	27
3.3.2 統計解析手法の概説 .....	28
3.4.データ解析に関する留意事項 .....	31
3.4.1 暗数の存在(報告数 ≠ 発生件数) .....	31
3.4.2 関連性に関する結果と因果関係 .....	31
3.4.3 その他データに含まれる特性 .....	31
第 4 章 全国調査データの解析結果 .....	34
4.1.データ処理結果・基礎集計 .....	34
4.1.1 データ処理の結果 .....	34
4.1.2 主要項目の要約統計情報 .....	35
4.2.【結果 1】事案単位での解析 .....	61
4.2.1 情報量規準 .....	61
4.2.2 条件付き応答確率 .....	61
4.2.3 クラス構成割合と施設種別該当児童数 .....	65

4.2.4 考察と結果の利用可能性について .....	69
<b>4.3.【結果 2】子ども単位での解析 .....</b>	<b>70</b>
4.3.1 子どもの特徴別事案関与確率の推定 .....	70
4.3.2. 事案関与の有無および関与回数と子どもの特徴との関連 .....	75
4.3.3. 年齢別事案関与確率の推定 .....	82
<b>4.4.【結果 3】施設単位での解析 .....</b>	<b>89</b>
4.4.1 調査票単位(施設等種別ごと)での解析 .....	89
4.4.2 調査票間での共通項目を用いた全施設等種別レベルでの解析 .....	92
4.4.3 施設単位データセットでの解析結果のまとめ .....	93
<b>4.5.【結果 4】補足的集計(ACE 該当個数と事案関与の関係・懸念のある合意事案・同性間/異性間事案に 関して).....</b>	<b>101</b>
4.5.1 ACE 項目の該当個数別での事案関与児童の構成比 .....	101
4.5.2 正常好奇心範囲からの逸脱が懸念される合意事案の計上 .....	104
4.5.3 同性間・異性間での性的問題に関する構成比 .....	107
<b>4.6. 解析結果の総合的整理とチェックポイント構成への示唆.....</b>	<b>111</b>
4.6.1 解析結果の総合的整理と研究疑問への回答 .....	111
4.6.2 チェックポイントの構成に向けた調査データ解析からの示唆 .....	117
<b>第 5 章 チェックポイントの構成と解析知見の組み込み.....</b>	<b>122</b>
5.1. チェックポイント構成の狙いと手順.....	122
5.2. チェックポイントの内容収集と構成結果.....	123
5.3. チェックポイントの参照にかかる留意事項 .....	124
5.3.1. チェックポイントの想定活用場面 .....	124
5.3.2 各ポイントの読み方・捉え方 .....	125
5.3.3 チェックポイントにかかる限界点と留意事項 .....	125
<b>第 6 章 総合考察 .....</b>	<b>128</b>
<b>第 7 章 補足情報 .....</b>	<b>132</b>
7.1 統計解析手法に関する解説 .....	132
7.1.1 統計解析手法 1: 潜在クラス分析 .....	132
7.1.2 統計解析手法 2: 事案関与確率の階層ベイズ推定 .....	133
7.1.3 統計解析手法 3: ゼロ過剰ポアソン回帰の(階層)ベイズモデル .....	134
7.1.4 統計解析手法 4: 年齢ごとの発生トレンドの数理モデリングとベイズ推定 .....	135
7.2 解析結果の詳細・一覧 .....	137
7.2.1 内容別事案関与件数に係る児童特徴の解析結果(詳細数値).....	137
7.2.2 事案報告件数と施設等情報の関連に関する解析結果(詳細数値).....	149
<b>【引用・参考文献】.....</b>	<b>156</b>

# 第1章 総合要約

## <背景>

平成30年4月、児童養護施設における子ども間の性的暴力問題についての報道があり、当該報道等を一つの契機として「子ども間の性的問題」に関する実態把握や支援のあり方に関する議論の重要性が社会的にも認識され始めた。しかし、児童養護施設等の社会的養護関係施設における子ども間の性的な問題については、その実態把握がこれまで全国的になされてきておらず、当該問題の発生要件や、事案の関連要因についての知識も十分に蓄積されていない状況にあった。また、どのような行為や状況が「子ども間の性的問題」の対象とされ得るのかなど、問題を整理する上での専門知識が広く行き渡っているとは言えず、実態そのものを検知することや、当該問題についての共通理解を図ることにも困難があった。

このような状況を受け、平成30年度厚生労働省委託事業「児童養護施設等において子ども間で発生する性的な問題等に関する調査研究」(厚生労働省, 2019)によって、国内で初めてとなる全国規模の実態調査が実施された。同調査では、700件あまりの性的問題の発生報告(関与した子どもの数は1,371名)がなされたが、当該問題の特性に基づく「暗数の存在」を鑑みれば、実態としての発生件数や関与した子どもの数は実態調査での報告数を上回るであろうことが推測された。

## <目的と方法、成果物について>

今回の検討では、暗数等の制約を踏まえながら、現段階で集められた性的問題に関するデータを解析することで、当該問題に関する定量的な基礎知見を整理する。これに並行して、現場有識者の経験的知見を集約し、予防や早期発見、適切な対応を講じるための有用情報としてまとめる。そして、これらの作業を通じて得られた双方の知見を現場で活用可能な「チェックポイント」の形式にまとめてゆくことを目指した。

活用する調査データは、上述の調査(厚生労働省, 2019)で収集されたものを対象とする。ただし、当該前調査報告での集計時点(2018年3月上旬)から、事案等の報告データに部分的な追加組み入れ(締め切り後の回答)があることに留意されたい。統計解析は、データの特徴と目的に照らした手法を選択し、可能な限り多角的な観点から事案発生に関わる関連要因等の特定を目指した。また、現場有識者の知見集約は当該問題の予防等の取組について想定されうる領域を予め設定し、各識者のアイデアや実践している取組等の情報を募ることで整理した。

本調査事業によって、(1)施設等で生じる子ども間の性的問題に関する定量的知識と現場経験知に基づく基礎的な知見、(2)それらを踏まえた子ども間の性的問題の予防・早期発見・対応支援に関するチェックリストの作成を成果として呈示する。

## <研究対象範囲について>

本事業で対象とするのは、「社会的養護関係施設等で生じる子ども間の性的問題」である。これは、「子どもが関わる性的問題」という領域の中の一部に焦点を当てたものに過ぎない。したがって、当該データから示された結果を以ってしても「社会的養護関係施設等では問題の発生が多い」等の結論を述べることはできない。なぜなら、「子ど

もが関わる性的問題全体」という水準から捉えた際に、当該領域外の状況が把握されていないからである(図)。

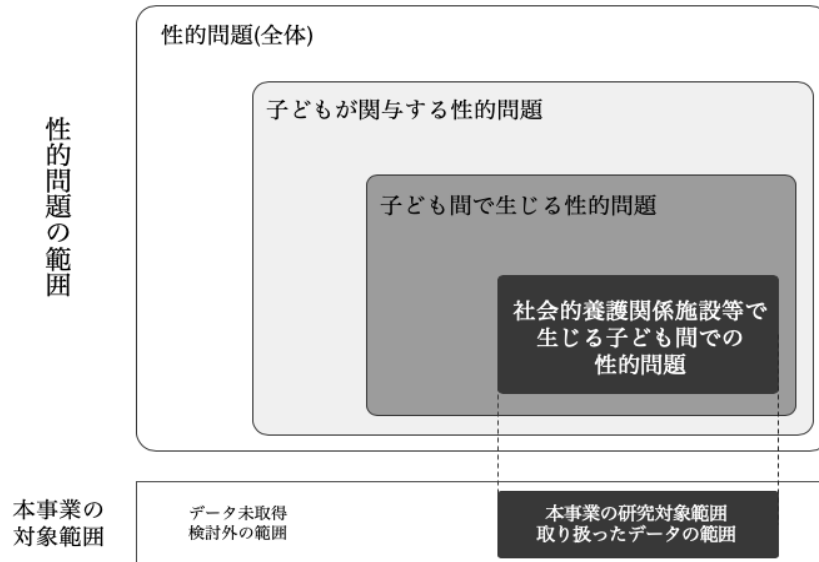


図 本事業で扱う「性的問題」の範囲に関する概念図

また、研究対象となる範囲を踏まえれば、本事業で得られる各種知見やチェックポイント等の資料が想定する範囲も、「社会的養護関係施設等で生じる子ども間の性的問題」に焦点化されることとなる。チェックポイントの適用範囲を「(社会的養護関係施設等への入所・委託されている子どもに限らない)子ども間で生じる性的問題一般」あるいは「子どもが関与する性的問題(大人の関与がある問題)」等へと広げて利用することは原則叶わないことに留意されたい。

#### <解析結果とチェックポイントの構成>

調査データを用いた統計解析の結果、(1)事案単位の解析では報告の得られた性的問題事案の様相を捉えるパターンが整理され、(2)子ども単位の解析では事案への関与に関連する予測要因や年齢等の要件が示唆され、(3)施設等組織単位の解析では問題の検知あるいは発生件数に関わる施設の取組等に関する示唆が得られた。これに並行し、現場有識者からは、当該問題への予防や早期発見、事案発生時の対応に関する数百の着眼点が寄せられた。

これらの結果を元に、「施設内における子ども間の性的問題に関するチェックポイント案」が作成され、その構成意図や留意事項を含めた活用方法がまとめられた。

#### <留意事項>

本事業における研究手続きや成果物の内容及び活用方法には、多くの留意事項が存在する。知識を適切に活用するために、本報告書及び成果物に記載された留意事項を必ず確認されたい。

## 第2章 調査研究の目的

### 2.1.背景

平成30年4月に児童養護施設における子ども間の性的暴力問題について報道があり、厚生労働省から発生予防等の対応について周知徹底する通知(平成30年4月27日子家発0427第1号 障障発0427第1号「児童養護施設等に入所する子ども間の性的暴力等の事案への対応について」)が発出された。これまで、児童養護施設等の社会的養護関係施設における子ども間の性的な問題については、その実態把握が全国的になされていない状態にあった。また、当該問題の発生要件や、事案の関連要因についての知識も十分に蓄積されておらず、実態そのものの検知や共通理解を図ることも困難があった。

このような状況を受け、平成30年度厚生労働省委託事業「児童養護施設等において子ども間で発生する性的な問題等に関する調査研究」によって国内で初めてとなる全国調査が実施された。その結果、1,865か所に及ぶ児童養護施設等(児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、自立援助ホーム、母子生活支援施設)や児童相談所(里親・ファミリーホームを対象)、一時保護所から回答が寄せられ、平成29年度中に把握・取り扱いがあった子ども間の性的問題の件数は合計700件あまり、合計(延べ)約1,371名の子どもの関与が報告された。ただし、当該問題の特性上、発見が困難な側面があることは否めない。報告された件数以外の暗数を想定すれば、実態としての発生件数や関与した子どもの数は当該報告数を上回るであろうことが推測される。

児童養護施設等で性的な問題が生じることについては、「被措置児童等虐待事例の分析に関する報告」(平成28年3月社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会・被措置児童等虐待事例の分析に関するワーキンググループ)の中で、「異年齢の子どもや大人の男女が集団で一緒に生活する環境は、その集団が信頼関係の構築を志向していても性的問題が起りやすい状況であり、誰でも加害者や被害者になりうるという理解が必要」と指摘されている(厚生労働省, 2016)。「子どもに関する性的問題」という課題領域の中でも、特に社会的養護施設等に在籍している子どもの性的問題に対する予防の重要性を示したものと言える。また、当該問題には、施設等の生活環境だけではなく、子ども個人の特性や生育環境、子ども間の関係性に関する要因などが複雑に関連しているものと考えられる。家庭の養育機能の不全による逆境体験や不適切養育によるトラウマ等を背負わされた子どもが一定数入所しているといった状況を考えると、その背景にある複雑さを想像することは難しくない。

したがって、当該問題に対する理解を深め、適切な予防策を講じるためには、多角的な視点を取り入れた複数の研究(対象についても少なくとも子どもの基本的特性や施設での生活条件の詳細、時間的経過、子どもをめぐる様々な性暴力・性問題全体の実態把握等を含むデータの分析が必要)の蓄積が不可欠となる。子どもの安全な生活の保障の観点から早急な予防策を講じることもさることながら、それと並行して、より効果的な対応方法を確立するための調査・研究を蓄積することが求められていると言えるだろう。



## 2.2.本事業の目的

前述した平成30年度の調査研究では、実態把握(報告件数、問題に関与した子どもの数等)という観点以外にも、当該問題の具体内容や児童養護施設等の生活環境、関与した子ども及び関与がなかったと考えられる子どもの特徴に関する情報を収集している。その目的は、同調査の報告書にも記載されているように、「実効的な支援と予防策の検討に資するために必要と考えられる分析等によって、問題事象に対する詳細な理解を得ること」であった。ただし、同調査だけで当該目的の全てを充足することは困難であり、多角的な観点から今後も継続して調査研究を積み重ねてゆく必要がある。

今回の検討では、現段階で集められた性的問題に関する基礎的知見を整理し、チェックポイントの形で、現場で活用可能な形式にまとめてゆくことを目指す。

活用する調査データは、上述の平成30年度の調査研究で収集されたものを対象とする。統計解析は、データの特徴と目的に照らした手法を選択し、可能な限り多角的な観点から事案発生に関わる関連要因等の特定を目指す。また、性的問題に関する基礎的知見は、先行する研究報告ならびに本調査研究・検討委員会の現場有識者等による知見を集約する作業を通じて整理する。

本調査事業によって、(1)施設等で生じる子ども間の性的問題に関する定量的知見と先行研究報告及び現場経験等に基づく基礎的な知見、(2)それらを踏まえた子ども間の性的問題の予防・早期発見・対応支援に関するチェックポイントの作成を成果物として呈示したい。

## 2.3. 成果物(チェックポイント)の内容と利活用場面想定

本事業では、社会的養護の生活場面における子ども間での性的問題に関する定量的な状況把握と、現場経験等に基づく基礎的な知見を照合・集約することにより、「子ども間での性的問題の予防・早期発見・対応に関するチェックポイント」を作成・提案することを目指す。

チェックポイントは、子ども間での性的問題に関する「対応マニュアル」や「ガイドライン」としての役割を担うものではなく、社会的養護に携わる児童養護施設等や児童相談所の職員が、子どもの安全や健全な発達を支える観点から、それぞれの環境や現状を見直す際の着眼点を示すものである。具体的には、「何に注目し、どのような観点からの情報把握が必要と考えられるか」「子どもの実態に即して、何を優先的に考え、その対応に向けて予め備えておくべき事項とは何か」「発達支援の観点」「早期発見を含む問題把握の観点」「再発防止の観点」など、様々な環境下にあっても共通するような基本的な留意点や注意点、重点的に考えるポイント、実施が推奨される観点を整理する。子どもの生活の質や、健全な発達といった総合的な観点との兼ね合いを随時考慮し、各施設等の運営理念や環境的制約などと照らし合わせて、援用可能な部分を活用されたい。

チェックポイントは、利活用場面の想定から、(1)施設全体のチェックポイント、(2)入所している子どもへの支援に係るチェックポイント、(3)事案発生・対応時に係るチェックポイントの大きく3つのパートで構成することとした。

「施設全体のチェックポイント」に関しては、定期的実施する職員や管理職側の自己点検(運営方針の定期的な見直し等)の機会に、振り返って利用する場面を想定している。

「入所している子どもの支援に係るチェックポイント」では、子どもが施設等に入所する際・入所前後で関係機関等から情報を収集する場面での活用を想定した。そして「事案発生・対応時に係るチェックポイント」に関しては、事案発生時の情報を整理し、その後の対応を検討する場面での活用が想定された。

なお、「入所している子どもの支援に係るチェックポイント」及び「事案発生・対応時に係るチェックポイント」については、「施設全体のチェックポイント」と同様の場面で入所している子どもや事案への対応状況を見直す際や、日常的な支援業務の中での振り返り(「もしも事案が発生したら」)を想定した話し合いの場などにおいても活用することができる。

ただし、2.1 背景等で述べたように、子どもに関する性的問題は複雑な背景事情を有しており、問題の発生や維持に関わるメカニズムにも複雑な構造が想定される。したがって、これらの問題に関する詳細な調査や解析を前提とした総合的な検討が以降も継続して必要となる。本検討は、そういった研究の文脈における限定的な解析と、その結果を含めた部分的な提案に留まるものであることを、改めて確認しておきたい。このような研究の背景に関する限界から、本事業で提示するチェックポイントは、一定期間の現場での試行的な活用を経て、使い勝手や有用性の評価を受け、追加・修正の作業を繰り返すことが求められるものとなる。

## 2.4. 基礎知識と用語の整理

### 2.4.1 子どもの性的行動に関する基本整理

子どもの性的行動には、子どもの発達の段階に応じて、また環境条件に応じて、自然で健全な行動から、早熟、遅滞、あるいは何らかの専門家による支援を必要とする行動まで、広く多様に分布することが指摘されてきた。これについては、平成30年度の調査研究報告書 第1章の3.「本調査における子ども間で生じる性的な問題の定義」の項で述べたとおり、この分野の権威である Johnson (1998, 2002, 2010) や Gil(1998)、藤岡(2016)らが、子どもの発達に伴う性行動を、子どもの性行動の発達に基づき、いくつかの段階に分け、統一的な評価による見立てを行って対応する必要性を述べていること、さらに藤岡(2006)は、本来的に自然な性行動と侵害的な性暴力に明確な境界を設けることは困難で、むしろ連続することとしてとらえる必要があること、現行の司法的手続きの要件に該当しない場合でも、他者に危害を加える侵害的な行為については対処が必要であると指摘し、性暴力の定義には具体的な行動の記述的分類だけではとらえきれない部分があるとして「同意」「対等性」「強要性」の有無等が、判断基準として必要であることを挙げている。

また、社会的・対人的文脈からの性的問題を考える立場からは、Bonner (1995)らの性行動の対人ルールや、NCSBY (National Center on Sexual Behavior of Youth) (2004)による性行動の分類があり、藤原・榊原(2015)はそれらから、「逸脱性(年

齢・発達段階に相応しないこと）」と、「加害・被害性（力関係や暴力の関与）」の観点から性的問題行動をとらえるという整理を行っている。さらに田口ら(2010)は、加害行為としての性犯罪を「身体的かつ、または心理的な性的被害を与える行為であり、被害を受けた人がその被害を認識する必要は無く、加害者に性的な目的があれば、行為自体に性的内容がともなう必要もない」と定義することを提案している。

これらの検討を踏まえ、本研究班では、調査における「子ども間で生じる性的な問題」を、「直接的な身体接触、非接触、具体的行為や被害内容が不明のままの疑い事案、加害－被害の関係ははっきりしないが、何らかの指導を要すると判断された事案までを含め、子どもが当事者となって生じた子ども間での性的な問題が、当該機関・施設等によって発見・把握された全ての事案」と定義した。

調査では、「子ども間で生じる性的な問題」の定義範囲を最大限広くとることで、包括的な事案情報の収集に務めた。一方で、子どもへの支援を講じるにあたっては、藤岡(2016)らの指摘するとおり、子どもの性行動の発達段階を踏まえた事案の的確なアセスメントに基づいた対応が必要となる。本事業では、問題が生じた際の子ども間の関係性や具体的な行為内容を押さえた上で、「逸脱性」を考察するために、次節の知見を学術的な参照基盤とした。なお、「問題の具体的な内容」及び「子ども間の関係性」に係る調査上の具体的な文言に関しては、3.2.1節を参照していただきたい。

## 2.4.2 正常な範囲内外の視点から捉えた子どもの性的行動

子ども間で生じる性的問題を考えるとき、基本的に子どもの性的行動は、子どもの発達過程で生じる自然で健康な正常範囲のものから、何らかの対人面・認知面の発達や社会性における問題を示すサインとなるものまでが、様々な要件を交えてではあるが、連続的に認められることが前提となる。

子どもの性的行動を子どもの発達の視点からみると、幼少期から概ね10歳前後、前思春期までの子どもの性とのかかわりは、それ以降の成人における性的感情や想像、動機や衝動性を伴う行為とは異なっている。こうした観点から例えば藤岡は、子どもの性的行動について、自然で健康な性的行動から専門家の支援が必要な行動までの目安、さらに性的問題行動の出現頻度とその要件等につき、先行する欧米の諸研究からの情報を具体的に紹介して検討している（藤岡 2016）。関係者の今後の検討に資するため、その一部を以下に引用する（表 1: 引用元の図を執筆者がレイアウト修正）。

表 1\* 性とセクシュアリティに関する行動 (幼稚園～小 4 ころまで) (Johnson, 2010)

自然で健全	要注意	専門家の援助が必要
性器や乳房、性交、赤ちゃんについて尋ねる。	性的な話題を怖がる。	好奇心が満たされた後もセックスについての質問を繰り返す。年相応以上の性的な知識を持つ。
トイレに入っている人を見る / のぞき見るのに興味を持つ。	他の人のトイレを見る / のぞき見し続ける	人を一人でトイレに入らせない
排泄や性器、性的な行動についての汚い言葉を使う。	両親に何度ダメだと言われても大人に汚い言葉を使う。	両親や親せきがその言葉を使っていなくても、学校や好きな遊びをしていないときでも汚い言葉を使い続ける。
他の人の体 (プライベートパーツを含む) で医者さんごっこをする。	何回ダメだと言われても、頻繁にお医者さんごっこをする。	他の子どもに服を脱ぐよう強制し、プライベートパーツを触ったり、プライベートパーツにもものを差し込む。
男の子・女の子が赤ちゃんの誕生に興味を持つ。	男の子が自分にも赤ちゃんができるだろうと信じる。	赤ちゃんや性交について恐れったり怒ったりする。
寝るとき、緊張したとき、興奮したとき、怖い時に自分の性器を触る (気持ちいいから)。他の人にプライベートな場所で自分の性器を見せる。	ダメだと言われても公共の場で性器を触り続ける / 露出する。両親にダメと言われても家具やその他のものに正気をこすりつける。	学校や他の場所で怒りや権威者への軽蔑を表すために性器を露出する。
お母さん・お父さんごっこをする。	服を着た他の子どもに繰り返し抱きつく。人形やぬいぐるみと繰り返し性的な行動のまねごとをする。	裸の人に抱きつく。他の子どもと性交する。性的な接触を子どもや大人に矯正する。
異なる性別の子どもを下品だ、バイキンドだと思って追い払う	他の子どもが本気で嫌がっても汚い言葉を使う。	習慣的にセックスや性行動について話す。性に関する話でたびたびトラブルを起こす。
友達と、セックスについて、彼氏彼女を持つことについて話す。	性に関する話でトラブルを起こす。	異なる性別の子どもを下品だ、バイキンドだと思って追い払う
トイレや着替えの際にはプライバシーを求める。	着替えを見られるとひどく怒る。	プライバシーを要求することについて攻撃的になったり恐れったりする。
汚いジョークを話したり聞くことを好む。性的な声を出すこともある。	汚いジョークを言い続け、例えばため息やうめき声のような性的な声を出す。	学校や遊びが終わった後も汚いジョークや性的な声を出す。
同い年の子どもとセックスや性のセクシュアリティに関わるゲームをして遊ぶ。	年下 / 年上の子どもと性やセクシュアリティに関わるゲームをしたがる。	他の子どもたちに性的なゲームを強制して嫌がられる。
人形に性器を描く (芸術表現のために、人形が裸なので)。	裸の人形に性器を描くが、他の人形や服を着ているものには描かない。体に対して性器の大きさが大きい。	性器が絵のメインとして描かれる。セックス、グループセックス、獣姦、サディズム、マゾヒズムを描く。

\* 表の引用: 藤岡淳子 (2016). 性暴力の理解と治療教育 児童精神医学とその近接領域 57(3), 372-378( 表の引用: p373). 引用元の Jonson(2010): Johnson, T.C.(2010). Understanding children' s sexual behaviors: What' s natural and healthy. San Diego, CA. Institute on Violence, Abuse and Trauma.

また、上に紹介した分類: 「自然で健康」「要注意」「専門家の援助が必要」の3区分に加えて、問題行動としての対応を考える際の区分として、Johnson らが呈示している性問題行動についての4区分の考え方がある。これは性的問題行動全体の分類で

はなく、性的行動を起こした子どもの区分である。本調査研究ではこの区分を採用し、概略を呈示しておきたい (Johnson, 1998)。

本区分の基準は「発達的な遅れがない12歳以下の男女」を基準としており、各区分の間には当然、境界にわたるグレーゾーンがある。また、それぞれは固定的に扱われるものではなく、時間的経過や場面条件による変動も想定しておかなければならない。さらに、事象に関する正確な情報が常に得られているとは限らないので、十分に客観的で正確な情報が得られているかどうか、情報評価にあたっては、慎重かつ継続的な情報収集とそれに応じた確認や修正が必要である。

分類区分は以下の4区分となる。

- |                                   |
|-----------------------------------|
| I 正常な性的表現行動                       |
| II 過敏で活性化した性的反応行動                 |
| III 広範囲に及ぶ相互的な性行動 (強制・暴力を伴わない)    |
| IV 加害性・侵害性の強い性攻撃行動 (しばしば強制・暴力を伴う) |

#### (1) 「I 正常な性的表現行動」の区分

グループIは、先に示した「自然で健康」の分類とほぼ一致する。ただし、複数の子ども間、集団内でそうした行動が発生した場合、主導的な子どもと従属的、あるいは受動的な子どもでは、当然その経験の意味も経過も異なっている。ある子どもにとっては、自然で健康な探索的行動の範囲内に収まる行動であったとしても、それに接した他の子どもにとっての意味は異なるかもしれない。年齢差、発達状況に違いのある子ども、異年齢の子ども間での出来事の場合、特にこの点に配慮を要する。

#### (2) 「II 過敏で活性化した性的反応行動」の区分

グループIIは、基本的には発達状況に比してそれほど逸脱的ではないが、日常生活上のバランスとしてみたとき、性的な話題・出来事に過敏・過剰な反応を示している行動群を指す。こうした行動群は、子どもの易反応性や興奮のしやすさを示していることもあるが、広汎性発達障害等で認められる固執性は、別に検討すべき特性がある。性的な話題・出来事に焦点化された反応が過剰にみられる場合には、生活上・発達上の何らかのストレスや環境刺激を反映していることが多い。ストレスの中には、過去の生育歴にかかわる出来事が関係している場合もあれば、現在の生活場面でのストレスが関係している場合もある。子どもと環境とのかかわりについては、子どもの内的な圧力の強さによることもあれば、外的な圧力を反映していることもある。

グループIIの行動像の一部には、その後の経過の中で何らの性的侵害・被害問題に発展するような潜在的関係性を反映していたり、過去の複数の性被害やそれに関連する出来事の反映が認められる事案も存在することに注意が必要である。

当然の事ながら、グループIとの境界は曖昧であり、子どものこれまでの生育歴、行動の内容、頻度、場面、時間的経過などをみて評価する必要がある。一方、グループIIIとの境界は、より慎重な評価を要する。グループIIIの基準に照らして、その子どもの発達状況にそぐわない内容や、高い頻度、対人的な影響・波及が憂慮される場合には、子

どもが置かれている現在の環境の評価、発達上の課題、対人的なストレスなどの評価と共に、その行動が他の子どもに与える影響を評価して、グループⅢとしての検討を行うことも必要とみられる。

### (3) 「Ⅲ 広範囲に及ぶ相互的な性行動（強制・暴力を伴わない）」の区分

グループⅢは、明らかな問題行動群であり、専門家の支援を要する群である。広範囲に及ぶ性的なやりとりが1対1の間でか、より多くの子どもの間で行われる。グループⅣとの違いは、対人行動に加害性、攻撃性、支配・従属関係等が認められる場合や、性的行動が基本的に性暴力行為と認められる場合にはⅣ、それが認められない場合にはⅢという区分をまず考える。グループⅢで認められる性的行動の多くは、本来的には子どもの発達において、年齢がふさわしければ正常範囲内に属する行動が、それに該当しない年齢段階で表現されているものである。ただし多くの場合、明確ではない同意と受動的な対人状況が明確な共謀・承諾・同意状況の中に混在しており、そのまま加害・被害の関係性へと発展しかねない状況があることに注意が必要である。

このグループの子どもの性的行動を理解するためには、単に事実経過や発達状況、環境評価を行うだけでなく、具体的な性的行動のモデルは何か、「どこで誰がどのようにしてその性的行動を学習したのか」、「誰がいつその性的行動をどのような形で開始したか」を明らかにする必要性が高い。複数の子どもが相互に関与する性的行動では、グループⅡとグループⅢが混在する状況、グループⅣが混在する状況、それらが時間経過の中で推移してきたとか、今後も継続的に変遷していく可能性がしばしば見られるので注意が必要となる。

### (4) 「Ⅳ 加害性・侵害性の強い性攻撃行動（しばしば強制・暴力を伴う）」の区分

グループⅣは、深刻な性暴力問題群であり、専門家の支援、加害をした子どもへの性暴力加害に関する治療教育的なアプローチが必須となる群である。子どもの安全のために、厳格な行動規制や接触制限が不可欠となる行動群でもある。

グループⅣの特徴は、その行動が性暴力行動であること、対人行動としても一方的な加害性、攻撃性が認められ、時には強引で暴力的な支配関係を伴う性暴力行動である。対人行動には、服従的な協力者・共犯者の存在や、口止め、巻き込み、脅しといった様々な対人的な支配を目的とした暴力行動が伴うこともある。また、明確な脅しや脅迫といった直接的な行為を必要としないような支配・強制関係がすでにできており、その場面では、単に服従させるだけであったり、何の前触れも前提条件も無く、不意打ちをかけるだけの場合もある。表面的にみられている出来事に暴力的攻撃性が認められないからといって、安易にグループⅢに属する出来事とみなしてしまわない慎重さが必要となる。

このグループの子どもの性的行動を理解するためにはグループⅢの区分以上に詳細で専門的なアセスメントが必要であることが指摘されており、それに基づいた治療教育が必要となる(藤岡 2006)。

子どもの性的行動を発達的観点から理解すると共に、具体的に気になる行動が認められた際、その行動の問題性をどのように理解し、対応するかは、重要な課題である。たとえ自然で健康な性的行動であったとしても、単純にそれを放置してよいことにはなら

ない。社会的養護における健全育成上の配慮として、また子どもの表現に対する養育者からの適切な応答として、性に関する教育や対人・社会的な成長に資する心理教育等を提供することが重要となる。

他方、侵害的・加害的な問題行動が疑われる場合には、被害にあったと思われる子どもの安全を図るとともに支援を開始すること、加害にかかわったと思われる子どもへの介入的支援、および、その問題が発生した集団全体への慎重な調査と見守りが必要となる。個別的には加害にかかわった子ども、被害にあったとみられる子ども双方への治療・教育的ケア・支援の提供と、それに関与したか、影響を受ける可能性があるすべての子どもと集団への配慮が必要となる。いずれについても、対象となる事象、関係する子どもへの慎重なアセスメントと組織的な治療的・教育的関与が必要となる。

こうした対応の詳細や、その体制整備、検証的評価については、本調査研究の範囲を超えているため、これ以上の言及を控えるものとする。

## 2.4.2 本稿で使用する用語について

本稿で使用する用語の指し示す範囲や使用意図を表2に整理する。各種解析結果や考察が過度に一般化されないためにも、必ず用語の定義範囲を確認してほしい。

表2 以降、本稿で使用する用語に関する整理

用語	定義・説明
“性的問題”	本報告書では、特に断りのない限り、「社会的養護関係施設、一時保護所、里親等に措置/委託されている子ども間で生じる性的な問題」のことを指す。その具体的な内容については、3.2.1節を参照。
“(児童養護)施設等”	本報告書では、特に断りのない限り、実態調査の対象となった「社会的養護関係施設、一時保護所、里親・ファミリーホーム」を含む施設や組織全体を指す。
“精神障害”	調査収集時点の用語であり、統合失調症等に限らず、様々な精神疾患(不安や抑うつ、トラウマや強迫、睡眠や摂食などの各種精神・心理的症状)がここに該当し得ることを想定している。本文中では、調査票との正確な対応関係から一貫して、当該用語を使用するが、その内容・解釈には留意が必要である。 また、「発達障害」については別項目を設定して調査を実施していることから、「精神障害」には本事業では含まれていないことに留意されたい。

## 第3章 全国調査データの解析方法

本章では、平成30年度厚生労働省委託事業「児童養護施設等において子ども間で発生する性的な問題等に関する調査研究(平成31年3月)」にて収集された(厚生労働省, 2019)、全国調査データを用いた解析結果と、その方法について整理する。解析によって得られた結果は膨大なため、報告事項は要点に留め、その他詳細は第7章の補足資料に譲る。なお、各種統計解析の結果を解釈する際には、調査の方法や得られたデータの内容、解析手法を踏まえる必要がある。結果を引用等で利用する際には、その取扱に慎重な姿勢が求められる。

### 3.1. データ解析の目的と解析疑問の設定

#### (1) データ解析の目的

解析の目的は、本事業の目的にも示したとおり、「施設等で生じる子ども間の性的問題に関する定量的知見を得る」ことにある。具体的には、事案の発生や事案への関与に関連する施設等あるいは子どもの特徴を抽出する解析を中心に実施することで、「施設等において子ども間で発生する性的な問題の予防および早期発見を目指すための基礎知見」を得る。

なお、予防や早期発見を図るためには、問題の発生メカニズムや詳細な発生要件、あるいは因果関係の特定がなされることが本来的には望ましい。しかし、因果関係や発生メカニズムの探索には、幾層にもなる調査研究の蓄積が不可欠であり、したがって単一の調査事業等で容易に実現できるものではない。こういった前提を踏まえ、本事業では、児童養護施設等において子ども間で発生する性的な問題の予防や早期発見を目指すにあたり、「問題の発生に関連すると考えられる要因の抽出を行う」ことをデータ解析の主眼とした。

関連要因の抽出は、例えば「どのような子どもの特徴が子ども間での性的問題への関与と関連するか」といった研究疑問を扱うことを意味する。これは、子どもの特徴が問題の「原因」であることを示すものではなく、あくまで「関連性」を示唆するものであり、言い換えれば「問題発生の予測要因」や「発見の糸口」として解釈される結果を提示するものである。以下では、こういった関連性の解析を中心に、本章で扱う解析トピックの整理と研究疑問を定立する(表3)。なお、トピックに対応した解析手法の概要は第7章の補足資料に詳述する。



## (2) 解析トピックと解析疑問

表3 本調査研究で扱う解析トピックと研究疑問

解析単位区分	解析トピック	研究疑問	解析手法
事案単位	事案パターンの分類	児童養護施設等において子ども間で発生する性的な問題には、どのようなパターンがあるか	潜在クラス分析
子ども単位	子どもの特徴と性的問題関与との関係1	子どもの心身の障害や過去の逆境体験の有無で、観測された性的問題への関与率に差があるか？	二項ベータ分布を用いた該当率の差の推定(階層ベイズ)・平均値の差の推定(階層ベイズ)
子ども単位	子どもの特徴と性的問題関与との関係2	どのような子どもの特徴が、性的問題への関与報告の有無に関連するか？	ゼロ過剰ポアソン回帰の階層ベイズモデル
子どもの単位	子どもの年齢別での性的問題の該当率の推定	性的問題への関与報告に好発年齢はあるか？	年齢での発生トレンドを記述する数理モデルとベイズ推定
施設単位	施設特徴と事案報告件数との関連	どのような施設の特徴が事案報告件数と関連するか？	ゼロ過剰ポアソン回帰の階層ベイズモデル

表3に示した解析トピック「事案パターンの分類」では、得られたデータにおける性的問題事案から特徴のあるパターンを抽出する。これにより、「問題事案にはおよそどのようなパターンが想定されうるか」について、事案の様相を把握する。

### ① 子どもの特徴と性的問題関与との関係1

この解析トピックでは、子どもの障害の有無と過去の逆境体験の有無別で事案への関与報告に差があるか検討する。事案関与を未然に予測するための基礎資料とする。

### ② 子どもの特徴と性的問題関与との関係2

この解析トピックでは、障がいや逆境体験の有無、年齢や性別等を含めた子どもの情報と報告事案へ関与回数との関連を検討する。これにより、「どのような特徴を持つ子どもが性的問題に関与しやすいか」について検討する。

### ③ 子どもの年齢別での性的問題の該当率の推定

この解析トピックでは、子どもの年齢別で性的問題事案への関与率を推定し、「何歳頃から事案への関与が始まり、何歳頃にピークとなるのか」について検討を行う。予防策を講じる対象年齢を検討する際の参考資料とする。

### ④ 施設特徴と事案報告件数との関連

この解析トピックでは、では、予防等の取組状況などの施設特徴と事案の報告件数との関連を検討し、「どのような施設の場合位に、事案報告がなされるのか、あるいは報告件数が多くなるのか(または少ないか)」について知見を得る。

なお、ここでの解析トピックは調査データ取得後に計画されたものである。性的問題の報告(0 または 1)にデータ上の大きな偏りがあるため(imbalanced data: クラス不均衡)、解析が実質的に実行可能か否かを検討した上で分析の内容と粒度を定めている。利用したデータの具体的な情報は 4.1 節、および、必要に応じて各分析トピック 内に整理する。

## 3.2.調査概要

本節では、解析に利用する、平成 30 年度調査研究(厚生労働省, 2019)の調査内容・手続きについて概説する。調査実施手続きに関する詳細事項等については、同報告書を適宜確認されたい。

### 3.2.1 調査目的と「子ども間で生じる性的な問題」の定義

平成 30 年度調査研究事業の実施時点での調査目的は、「全国の児童養護施設や里親家庭等で起きている、特に子ども間で発生する性的な問題の実態把握を中心に調査するとともに、有識者等による検討・分析を行い、問題の発生予防に資すること」であった(厚生労働省, 2019)。すなわち、第一の目的(あるいは研究開始にあたっての第一段階の目標)が「実態把握」にあり、データ取得方法も実態把握を主眼とした構成がなされた。

具体的には、「対象施設ごとの事案件数」を中心として、「事案の内容」「関与した子どもの基礎情報」「施設単位の基礎情報」などが収集された。調査対象組織には、(1)自治体、(2)児童養護施設等、(3)一時保護所、(4)児童相談所(管轄する里親・ファミリーホームが対象)が含まれている。

このとき、「子ども間で生じる性的な問題」を調査上どのように定義するかは難しい課題とされた。具体的には、被害・加害の関係性が比較的明白な事案から、関係性の確定自体が困難、被害・加害が混在しているとみられる事案、双方合意と主張される事案や恋愛関係の中での行為など様々な場合が想定され、関係性一つをとっても複雑多様で明確な線引きが困難であることがわかる。したがって、上述のとおり、同調査では、「『子どもが当事者となって生じた子ども間での性的な問題』が、当該機関・施設等によって発見・把握された全ての事案」との形で子ども間の性的問題の定義が扱われた。ここには、「直接的な身体接触、非接触、具体的行為や被害内容が不明のままの疑い事案、加害ー被害の関係ははっきりしないが、何らかの指導を要すると判断された事案」

まで、性的な問題と考えられるもの全てを含むという前提が含まれている。また、「施設等が把握できていない事案は、調査で完全に扱うことができない」という暗数の前提も含まれている。

これらの要件を踏まえ、同調査では「問題の具体的内容(表4)」「問題が生じた子ども間の関係性」「把握された行為についての子ども間での合意の有無」「関係した当人自身の当該行為についての社会通念上、問題性のある行為と認識していたか」について、性的問題に関わる要件を重層的に尋ねる方式が採用された。

表4 調査で扱われた子ども間で発生する性的問題の具体的内容の一覧

◆問題の具体的内容	
1. 直接接触（挿入あり 口・肛門・性器への何らかの挿入行為）	2. 直接接触（非挿入）
3. 直接接触（挿入不明）	4. 非接触（被写体にされた）
5. 非接触（性行為の目撃）	
6. 非接触（入浴時等に裸体を再三見られる、服を脱がされる）	
7. 非接触（動画・印刷物などポルノに曝す）	8. 非接触（画像・映像を SNS に曝す）
9. 売春、援助交際の強要	10. 被害内容不明のままの被害
11. その他	

合意の有無に関しては、「当事者となった全ての子ども間で合意があったか」を基準とし、部分的合意や明確な合意が確認できない場合は「合意事案」とは区別して扱われた。

### 3.2.2 調査構成と項目内容

前節の目的と定義を踏まえた上で、4つの組織を対象とした調査の構成について概説する(図1)。

#### (1) 自治体調査

全国の都道府県・政令市・児童相談所設置市を対象とする自治体調査では、施設単位での調査票のみを用いた調査が行われた。調査票の主たる内容は、子ども間で発生する性的問題の把握状況と、予防等取組の実施状況に関する設問で構成された。

#### (2) 児童相談所調査

児童相談所調査では、所管する里親・ファミリーホームで発生した事案単位での性的問題の把握状況や予防等取組に関する施設単位の調査票に加え、事案に関与した子ども(個人票A)、あるいは、関与しなかった子ども(個人票B)の特徴項目を含む子ども単位の調査票が扱われた。

#### (3) 一時保護調査

一時保護所調査では、性的問題の当事者とならなかった子どもに関する子ども単位の調査票が扱われず、事案に関与した子どものみに関する情報の収集が行われた。

#### (4) 社会的養護関係施設調査

社会的養護関係施設調査では、児童相談所と同様の構成での調査が実施された。ただし、施設種別や施設規模など、組織種別に合わせて一部異なる設問項目が含まれた。

①自治体調査（対象：全国の全都道府県、政令市、児童相談所設置市）	
自治体票	・自治体（本庁）における全体的な把握状況及び取組状況
②児童相談所調査（対象：全国の子児童相談所）	
児童相談所票	・児童相談所における一般的な取組状況 ・所管する里親・ファミリーホームでの性的な問題がある事例の把握状況
個人票 A	里親・ファミリーホームに平成 29 年度に在籍していた子どものうち、平成 29 年度に生じた性的な問題の当事者となったすべての子どもの状態像及び性的な問題の状況
個人票 B	里親・ファミリーホームに平成 29 年度に在籍していた子どものうち、平成 29 年度に生じた性的な問題の当事者となっていないすべての子どもの状態像
③一時保護所調査（対象：全国の全一時保護所）	
一時保護所票	・一時保護所における一般的な取組状況 ・一時保護所での性的な問題がある事例の把握状況
個人票	平成 29 年度に一時保護されていた子どものうち、平成 29 年度に生じた性的な問題の当事者となったすべての子どもの状態像及び性的な問題の状況
④社会的養護関係施設調査 (対象：全国の子児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム)	
施設票	・施設等における一般的な取組状況 ・施設等での性的な問題がある事例の把握状況
個人票 A	施設に平成 29 年度に入所していた子どものうち、平成 29 年度に生じた性的な問題の当事者となったすべての子どもの状態像
個人票 B	施設に平成 29 年度に入所していた子どものうち、平成 29 年度に生じた性的な問題の当事者となっていないすべての子どもの状態像及び性的な問題の状況

図 1 平成 30 年度実施「児童養護施設等において子ども間で発生する性的な問題等に関する調査」調査構成(引用: 厚生労働省(2019). P1「調査実施ガイドライン 2. 調査」より)

これらの調査票で取得された項目内容の概要を、対象組織ごとに表 5～8 に示す。なお、詳細な調査項目と実際に提示された調査票内容は、平成 30 年度調査報告書の巻末資料(URL: <https://www.mhlw.go.jp/content/000504698.pdf>)を参照されたい。

表 5 調査票別の主要項目内容(①自治体調査)

対象組織	調査票	評価単位	項目	備考
自治体	自治体票	組織	問題を把握する仕組み	解析不使用
			問題を把握するための定義・基準	解析不使用

			H29 年度で把握した件数/実人数	解析不使用
			実施している予防等取組	解析不使用
			性的な問題に関して担当部署が感じている課題	解析不使用

表 6 調査票別の主要項目内容(②児童相談所調査)

対象	調査票	評価単位	項目	備考	
児童相談所	児童相談所票	組織	管内の里親世帯数・ファミリーホーム数		
			委託人数および問題の把握件数		
			予防等の取組状況	組織間共通	
			問題発生時の対応方針	組織間共通	
			取組の定期的見直し状況	組織間共通	
			性的問題に関して感じている課題	組織間共通	
	事案	事案	事案発生状況/問題の内容/発生数等	組織間共通	
			問題の発生場所/発生後の対応内容	組織間共通	
	個人票	個人票	事案	問題の発生年月/問題把握年月	組織間共通
				子ども間の関係性/合意の有無/各子どもの立場/不適切性の認識/保護者への説明の有無	組織間共通
			児童	性年齢/委託先種別/担当者経験年数	
				障害等有無/分離前の逆境体験	

			委託以前の性加害経験	
			里親等委託開始年月/終了年月	

表7 調査票別の主要項目内容(③一時保護所調査)

対象	調査票	評価単位	項目	備考	
一時保護所	一時保護所票	組織単位	施設の総定員数/個室の有無		
			入所している子どもの人数(年齢・性別別)		
			男女の接触制限の有無		
			予防等の取組状況	組織間共通	
			問題発生時の対応方針	組織間共通	
			取組の定期的見直し状況	組織間共通	
		性的問題に関して感じている課題	組織間共通		
		事案単位	事案発生状況/問題の内容/発生数等	組織間共通	
	問題の発生場所/発生後の対応内容		組織間共通		
	個人票	事案単位	事案単位	問題の発生年月/問題把握年月	組織間共通
				子ども間の関係性/合意の有無/各子どもの立場/不適切性の認識/保護者への説明の有無	組織間共通
		子ども単位	子ども単位	性年齢/委託先種別/担当者経験年数	事案に関与した子どものみ
障害等有無/分離前の逆境体験				事案に関与	

				した子どものみ
			委託以前の性加害経験	事案に関与した子どものみ
			一時保護開始年月/終了年月	

表 8 調査票別の主要項目内容(④社会的養護関係施設調査)

対象	調査票	評価単位	項目	備考	
社会的養護関係施設	施設票	組織単位	施設種別/認可定員数/養育単位/入退所児童数		
			予防等の取組状況	組織間共通	
			問題発生時の対応方針	組織間共通	
			取組の定期的見直し状況	組織間共通	
			性的問題に関して感じている課題	組織間共通	
	個人票	事案単位	事案単位	問題の発生年月/問題把握年月	組織間共通
				子ども間の関係性/合意の有無/各子どもの立場/不適切性の認識/保護者への説明の有無	組織間共通
		子ども単位	子ども単位	性年齢/担当者経験年数	
				障害等有無/分離前の逆境体験	
				委託以前の性加害経験	
				入所年月/退所年月	
				入所(措置)理由	

表5～表8に示した代表項目には、対象組織間で共通するものと、対象組織の種別ごとに異なるものが含まれた。解析手法の仕組みから、共通の取れない項目は適宜除外を行なった。また、自治体調査では子どもや事案に関する情報が取得されていないため、解析手続きにはデータを含めなかった。

### 3.2.3 児童の過去の逆境体験項目について

本調査では、性的問題に関する組織や関与した子どもの実態を把握するための項目の他、「小児期の逆境体験(Adverse Childhood Experience: ACE)」に関する情報を収集している。具体的な測定項目としては、過去の身体的虐待等の被害経験の有無や、家庭の機能不全に関する項目などが採用されている。ACEは、様々な課題との関連性が検討されており、調査・研究の大規模なフレームワーク(参照:<https://www.cdc.gov/violenceprevention/childabuseandneglect/acestudy/journal.html>)として世界的に利用されている。関連性が検討されている対象は、各種精神疾患(Mental Health, 例えば Edwards et al., 2003)や性的虐待の被害関与(Child Sexual Abuse Victims, 例えば Dube et al., 2005)、性的リスク行動(Sexual Risk Behavior, 例えば Hillis et al., 2001)など、本事業と関連性の高いものも複数含まれている。

ACEに関する情報収集の一つの目的は、事案関与報告のある子どもならびに事案への関与報告のない子どもについて、それぞれどの程度、過去の逆境体験を経験しているかを調べることである。ACEは、測定対象の明確さや(過去の事実情報を客観的に調べることで定量化できる)、事案内容との概念的関連性、事案に対して時間的に先行していること(予防策を検討する際に有用)、既に方法論の整備が進んでいることや、関連概念を含めた基本的知識が整備されていること、国際的な研究結果と比較可能な尺度を用いることで、先行知見を援用しやすいなどといった利点から、国内における「施設等で生じる子ども間の性的問題」との関連を検討する第一の指標として有用であると考え採用した。

-----  
<ACE研究に関する参考書籍>

Gordon Asmundson, Tracie Afifi (2019). Adverse Childhood Experiences 1st Edition: Using Evidence to Advance Research, Practice, Policy, and Prevention, Academic Press.(<https://www.elsevier.com/books/adverse-childhood-experiences/asmundson/978-0-12-816065-7>, Last Accessed 2020-03-19)

Roberta Waite & Ruth Ann Ryan(2019). Adverse Childhood Experiences: What Students and Health Professionals Need to Know, Routledge press.



### 3.2.4 調査方法・手続き

実施方法: 郵送配布・郵送回収(自己記入式)

実施時期: 調査票(個人票 B 以外) 平成 31 年 1 月 10 日 (木) ~2 月 1 日 (金)

個人票 B 平成 31 年 1 月 10 日 (木) ~2 月 21 日 (木)

### 3.2.5 回収率等基礎情報

調査で得られた回収件数・回収率を以下に示す(表 9)。なお、集計値は 3 月上旬までに得られたデータを用いた件数であり、個人票 A は問題の把握件数が 0 件の場合は作成されないため下記表からは除外されている。

表 9 調査回答状況に関する報告書記載事項  
(引用: 厚生労働省(2019).P5「回収状況」より)

種 類	発送 件数	自治体票、児童相談所票、 一時保護所票、施設票		個人票 B	
		回収件数	回収率	回収件数	回収率
自治体調査	69	69	100.0%	-	-
社会的養護関係施設調査	1040	763	73.4%	296	28.5%
児童養護施設	603	445	73.8%	147	24.4%
児童心理治療施設	46	37	80.4%	11	23.9%
児童自立支援施設	58	50	86.2%	24	41.4%
自立援助ホーム	147	83	56.5%	49	33.3%
母子生活支援施設	186	148	79.6%	65	34.9%
一時保護所調査	137	108	78.8%	-	-
児童相談所調査	212	162	76.4%	50	23.6%

なお、実態調査報告時に使用された表 9 のデータと、以下で取り扱うデータ解析時のデータには若干異なる点が含まれている。具体的には、昨年度報告書作成時点では回収されていなかったデータが追加されたことによる件数増加と(2019 年 4 月 9 日に最終データを確定)、解析時に必要不可欠となる組織 ID 番号等の主要変数の欠損などによるデータの減少が一部生じていることに留意されたい(4.1.1 節参照)。

## 3.3. データ処理と解析概要

### 3.3.1 データ処理

本解析では、性的問題の発生報告件数と、施設や子どもの特徴との関連性を扱う。ここでは、「施設の要因が強いと考えられるのか、子どもの特徴によって説明されるの

か」等を考慮する必要があるため、施設単位のデータセットと子ども単位のデータセットを結合して扱う必要が生じる。同様に加害/被害事案の発生件数と施設特徴との関連」など、施設の特徴に着眼した解析を行う際には、事案単位のデータセットと施設単位のデータセットを結合する作業が必要となる。また、子ども単位と事案単位の情報に着目すれば、「小学生女子と中学生男子の関わる同意事案」といったパターンの検出や、「どのような子どもが、複数名の関わる加害/被害事案に関与しやすいか」といった疑問についても検討することが可能になる。そこで、本解析では(1)施設単位のデータセット、(2)子ども単位のデータセット、(3)事案単位のデータセットの三種類を互いに結合し、新規に意味のある変数を生成する形式で解析に組み込んだ(図 2)。

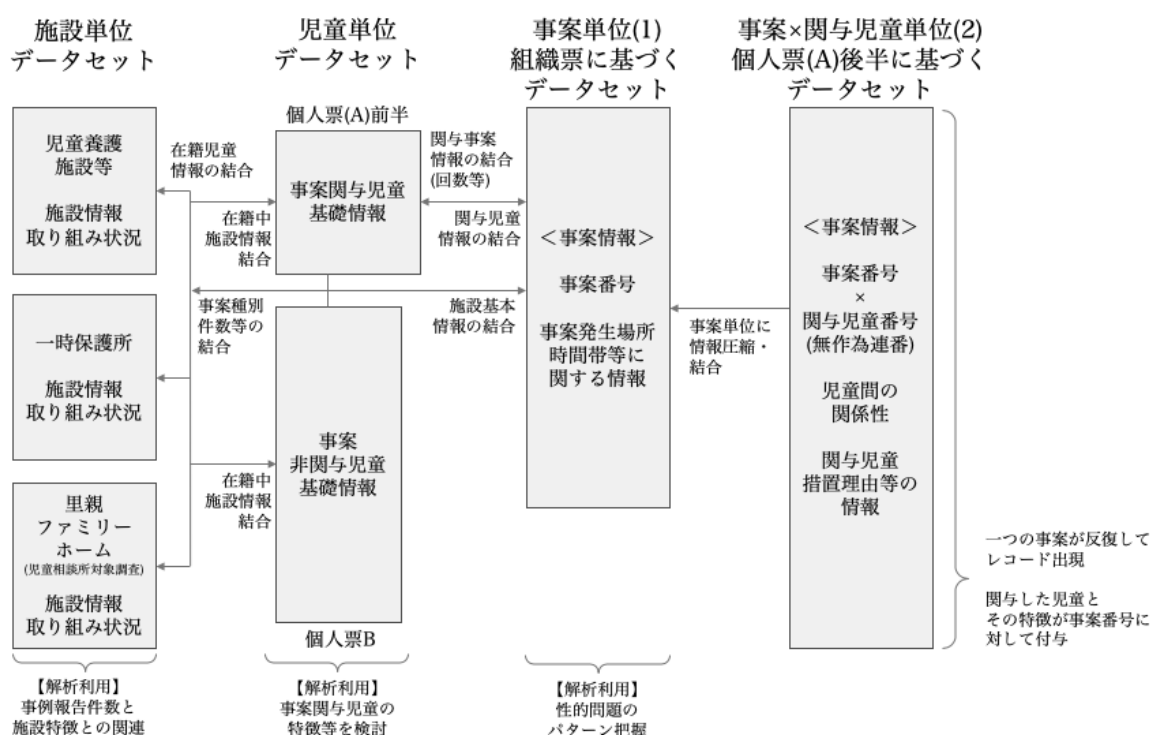


図 2 データの処理プロセス

データの処理ならびに統計解析の実施には、統計解析環境 R(version 3.5.2, R Core Team, 2018)を利用した。このとき、ベイズ推定を実施する際には、確率的プログラミング言語 STAN(version 2.21.0, と、R から STAN を利用する際のパッケージ rstan(Stan Development Team, 2018)を利用した。

### 3.3.2 統計解析手法の概説

解析計画をその大きな枠組みから整理すれば、「解析的検討の基本的な枠組みに合わせてデータを収集する」場合と「データの特徴に応じて解析手法を柔軟に選択・構成する」場合の二つに大別される。

本事業で扱うデータを収集した調査は、第一に「実態把握」を目的としていた。その上で、第二に予防策や関連知識を得るために、単一の調査範囲内で可能な範囲の「性的問題の関連要因の検討」が計画されていた。調査の段階で予め定式化されていた「事案に関与した子どもと、関与のなかった子どもの中で、在宅時の過去の逆境体験の該当率に差があるか？」といった疑問については、「該当率の比較」といった基本的な解析的枠組みに沿って収集されたデータとなっている。このようなトピックに関しては、広く知られた解析の枠組みで十分に検討することができる。

一方、実態把握としての調査の結果得られた得点の分布や、そこから想像される副次的な疑問については、データの特徴に合わせた解析手法の選択・構成によって対応する必要がある。本事業では、性的問題等の該当データが発生する背景に数量上の仮定的メカニズムを暫定し、そこから示唆を得るための「統計モデリング」手法をいくつか採用している。得られているデータから、可能な限りの知識を引き出そうとする試みである故に、解析にいくつかの「仮定」を置いてそれを実施している。そのため、解釈が成立する前提条件(解析上の仮定)を自覚し、現実へ向けた示唆に根幹からの制約があることを予め了解しておく必要がある(解析で示される結果は、解析に与えた仮定を満たす場合においてしか成立せず、「真実」という言葉で形容されるものではない。ある仮定の元で事案を理解し対策を講じる上での整理として、一定程度「有用」と考えられる知識を提案するものであるということ)。

#### (1) 潜在クラス分析

事案の発生パターンを整理することを目的とした解析では、潜在クラス分析(表3 1 段目)を採用した。「性的問題にはどのようなパターンがあるか」という問いに対して、そこには子どもの年齢・性別、子ども間の関係性、行為の具体的内容、発生場所や時間など、様々な条件が存在する。1つあるいは2つの条件で事案を切り分け(クロス集計等)、その発生頻度から典型例を整理することは比較的容易だが、多くの条件を同時に考慮しつつ発生パターンを整理するためには、相応の手法が必要となる。そこで、本稿では、潜在クラス分析を用いて、複数項目に対する該当状況を考慮しつつ、様々な事案をコンパクトなグループにまとめることを行う。性的問題事案の様相は、一つ一つの事案によって異なるものと考えられる。具体的な介入を講ずるにあたっては、個々の事案に応じたアセスメントをする必要があることはいうまでもない。ここでは、「大局的な視点から、まず、どのようなパターンで大きく事案を整理することができるか」について、基礎的な知識を得るために、本解析を行うものと理解されたい。

#### (2) 二項ベータ分布を用いた該当率の差の推定

「過去の逆境体験に関するある項目に該当する子どもと、そうでない子どもとの間において、事案関与率に差があるか」といった関与確率の差の推定には、二項ベータ分布を用いたベイズ推定を行った(表3 2 段目)。本解析の目的は、性的問題への関与率の差を、条件別で比較することであるが、単純な割合としての該当率の差を数量化するだけでなく、その誤差区間を推定して、過剰な結論を防止するために採用している。さらにその際、事案報告数(事案単位データにおけるサンプルサイズ)の施設種別の偏り(サブグループに想定されるノイズ)に基づく過剰な結論を防止するため、施設種別および全施

設種別の2つのレベルを仮定した解析(階層ベイズ)を採用した。本稿では、施設種別ごとのノイズを考慮した上で、全施設種別レベルの事案関与確率の推定値について報告する。

### (3) ゼロ過剰ポアソン回帰の(階層)ベイズモデル

各種施設等に入所している子どものうち、事案に関与報告のあった子どもと関与報告のなかった子どもの数を比べれば、当該調査において後者の方が圧倒的に多いことが想定される。事案への関与回数という観点から整理すれば、「0回」に該当する子どもが極端に多く、1以上の回数を経験する(報告される)子どもの数は、0回に該当する子どもに比して少ないものと推測される。こういった0以上の整数を扱い、0回だけが突出して件数が多いような標本分布を対象に解析を行う際には、従来頻繁に用いられてきた(正規分布等を仮定した)解析モデルを扱うことは適当ではない(予測上の誤りが大きくなる)。

「0回」が突出したような度数分布の背景には、『「そもそも事案への関与が考え難い子ども」と「事案に関与しやすい子ども」の二つの子どもグループがあり、事案に関与しやすい子どもにおいて、その関与回数がばらついている』という想定を置くことができる。ゼロ過剰ポアソン分布とは、このような仮定を統計上のモデルとして表現する確率分布である。

本稿では、よりデータに即した誤りの小さいと考えられる確率分布を解析に利用し、(例えば)「事案への関与回数と、子どものどのような特徴が関連を示しうるか」について検討する。このようなゼロ過剰ポアソン回帰モデルを、本稿では「事案関与回数と関連する子どもの特徴の抽出」および「事案報告件数に関わる施設特徴の抽出」で使用する(表3 3段目および5段目)。なお、施設特徴を抽出する際には、施設種別でのサンプルサイズ(ここでは、種別の施設数)の偏りから、ゼロ過剰ポアソン回帰モデルを階層モデルに拡張して適用する。

### (4) 年齢での発生トレンドを記述する数理モデルとベイズ推定

子どもの年齢の観点から性的問題への関与率を調べることは、発生前段階で予防策を講じるにあたり有意義な情報となり得る。具体的には、何歳の子どもから問題への関与が始まり(推定初発年齢)、何歳頃に発生頻度が多いのか(推定好発年齢)を検討することにより、発生頻度が高まる前の年齢における予防的介入の検討や、「発生頻度が高まる以前から、既に性的問題に関する先行した暴露があった」ことを推測することができる。

初発年齢や好発年齢を含めた、子どもの年齢に応じた事案関与率等の推移を推定するために、本稿では目的に応じて解析モデルを構成する統計モデリングを実施した(表3 4段目)。推定初発年齢と推定好発年齢に関する推定値を得ることができ、かつ、データに見られる傾向と齟齬がない解析モデルを構成した。

上述した解析手法に関する詳細は、第7章の補足資料(統計解析手法に関する解説)で紹介している。

### 3.4. データ解析に関する留意事項

第4章に示すデータ解析結果に関して、解釈および結果を利用する際の留意事項を整理する。

#### 3.4.1 暗数の存在(報告数 ≠ 発生件数)

繰り返しとなるが、調査で得られた子ども間の性的問題事案の発生報告は、「観測された問題事案」についてのみデータが取得されており、「検知できなかった事案」に関しては報告がなされていない。特に本データに関しては、「事案を検知できていない」という可能性が十分に生じ得るものである。例えば、調査で想定された子ども間で生じる性的な問題を、性的な問題として認識・とらえられていなかったことによる記録の抜け落ちや、子どもからの報告が得られない、あるいは未だ発見できていない事案が未報告事案として十分想定されうる。よって、以降の解析結果は、あくまで「発見・報告が適った事案」についてのみ言及し得るものである。具体的なバイアスの可能性として、「発見された事案と関連する項目」を過剰に評価してしまい、「未発見な事案」と関連する項目を見落とす可能性等が考えられる。こういった未発見・検知できなかった事案に関しての知見については、各施設等の検知能力/仕組みを整える取組を進めた上で、改めて研究を重ねていく必要があると言える。

#### 3.4.2 関連性に関する結果と因果関係

ゼロ過剰ポアソン回帰モデルを用いた解析などでは、目的変数(事案の発生件数等)と説明変数(子どもや施設の特徴等)の関係を扱う。このような解析手法では、説明変数で目的変数を予測するというある種の方向性を感じさせる仮定を置くこととなるが、その間に因果関係は仮定されえず、あくまで関連性を示すものに止まる。例えば、「性教育に積極的に取り組んでいる場合に、性的問題の報告件数が多い」という関連性が示された場合、そこには「性教育の取組が事案発生を誘発している可能性」もあれば、「件数が多いために、性教育に積極的に取り組むようになった可能性」なども含まれている(それ以外にも可能性は存在する)。また、説明変数と目的変数の間に関連性が認められたとしても、「擬似的な関連性」である可能性も存在している。一例をあげれば、「年齢の幼い子どもほど、被害事案の関与可能性が高い」という結果が出た場合、年齢が本質なのではなく、支配的な子ども間の関係構造に巻き込まれやすいことが真の関連要因である可能性などが指摘され得る。こういった解析の限界から、示された関連性に関しては「発見の糸口」あるいは「事案の発生を予想させる情報」として捉えることが望ましい。

#### 3.4.3 その他データに含まれる特性

本解析で扱う調査は、社会的養護関係施設や一時保護所、里親等を管轄する児童相談所を対象とした調査であった。あらゆる調査に共通することであるが、ここには様々なデータ特性が含まれることとなる。例えば、社会的養護施設に入所することとなる子どもの年齢は、およそ3歳以上という場合が多い。このような背景事情があれば、必然

的に収集される事案データも3歳以上の子どもからとなりやすいこととなる。ここで、例えば4.3.3節で示す「性的問題への関与が報告され始める年齢」を求めた場合、その結果は児童養護施設等においては、必然的に3歳以下になる結果は示され難い(たとえ、真実が3歳以下であったとしても)。こうしたデータの特徴を抑えた上で、解析結果を慎重に解釈する必要があると言える。ここでは具体的に想定される特徴を整理する(表10)。

表10 データに含まれる特徴と考えられる事項

想定されうるデータ特性	解釈・結果利用上の留意
施設種別によって(そもそもの施設数や入所児童数の違いから)、調査への回答件数および子ども間の性的問題事案の発生報告件数が大きくことなりうる	施設等の種別で「問題が多い」ことを単純に比較することはできない。回答件数やそもそもの施設数などに違いがあるためである。また、種別が異なることは、当然各種別が設置された目的が異なることを意味している。入所している子どもの特徴にも大きな違いが想定されるため、本データから特定の施設等種別に絞った言及は基本的にできないことに留意する必要がある。
子どもや組織のデータは、特に児童養護施設からの報告数が多い。	特に子ども単位での解析の結果が、児童養護施設に入所している子どもの特徴を強く反映した結果が得られる可能性がある。
3歳以上の入所となる児童養護施設があることや、児童自立支援施設等は比較的高い年齢の子どもに限定される点など、児童養護施設等の入所年齢に違いがある。	結果や、それに基づく予防策を講じる際に、施設別での適用限界を考慮する必要がある。特に、年齢に関する解析結果(好発年齢等)の利活用には留意が必要である。
一時保護所の子どもデータのデータは、事案に関与した子どもだけのデータであること。	機関等や里親によって、子どもの特徴は異なる。子どもの特徴を示す項目データから性的問題への関与可能性を識別する際には、その適用限界とバイアス(特に、報告件数の多い施設種別等の結果に引きずられる)の可能性を考慮すること。

<p>子どもや施設、事案の発生および発見に関連する特徴項目が網羅的ではないこと。</p>	<p>可能な限り多くの想定関連項目を調査で取得しているが、それらが性的問題の発生に関連する項目の全てではないことに留意する必要がある。取得の適わなかった情報に対する可能性を排除しないこと。</p>
<p>施設種別や性別、年齢、加害/被害または同意事案など、条件別で分割した場合に、解析的観点から事案の件数が十分でなくなること。</p>	<p>事案の内容を細分化して解析することが叶わないため、各解析で考慮された層別化条件を踏まえて、「分けられていない、混在する内容」を考慮した解釈を行うこと。</p>

## 第4章 全国調査データの解析結果

### 4.1. データ処理結果・基礎集計

本節では、各種データ解析の結果と考察、および関連する補足情報について整理する。4.1.1節のデータ処理の結果では、解析に使用した3つの大きな結合データセットに関する基礎情報を整理する。4.1.2節では、特に前年度の調査報告書(厚生労働省, 2019)では扱うことのできなかつた子ども単位の各種項目に関する基礎集計結果を整理する。このとき、当該前調査報告での集計時点(2018年3月上旬)から、事案等の報告データに部分的な追加組み入れ(締め切り後の回答)があることに留意されたい。

#### 4.1.1 データ処理の結果

調査で得られた基本データは、大別して施設単位の調査回答データ、子ども単位の調査回答データ、事案単位の調査回答データに分けられる。

##### (1) 施設単位の調査回答データ

施設単位の調査回答データは、識別子となる連番などを含めて、(1-1)児童養護施設等からの回答 データが801レコード・61項目、(1-2)一時保護所からの回答データが127レコード・67項目、(1-3)里親・ファミリーホームを対象とする児童相談所からの回答データが175レコード・52項目が得られていた。

##### (2) 子ども単位の回答データ

子ども単位の調査回答データは、(2-1)事案に関与した子どもの情報に関する回答データ1475レコード・54項目、(2-2)事案への関与がなかったとされる子どもの情報に関する回答データ30465レコード・54項目が得られていた。

##### (3) 事案単位の調査回答データ

事案単位の調査回答データは、(3-1)組織聴取した事案データ776レコード・196項目、(3-2)個人票聴取による事案データ774レコード・228項目が得られていた。

上記のデータセットにおける項目数は、調査情報を解析的に扱うためにカテゴリ変数を予め展開する処理を行なっているものである。

これらの基本データセットを結合処理した結果、(A)施設単位の結合データセット(1097レコード・108項目:施設番号等の欠測等により6施設の情報が脱落)、(B)子ども単位の結合データセット(31929レコード・110項目:児童番号等の欠測等により11の子どもが脱落)、(C)単位のデータセット(774レコード・223項目:事例番号の欠測により2事例のデータが脱落)の3つが得られた。

なお、本事業において解析の主眼となる目的範囲(事案発生報告数や事案に関与した子どもの特徴を把握し、予防策に資する知見を創出すること)を超えた情報項目(事案発



生後の対応内容など、事案発生前には取得し得ない情報)は、予め除外して解析に利用した。

#### 4.1.2 主要項目の要約統計情報

本節では、施設単位・子ども単位・事案単位のそれぞれの解析データセットに含まれた情報の基本情報を集計・整理する。なお、施設単位・事案単位の情報項目については、昨年度調査報告書に集計情報が記載されているため、本稿では概要のみに紹介を止める。一方、子ども単位の情報に関しては、(解析に利用したデータセットを用いて)その基本情報を集計・整理する。具体的には、子どもの年齢と性別の度数分布、各種障害・疾病の該当状況、ACE 項目の該当状況、施設等への入所(措置・委託)期間の分布や、事案関与回数等について可視化する。

##### <組織単位データセットの基礎集計>

施設単位の解析(ゼロ過剰ポアソン回帰の階層ベイズモデル)を行うにあたり、施設等種別での調査回答件数と、目的変数となる事案報告件数の2つは最低限確認しておく必要がある。

集計の結果、結合処理後のデータセットにおいて、施設単位の回答レコード数は、児童自立支援施設で53件、児童心理治療施設で38件、児童養護施設で464件、自立援助ホームで89件、母子生活支援施設で151件、一時保護所で127件、児童相談所(里親・ファミリーホーム対象)で175件の回答が得られている(図3)。施設等種別ごとにアンケート調査自体への回答の件数に大きな違い(児童養護施設と児童相談所で2倍以上の件数の違い)があることは、解析戦略を立てる上でも、結果を解釈する上でも重要な情報となる。具体的には、(1)種別を区別せずに解析を行った場合、特定の種別データに大きな影響を受け得ること、(2)回答件数が異なるため各種施設種別によって発生数が多い・少ないといった議論が単純に成立しないことが第一に考えられる。また、施設種別を説明変数として採用した場合に、「調査回答件数が少ないことにより、(現実での関連度合いに関わらず)性的問題との関連性で負の関連性が得られる」可能性も考えられることを念頭におく必要がある。

施設情報(全回答件数=1103, 結合処理後=1097) 回答件数  
 施設種別ごとのアンケート調査回答件数(組織数)を計上

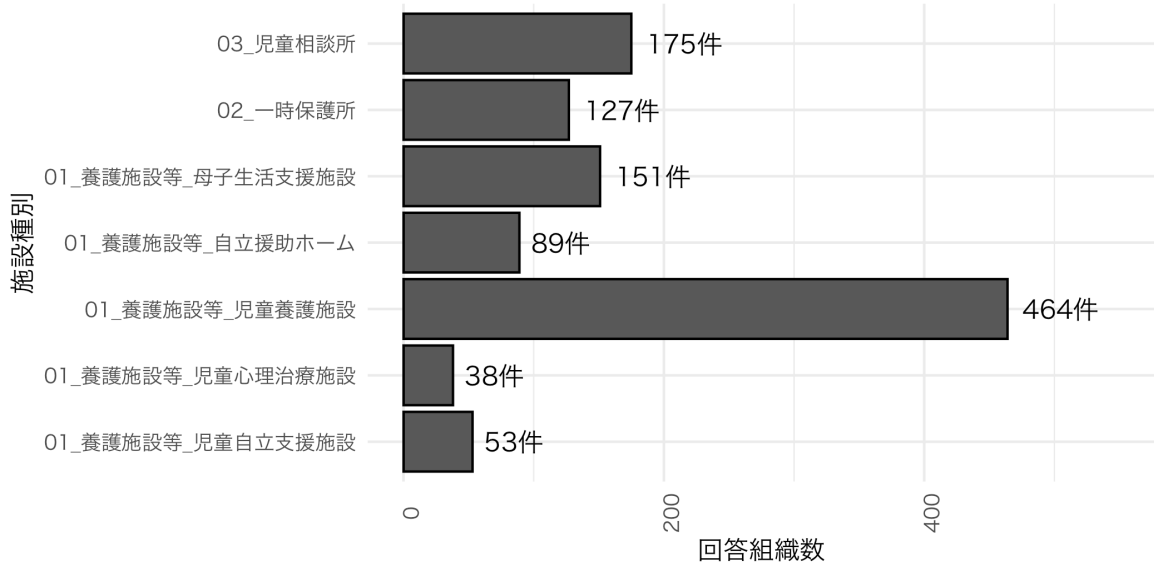


図3 施設等種別ごとの調査回答件数(結合後施設単位データを用いて算出)

各組織から報告で得られた性的問題の事案件数は、全ての施設等種別で「0件」がもっとも多く、報告件数が多くなるほど、それに該当する施設等の数が少ないという分布形状を有していた(図4)。施設等の種別によっては、0件が突出して多いという特徴も見受けられる。なお、ここでの施設等の種別単位における事案報告数には、各機関に入所・委託されている子どもの数や定員数といった「分母にあたる情報」が含まれていない。したがって、「件数が多い組織と少ない組織がある」という施設別の報告件数の多寡に対して、その是非を本データのみから単純に論じることはできないことに留意されたい。

事例情報2(N = 776; 全体組織数(アンケート回答件数 = 1103)): 施設種別 報告事例数分布  
 性暴力事案として報告された件数を組織ごとに計算後、種別で度数分布表示

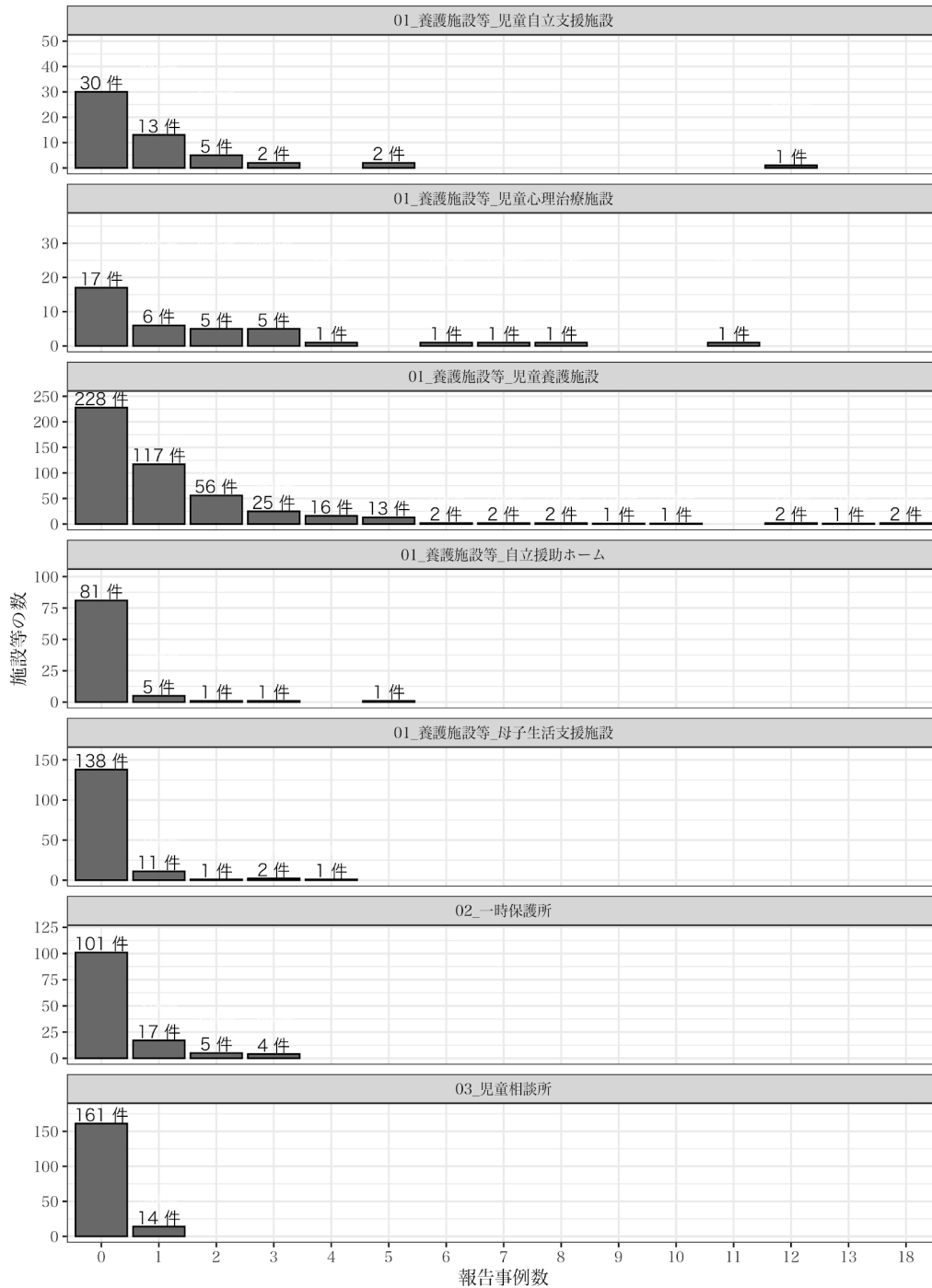


図4 施設種別報告事例数の度数分布(結合前データセット)  
 事案発生報告がなく調査への回答のあった施設を「事例報告数 = 0」としてカウント。  
 調査への回答が得られなかった組織についての情報が加味されていないことに留意

＜事案単位データセットの基礎集計＞

事案単位のデータセットに関しては、特に発生時間・場所、子ども間の関係性、問題の具体内容について、解析に使用する項目の基礎情報を確認する。

問題が発生した時間帯では、施設種別ごとに計上した結果、施設等種別を横断して起床から登校までの午前6時から午前9時の時間帯で、相対的に問題の発生報告件数が少ない傾向が観察された。しかし、それ以外の時間帯については、明確な差が観察されない(図5)。

児童反復出現事例情報(N = 1759)

施設種別 問題が生じた時間帯

問題が生じた時間帯(同一事例に対して複数児童が関わった場合それぞれをユニークな単位として計上)

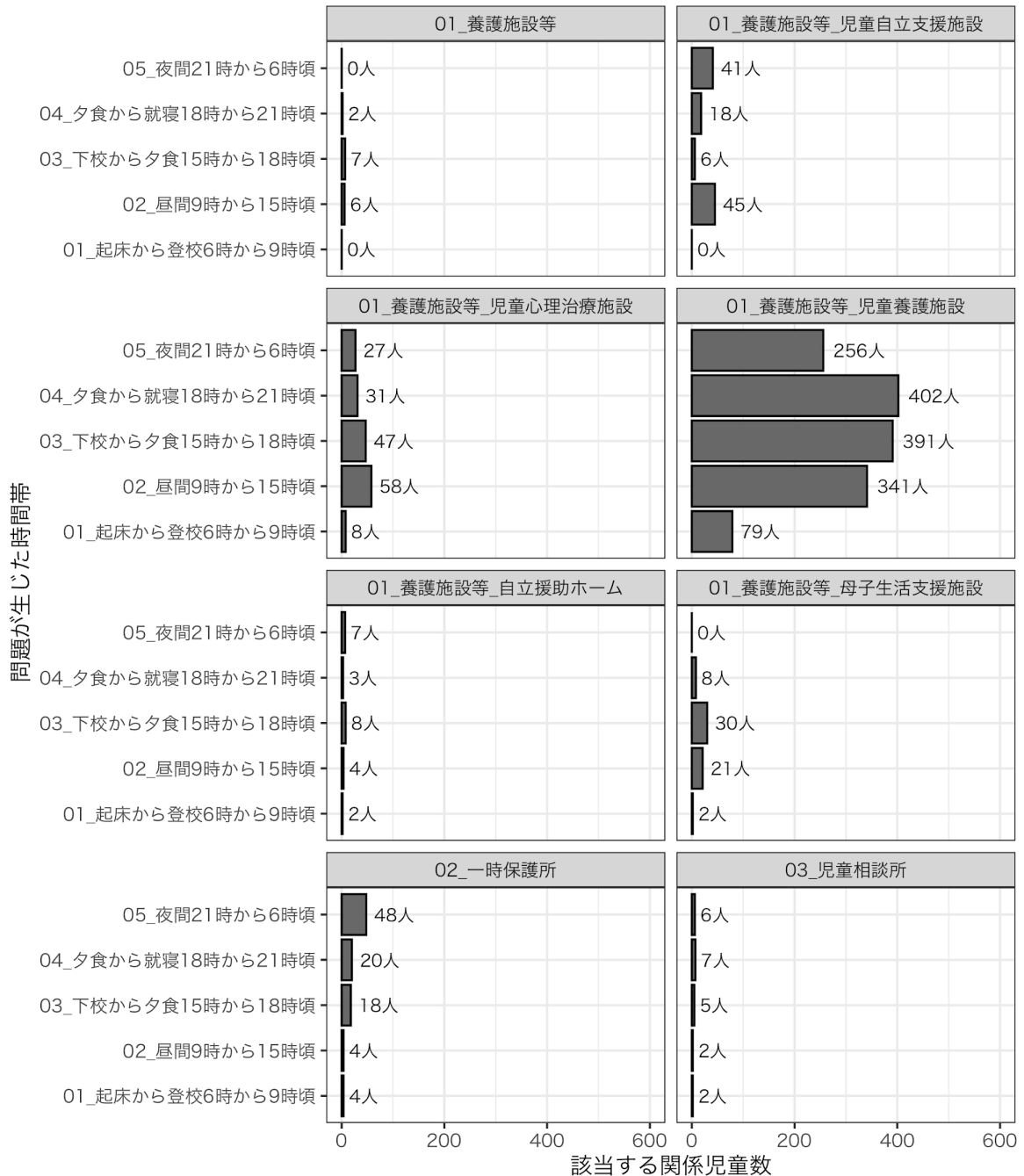


図5 施設等種別での問題の発生時間帯  
(01\_養護施設等は、詳細種別区分が取得されなかったもの)

問題の発生場所では、居室内がもっとも多く、里親家庭や施設等の敷地内室内の場所がそれに続いた。敷地内での発生箇所については、そこに浴室が続く形となっている(図6)。

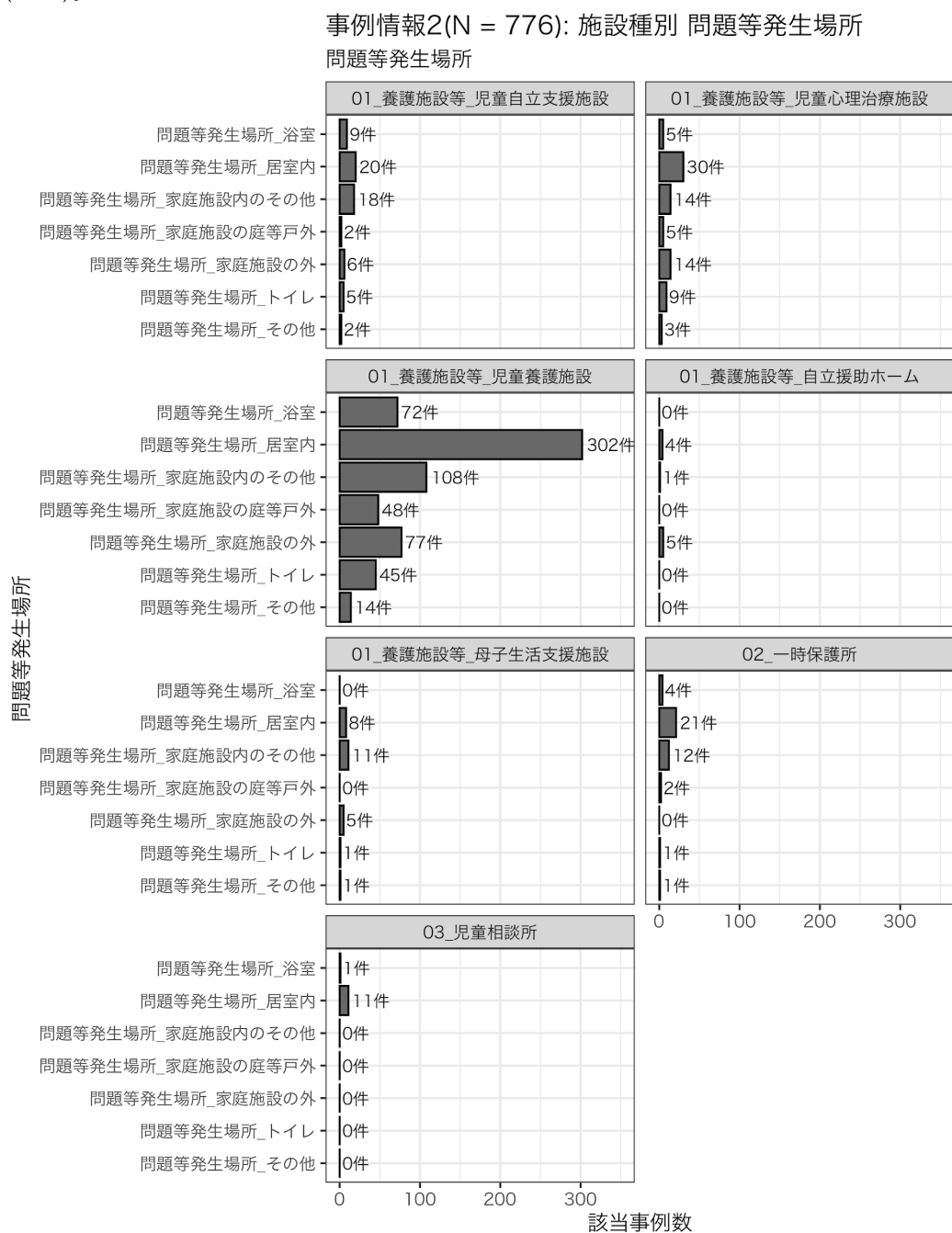


図6 施設等種別での問題の発生場所

事案ごとに報告された子ども間の関係性については、「互いの仲は良好」とするものが全ての施設等種別でもっとも高い割合を占めており、支配的・高圧的な関係に基づく事案も一定以上認められている(図7)。

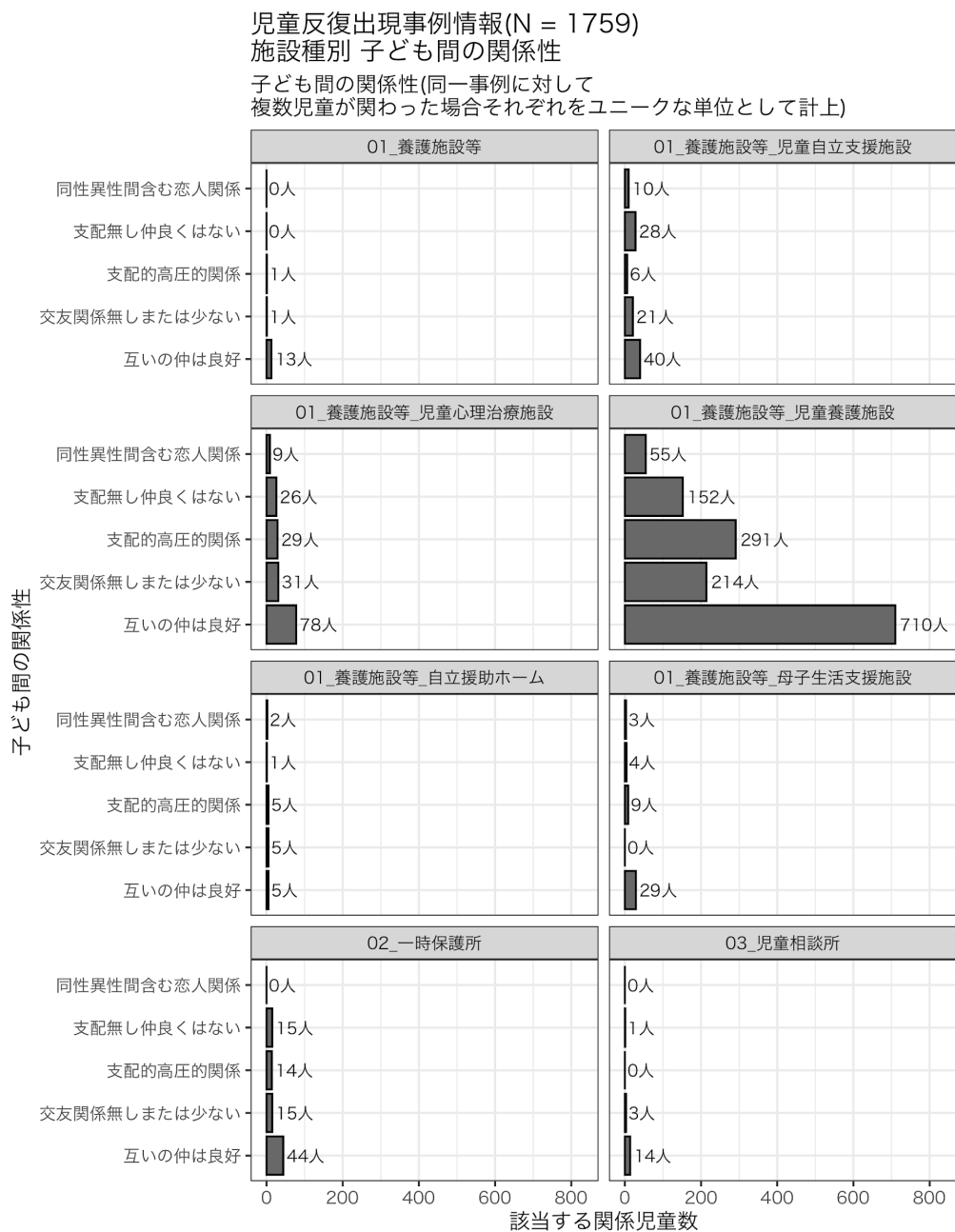


図7 施設等種別での事案ごとの子ども間の関係性  
(01\_養護施設等は、詳細種別区分が取得されなかったもの)

事案に関与した子ども間での合意の有無については、合意の無い子どもが含まれる事案の方が施設等種別間で共通して多い傾向にあった。また、事案への関与のあった全ての子どもに合意がある場合も、一定数以上存在することも同時に示されている(図8)。

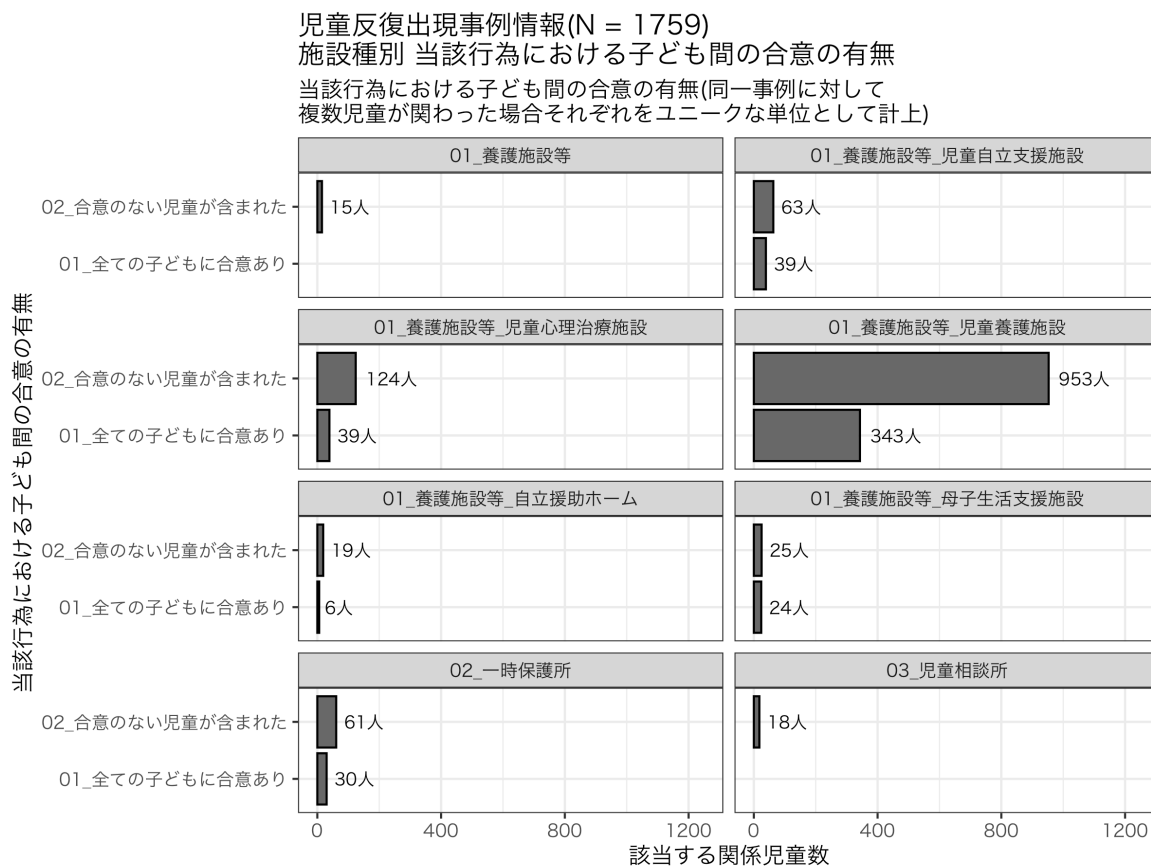


図8 当該行為における子ども間の同意の有無  
 (01\_養護施設等 は、詳細種別区分が取得されたなかったもの)



事案に関与した子どもの立場を整理すると、被害側として関与した子どもは、加害側で関与した子どもの数と比べて同数程度、あるいは種別によってはやや多い傾向にある。加害をした子ども一人に対して、被害を受けた子どもが複数人いるなど、事案の構造が様々な存在する可能性を示唆するものとなっている(図9)。

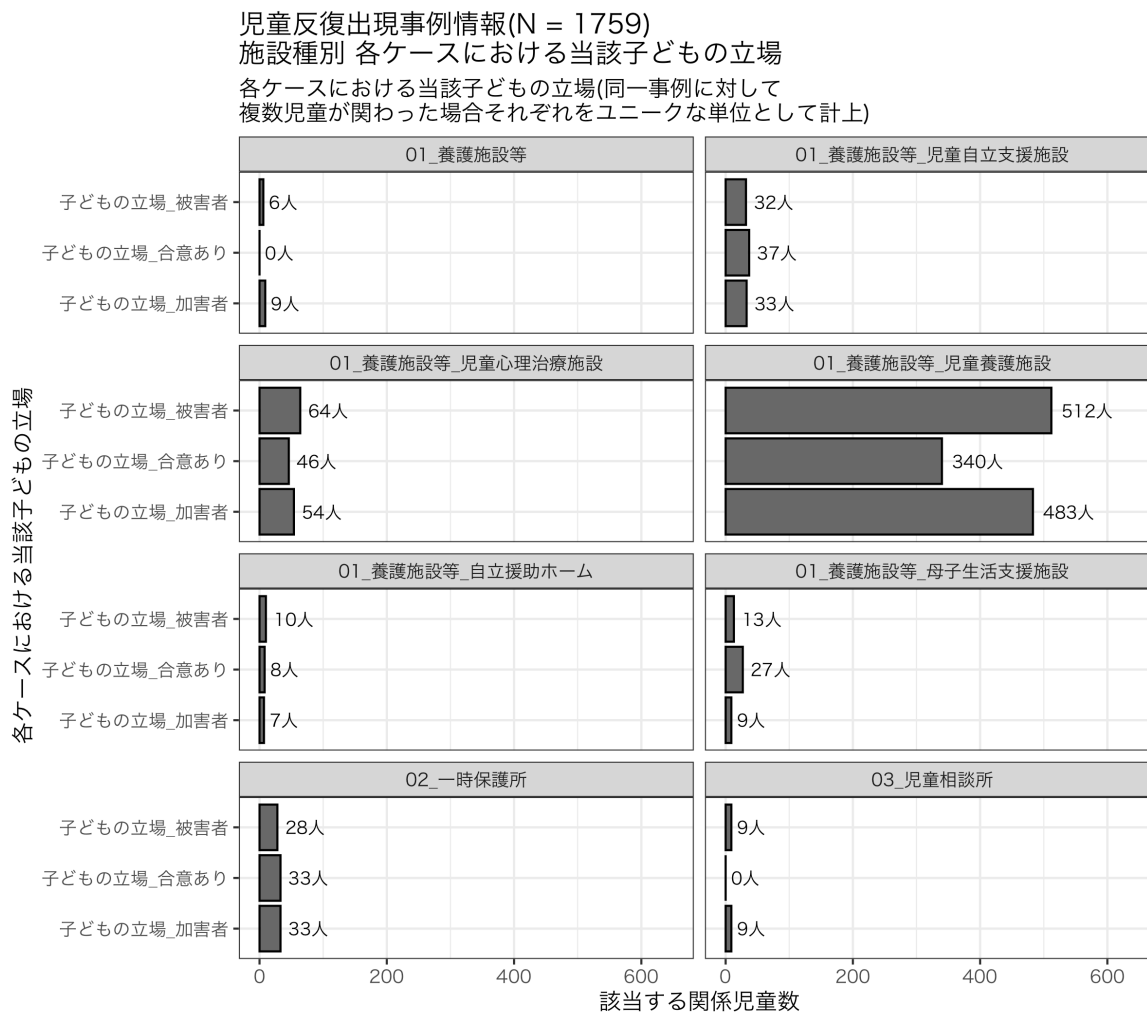


図9 事案に関与した子どもの立場  
 (01\_養護施設等は、詳細種別区分が取得されたなかったもの)

当該行為に関与した子どもの認識については、「子どもが当該行為を社会通念上問題となり得る不適切な行為と認識していたか」という設問で情報取得している。当該項目に関して施設等種別で集計した結果、相対的に「はい(認識していた)」の該当事件数が多く、「いいえ」や「不明」は次いで同等程度の件数が報告された(図 10)。

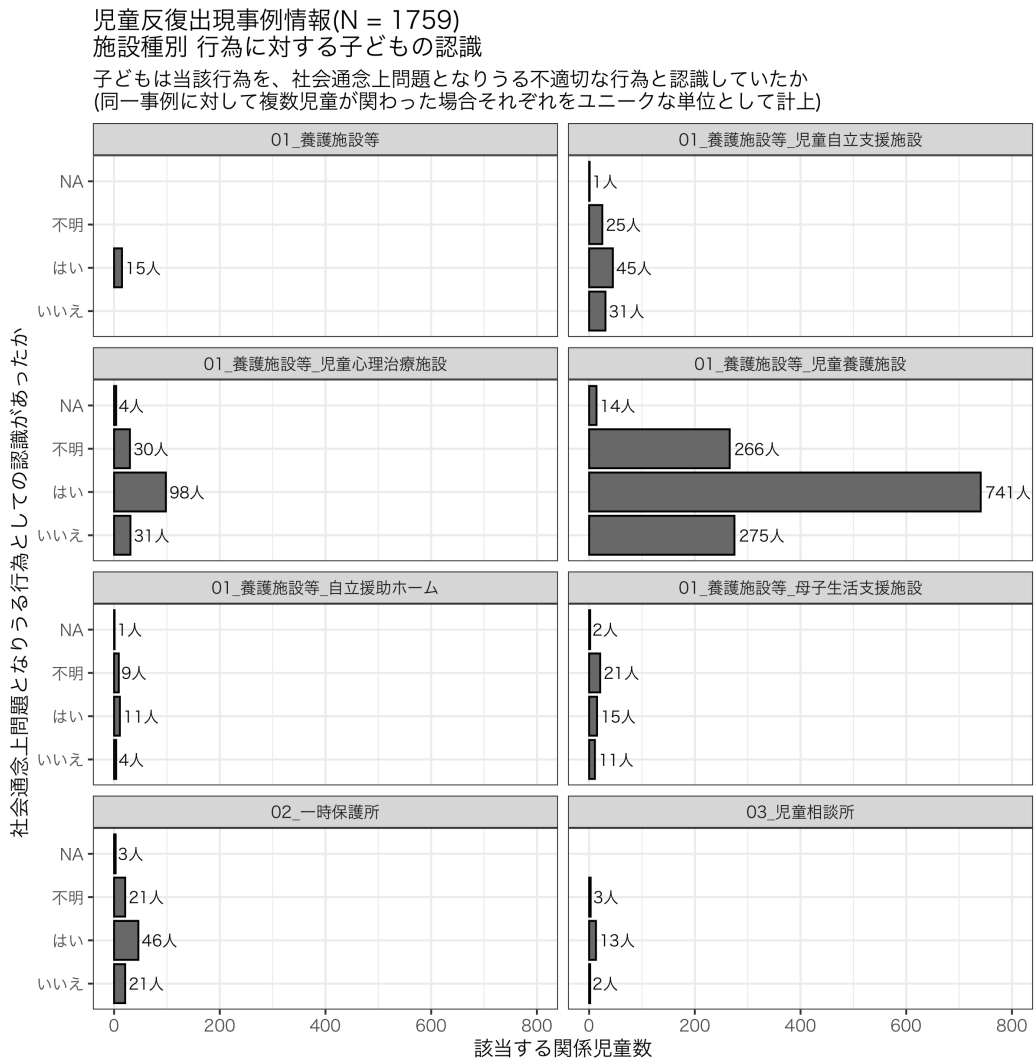


図 10 当該行為に対する子どもの認識  
(01\_養護施設等は、詳細種別区分が取得されなかったもの)

具体的な行為内容の該当状況については、挿入の伴わない直接接触事案が施設種別間で相対的に多い傾向が認められ、次いで挿入のある直接接触事案、入浴時等に裸体を再三見られる・服を脱がされる非接触事案が続いた。また、具体的内容が「その他」に分類・報告される事案も一定の割合で存在していることが確認される(図 11)。

事例情報2(N = 776): 問題の具体的内容  
施設種別での事案の具体的内容

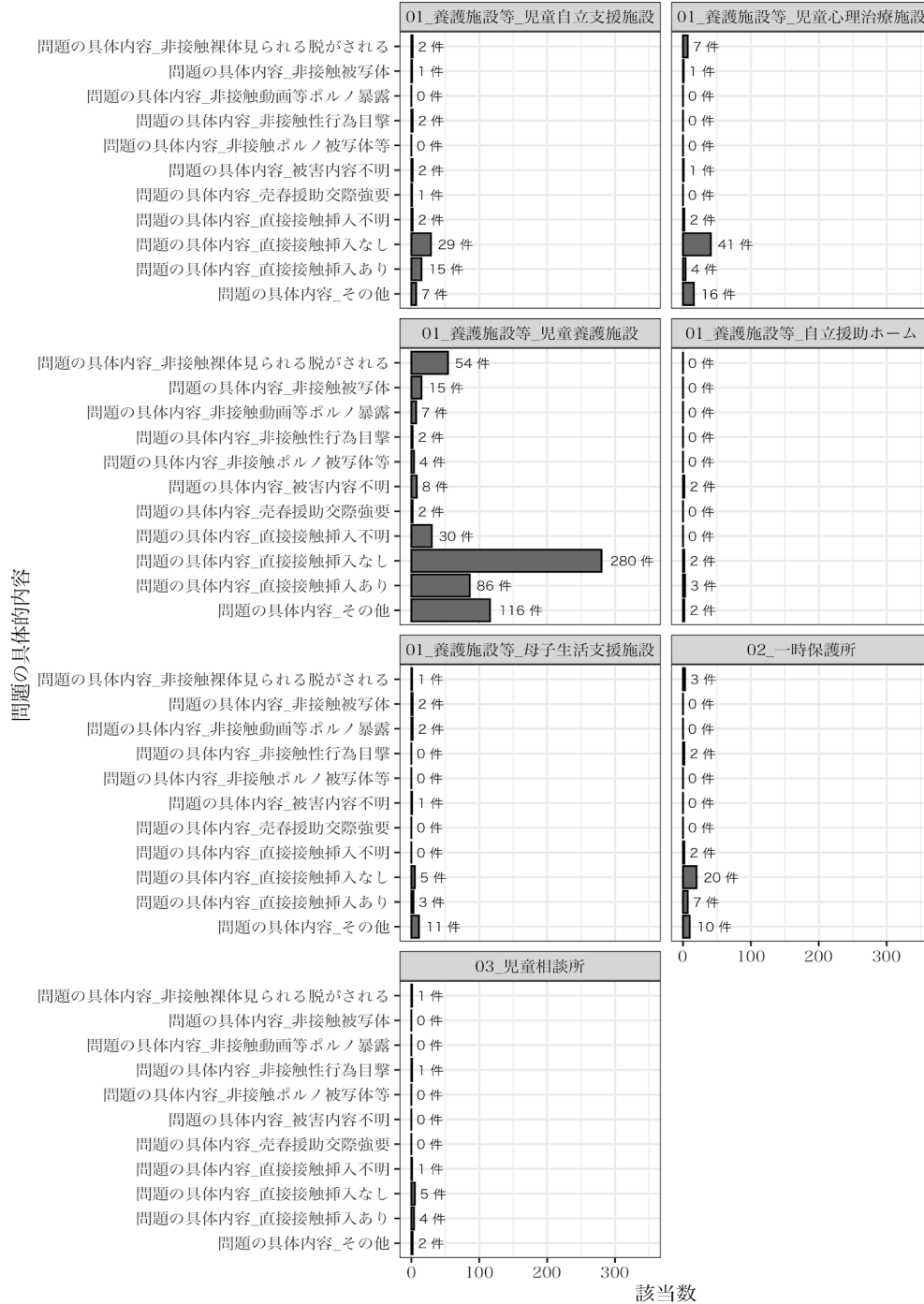


図 11 問題の具体的内容の施設等種別報告件数

問題発覚の経緯に関しては、「関係のあった子どもからの報告」がもっとも多く、「職員・里親等が現場を発見した場合」「職員・里親等が当該問題を疑い子どもへの聞き取りを行なった場合」「直接問題に関与のなかった子どもからの報告」がそれに続いた(図 12)。

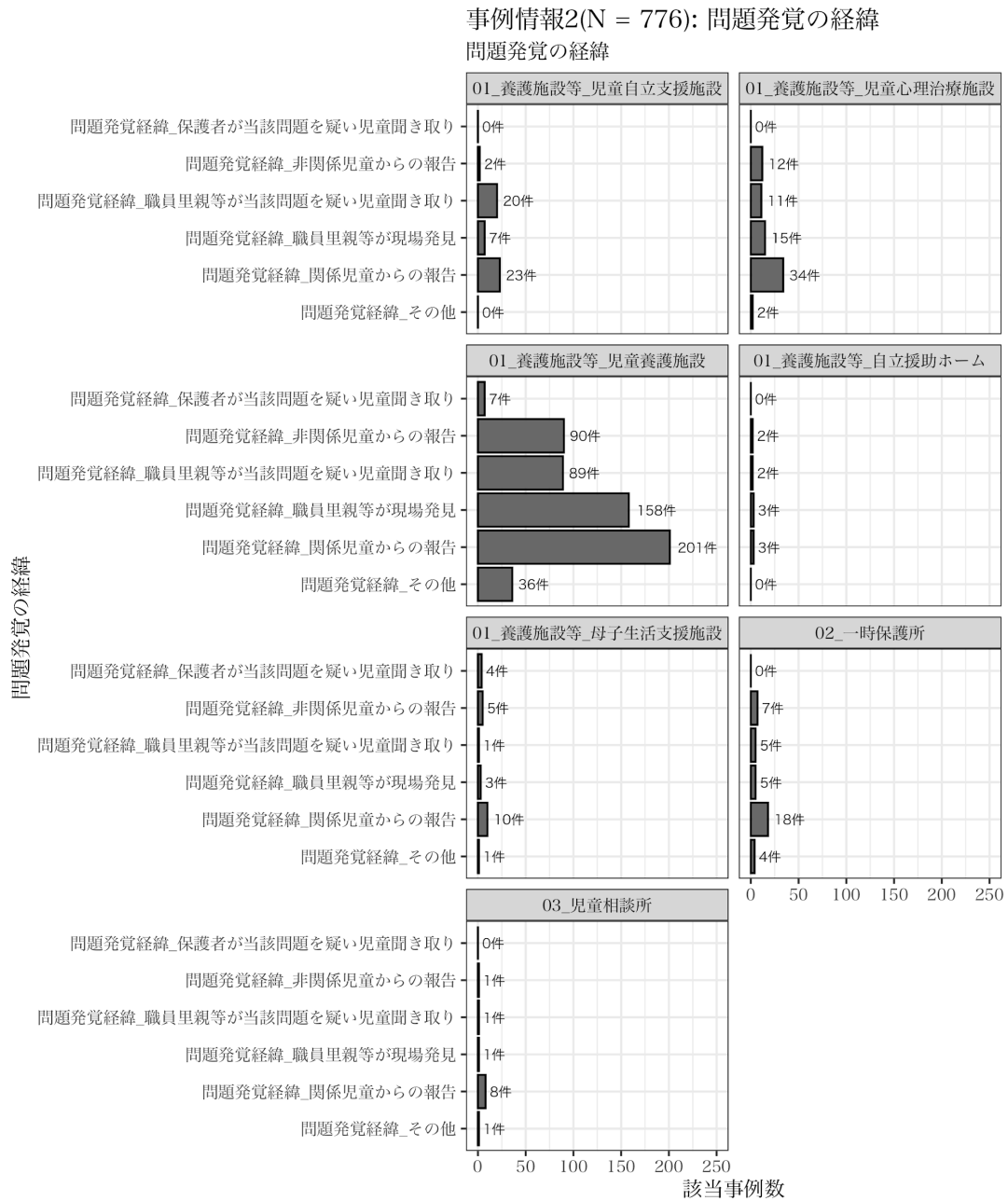


図 12 問題の発覚経緯

＜子ども単位データセットの基礎集計＞

子ども単位の情報に関して、第一に、事案関与報告のあった子どもと、関与しなかった子どもの人数を集計した。事案に関与する子どもの特徴を解析する上で、重要な基礎情報となる。

集計の結果、各施設等種別に在籍していた子どものうち、事案に関与した子どもと関与しなかったと報告される子どもの数が計上され、大多数の入所(措置・委託等)している子どもが事案に関与していないという報告結果が得られた(図 13)。なお、一時保護所については、退所後となる子どもの情報取得が困難なため、事案に関与しなかった子どもに関する情報のなされていない(欠損として描画されている)。極端なクラス不均衡データ(該当と非該当などのバランスに偏りがあるデータ)となっている。

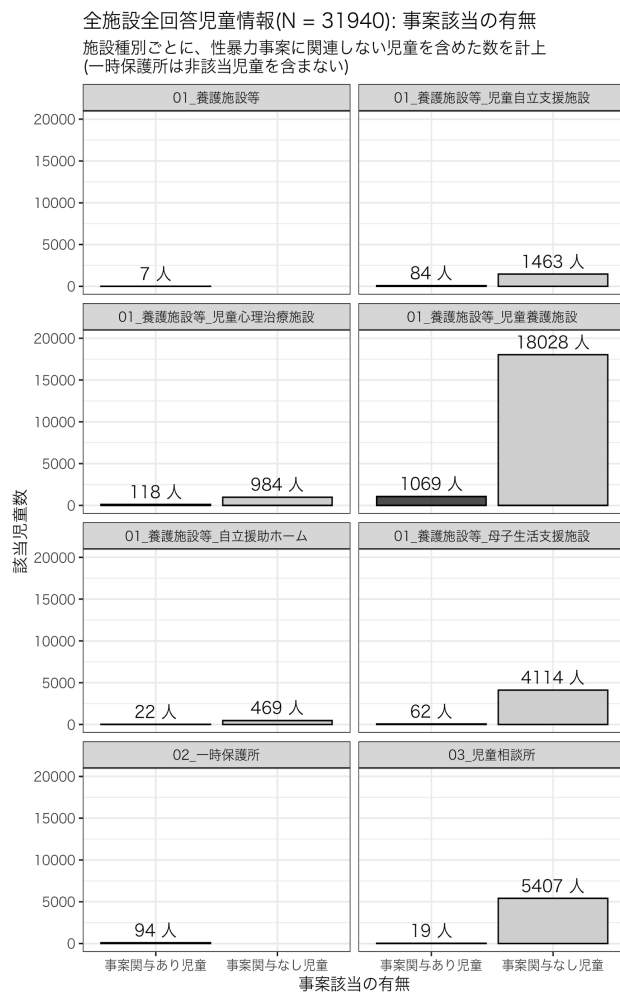


図 13 施設種別 事案関与・非関与報告児童数(結合前データセット・一時保護所に関しては、事案関与なし児童のデータは収集していない)  
(01\_養護施設等は、詳細種別区分が取得されたなかったもの)

事案への関与回数を子どもごとに計上し、関与回数別の子どもが何名入所・委託されていたかを施設種別ごとに集計した。

加害・被害による関与と、合意に基づく事案関与の全てを含めた「全事案関与」では、大半の子どもで関与回数が0回となっており、最大8回の事案に関与が確認された子どもが報告されている。事案関与回数が0回の子どもの数が突出して多いという特徴的な分布形状を確認することができる(図14)。

Fig. 事案関与回数別の児童人数(N = 31754)

施設種別ごとにパネル別提示

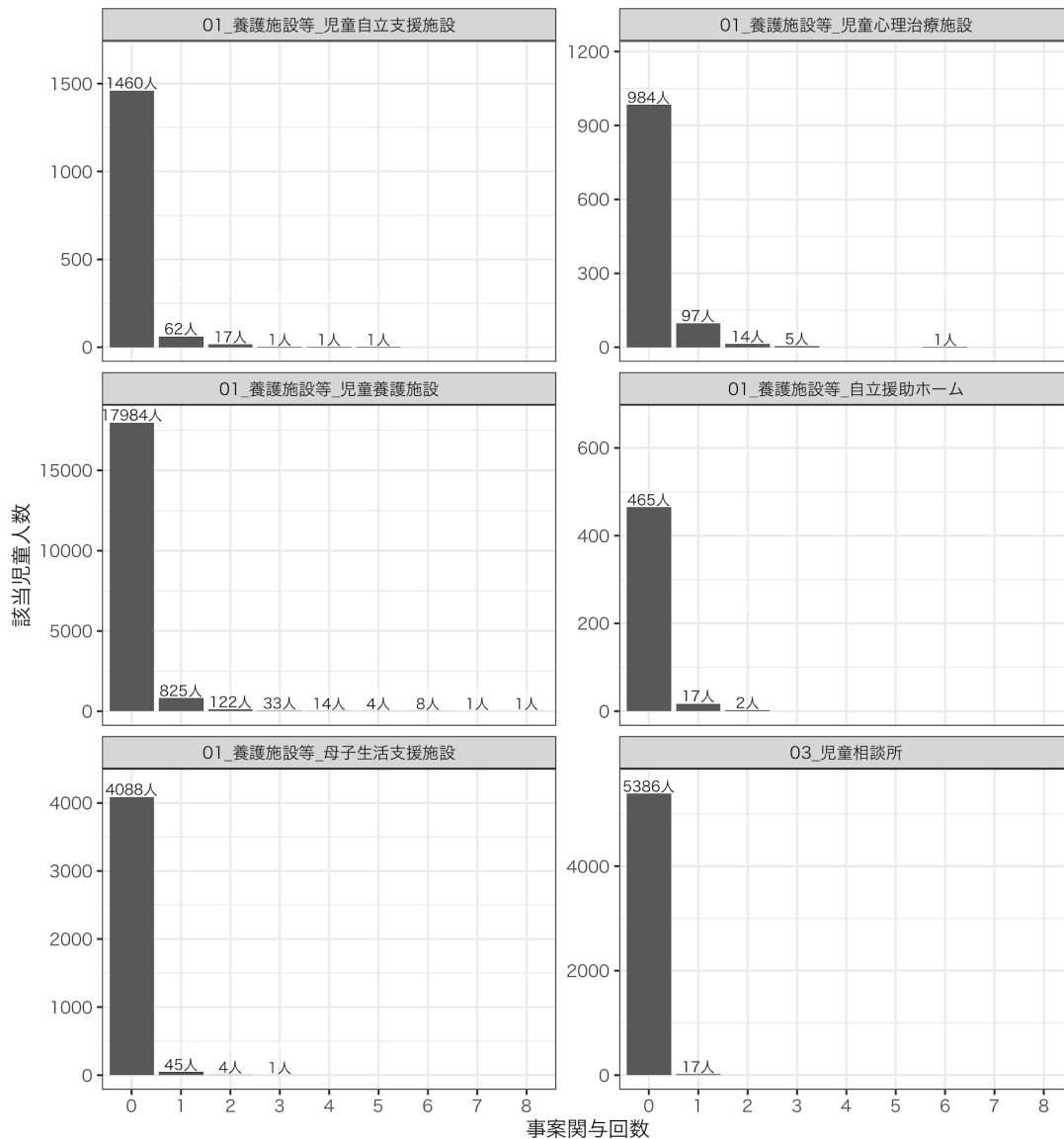


図14 子どもの事案関与回数のヒストグラム(全事案)

加害側として関与した子どもの数を計上した結果、0回の子どもがもっとも多く、最大5回の子どもが含まれていることが示された(図15)。

Fig. 加害での事案関与回数別の児童人数(N = 31754)

施設種別ごとにパネル別提示

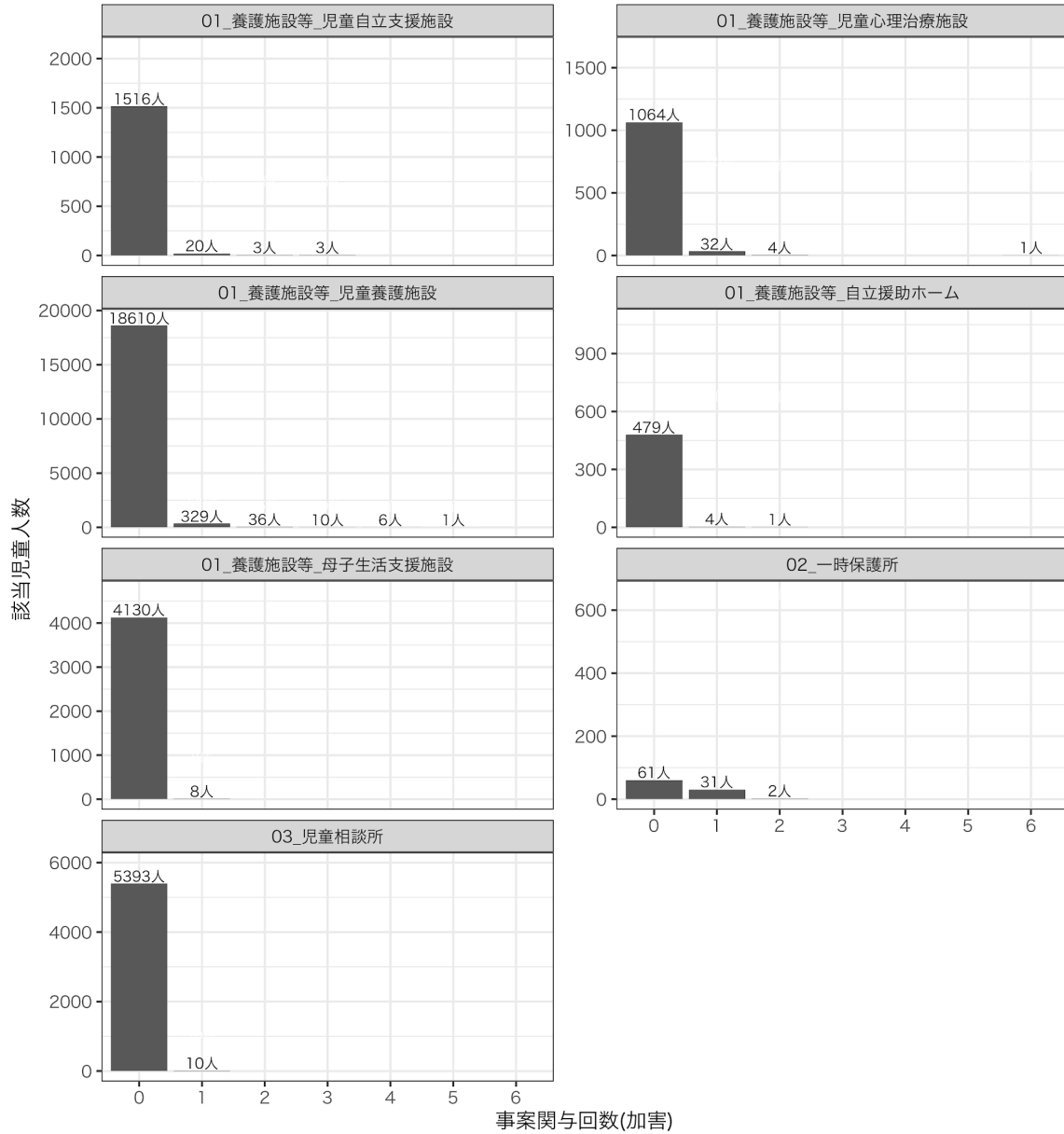


図15 子どもの事案関与回数のヒストグラム(加害)

被害側として関与した子どもの数を計上した結果も、上記と同様に0回の子どもが最も多く、関与回数が増えるほど該当する子どもの数が少なくなっている(最大4回)という、特徴的な分布形状が確認された(図16)。

Fig. 被害での事案関与回数別の児童人数(N = 31754)

施設種別ごとにパネル別提示

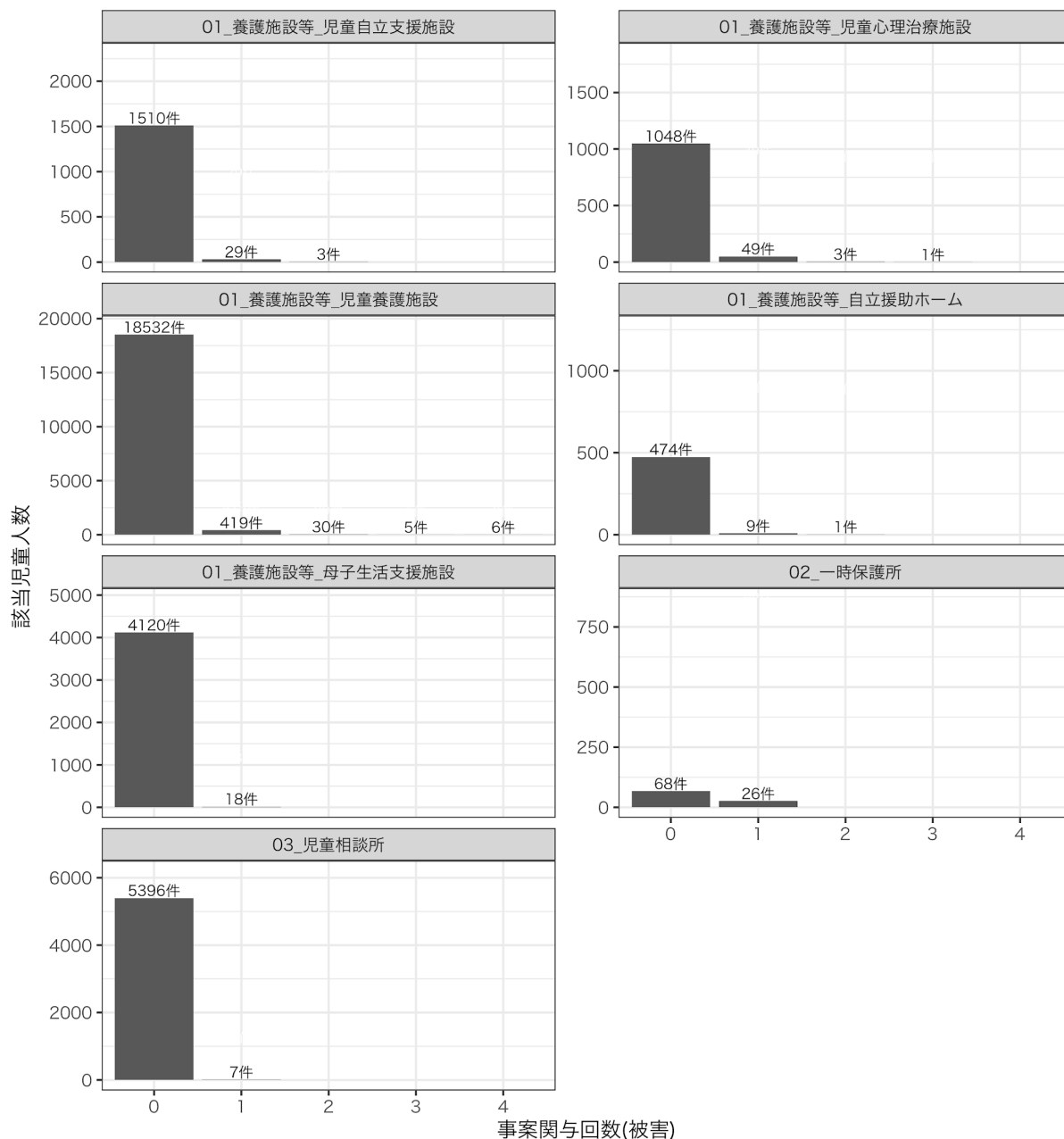


図16 子どもの事案関与回数のヒストグラム(被害)



合意のあった事案に関しても、同様に0回の関与回数に該当する子どもが最も多く、関与回数が増えるほど該当する子どもの数が少なくなっている(最大4回)という、特徴的な分布形状が確認された(図17)。

Fig. 児童の事案報告回数の度数分布(N = 31754)

施設種別ごとにパネル別提示

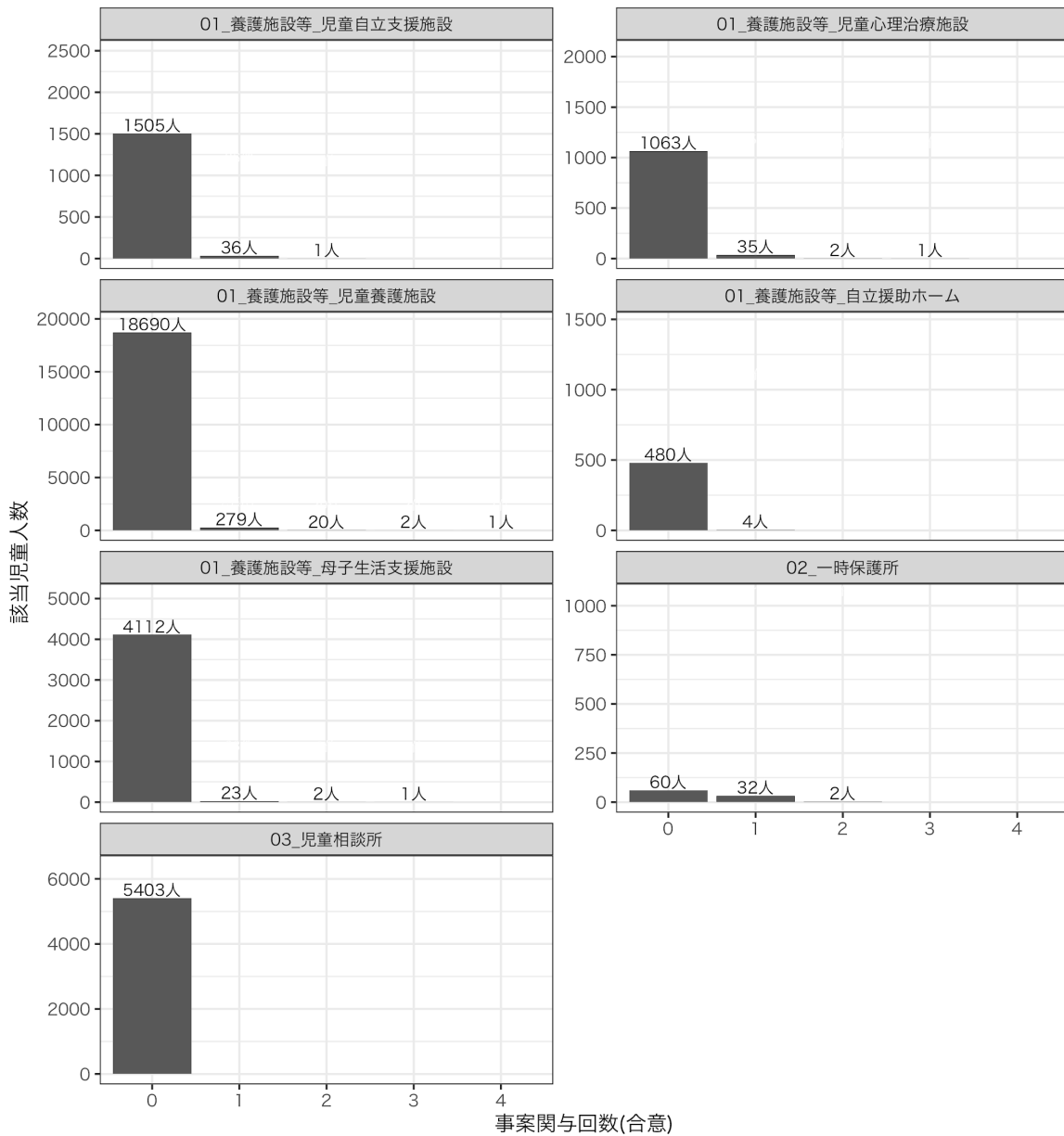


図17 子どもの事案関与回数のヒストグラム(合意)

続いて、施設等に在籍していた事案に関与した子どもと、関与しなかった子どもについての年齢分布を示している(図 18)。事案に関与した子どもの年齢は、その最小年齢が0歳、最大年齢が21歳となっていた。また、関与しなかった子どもの年齢分布は、14歳-15歳をピークとする分布形状が確認された。

全施設全回答児童情報(N = 31940): 事案該当の有無

性暴力事案に関与しない児童を含めた数を計上  
(一時保護所は非該当児童を含まない)

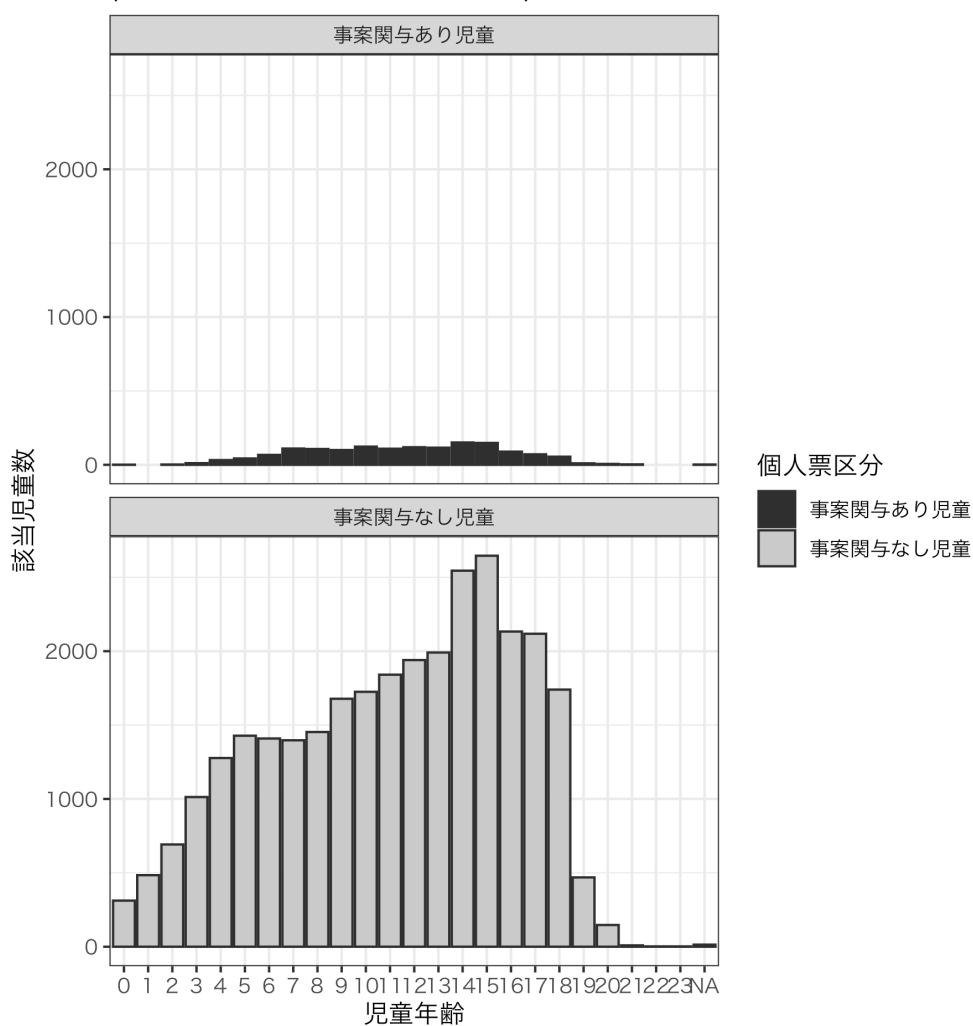


図 18 施設種別 子ども年齢度数分布(結合前データセット)

事案関与の有無別で、それぞれの子どもが有する各種障害等や過去の逆境体験に関する項目該当状況を集計した(図 19)。ここでは、子どもの障害および疾患に関する項目として、子どもの身体障害、知的障害、発達障害、精神障害、疾病(日常生活に支障があるもの)を収集し、いずれにも該当しない場合を「障害等なし」として該当割合を集計している。また、過去の逆境体験に関しては、(1)繰り返し身体的な暴力を受けていた(なぐられる、けられる、など)、(2)繰り返し心理的な暴力を受けていた(暴力的な言葉で痛めつけられる、など)、(3)性的な暴力を受けていた(家族以外からのものも含む)、(4)アルコールや薬物乱用者が家族にいた、(5)母親が暴力を受けていた、(6)家族に慢性的なうつ病の人、精神病を患っている人、自殺の危険がある人がいた、(7)両親のうち、どちらもあるいはどちらかがいなかった、(8)家族に服役中の人があった、(9)親に無視されていた(学校に行かせてもらえない、食事を作ってもらえない、など)の9項目の該当状況を収集しており、これら9項目のいずれにも該当しない場合を(10)上記は該当しない、として集計処理している。

全施設全回答児童情報(N = 31940)  
 施設種個人票区分別児童個人の情報  
 性的問題事案に関連しない児童を含めた数を計上  
 (一時保護所は非該当児童を含まない)

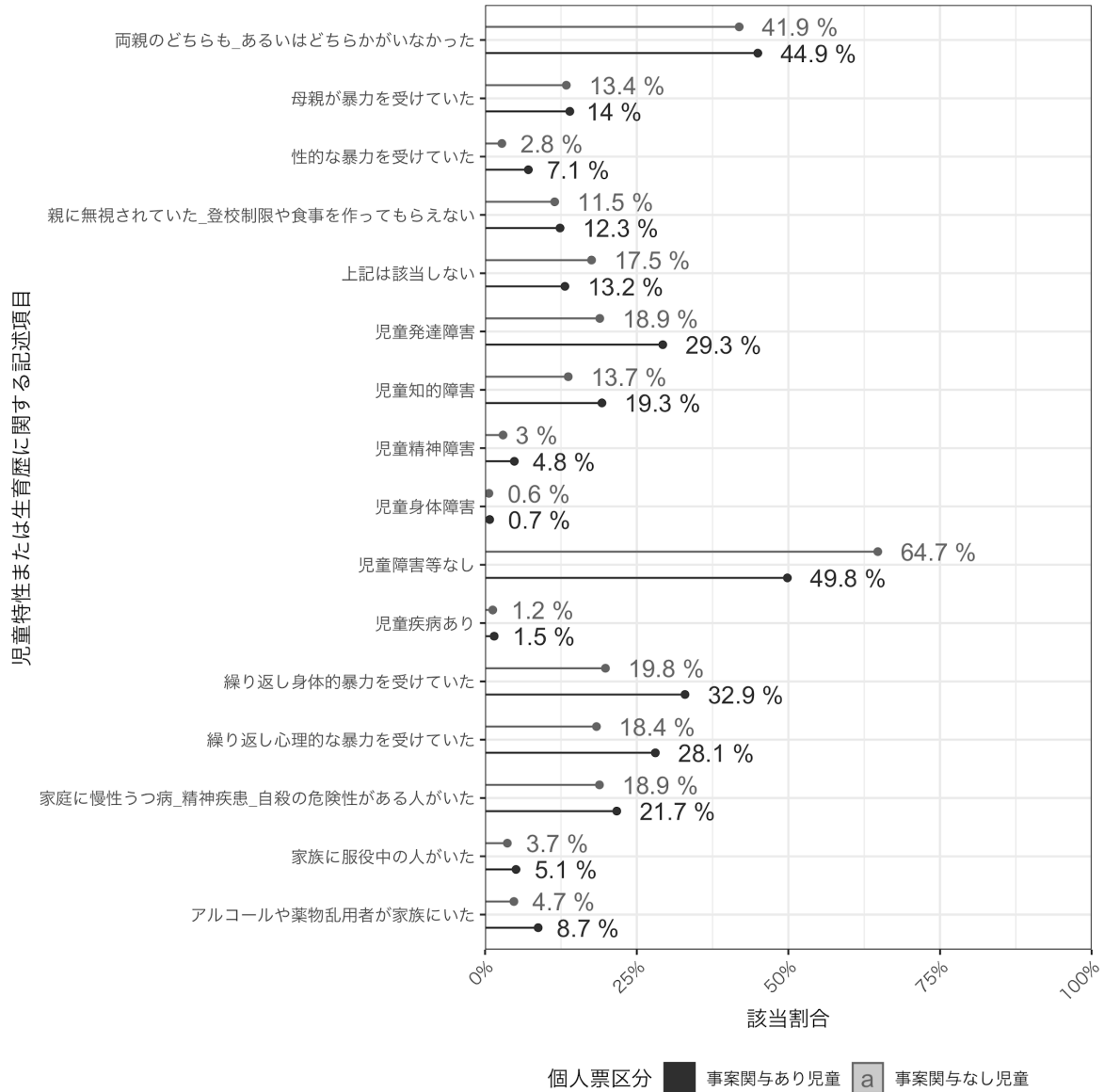


図 19 過去の逆境体験および障害・疾患の該当率

集計の結果、事案に関与のなかった子どもの64.7%、事案に関与した子どもの49.8%において子どもの障害等が見受けられなかった。これに次いで、「両親のどちらかあるいはどちらもいなかった」の項目への該当率が、それぞれ44.9%、41.9%となっていた。同じようにして、障害等の項目および過去の逆境体験等項目で割合が算出された。また、事案に関与した子どもと、関与のなかった子どもとの間において、いくつ

かの項目該当率に10%程度を超える差があることが確認された。例えば、事案に関与した子どもは、関与のなかった子どもと比べて、「繰り返し身体的な暴力を受けていた」「心理的虐待を受けていた」「発達障害を代表とする何らかの疾患・障害を有する」という条件への該当率が高い傾向が観察された。

続いて、ACEの項目該当個数についての記述統計として、「(10)上記は該当しない」の項目を除く9つの項目の該当個数を、各施設等種別で平均した。その結果、事案に関与のあった子どもにおいて1.7～2.6項目程度、関与のなかった子どもにおいて1.4～2.1項目程度、平均的に該当していることが示された(表11・図20)。また、施設等種別ごとに入所している子どものACE項目の該当個数の平均的な水準が異なることや、事案への関与のあった子どもと関与のなかった子どもとの間に、ACE項目の平均該当個数の違いが見受けられる施設等種別が存在することも示された。ACE項目と事案関与の関係や、施設特徴と事案報告件数に関する解析を実施する上で、「そもそも入所している子どもの特徴に施設等種別での違いがある」ことを念頭に据えた解釈が必要になることを示唆するものと言えるだろう。

表11 施設等種別における事案関与/非関与児童別 ACE 項目該当個数の算術平均  
 (「上記以外」の ACE 項目を除く 9 項目での該当個数)

施設等種別	事案関与児童 平均該当個数	事案非関与児童 平均該当個数
児童自立支援施設	1.7 項目(N = 74)	1.6 項目(N = 1221)
児童心理治療施設	2.0 項目(N = 112)	1.9 項目(N = 877)
児童養護施設	1.7 項目(N = 910)	1.6 項目(N = 14858)
自立援助ホーム	1.8 項目(N = 21)	1.5 項目(N = 419)
母子生活支援施設	1.7 項目(N = 57)	1.3 項目(N = 3543)
一時保護所	1.7 項目(N = 82)	該当データなし
児童相談所 (里親・ファミリーホーム 対象)	1.5 項目(N = 18)	1.3 項目(N = 4204)

全施設全回答児童情報(N = 31940): 施設種個人票区分別ACE該当項目数の平均  
 性的問題に関連しない児童を含めて計上(一時保護所は非該当児童を含まない)  
 エラーバーは平均値の95%信頼区間を示す

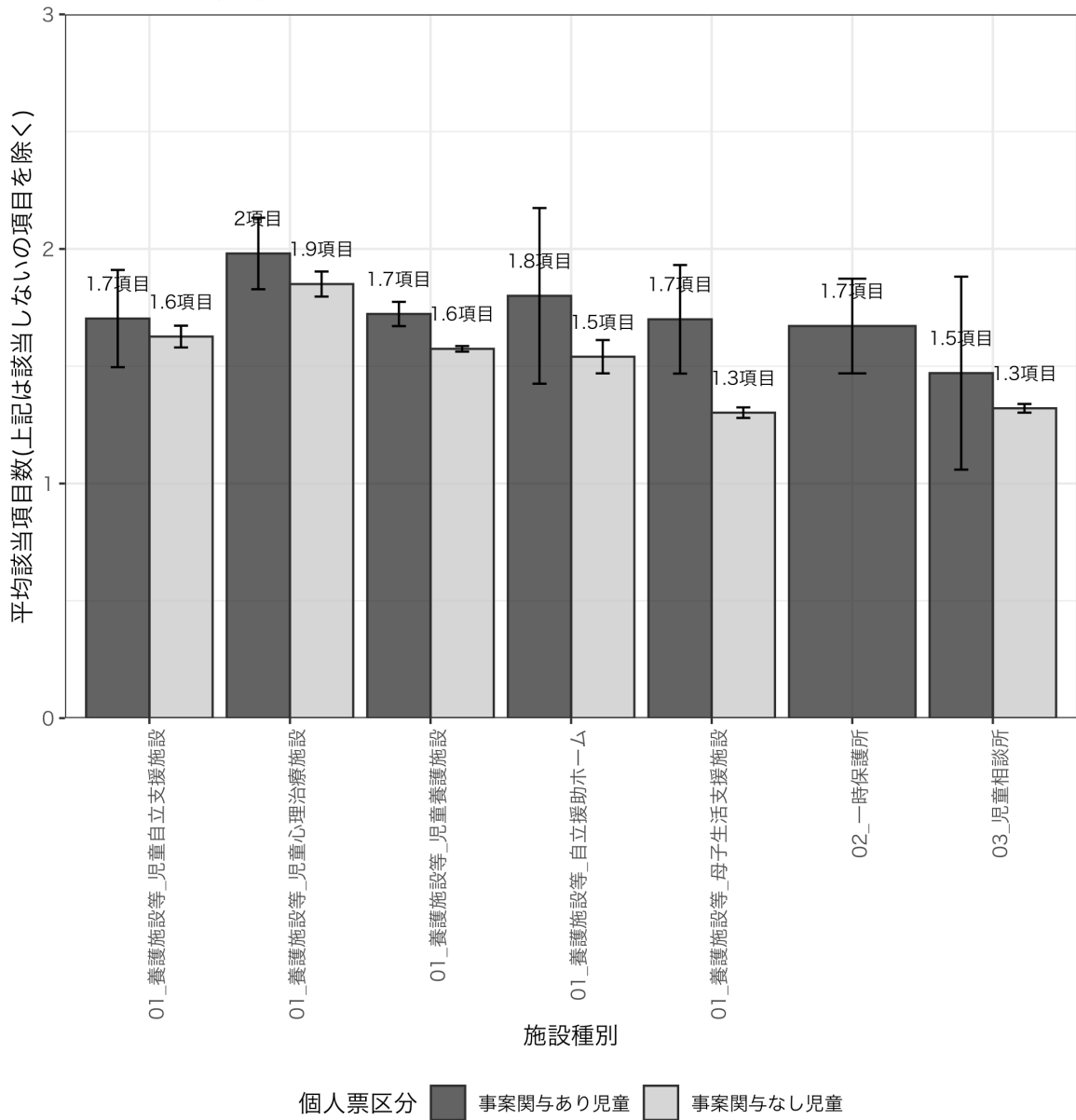


図 20 過去の逆境体験に関する項目(ACE)の施設等種別平均該当個数

次に、調査で報告された事案への関与があった子ども、関与のなかった子どものそれぞれの入所(措置・委託)期間に関する情報を度数分布で描画した(描画される縮尺の都合上、期間の上限を10年としている)。その結果、児童自立支援施設、自立援助ホーム、一時保護所に入所している子どもの大半の入所期間は5年未満となっている一方で、児童養護施設や母子生活支援施設、児童相談所(里親・ファミリーホーム)に委託されている子どもでは、5年を超える入所(措置・委託)期間となる子どもも数多く在籍しているというデータ上の特徴が示された(図21)。子どもの入所(措置・委託)期間に関する解析結果を解釈する上で、重要な参考情報となる。

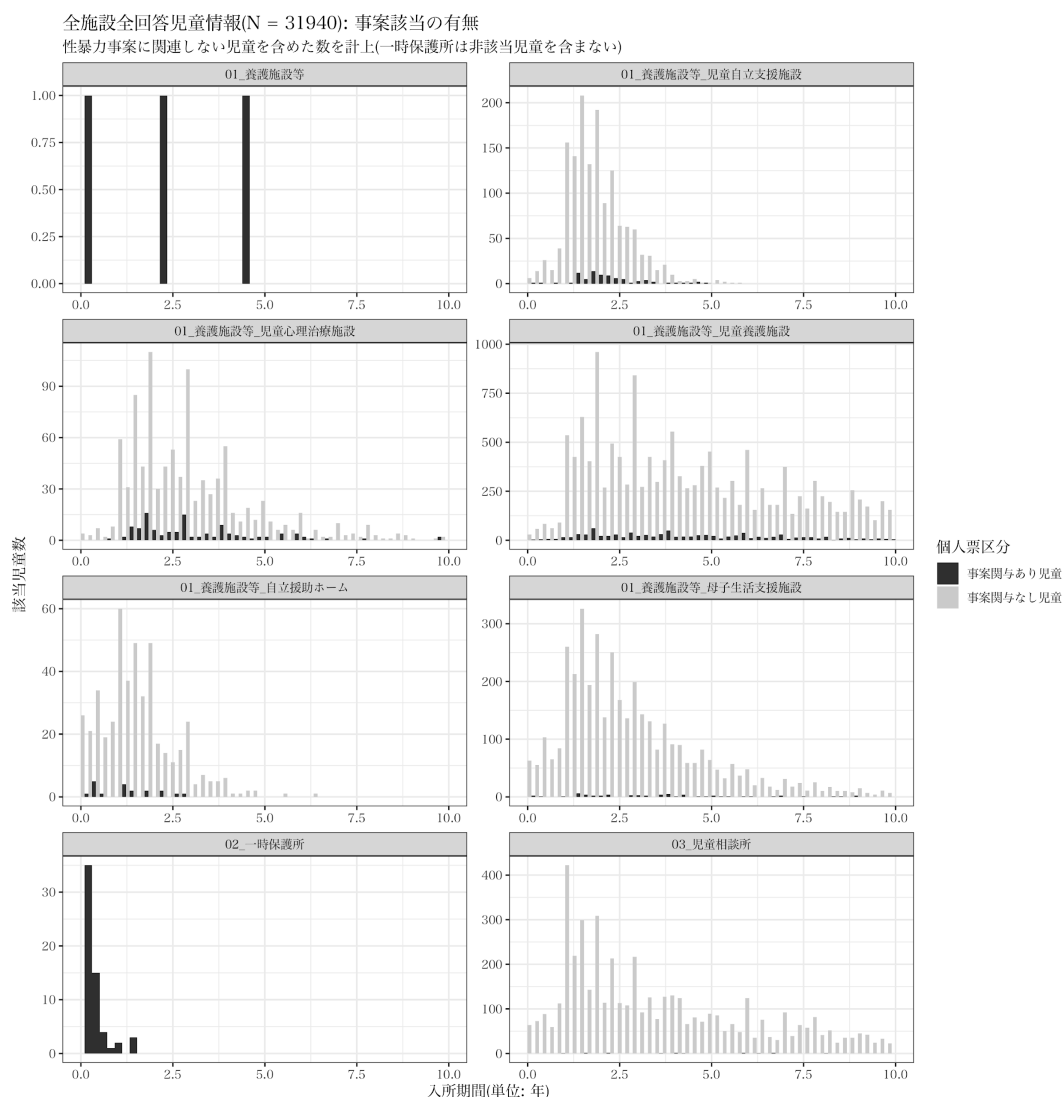


図21 施設等種別 子どもの入所(措置・委託)期間の度数分布  
 (グラフ描画の都合上、横軸の上限を10年に固定している)

子どもの入所(措置・委託)理由に関する該当状況を集計した結果では、子どもの入所理由状況に各施設等種別で違いが観察された(図 22)。例えば児童養護施設では「父または母による虐待」を措置理由として入所した子どもが相対的に多いのに対し、母子生活支援施設では「父または母の入院」がもっとも多い措置理由となっている。各施設等種別で入所している子どもの生活史や背景事情に違いがあることが想定される。施設特徴と事案報告件数に関する解析を実施する上で、「そもそもの入所している子どもの特徴に施設種別での違いがある」ことを念頭に据えた解釈が必要になることを示唆するものと言えるだろう。



全施設全回答児童情報(N = 31940): 入所理由区分

性暴力事案に関連しない児童を含めた数を計上(一時保護所は非該当児童を含まない)

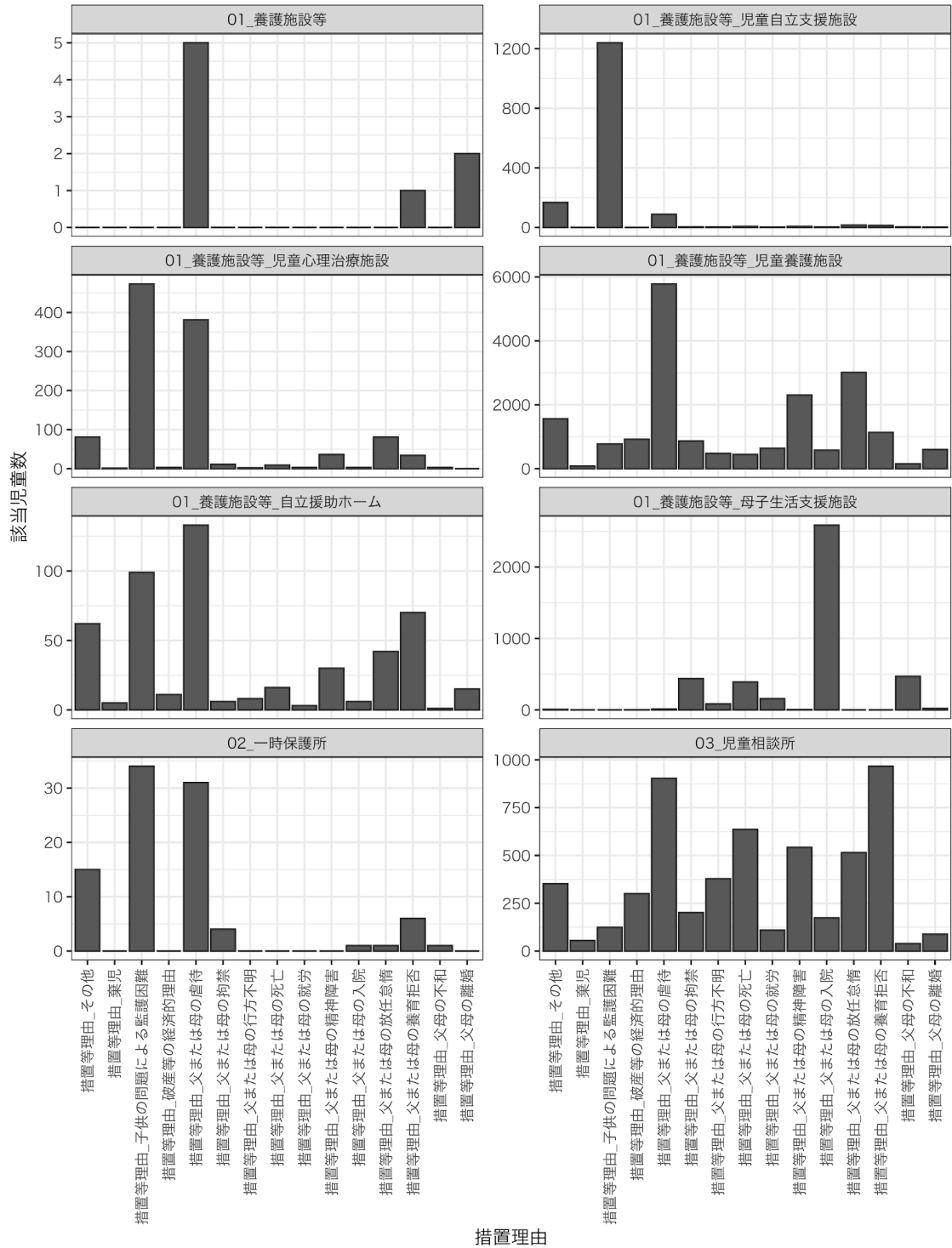


図 22 施設等種別 子どもの入所(措置・委託)理由に関する該当状況

### ＜基礎集計結果のまとめ＞

各種集計の結果、統計解析を適用する上での前提となる情報や、解析結果を解釈する上での基礎知見が得られた。

#### (1) 各施設等種別でのアンケート調査回答件数

各施設等種別のアンケート調査回答件数からは、児童養護施設からの回答数が(施設数等の背景もあり)圧倒的に多いことが示された。データ解析手法の特性上、こういった各施設等種別での回答件数を考慮しない場合、得られる解析結果が特定の種別に強く引っ張られるという現象が生じる。施設等種別は、元来それぞれが担う役割や運用形態が異なるものである。それぞれの種別に特有な傾向が存在しうることも踏まえつつ、大局的に同一傾向を示す変数の可能性を鑑みて、種別レベルと全体レベルでの階層性を仮定した解析手法を選択することが適切と判断された。

#### (2) 組織単位での事案報告件数の度数分布

組織単位での事案報告件数の度数分布を確認したところ、全ての施設等種別に共通して0件の報告件数が最多となった(ただし、調査で定義した単位時間あたりの観測回数)。また、一部の施設等種別では、0件が突出して多い統計上の分布形状を確認することができた。こうした特徴的なデータパターンに対しては、「より予測的誤りの少ない手法を選択する」ことが、「より誤りの少ない結果を得る」ための必須検討事項となる。したがって、本稿における解析では、「0付近の件数が多いデータ」「0が過剰に多いデータ」に対して、ゼロ過剰ポアソン分布と呼ばれる統計学上の確率分布を用いた分析のモデルを採用することとした。

#### (3) 事案単位でのデータを用いた基礎集計

事案単位でのデータを用いた基礎集計では、問題の発生時間帯や場所、子ども間の関係性や合意の有無、社会通念上の不適切な認識があったかどうか、そして具体的な行為内容に関する基礎情報が得られた。集計の結果のみからであっても、例えば「当該問題事案は、必ずしも夜間帯に発生が多いわけではない」ことや、「居室内での発生が相対的に多い」といった重要な知見が得られている。「関係した子どもからの相談による問題発覚が最も多い」ことから示唆される「日常的な関わりから、子どもとの信頼関係を築いておくことで、事案の発覚につながる」といった観点も重要であると言えるだろう。しかし、基本的な集計からでは、これらの複数の観点を同時に考慮した上で、「どのような事案が存在しているのか」について、知識を整理することができない。このような背景から、事案のパターンを捉えるために潜在クラス分析を活用することとした。

#### (4) 子ども単位でのデータを用いた集計

子ども単位でのデータを用いた集計では、調査で報告された各子どもの事案関与回数(ただし、調査で定義した単位時間あたりの観測回数)や、調査対象となる子どもの年齢分布、各種障害や疾病の有無や過去の逆境体験に関する基礎情報が得られた。事案への関与回数は、施設単位データにおける報告件数と同様に、(当該期間に入所していた全ての子どもに関する情報を収集していることから)0回がもっとも多い結果となっ

た。統計解析を行うにあたっては、当該データのパターンを考慮する必要があるため、施設単位の数値と同様にゼロ過剰ポアソン分布を用いた階層性のある解析手法を採用することとした。また、年齢に関する度数分布を確認したところ、14歳及び15歳の子どもがもっとも多く含まれており、乳幼児等の年齢が低い子どものデータが相対的に少ないことが確認される。解析結果を解釈する上で、重要な基礎情報である。さらには、事案への関与の有無別で、障害や疾病の有無、過去の逆境体験の該当状況が示された。いくつかの項目には、事案関与別で該当率に違いがあることが観察されている。確率的に定めた誤差の可能性を考慮した解析知見に繋げる必要があるだろう。入所期間や措置等理由については、各施設等種別で大きくその内容が異なる傾向が観察された。これらの項目を利用する場合、得られた結果を過度に一般化した解釈を避けるための解析上の工夫が必要になる。少なくとも、施設等種別から予測・説明されうる部分を調整した上で、子どもの特徴と事案関与等の関連性を検討する必要があると言える。

## 4.2.【結果 1】事案単位での解析

本節では、事案単位の数値を用いた潜在クラス分析の結果を報告する(解析手法の詳細は第7章補足情報を参照)。すなわち、「性的問題事案には、どのようなパターンが想定されるか」に関する解析知見を整理する。

### 4.2.1 情報量規準

2から40までのクラス数を想定した解析の結果、バイズ情報量規準(Bayesian Information Criterion: BIC)はクラス数8の時に最小の値をとった(BIC = 44786)。この結果を踏まえ、以降はクラス数8の場合の事案パターン情報について報告する。

### 4.2.2 条件付き応答確率

8つの潜在クラスを採択した場合の、各クラスにおける条件付き応答確率の結果を示す。条件付き応答確率とは、「各クラスが、どのような項目に該当しやすいか」を示す項目ごとの推定該当確率を示す。潜在クラス分析には、下記に示す27区分、合計91項目を使用した。

(1)	問題の発生場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浴室</li> <li>・居室内</li> <li>・家庭や施設内のその他の場所</li> <li>・家庭や施設の庭等の戸外</li> <li>・家庭や施設の外</li> <li>・トイレ</li> <li>・その他</li> </ul>
(2)	問題が生じた回数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2回以上(複数回)</li> <li>・1回のみ</li> </ul>
(3)	問題の具体的内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非接触: 再三裸体を見られる、脱がされる</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・非接触: その他</li> <li>・直接接触: 挿入は伴わない</li> <li>・直接接触: 挿入を伴う</li> <li>・その他</li> </ul>
(4)	問題が生じた時間帯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・起床から登校(6時から9時頃)</li> <li>・昼間(9時から15時頃)</li> <li>・下校から夕食(15時から18時頃)</li> <li>・夕食から就寝(18時から21時頃)</li> <li>・夜間(21時頃から6時頃)</li> </ul>
(5)	被害関与児童の平均入所期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1年未満</li> <li>・1年以上2年未満</li> <li>・2年以上4年未満</li> <li>・4年以上8年未満</li> <li>・8年以上</li> </ul>
(6)	被害関与児童の最小入所期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1年未満</li> <li>・1年以上2年未満</li> <li>・2年以上4年未満</li> <li>・4年以上8年未満</li> <li>・8年以上</li> </ul>
(7)	被害関与人数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1名 または 2名以上</li> </ul>
(8)	被害関与男性人数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1名 または 2名以上</li> </ul>
(9)	被害関与女性人数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1名 または 2名以上</li> </ul>
(10)	被害関与児童の最大年齢	<ul style="list-style-type: none"> <li>・12歳未満</li> <li>・12歳以上16歳未満</li> <li>・16歳以上</li> </ul>
(11)	被害関与児童の最小年齢	<ul style="list-style-type: none"> <li>・12歳未満</li> <li>・12歳以上16歳未満</li> <li>・16歳以上</li> </ul>
(12)	同意での事案関与児童の平均入所期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1年未満</li> <li>・1年以上2年未満</li> <li>・2年以上4年未満</li> <li>・4年以上8年未満</li> <li>・8年以上</li> </ul>
(13)	同意での事案関与の最小入所期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1年未満</li> <li>・1年以上2年未満</li> <li>・2年以上4年未満</li> <li>・4年以上8年未満</li> <li>・8年以上</li> </ul>

(14)	合意があった場合等の事案関与人数	・1名 または 2名以上
(15)	合意があった場合等の事案関与男性人数	・1名 または 2名以上
(16)	合意があった場合等の事案関与女性人数	・1名 または 2名以上
(17)	合意があった場合等の事案関与児童最大年齢	・12歳未満 ・12歳以上16歳未満 ・16歳以上
(18)	合意があった場合等の事案関与児童最小年齢	・12歳未満 ・12歳以上16歳未満 ・16歳以上
(19)	加害関与児童の平均入所期間	・1年未満 ・1年以上2年未満 ・2年以上4年未満 ・4年以上8年未満 ・8年以上
(20)	加害関与児童の最小入所期間	・1年未満 ・1年以上2年未満 ・2年以上4年未満 ・4年以上8年未満 ・8年以上
(21)	被害関与人数	・1名 または 2名以上
(22)	加害関与男性人数	・1名 または 2名以上
(23)	加害関与女性人数	・1名 または 2名以上
(24)	加害関与児童最大年齢	・12歳未満 ・12歳以上16歳未満 ・16歳以上
(25)	加害関与児童最小年齢	・12歳未満 ・12歳以上16歳未満 ・16歳以上
(26)	関与児童間の関係性	・支配的・高圧的な関係性 ・交友関係なし、または少ない ・互いの仲は良好 ・同性異性間含む恋人関係 ・支配的關係はないが、仲良くはない
(27)	当該事案における子ども間の合意の有無	・加害性・被害性のない合意事案



### 4.2.3 クラス構成割合と施設種別該当児童数

#### (1) クラス構成割合

上記クラス分類から、項目応答確率の高いものを中心にクラス特徴を解釈し、質的に整理した。クラス特徴と構成割合に関する結果を表 12 に示す。

表 12 8 つの潜在クラス構成割合と特徴のまとめ

クラス番号	構成割合 (774 事案中)	子ども間の関係性 (報告情報の分類に基づく)	クラス別特徴 (条件付き応答確率を元に、解析者が情報要約したもの)
1	22.6%	加害・被害	<p>&lt;主要記述&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・加害側とされる子どもは主に男子中学生一名</li> <li>・同世代または小学生以下の男子・女子への直接接触事案</li> </ul> <p>&lt;補足記述&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・挿入を稀に伴うことがある</li> </ul>
2	7.1%	加害・被害	<p>&lt;主要記述&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学生以下の女子 1 名を被害側として、服を脱がす等の非接触行為と直接接触行為が混在する事案群</li> </ul> <p>&lt;補足記述&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・加害者側の子どもは小学生または中学生 1 名で、単回のみ観測が多い。</li> </ul>
3	11.4%	合意に基づく	<p>&lt;主要記述&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学生以下の男女 1 対 1、あるいは複数対複数などのパターンを含む直接接触・非接触行為の混在する合意事案群</li> </ul> <p>&lt;補足記述&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・服を脱がされる・再三裸体を見られる行為が半数程度。</li> <li>・直接的な接触や挿入を伴う場合も一定数含まれる</li> </ul>
4	2.0%	加害・被害	<p>&lt;主要記述&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主に中学生男子 1 名を加害側とする、小学生男子に対する反復性のある非接触・直接接触行為の混在する事案</li> </ul> <p>&lt;補足記述&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長期間の措置・委託中の子ども間で生じている</li> </ul>
5	15.6%	合意に基づく	<p>&lt;主要記述&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中学生以上の男女間で生じる直接接触事案</li> <li>・半数程度の事案で挿入を伴う。</li> </ul> <p>&lt;補足記述&gt;</p>

			<ul style="list-style-type: none"> <li>・居室または家庭・施設外で、(相対的に)夕方以降深夜に発生しやすい傾向が観察される。</li> <li>・子ども同士の関係性では、互いに仲が良い場合と支配的関係の両方が含まれ、措置・委託期間が1年以上で発生。問題の生じた回数が複数回となる傾向がある。</li> </ul>
6	16.3%	加害・被害	<p>&lt;主要記述&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相対的に措置・委託期間の長い子どもを加害側とし、相対的に措置・委託期間の短い子どもを被害側とする。</li> <li>・単回の挿入を伴わない直接接触事案</li> </ul> <p>&lt;補足記述&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同性間で生じることが多いが、異性間でも一定数の報告</li> </ul>
7	9.9%	加害・被害	<p>&lt;主要記述&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・16歳以上の男子1名を加害側とする。</li> <li>・同世代または年下の女子1名もしくは2名以上に対する直接接触事案</li> </ul> <p>&lt;補足記述&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・半数程度の事案で挿入を伴う。</li> <li>・4割程度は仲の良い関係間で生じており、1割程度は支配的関係下での発生報告が認められる。</li> </ul>
8	15.2%	加害・被害	<p>&lt;主要記述&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・男子2名以上による加害(複数名加害)を最大の特徴とする事案群</li> </ul> <p>&lt;補足記述&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主に1名の子ども(男女を問わない)を被害側とする直接接触行為があり、女子相手の場合には挿入を伴う場合がある。</li> <li>・その他の明確な特徴は得られていない</li> </ul>

潜在クラス分析の結果得られた8クラスの構成割合は、解析に含まれた子ども間の性的問題事案774事案のうち、クラス1(22.6%)、クラス2(7.1%)、クラス3(11.4%)、クラス4(2%)、クラス5(15.6%)、クラス6(16.3%)、クラス7(9.9%)、クラス8(15.2%)となった。同意に基づく事案は、クラス3および5の合計から、27%程度であることが示された。

#### ① クラス1

クラス1は、加害をした子どもが男子中学生1名である場合が多く、その同世代以下の子どもに対する直接接触の関わる事案群であった。加害をした子どもが中学生男子であることを主たる特徴とするクラスである。

#### ② クラス2

クラス2は、小学生以下の女子1名に対して、服を脱がす等の非接触事案と、直接接触の混合する事案(いずれか、または、いずれもを含む)であった。小学生または中学生による加害であり、単回のみの場合が比較的多い事案群であった。



被害を受けた子どもが女子1名であることを最大の特徴としている。

③ クラス3

クラス3は、小学生以下の男女1対1、または複数対複数による直接接触・非接触混合事案群であった。比較的低年齢の同世代同士で同意があることを最大の特徴とする事案群である。

④ クラス4

クラス4は、主に中学生男子から小学生以下の男子に対する反復性のある直接接触・非接触混合事案群であった。長期委託/措置中の子ども間で生じていることも特徴の一つである。主たる着眼点として、年上の男子から年下の男子に反復的に問題が発生/報告されている点があげられる。

⑤ クラス5

クラス5は、中学生以上の男女間で、半数程度挿入を伴い、同意に基づく直接接触事案群であった。夕方以降深夜帯に生じる割合が他のクラスよりも相対的に多く、仲が良い場合と支配的關係に基づく場合が混在している。反復性が認められ、措置委託1年以上で発生することが多い。同意に基づく男女間の直接接触事案群と整理できるだろう。

⑥ クラス6

クラス6は、相対的に措置歴の長い子どもから、措置歴の短い子どもに対する、単回の直接接触事案である。比較的同性同士が多い。加害・被害關係の元に生じている。

⑦ クラス7

クラス7は、16歳以上男子1名による加害事案群である。同世代または年下の女子1名以上に対して行われることがあり、半数程度挿入を伴う。4割は仲の良い關係間で生じており、1割は支配的關係下で生じている。高校生以上男子による、女子に対する同意に基づかない直接接触事案であるとまとめられるだろう。

⑧ クラス8

クラス8は、男子2名以上が加害に関わることを最大の特徴とする事案群である。主に1名の子どもに対する直接接触事案であり、女子相手の場合には挿入を伴う場合がある。

(2) 施設種別該当児童数

これらのクラスに該当する事案が、各施設種別でどの程度報告されていたかを図24に整理した。

施設等種別: 各潜在クラスに該当する事例件数

報告された事案数(774事例)のデータで施設等種別ごとに集計

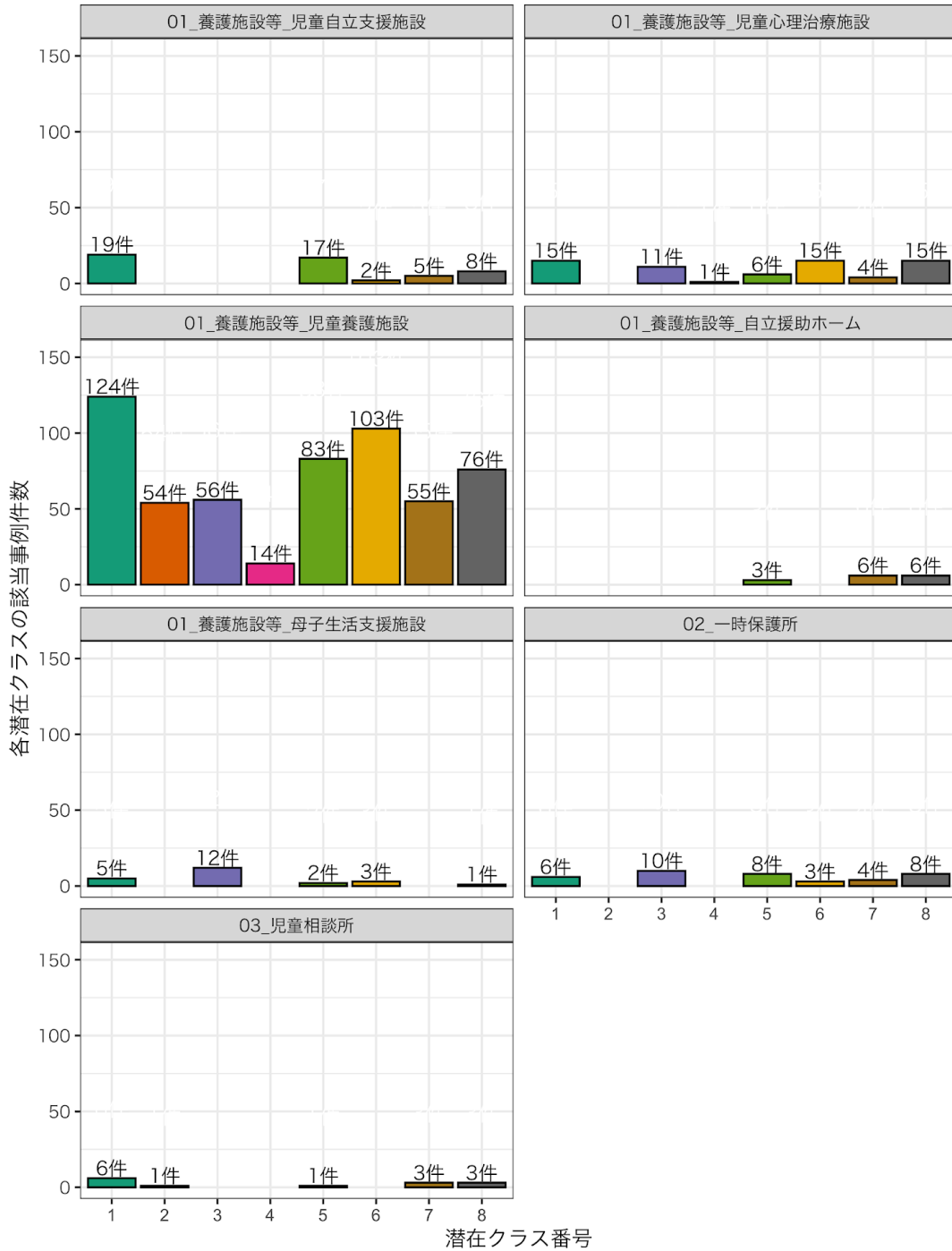


図 24-1 組織および施設種別での 8 つの潜在クラス事例報告件数  
(クラス 0 は、事案報告のなかった組織を計上したもの)









	c1_男子中学生1名による同世代以下の男女1名に対する直接接触事案
	c2_小学生または中学生1名による小学生女子1名に対する非接触直接接触混合事案
	c3_同意に基づく小学生男女同士の直接接触事案
	c4_中学生男子主に1名による小学生男子に対する反復性非接触または接触事案
	c5_同意に基づく中学生男女同士の直接接触事案
	c6_措置歴の長い児童1名から短い児童に対する挿入を伴わない単回の直接接触事案
	c7_16歳以上男子1名による同世代以下の女子1名以上に対する単回以上の直接接触事案挿入を伴う場合がある
	c8_加害男子に2名以上による主に1名の男女に対する直接接触事案

図 24-2 組織および施設種別での 8 つの潜在クラス事例報告件数: 補足ラベル  
(クラス 0 は、事案報告のなかった組織を計上したもの)

施設種別でのクラス別事案報告数を計上した結果、例えば児童自立支援施設および児童自立援助ホームでは、施設運営上の設計に準じて、小学生以下の子どもが関与するクラス 2、クラス 3、クラス 4 の事案群の発生件数が 0 件となっていた。また、当該年齢条件をのぞいた場合には、全ての施設等種別で複数のクラスの事案の発生が確認されている。全体での様相を確認する際に参照されたい。

#### 4.2.4 考察と結果の利用可能性について

潜在クラス分析の結果、本データからは、事案の分類は 8 クラスが適当であることが考えられ、事案を最も明確に特徴づける条件として、「合意に基づく事案」か「加害/被害関係のある事案」かによって大きな分岐が生じた。次に、「子どもの年齢区分」と「性別」が事案を特徴づける情報であり、(これらの条件と比較して)「事案の内容(直接接触や非接触等)」は事案のパターンを明確に特徴づけるものではなかった。

このような結果は、事案のパターンを大局的知見から理解する際に、その具体的内容よりも、関与のあった子ども間の年齢や合意等の「関係性」を主軸に問題を整理することが、実践的観点からも有効である可能性を示唆するものと考えられる。具体的には、問題の行為内容に着眼するのではなく、施設等内での子ども間の関係性に着眼した予防的介入の実施などが功を奏することが期待される。また、年上の子どもが同世代以下の子どもに対して高圧的あるいは支配的な態度を持つような上下の関係性が認められる場合、性的な問題事案の発生を予見した介入を行うことも、防止策としての意味を有するかもしれない。

報告された問題事案の 27%程度を占める同意事案に関しては、低年齢のクラス(クラス 3)と相対的高年齢のクラス(クラス 5)で、身体的発達(第二性徴)を考慮すれば、それぞれ質的に意味合いの異なる事案であると考えられる。それぞれの事案の様相に対して、性に関する教育等の、集団に対する未然の介入が必要となるだろう。こういった全体への予防策を考えるにあたっては、事案発生的好発年齢を把握しなければならない。事案的好発年齢に関しては、次の 4.3.3 節で取り上げる。

### 4.3.【結果 2】子ども単位での解析

本節では、事案ではなく、子どもの単位に焦点化した解析結果を報告する。言い換えれば、「〇〇に該当する子どもの場合、性的問題への関与が予測される」といった知見や、「〇〇歳の子どもの場合、性的問題に関与しやすい」といった子どもの特徴に立脚した知見をまとめる。具体的には、(1)身体障害等の各種障害の有無や子どもの過去の逆境体験の有無への該当別で事案への関与率の差を検討する解析、(2)性的問題への関与が予測される子どもの特徴の抽出、(3)子どもの年齢別での事案関与確率の推定による好発年齢の推定結果について、順に述べる。

#### 4.3.1 子どもの特徴別事案関与確率の推定

子どもの特徴、ここでは、各種障害の該当の有無と、過去の逆境体験の該当の有無別で、事案への関与確率の差の推定結果を報告する。言い換えれば、「当該特徴に該当する場合、事案への関与確率は高いか」という疑問に対する回答を利用したデータの範囲で提示する。なお、結果は施設等の種別によらず全てのデータを用いたものであり、対象となっている母集団は関係施設等の入所している子どもである(すなわち、当該母集団以外の対象へ結果を一般化することは基本的にできない)。さらに、事案への関与は、同意に基づく場合や、加害・被害を問わず、関与した子どもが全て含まれている形で扱っている。

障害等の有無に関して、二項-ベータ分布を用いて性的問題への関与確率を推定した結果、精神障害がある子どもの場合は事案関与率が相対的に高く( $\delta = 0.03$ , 95%CI[0.01, 0.05])、同様に知的障害( $\delta = 0.02$ , 95%CI[0.01, 0.03])、発達障害( $\delta = 0.03$ , 95%CI[0.02, 0.04])の場合に、事案関与率が相対的に高いことが示された。なお、子どもに慢性疾患等の疾病等がある場合( $\delta = 0.01$ , 95%CI[-0.01, 0.04])や、子どもに身体障害がある場合( $\delta = 0.02$ , 95%CI[-0.01, 0.06])は、(その差の推定値における95%確信区間が0を含んでいたことをもって)明確な差が認められなかった(表13・図25)。95%確信区間とは、ベイズ推定法を用いた場合の(パラメータ:ここでは関与確率)推定値が得られうる範囲のことを示す。

表 13 障害・疾患等の有無別での性的問題事案への関与確率とその差の推定値  
 代表値 EAP、推定区間は 95%確信区間を用いる

項目(障害・疾患等)	項目該当児童の 事案関与確率	項目非該当児童の 事案関与確率	事案関与確率の差(該 当児童 - 非該当児童)
子どもに日常生活に影響 のある疾病がある	0.046(4.6%)	0.059(5.9%)	0.01[-0.01, 0.04] (1%[-1%, 4%])
子どもに身体障害がある	0.045(4.5%)	0.063(6.3%)	0.02[-0.01, 0.05] (2%[-1%, 5%])
子どもに精神障害(調査実 施時の表記。心理症状や 精神疾患を想定したもの)	0.045(4.5%)	0.075(7.5%)	0.03[0.01, 0.05] (3%[1%, 5%])
子どもに知的障害がある	0.043(4.3%)	0.063(6.3%)	0.02[0.01, 0.03] (2%[1%, 3%])
子どもに発達障害がある	0.040(4.0%)	0.070(7.0%)	0.03[0.02, 0.04] (3%[2%, 4%])

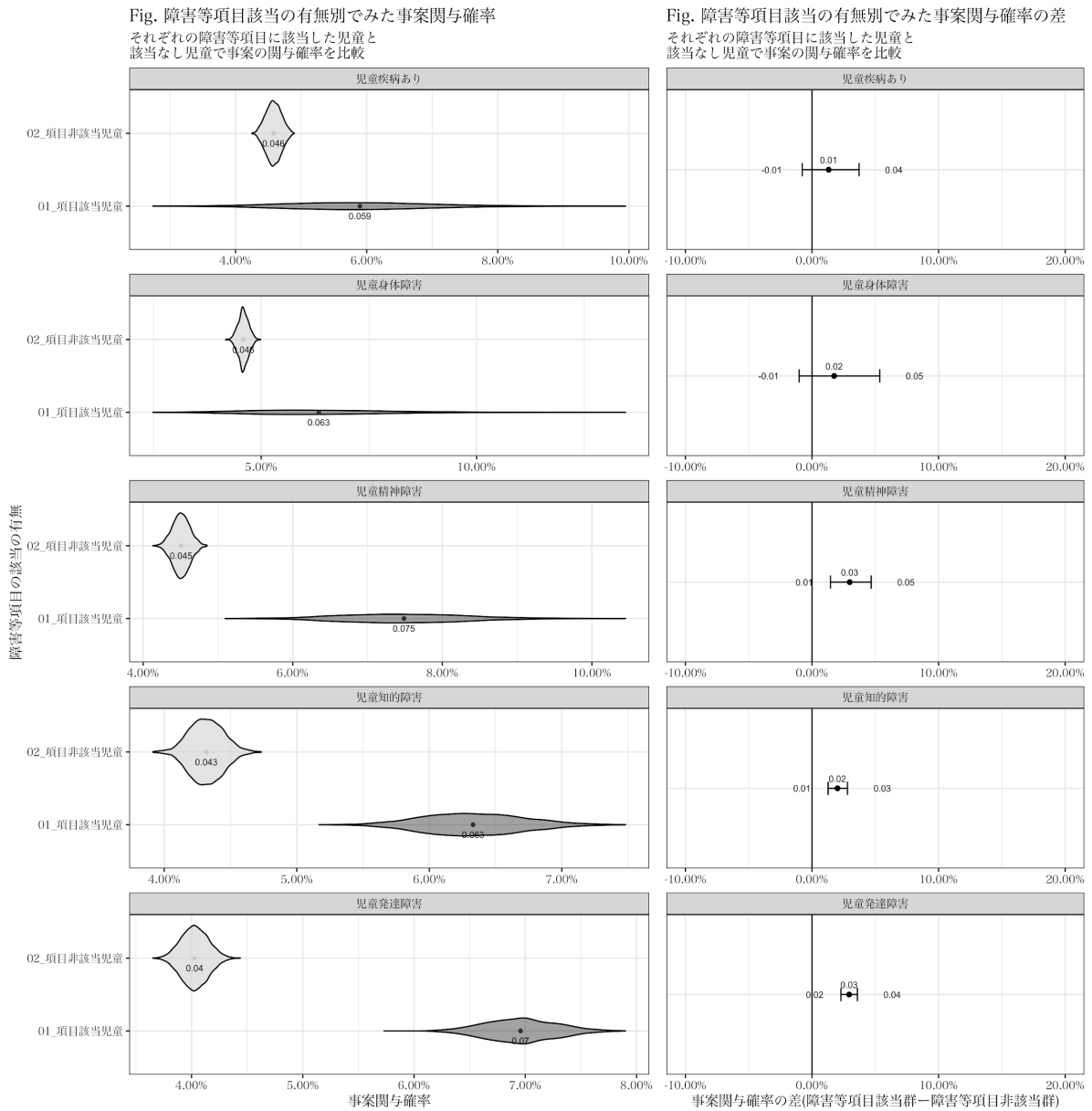


図 25 障害等への該当の有無別での事案関与確率とその差の推定値  
 左パネル:推定確率の事後分布とその期待値(Expected A Posteriori: EAP)を示す  
 右パネル: 推定確率の差の事後分布の EAP と 95%確信区間を示す

次に、子どもの逆境体験に関する9項目それぞれの該当の有無での事案関与確率とその差を推定した。推定には、二項-ベータ分布を仮定したベイズ統計モデルを利用した。その結果、該当した場合に事案関与確率が高いと推定された項目は、アルコールや薬物乱用者が家族にいた場合( $\delta = 0.04$ , 95%CI[0.03, 0.05])、家族に服役中の人が入った場合( $\delta = 0.02$ , 95%CI[0.00, 0.03])、家庭に慢性的なうつ病や精神疾患、自殺の危険がある人がいた場合( $\delta = 0.03$ , 95%CI[0.01, 0.05])、子どもが繰り返し心理的な暴力を受けていた場合( $\delta = 0.10$ , 95%CI[0.08, 0.12])、子どもが繰り返し身体的な暴力を受けていた場合( $\delta = 0.13$ , 95%CI[0.11, 0.16])、子どもが性的な暴力を受けていた場合( $\delta = 0.05$ , 95%CI[0.03, 0.06])、両親のどちらもあるいはどちらかがいなかった場合( $\delta = 0.03$ , 95%CI[0.01, 0.06])であった。一方、子どもが親に無視されていた(登校制限や食事を作ってもらえなかった)場合と( $\delta = 0.01$ , 95%CI[-0.01, 0.03])、母親が暴力を受けていた場合( $\delta = 0.03$ , 95%CI[-0.01, 0.03])においては、現時点のデータからは該當時に事案関与の有無に明確な差が(その差の推定値における95%確信区間が0を含んでいたことをもって)認められなかった(表14・図26)。

表 14 性的問題事案への関与の有無別での ACE 各項目該当確率とその差の推定値  
代表値 EAP、推定区間は 95%確信区間を用いる

項目(ACE 項目)	事案関与児童の 項目該当確率	事案非関与児童 の項目該当確率	事案関与確率の差 (該当児童 - 非該 当児童)
アルコールや薬物乱用者が 家族にいた	0.09(9%)	0.05(5%)	0.04[0.03, 0.05] (4%[3%, 5%])
家族に服役中の人があった	0.05(5%)	0.04(4%)	0.02[0.00, 0.03] (2%[0%, 3%])
家庭に慢性的なうつ病の人 がいたり、精神病を患っ ている人がいたり、自殺の危 険がある人がいた	0.22(22%)	0.19(19%)	0.03[0.01, 0.03] (3%[1%, 3%])
繰り返し心理的な暴力を受 けていた(暴力的な言葉で痛 めつけられるなど)	0.28(28%)	0.18(18%)	0.10[0.08, 0.12] (10%[8%, 12%])
繰り返し身体的な暴力を受 けていた(なぐられる、けら れる、など)	0.33(33%)	0.20(20%)	0.13[0.11, 0.16] (13%[11%, 16%])
親に無視されていた(学校に 行かせてもらえない、食事 を作ってもらえない、など)	0.13(13%)	0.11(11%)	0.01[-0.01, 0.03] (1%[-1%, 3%])
性的な暴力を受けていた(家 族以外からのものも含む)	0.07(7%)	0.03(3%)	0.05[0.03, 0.06] (5%[3%, 6%])
母親が暴力を受けていた	0.14(14%)	0.13(13%)	0.01[-0.01, 0.03] (1%[-1%, 3%])
両親のうち、どちらもある いはどちらかがいなかった	0.45(45%)	0.42(42%)	0.03[0.01, 0.06] (3%[1%, 6%])



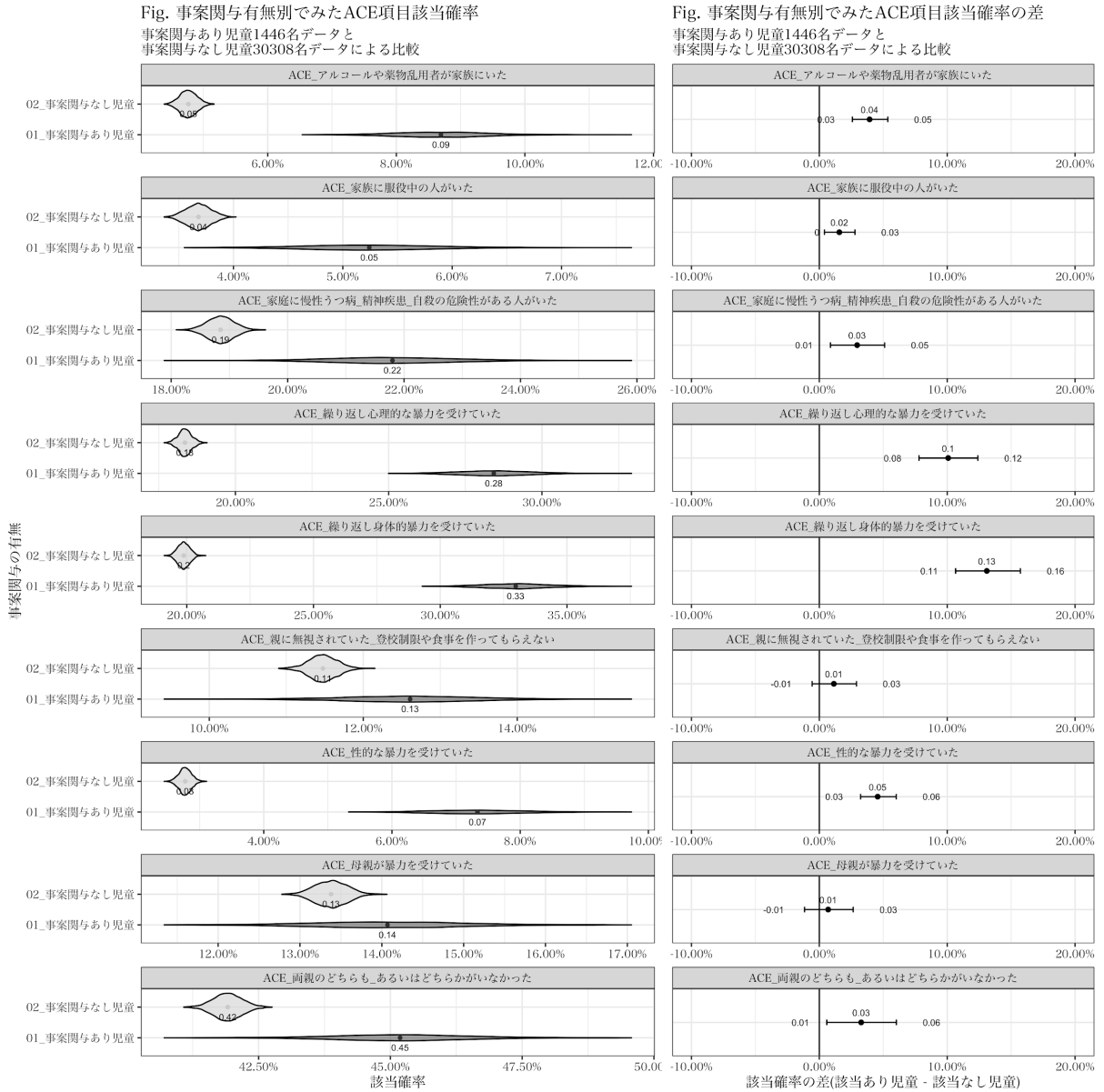


図 26 事案関与の有無別での子どもの過去の逆境体験に関する  
9項目の該当確率とその差の推定値

左パネル: 推定確率の事後分布とその期待値(Expected A Posteriori: EAP)を示す  
右パネル: 推定確率の差の事後分布の EAP と 95%確信区間を示す

#### 4.3.2. 事案関与の有無および関与回数と子どもの特徴との関連

本節では、子ども単位のデータセットを用いて、事案への関与の有無と子どもの特徴との関連性を、ゼロ過剰ポアソン回帰モデルを用いて解析した結果を報告する。説明変数が複数あるゼロ過剰ポアソン回帰モデルでは、「重みの異なる複数の要因の和によっ

て、事案への関与やその回数に関する各変数の予測的な影響の度合いが記述される」という解析モデルの仮定のもと、「他の変数で予測される部分を除いた上での、ある説明変数が単独で有する重み(予測への貢献度)」を推定することができる。

以下では、加害・被害および合意のある事案を全て含めた「全事案」への関与を目的変数とした解析結果を報告した後、加害での関与、被害での関与、合意事案への関与、支配的関係のある事案への関与、直接接触事案(挿入あり・なし)、非接触事案(強制脱衣や浴室などで裸体を再三見られる)に関する解析結果の要点を報告する(全ての説明変数に関する詳細数値は第7章の補足情報に掲載する)。

全事案への関与を目的変数とした解析の結果、(対数スケールでの係数の推定値における95%確信区間が0を含まなかったことをもって)事案関与の有無に関わると判断される説明変数には、措置等理由が父母の離婚である場合( $\beta = 1.14$ , 95%CI[0.09, 2.37])、措置等理由が父または母の養育拒否である場合( $\beta = 0.89$ , 95%CI[0.12, 1.64])、措置等理由が父または母の放任怠惰である場合( $\beta = 1.17$ , 95%CI[0.43, 2.04])、措置等理由が父または母の入院である場合( $\beta = 2.23$ , 95%CI[0.55, 3.86])、措置等理由が父または母の就労である場合( $\beta = 3.57$ , 95%CI[1.32, 6.85])、措置等理由が父または母の死亡である場合( $\beta = 2.21$ , 95%CI[0.67, 3.74])、措置等理由が父または母の行方不明である場合( $\beta = 1.15$ , 95%CI[0.10, 2.44])、措置等理由が父または母の拘禁である場合( $\beta = 0.80$ , 95%CI[0.00, 1.80])、措置等理由が父または母の虐待である場合( $\beta = 0.08$ , 95%CI[0.73, 1.53])、措置等理由が破産等の経済的理由の場合( $\beta = 1.19$ , 95%CI[0.47, 2.04])、措置等理由が子どもの問題による監護困難である場合( $\beta = 0.75$ , 95%CI[0.05, 1.56])、措置等理由がその他で報告される場合( $\beta = 1.55$ , 95%CI[0.07, 2.59])、子どもに知的障害がある場合( $\beta = 0.42$ , 95%CI[0.10, 0.72])、子どもに精神障害がある場合( $\beta = 0.66$ , 95%CI[0.00, 1.43])、子どもに日常生活に支障をきたす疾病がある場合( $\beta = 3.51$ , 95%CI[0.64, 8.10])、以前の性加害経験の有無について明確な該当がある場合( $\beta = 1.46$ , 95%CI[0.96, 2.07])、母親が暴力を受けていた場合( $\beta = 0.55$ , 95%CI[0.19, 0.93])、子どもが性的な暴力を受けていた場合( $\beta = 1.53$ , 95%CI[0.80, 2.31])、子どもが繰り返し心理的な暴力を受けていた場合( $\beta = 0.35$ , 95%CI[0.08, 0.66])、アルコールや薬物乱用者が家族にいた場合( $\beta = 0.54$ , 95%CI[0.09, 1.00])など、多数の関連項目が抽出された(図27)。なお、このとき、子どもが入所する施設等の種別条件から生じる影響を考慮するため、一時保護所(事案に関与のあった子どものみのデータ)を基準変数(reference)とする施設種別のダミー変数を回帰モデルに投入している。

Fig. 事案報告の有無に関わる児童特徴項目(N = 31754)  
 ゼロ過剰ポアソン回帰モデルで推定された児童特徴別の推定係数

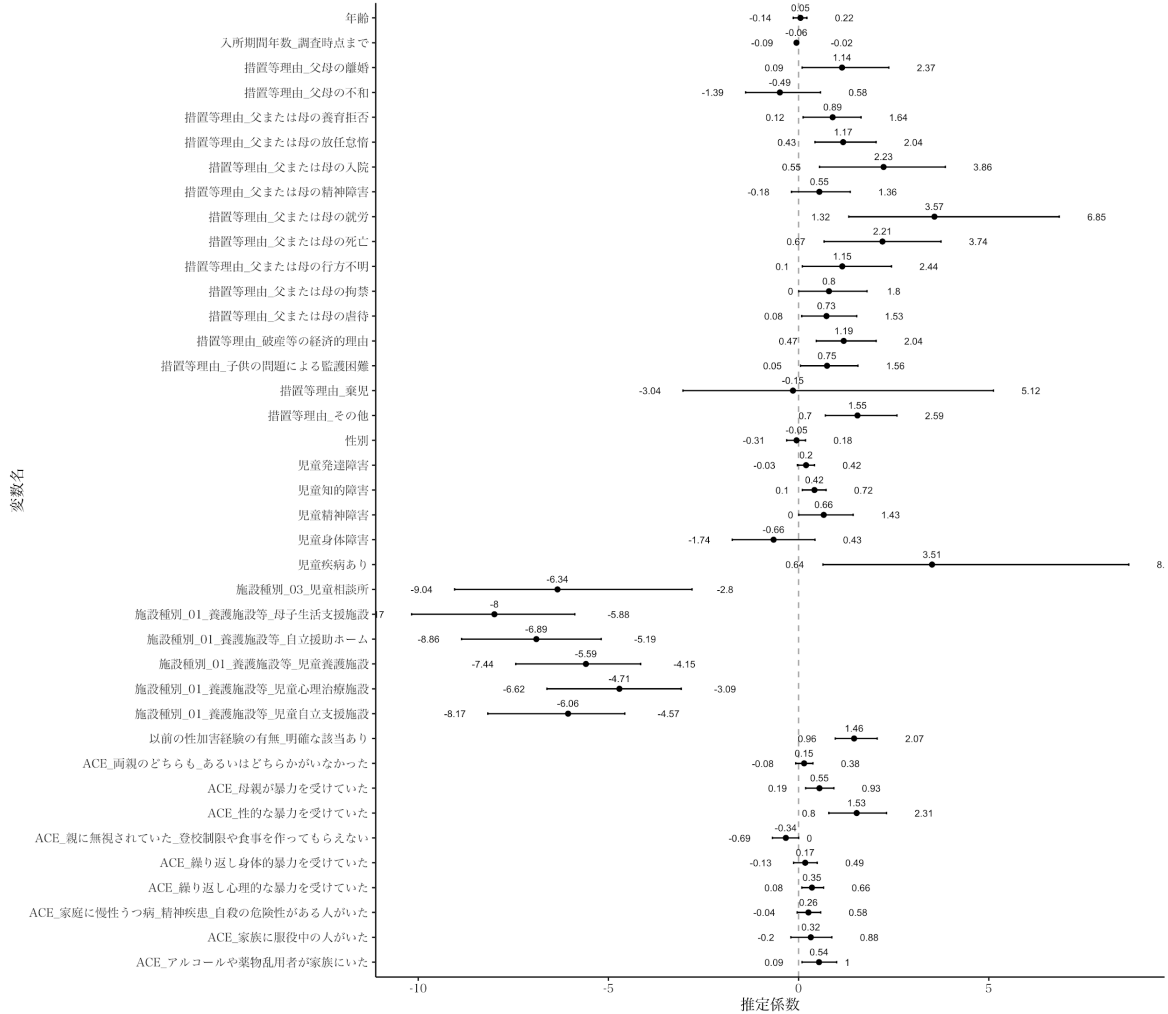


図 27 全事案への関与を目的変数としたゼロ過剰ポアソン回帰モデルの結果  
 (事案関与の有無に対応する解析部分)

そして、「事案への関与があるだろう」と推定上想定される子どもにおいて、事案への関与回数の高さ(反復性)に関連する要因を抽出した結果、年齢が幼いほど( $\beta = -0.18$ , 95%CI[-0.32, -0.02])、入所期間が長いほど( $\beta = 0.05$ , 95%CI[0.02, 0.08])、措置等理由が父母の不和である場合( $\beta = 1.22$ , 95%CI[0.62, 1.79])、子どもの性別が男子の場合( $\beta = 0.25$ , 95%CI[0.06, 0.44])、子どもが繰り返し身体的な暴力を受けていた場合( $\beta = 0.27$ , 95%CI[0.04, 0.51])に、事案関与回数が高くなると推定された(図 28)。

Fig. 事案報告件数の高低に関わる児童特徴項目(N = 31754)  
 ゼロ過剰ポアソン回帰モデルで推定された児童特徴別の推定係数

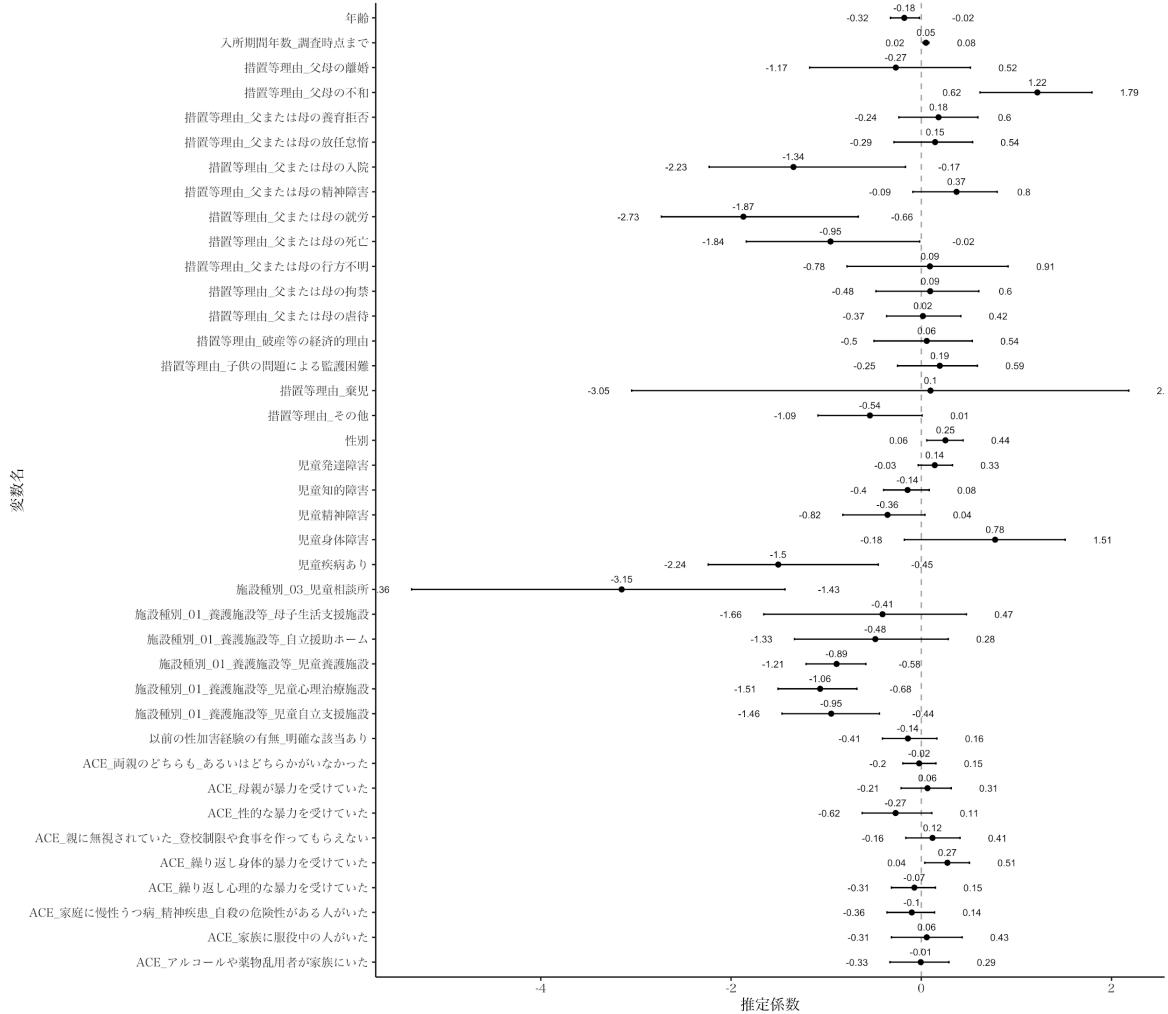


図 28 全事案への関与を目的変数としたゼロ過剰ポアソン回帰モデルの結果  
 (事案関与の回数に対応する解析部分)

全事案への関与と関連の指摘されうる変数には、上述の通り数多く抽出されたが、具体的にどのような形で事案に対する関与に関係しているのかについては、目的変数をそれぞれ切り替えた解析が必要となる。

表 15 には、加害での関与、被害での関与、合意のある事案への関与、直接接触事案への関与(挿入あり・なし含む)、強制脱衣・裸体をみる非接触事案への関与、支配的関係の関わる事案への関与に着眼・分解して、関連する項目を抽出して整理した。

表 15 各目的変数を対象としたゼロ過剰ポアソン回帰モデルの推定結果(抜粋整理)  
 (対数スケールの係数の推定値が非負であり、その 95%確信区間が 0 を含まなかったものを抽出している。ただし、子どもの年齢と性別、入所(措置・委託)期間については、負の値である場合を含む)

予測対象(目的変数)	推定・予測対象区分	抽出した説明変数と統計数値(対数スケールの係数事後平均と 95%確信区間を略記)
被害での関与	対象事案への関与がある	・ 措置理由等がその他 ( $\beta = 2.06[0.16, 4.07]$ )
	対象事案での関与回数が多い(反復性がある)	・ 措置等理由が父母の不和 ( $\beta = 1.43[0.18, 3.13]$ )
加害での関与	対象事案への関与がある	・ 措置等理由が父母の不和 ( $\beta = 4.37[0.82, 10.47]$ ) ・ 子どもに発達障害があると報告される場合 ( $\beta = 0.80[0.31, 1.35]$ ) ・ 子どもに精神障害があると報告される場合 ( $\beta = 1.08[0.14, 2.40]$ ) ・ 以前の性加害経験に明確に該当がある場合 ( $\beta = 1.12[0.41, 1.95]$ ) ・ 両親のどちらか・どちらもいなかった場合 ( $\beta = 0.82[0.28, 1.30]$ ) ・ 子どもが性的暴力を受けていた場合 ( $\beta = 1.77[0.42, 3.46]$ )
	対象事案での関与回数が多い(反復性がある)	・ 措置等理由が父または母の放任怠惰 ( $\beta = 1.87[0.55, 3.02]$ ) ・ 措置等理由が父または母の入院 ( $\beta = 2.61[0.49, 4.50]$ ) ・ 子ども性別が男性の場合 ( $\beta = 0.60[0.18, 1.06]$ ) ・ 子どもに日常生活に支障のある疾病がある ( $\beta = 1.87[0.16, 3.20]$ )
合意のある事案への関与	対象事案への関与がある	・ 措置等理由が父母の離婚 ( $\beta = 3.45[0.35, 8.10]$ ) ・ 措置等理由が父または母の入院 ( $\beta = 3.20[0.41, 5.85]$ ) ・ 措置等理由が子どもの問題による監護困難 ( $\beta = 3.40[1.58, 6.00]$ )

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・措置等理由がその他 (<math>\beta = 2.53[0.62, 5.00]</math>)</li> <li>・子どもが性的な暴力を受けていた場合 (<math>\beta = 1.75[0.25, 3.55]</math>)</li> <li>・家庭に慢性うつ病や精神疾患、自殺の危険がある人がいた場合 (<math>\beta = 0.79[0.02, 1.54]</math>)</li> <li>・アルコールや薬物乱用者が家族にいた場合 (<math>\beta = 2.38[0.82, 4.75]</math>)</li> </ul>
	対象事案での関与回数が多い (反復性がある)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・措置等理由が父または母の放任怠惰の場合 (<math>\beta = 1.52[0.84, 2.27]</math>)</li> <li>・措置等理由が父または母の精神障害 (<math>\beta = 1.89[1.08, 2.71]</math>)</li> <li>・措置等理由が破産等の経済的理由 (<math>\beta = 1.50[0.35, 2.53]</math>)</li> </ul>
直接接触事案(挿入あり・なし両方を含む)への関与  (加害・被害・合意等の関係は考慮されていない)	対象事案への関与がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの年齢が高いほど (<math>\beta = 0.74[0.40, 1.11]</math>)</li> <li>・入所(措置・委託)期間が短いほど (<math>\beta = -0.10[-0.18, -0.03]</math>)</li> <li>・措置等理由がその他 (<math>\beta = 6.41[0.92, 15.0]</math>)</li> <li>・子どもに精神障害がある場合 (<math>\beta = 2.28[0.26, 4.59]</math>)</li> <li>・以前の性加害経験に明確に該当する場合 (<math>\beta = 1.14[0.12, 2.38]</math>)</li> <li>・子どもが暴力を受けていた場合 (<math>\beta = 1.05[0.19, 2.10]</math>)</li> <li>・子どもが性的な暴力を受けていた場合 (<math>\beta = 2.50[1.17, 4.26]</math>)</li> <li>・繰り返し心理的な暴力を受けていた場合 (<math>\beta = 0.70[0.12, 1.32]</math>)</li> <li>・アルコールや薬物乱用者が家族にいた場合 (<math>\beta = 1.05[0.16, 2.00]</math>)</li> </ul>
	対象事案での関与回数が多い (反復性がある)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入所(措置・委託)期間が長いほど (<math>\beta = 0.11[0.04, 0.18]</math>)</li> <li>・措置等理由が父または母の精神障害 (<math>\beta = 1.04[0.19, 1.93]</math>)</li> <li>・措置等理由が父または母の死亡</li> </ul>

		( $\beta = 1.85[0.41, 3.10]$ )
<p>強制脱衣・裸体を再三見られる非接触事案への関与</p> <p>(加害・被害・合意等の関係は考慮されていない)</p>	<p>対象事案への関与がある</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの年齢が低いほど (<math>\beta = -3.78[-4.88, -2.60]</math>)</li> <li>・措置等理由が父または母の精神障害 (<math>\beta = 2.95[0.22, 5.44]</math>)</li> <li>・措置等理由が子どもの問題による監護困難 (<math>\beta = 3.25[1.07, 5.81]</math>)</li> <li>・子どもに精神障害がある場合 (<math>\beta = 2.39[0.16, 4.88]</math>)</li> <li>・子どもが性的な暴力を受けていた場合 (<math>\beta = 3.19[0.47, 6.16]</math>)</li> </ul>
	<p>対象事案での関与回数が多い (反復性がある)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの年齢が高いほど (<math>\beta = 1.74[1.11, 2.35]</math>)</li> <li>・措置等理由が父母の離婚 (<math>\beta = 3.30[1.39, 5.04]</math>)</li> <li>・措置等理由が父または母の養育拒否 (<math>\beta = 2.00[0.45, 3.40]</math>)</li> <li>・措置等理由が父または母の放任怠惰 (<math>\beta = 1.41[0.21, 2.57]</math>)</li> <li>・措置等理由が父または母の拘禁 (<math>\beta = 2.59[0.83, 4.43]</math>)</li> <li>・措置等理由が父または母の虐待 (<math>\beta = 1.56[0.34, 2.70]</math>)</li> <li>・措置等理由がその他 (<math>\beta = 1.27[0.06, 2.59]</math>)</li> <li>・両親のどちらか・どちらもいなかった場合 (<math>\beta = 0.79[0.10, 1.49]</math>)</li> </ul>
<p>支配的関係の伴う事案への関与</p> <p>(加害・被害・合意等の関係は考慮されていない)</p>	<p>対象事案への関与がある</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの年齢が低いほど (<math>\beta = -0.62[-1.28, -0.01]</math>)</li> <li>・措置等理由が父または母の養育拒否 (<math>\beta = 1.27[0.19, 2.39]</math>)</li> <li>・措置等理由が父または母の放任怠惰 (<math>\beta = 1.82[0.79, 2.96]</math>)</li> <li>・措置等理由が父または母の精神障害 (<math>\beta = 1.98[0.73, 3.28]</math>)</li> <li>・措置等理由が父または母の就労 (<math>\beta = 4.57[0.61, 9.90]</math>)</li> <li>・措置等理由が父または母の死亡</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>(<math>\beta = 4.51[0.75, 10.22]</math>)</li> <li>・措置等理由が父または母の行方不明 (<math>\beta = 5.49[2.14, 10.36]</math>)</li> <li>・措置等理由が父または母の拘禁 (<math>\beta = 1.93[0.16, 3.99]</math>)</li> <li>・措置等理由が父または母の虐待 (<math>\beta = 1.82[0.71, 3.00]</math>)</li> <li>・措置等理由が破産等の経済的理由 (<math>\beta = 2.66[1.41, 3.96]</math>)</li> <li>・措置等理由が子どもの問題による監護困難 (<math>\beta = 1.74[0.52, 3.05]</math>)</li> <li>・措置等理由がその他 (<math>\beta = 1.47[0.19, 2.84]</math>)</li> <li>・子どもの性別が女性の場合 (<math>\beta = -0.78[-1.53, -0.08]</math>)</li> </ul>
	対象事案での関与回数が多い (反復性がある)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入所(措置・委託)期間が長いほど (<math>\beta = 0.08[0.01, 0.16]</math>)</li> <li>・子どもの性別が男性の場合 (<math>\beta = 0.85[0.23, 1.49]</math>)</li> <li>・母親が暴力を受けていた場合 (<math>\beta = 0.71[0.02, 1.32]</math>)</li> </ul>

事案内容に細分化した解析によって、それぞれに関連する要因が抽出された。子どもの年齢や性別の他、いくつかの措置等理由や障害・疾病、過去の逆境体験に関する項目が問題の各種側面に関連することが示された。

また、特筆すべき事項として「被害側での事案関与に関しては、明確な子どもの特徴が得られていない」ことが挙げられる。したがって、本調査データと解析結果からは「どのような子どもが被害側になるかについては、関連要因から予測を立てることができない」と言える。

#### 4.3.3. 年齢別事案関与確率の推定

上述した、各種問題事案側面と関連する要因についての知見は、そのほとんどが「入所前・入所時点」で得ることのできる情報である。予防的知見から、様々な特徴を有する個別の子どもへのアセスメントに貢献することが期待される。しかし、その一方で、これらの関連情報は「大局的な視点から、集団全体に対して予防策を講じる際の手がかり」としては援用し難い知見であると言える。そこで、「どのような事案が、どの程度の子どもの年齢で生じやすいか」という各種問題事案の発生報告年齢を解析し、予防策



を講じるに適切だと考えられる「発生頻度が増大する前段階の年齢」がどの程度かを検討した結果を報告する。

以下では、発生報告が増加し始める「初発年齢」と、発生頻度がピークになる「好発年齢」の2点を報告するが、いずれの指標も、事案の内容が年齢・発達に不相应な場合には、「その年齢以前に性的場面(問題)への暴露があると考えられるもの」として整理されたい(たとえ、加害側として関与した子どもの初発年齢が2歳等の若い年齢であっても、十分にそれ以前での暴露は想定されうる)。

(1) 「加害での事案関与」に関する子どもの年齢別の傾向

加害での事案関与が報告された子どもの年齢について、その推定初発年齢は、男子で2.6歳、女子で3.2歳と推定された。一方、好発年齢については、男子で12歳から14歳頃、女子で11歳から12歳頃と推定された(図29)。

また、加害での事案関与については、特に男子における好発年齢前後の発生割合が、同年齢帯における女子の発生割合より高いことも示唆されている。

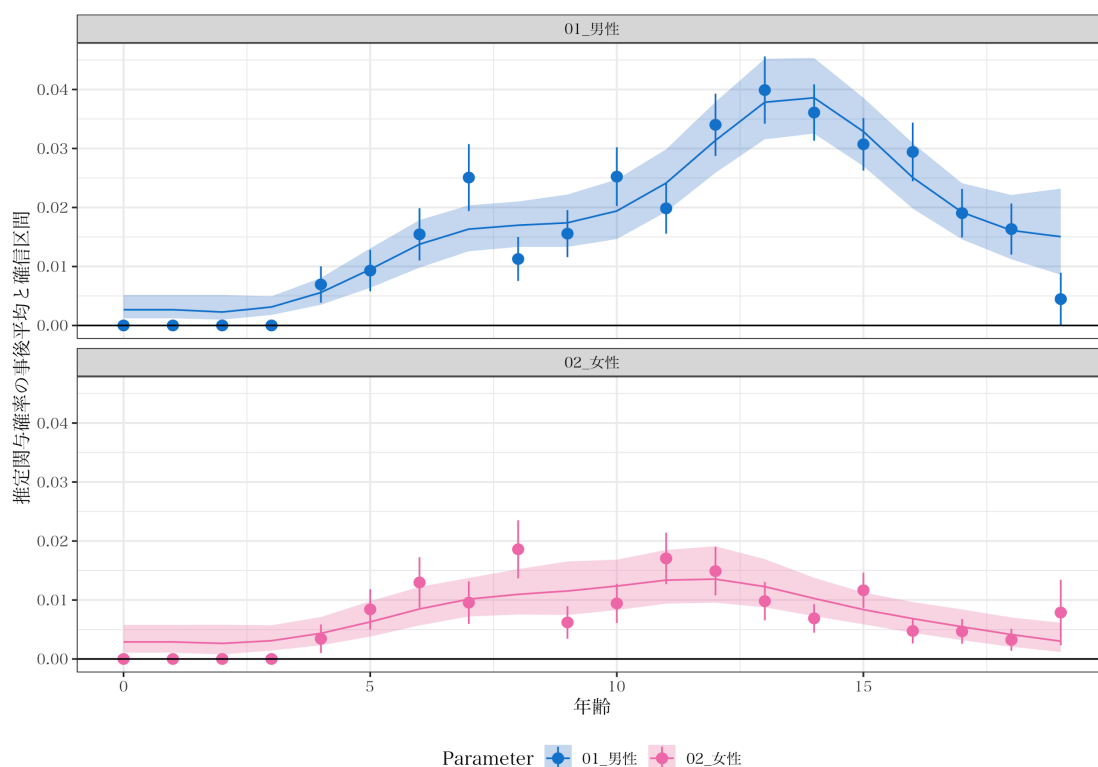


図29 加害での事案関与に関する子どもの年齢別の傾向

(点とエラーバーは実測比率と95%信頼区間を示し、実線と帯はモデルで推定された傾向とその95%確信区間を示す)

(2) 「被害での事案関与」に関する子どもの年齢別の傾向

被害での事案関与に関しては、その初発年齢が男子で3.0歳、女子で2.8歳という推定結果が得られた。好発年齢に関しては、男子で7歳から10歳頃、女子で7歳から10歳頃と推定された(図30)。

その他にも、被害での事案関与に関しては、男子よりも女子の方が、年齢に伴う減少傾向が小さい(18歳から19歳頃まで可能性が維持される)ことが示されている。

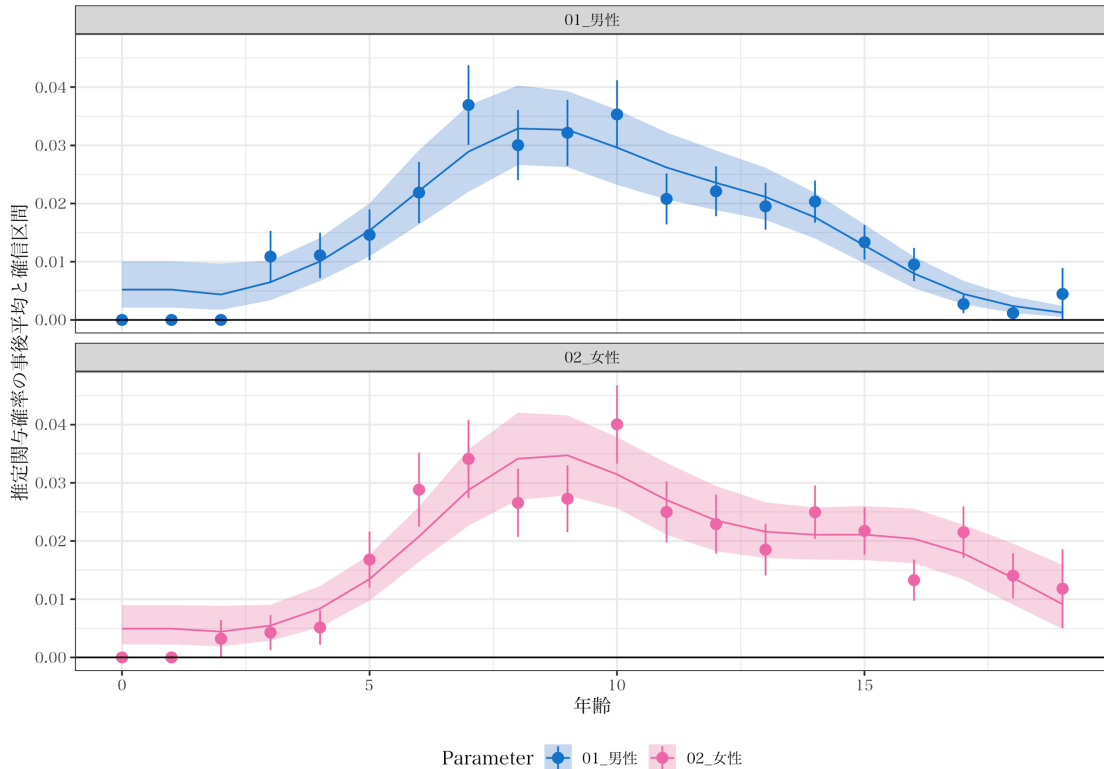


図30 被害での事案関与に関する子どもの年齢別の傾向  
(点とエラーバーは実測比率と95%信頼区間を示し、実線と帯はモデルで推定された傾向とその95%確信区間を示す)

(3) 「合意があった場合等の事案」に関する子どもの年齢別の関与傾向

合意があった場合等の事案に関しては、その推定初発年齢が、男子で3.6歳、女子で4.2歳前後と推定された(図31)。また、好発年齢に関しては、二峰性の傾向が得られており、男子で8歳前後と14歳前後、女子で8歳前後と15歳-16歳前後という推定結果が得られた。二峰性の背景には、事案内容の質的な違いがあるものと推測される。すなわち、「8歳前後をピークとする内容の合意事案」が前景化したのちに、それとは内容の異なる「14歳-16歳前後をピークとする内容の合意事案」が生じてくるという年齢別の変化が想定される。また、子どもの年齢的に後期に想定される合意事案への関与に関しては、そのピークが女子よりも男子の方が、およそ1歳-2歳程度早い可能性も示唆されている。

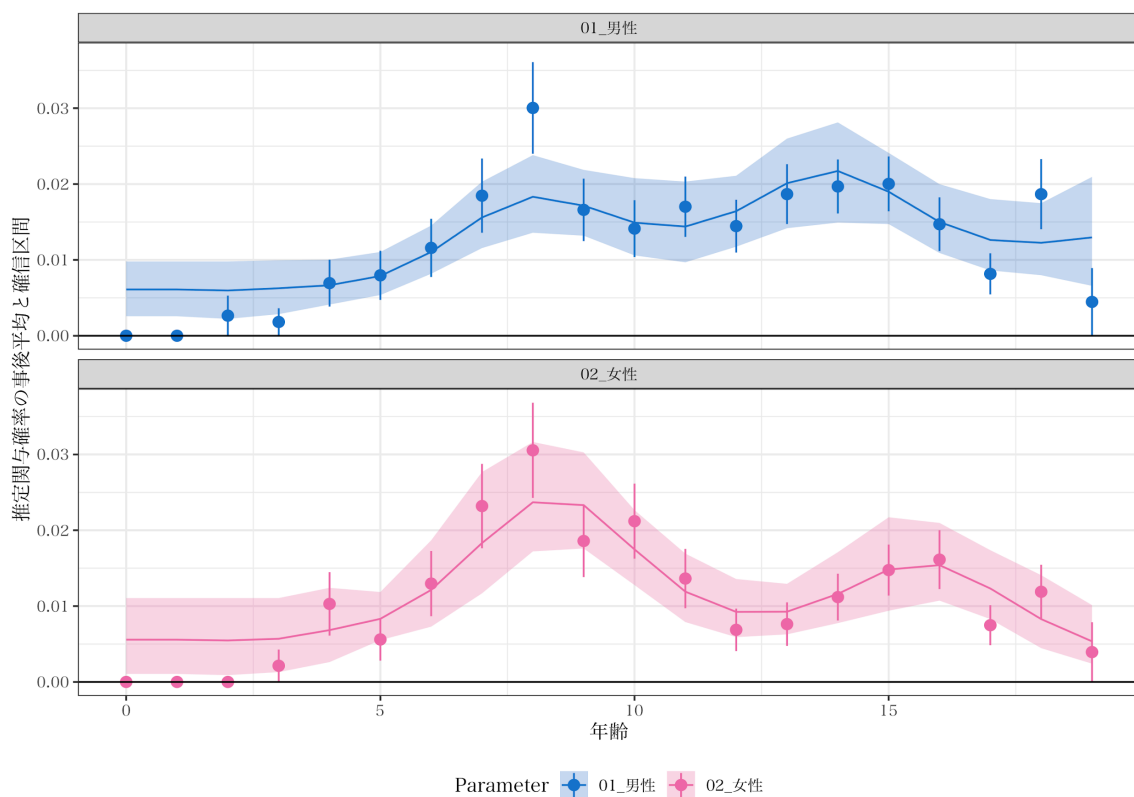


図31 合意があった場合等の事案への関与に関する傾向  
(点とエラーバーは実測比率と95%信頼区間を示し、実線と帯はモデルで推定された傾向とその95%確信区間を示す)

(4) 「直接接触事案への関与(挿入あり・なし両方)」に関する子どもの年齢別の傾向  
 直接接触事案への関与傾向に関する年齢別の解析では、関与した子どもの加害・被害・合意関係を全て含んでいることに留意されたい。

解析の結果、初発年齢に関しては、男子において3歳前後という推定結果が得られたが、女子については初発年齢に関する推定結果が明確に得られなかった(知見応用上の観点から、推定区間が極度に広い)。好発年齢に関しては、男子で多峰性を示し、7歳-8歳前後、13歳前後、18歳-19歳頃をピークとする推定結果が得られた(図32)。一方、女子に関しては、15歳から18歳頃をピークとする、年齢に対して右肩上がりの傾向が観察された。小学生から中学生に相当する学齢においては、女子よりも男子の方が直接接触事案に関与する確率が高いことも合わせて示唆されている。

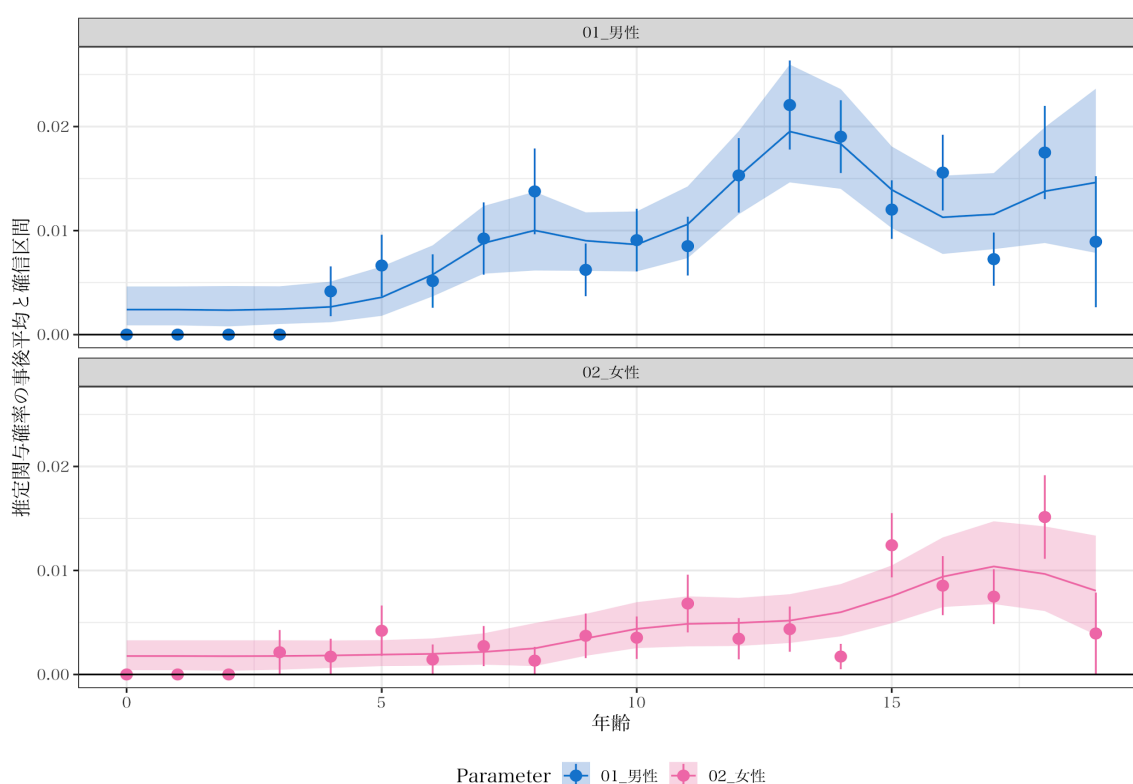


図32 直接接触事案(挿入あり・なし両方)への関与に関する傾向  
 (点とエラーバーは実測比率と95%信頼区間を示し、実線と帯はモデルで推定された傾向とその95%確信区間を示す)

(5) 「非接触事案(強制脱衣・浴室等で再三裸体を見られる等)への関与」に関する子どもの年齢別の傾向

非接触事案(強制脱衣・浴室等で再三裸体を見られる等)への関与傾向に関する年齢別の解析においても、関与した児童の加害・被害・合意関係を全て含んでいることに留意されたい。

解析の結果、初発年齢は男子および女子において3歳頃という推定結果が得られた(図33)。一方、好発年齢に関しては、男子で二峰性の傾向が認められ、7歳-8歳と13歳前後がピークとなる傾向が示された。女子では、単峰性の傾向が得られ、8歳から10歳前後が関与確率の高い年齢帯として推定された。男子に比べて女子の方が、当該事案への関与についての年齢が平均的に低いという傾向や、女子において好発年齢以降は関与率が低くなる傾向が合わせて観察される(ただし、女子において、年齢とともに直接接触事案への関与傾向が高くなるという前段の結果を考慮したい)。

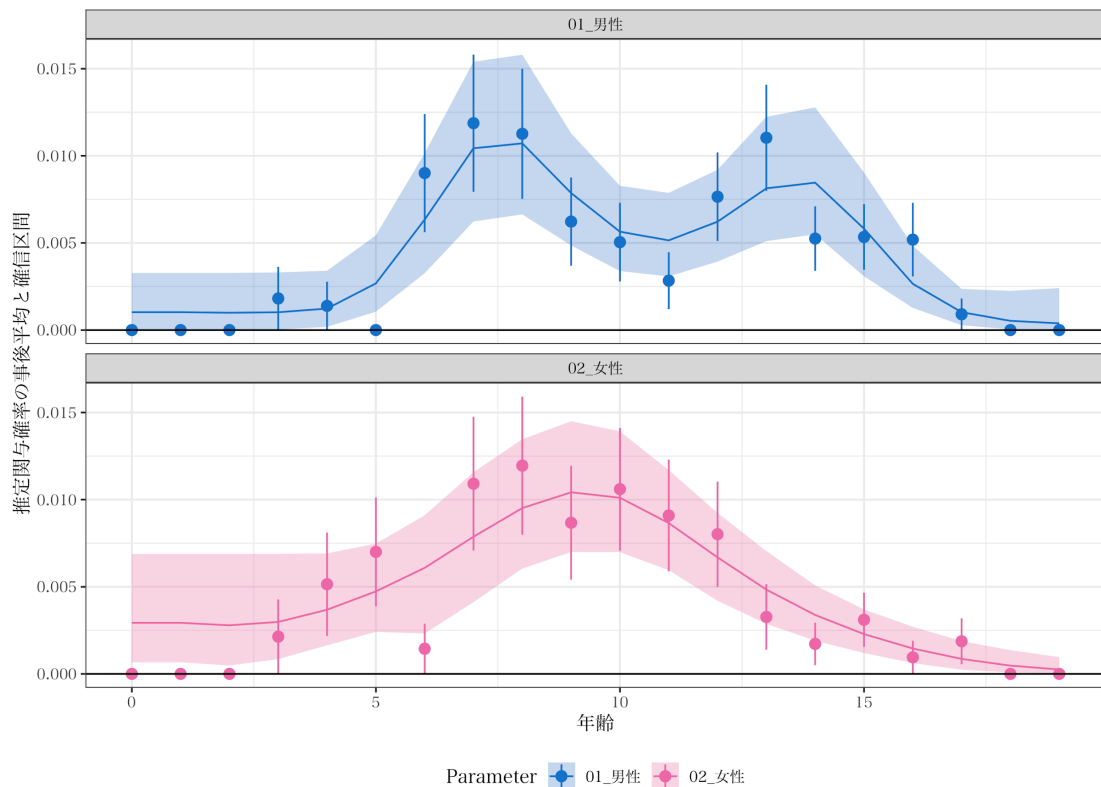


図33 非接触事案への関与に関する傾向

(点とエラーバーは実測比率と95%信頼区間を示し、実線と帯はモデルで推定された傾向とその95%確信区間を示す)

(6) 「子ども間に支配的・高圧的関係のある事案」に関する年齢別の関与傾向

支配的・高圧的関係を伴う事案への関与傾向に関する年齢別の以下の解析結果においても、関与した子どもの加害・被害・合意関係を全て含んでいることに留意されたい。

推定の結果、初発年齢に関しては男女ともに3歳頃という結果が得られた。一方、好発年齢に関しては、男子で7歳から8歳頃と12歳から13歳の二つをピークとする二峰性の傾向が観察され、女子においては7歳から12歳頃をピークとする単峰性の傾向が観察された(図34)。

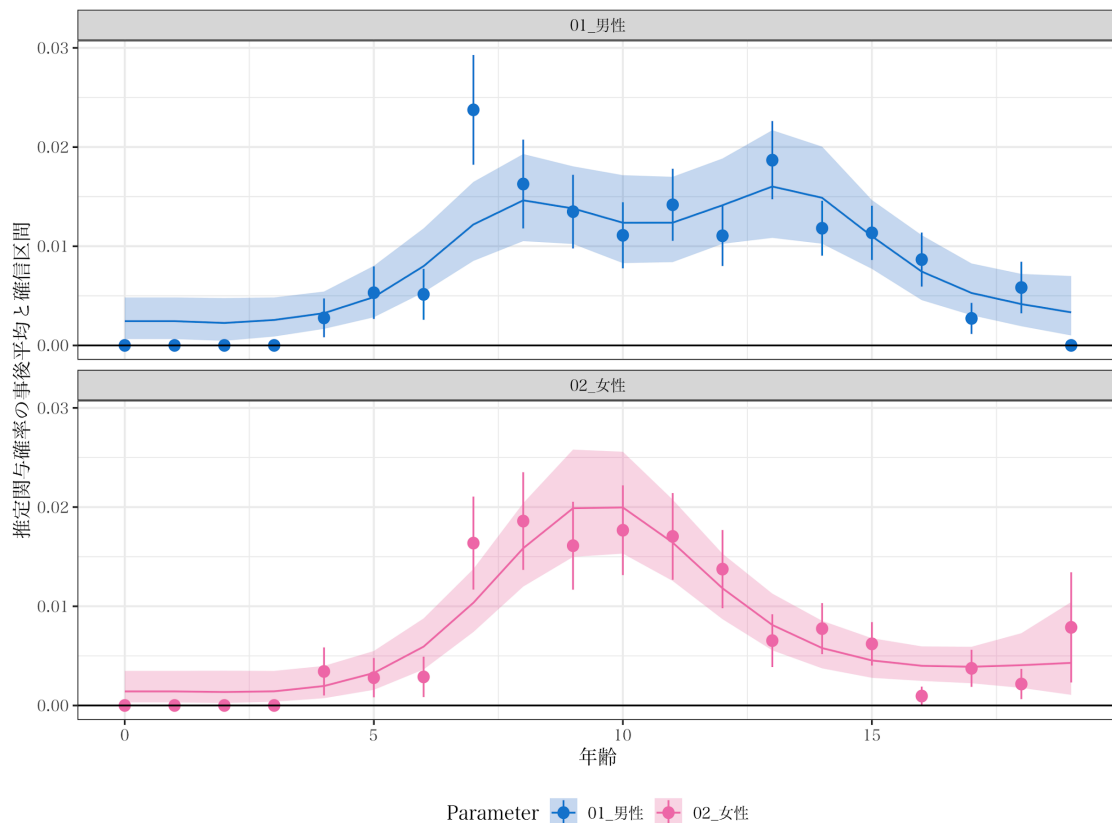


図34 支配的・高圧的関係の伴う事案への関与に関する年齢別傾向

(点とエラーバーは実測比率と95%信頼区間を示し、実線と帯はモデルで推定された傾向とその95%確信区間を示す)

年齢別の事案関与率に関する解析では、事案内容別に関与した児童の年齢に関する大枠の知見と、男女での差異に関する基礎知見が示された。予防的介入や支援を講じるにあたっては、主に「好発年齢や初発年齢以前の性的問題等への暴露可能性」という観点と、「事案の内容に対応する好発年齢以前の年齢帯で取り組む」という2つの観点を主に参照することができる。

## 4.4.【結果 3】施設単位での解析

調査では、実際に子どもが入所する調査対象機関として、(1)児童養護施設等、(2)一時保護所、(3)児童相談所(里親・ファミリーホーム)の3つに対応した調査票が作成された。それぞれの調査票で共通する項目もあれば、対象機関に内容を特化させた項目も存在した(例えば、施設の規模など)。

データを包括的に扱い、可能な限り広く知見を得るため、施設単位のデータ解析では、大きく2つの解析手法を採用した。具体的には、対象組織ごとに特化した項目を含めた調査票単位での解析と、対象組織別(施設等種別)での各種傾向の違いを考慮しつつ、調査共通項目を用いた2つの解析を行った。前者を「対象組織で層別化したゼロ過剰ポアソン回帰モデルによる解析」、後者を「施設種別で階層化したゼロ過剰ポアソン回帰モデルによる解析」とする。前者の解析によって、「施設等種別ごとに特化した項目と(それを考慮した上での各種取組等)事案報告件数との関連」を検討することができ、後者の解析によって「施設等種別の枠組みを超えた視点から、各種取組と事案報告件数との関連性に関する大局的な傾向」を検討することができる。

なお、本節における解析で扱う目的変数は、全て「調査への回答があった組織ごとの事案報告件数」を扱う。加害・被害関係のある事案や合意に基づく事案など、問題の内容別での報告件数は扱っていないことに留意されたい(報告件数の内容を施設等種別ごとに細分化した場合に、該当データが著しく少なく解析が成立しない種別等が発生するため)。

また、これらの解析で得られる結果(推定値に関する情報)は膨大なため、4.4.1節および4.4.2節ではその概略を記載し、主要な結果を4.4.3節に整理して報告する。解析結果に関する詳細数値は、第7章の補足資料を参照されたい。

特記すべき留意事項として、施設単位のデータセットを扱う解析では、特に「事案報告件数と取組等の時間的前後関係等の一義的な解釈を行うこと」が難しい。例えば、「ある予防等の取組を行っている施設ほど事案の報告件数が多い」という結果が得られた場合には、「ある取組が事案の発生を助長している」場合や、「事案の発生が多いゆえに予防策に取り組んでいる」という場合、「ある取組によって事案発生の見落としが少ないゆえに報告件数が多い」という場合など、様々な可能性が内在している。したがって、解析の結果得られた数値情報は、基本的に参考程度(仮説的範囲内での解釈)にとどめられたい。本稿においては、「予防的観点から有用であると考えられる知見」であり、かつ、「無理なく自然な解釈が成立しうる結果」のみに言及範囲を絞り、その知見の援用を提案することとする。

### 4.4.1 調査票単位(施設等種別ごと)での解析

ゼロ過剰ポアソン回帰モデルを用いた解析の結果、事案の報告件数(有無と件数のそれぞれ)と関連した項目について、要点を抽出し、整理する。抽出には「推定された係数の95%確信区間が0を含まなかったもの」という条件を採用した。なお、その正負の方向性については、前述のとおり解釈の余地が大きいため、どちらか片方の方向性のみを抽出するなどはしていない。

### (1) 児童養護施設等のみを対象とした個別解析

児童養護施設等を対象とした個別解析では、調査票に特有な項目として「施設の養育単位」があげられた。また、児童養護施設等のデータにおいてのみ、その下位区分として自立援助ホームや母子生活支援施設などの種別が存在するため、それらをダミー変数として展開し、それぞれの種別がもつ影響を調整した。ダミー変数展開の際の基準変数(reference)には、下位区分となる施設種別が報告データ上特定できなかった種別区分を用いている。

解析の結果、事案報告の有無に関わる項目として複数の項目が抽出された。3つの区分から整理する。

第一に、予防的取組の観点からは、子どもへの啓発や資料配布、施設管理職への研修、子どもの権利ノート等児童啓発、研修SV(スーパービジョン、以下SVと表記)または受講支援が事案報告の有無と関連した。

第二に、通知(平成30年4月27日子家発0427第一号 障障発0427第一号「児童養護施設等に入所する子ども間の性的暴力等の事案への対応について」)発出前後からの取組に関しては、担当児童福祉司等連絡先等の配布(児童への周知啓発)、子どもの権利ノート(児童への周知啓発)、施設職員との個別会話機会の積極的確保(発生防止)などの取組が事案報告の有無と関連した。

第三に、性的問題に関する課題については、夜間の職員体制不足、発生予防プログラムの運用職員不足、入所時点での子どもの情報不足または不明、性的問題に関して課題を有する子どもの割合増加、子どもの集団への性教育の困難、施設構造の問題などが関連要因として抽出された。

次に、報告件数の高低に関わる項目として抽出されたものを整理する。

第一に、予防的取組の観点からは、防止専門チームや組織活動の取組、子どもへの性教育、施設等物理的環境整備、施設管理職への研修、研修またはSV受講支援などが関連する要因として抽出された。

第二に、通知発出前後からの取組に関しては、児童への働きかけ(発生防止)、担当児童福祉司等の連絡先等の配布(児童への周知啓発)、施設職員外相談先の掲示(児童への周知啓発)、子どもの権利ノート(児童への周知啓発)、意見箱の設置(児童への周知啓発)などが関連する要因として抽出された。

第三に、性的問題に関する課題については、夜間の職員体制不足、発生予防プログラム運用職員不足、入所時点児童情報不足、性的問題に関して課題を有する児童の割合増加、性的問題への対応ノウハウの不足、児童集団への性教育困難、課題児童への支援プログラムの不足が関連要因としてあげられた。

なお、ここに示した通知前後からの取組に関する詳細は、以下の通りである(平成30年度の事業報告書、「施設票」を代表して引用、厚生労働省、2019)。



**【性的暴力等の発生防止のための取組】**

1. 子どもの様子の見守り、子ども同士の関係性配慮、子どもの変化への気づきの感度を高め、適切な働きかけを行う
2. 施設職員と子どもとの1対1の会話の機会の積極的な確保
3. 他人に対する配慮の気持ちや接し方を職員が模範となって示し、他者の権利を守ることの大切さの理解を促す
4. その他( )

**【子どもへの周知・説明に関する取組】**

5. 「子どもの権利ノート」の周知・説明
6. 担当児童福祉司等の連絡先を記載した個人カードやリーフレットの作成、個別配布
7. 「意見箱」の設置
8. 施設職員以外で相談対応する連絡先(都道府県担当課、第三者委員等)を記載した「掲示物」を子どもが見やすいように掲示
9. その他( )

**(2) 一時保護所のみを対象とした個別解析**

一時保護所を対象とした個別解析では、調査票に特有な項目として、施設の総定員数、調査対象年度における一時保護所に在籍していた子ども延べ人数や、個室の有無、居室・運動場等・ホールや食堂等における接触制限に関する項目が含まれた。

解析の結果、事案報告の有無に関わる項目としては、一時保護所に在籍していた子ども(中学生)のみが事案報告の有無と関連した。事案報告件数との関連については、「子ども用の個室がある」場合、日中の職員体制に不足がある場合が関連要因として抽出された。その他の項目については、(情報量的観点からの不足も含め)現段階で明確な関連性が得られなかった(関連がないとは断定できない)ものと整理される。

**(3) 児童相談所(里親・ファミリーホーム)のみを対象とした個別解析**

児童相談所(里親・ファミリーホーム)のデータを対象とした個別解析では、調査票に特有な項目として、管内の里親登録家庭数や、子どもが委託されている里親家庭数(延べ世帯数、里親種別)、管内のファミリーホーム数が含まれた。

解析の結果、事案報告の有無と関連する要因については、子どもの権利ノート等の子供の権利啓発の取組や、児童相談所による予防・解決に関する取組が不十分な場合、性的問題が生じた際の支援方針として、児童相談所による個別対応が原則実施されている場合、性的な問題に関する取組に関して、定期的に子どもの意見を聞く等による必要な見直しの実施が抽出された。事案の報告件数と関連する要因については、子どもへの性教育(予防等取組)、子どもの権利ノート(児童への周知啓発)、性的問題に関する実態把握の仕組みがない(性的問題に関する課題)が関連項目として抽出された。その他の項目については、(情報量的観点からの不足も含め)現段階で明確な関連性が得られなかった(関連がないとは断定できない)ものと整理される。

#### 4.4.2 調査票間での共通項目を用いた全施設等種別レベルでの解析

調査票間での共通項目(予防等取組、通知発出前後の取組、性的な問題に関する取組の見直し)を用いた解析では、施設等種別での関連を示す統計数値と(個別レベルでの係数推定値)、施設等種別間で俯瞰した水準における統計数値(個別係数の推定平均を示すハイパーパラメータ)の二つの水準での結果が得られた。

なお、ここでは施設等種別での個別的傾向を全て拾い上げることを目的として、個別レベルでの統計数値に基づく結果を扱う。

事案報告の有無に関わる項目については、まず、子どもへの性教育の実施が事案報告の有無と関連を示した(児童自立支援施設、児童養護施設、自立援助ホーム、一時保護所)。ただし、施設等種別によって、正負の方向性が異なっていた。続いて、児童の権利ノートを用いた取組については、児童養護施設のみ、数量的な関連が見られた。研修SVまたは受講支援については、全ての施設種別で事案報告の有無との関連性が認められた。予防等の取組に関する子どもへの働きかけは、児童心理治療施設と児童自立支援施設を除く全ての施設等種別で関連が認められた。個別会話機会の積極的確保に関する予防的取組は、児童養護施設、自立援助ホーム、母子生活支援施設、一時保護所の4つで関連性が認められた。また、定期的な性的問題に関する見直しの実施は、児童養護施設において関連性が認められた。

事案報告の件数に関連する項目としては、まず、児童自立支援施設、児童養護施設、自立援助ホーム、一時保護所において性教育の取組と関連が示された。そして、児童養護施設のみにおいて、子どもの権利ノート等を用いた児童啓発の取組が関連を示した。研修SV、または受講支援に関しては、全ての施設等種別で事案報告件数との関連が認められた。発生防止に向けた取組としての子どもへの働きかけは、児童自立支援施設と児童心理治療施設を除く施設等種別で関連が示された。発生防止に向けた取組としての個別会話機会の積極的確保は、児童養護施設、自立援助ホーム、母子生活支援施設、一時保護所において関連が認められた。また、子どもへの周知啓発としての子どもへの担当児童福祉司連絡先等の配布は、児童養護施設においてのみ、関連が認められた。その他の項目については、(情報量的観点からの不足も含め)現段階で明確な関連性が得られなかった(関連がないとは断定できない)ものと整理される。

#### 4.4.3 施設単位データセットでの解析結果のまとめ

ここまでの施設単位データセットを用いた解析により抽出された関連項目情報について、一覧の形式で整理する(表 16)。

表 16 施設単位のデータセットを用いた解析結果のまとめ

(調査票別・調査票間での共通項目、それぞれを用いた 2 つの解析から抽出された結果を全て記載。項目の抽出条件は推定された係数の 95%確信区間が 0 を含まなかったもの)

回答組織単位での事案報告件数と関連する項目(取組や課題状況)	予測・推定対象区分	該当する施設等種別と統計数値(対数スケールの係数事後平均と 95%確信区間を略記)
子どもへの性教育の実施(予防等取組)	報告の有無(0 件かそれ以上か)との関連	(該当変数なし)
	報告件数との関連	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童自立支援施設(階層モデル) (<math>\beta = -0.90[-1.73, -0.09]</math>)</li> <li>・ 児童養護施設(階層モデル) (<math>\beta = 0.56[0.20, 0.85]</math>)</li> <li>・ 自立支援ホーム(階層モデル) (<math>\beta = 1.37[0.26, 2.61]</math>)</li> <li>・ 一時保護所(階層モデル) (<math>\beta = 0.97[0.11, 1.70]</math>)</li>   <li>・ 養護施設等データ(層別化解析) (<math>\beta = 0.43[0.20, 0.67]</math>)</li> <li>・ 児童相談所データ(層別化解析) (<math>\beta = 0.75[0.49, 1.03]</math>)</li> </ul>
子どもへの啓発や資料配布(予防等取組)	報告の有無(0 件かそれ以上か)との関連	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童養護施設(階層モデル) (<math>\beta = 1.50[0.43, 3.03]</math>)</li> <li>・ 養護施設等データ(層別化解析) (<math>\beta = 5.37[2.88, 8.03]</math>)</li> </ul>
	報告件数との関連	(該当変数なし)
子どもの権利ノート等による児童啓発(予防等取組)	報告の有無(0 件かそれ以上か)との関連	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童養護施設(階層モデル) (<math>\beta = -1.84[-3.17, 0.78]</math>)</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 養護施設等データ(層別化解析) (<math>\beta = -5.60[-9.29, -2.74]</math>) 通知発出前: (<math>\beta = 6.55[3.20, 10.1]</math>) 通知発出後: (<math>\beta = -5.57[-10.68, -0.53]</math>)</li> <li>・ 児童相談所データ(層別化解析) (<math>\beta = 1.09[0.06, 1.58]</math>)</li> </ul>
	報告件数との関連	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童養護施設(階層モデル) (<math>\beta = 0.34[0.02, 1.59]</math>)</li> <li>・ 養護施設等データ(層別化解析) 通知発出前: (<math>\beta = -0.41[-0.69, -0.14]</math>)</li> <li>・ 児童相談所データ(層別化解析) 通知発出後: (<math>\beta = 1.38[0.60, 1.83]</math>)</li> </ul>
研修 SV の実施または受講支援 (予防等取組)	報告の有無(0 件かそれ以上か)との関連	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 養護施設等データ(層別化解析) (<math>\beta = 2.85[0.09, 5.32]</math>)</li> </ul>
	報告件数との関連	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童自立支援施設(階層モデル) (<math>\beta = -0.92[-1.70, -0.43]</math>)</li> <li>・ 児童心理治療施設(階層モデル) (<math>\beta = -0.77[-1.42, -0.19]</math>)</li> <li>・ 児童養護施設(階層モデル) (<math>\beta = -0.61[-0.88, -0.32]</math>)</li> <li>・ 自立援助ホーム(階層モデル) (<math>\beta = -0.71[-1.42, -0.12]</math>)</li> <li>・ 母子生活支援施設(階層モデル) (<math>\beta = -0.70[-1.41, -0.00]</math>)</li> <li>・ 一時保護所(階層モデル) (<math>\beta = -0.72[-1.33, -0.29]</math>)</li> <li>・ 児童相談所(階層モデル) (<math>\beta = -0.69[-1.31, -0.05]</math>)</li> <li>・ 養護施設等データ(層別化解析) (<math>\beta = -0.82[-1.12, -0.54]</math>)</li> </ul>
発生防止に向けた子どもへの働きかけ (通知発出前後から)	報告の有無(0 件かそれ以上か)との関連	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童自立支援施設(階層モデル) 通知発出前: (<math>\beta = 3.99[1.20, 7.81]</math>)</li> <li>・ 児童心理治療施設(階層モデル)</li> </ul>

の取組)		通知発出前: ( $\beta = 4.53[1.44, 9.44]$ ) ・児童養護施設(階層モデル) 通知発出前: ( $\beta = 3.62[1.83, 5.84]$ ) 通知発出後: ( $\beta = 4.81[1.55, 13.39]$ ) ・自立援助ホーム(階層モデル) 通知発出前: ( $\beta = 4.86[1.59, 11.18]$ ) ・母子生活支援施設(階層モデル) 通知発出前: ( $\beta = 3.30[0.55, 6.69]$ ) ・一時保護所(階層モデル) 通知発出前: ( $\beta = 5.82[2.55, 11.45]$ ) ・児童相談所(階層モデル) 通知発出前: ( $\beta = 5.29[1.89, 14.61]$ )
	報告件数との関連	・児童養護施設(階層モデル) 通知発出前: ( $\beta = -1.34[-1.84, 0.87]$ ) 通知発出後: ( $\beta = -1.01[-1.47, -0.56]$ ) ・自立援助ホーム(階層モデル) 通知発出前: ( $\beta = -1.49[-2.75, -0.32]$ ) ・母子生活支援施設(階層モデル) 通知発出前: ( $\beta = -1.44[-2.53, -0.44]$ ) ・一時保護所(階層モデル) 通知発出前: ( $\beta = -1.66[-2.61, -0.87]$ ) ・児童相談所(階層モデル) 通知発出前: ( $\beta = -1.93[-3.29, -0.88]$ )  ・養護施設等データ(層別化解析) 通知発出前: ( $\beta = -0.60[-1.16, -0.09]$ )
発生防止に向けた個別会話機会の積極的確保 (通知発出前後からの取組)	報告の有無(0件かそれ以上か)との関連	・児童養護施設(階層モデル) 通知発出後: ( $\beta = 4.81[1.55, 13.39]$ ) ・養護施設等データ(層別化解析) 通知発出後: ( $\beta = 6.32[1.62, 10.6]$ )
	報告件数との関連	・児童養護施設(階層モデル) 通知発出前: ( $\beta = -0.69[0.21, 1.16]$ ) 通知発出後: ( $\beta = 0.42[0.00, 0.86]$ ) ・自立援助ホーム(階層モデル) 通知発出前: ( $\beta = -2.41[-3.85, -0.81]$ ) ・母子生活支援施設(階層モデル) 通知発出前: ( $\beta = -2.00[-3.12, -0.88]$ ) ・一時保護所(階層モデル)

		通知発出前: ( $\beta = -1.00[-1.64, -0.23]$ )
子どもへの周知啓発としての担当福祉司等連絡先等の配布(通知発出前後からの取組)	報告の有無(0件かそれ以上か)との関連	・ 養護施設等データ(層別化解析) ( $\beta = 4.76[1.68, 9.46]$ )
	報告件数との関連	・ 児童養護施設(階層モデル) 通知発出前: ( $\beta = -1.00[-1.64, -0.23]$ )  ・ 養護施設等データ(層別化解析) 通知発出前: ( $\beta = -0.50[-0.75, -0.26]$ )
性的問題に関する取組についての必要な見直しの実施	報告の有無(0件かそれ以上か)との関連	・ 児童養護施設(階層モデル) ( $\beta = -1.10[-2.30, -0.13]$ )  ・ 児童相談所データ(層別化解析) ( $\beta = -1.42[-1.93, -0.62]$ )
	報告件数との関連	・ 児童養護施設(階層モデル) ( $\beta = 0.23[0.02, 0.46]$ )
防止専門チームや組織活動(予防等取組)	報告の有無(0件かそれ以上か)との関連	(該当変数なし)
※ 養護施設等と一時保護所のみ調査票で収集	報告件数との関連	・ 養護施設等データ(層別化解析) ( $\beta = 0.30[0.11, 0.51]$ )
施設等物理的環境の整備(予防等取組)	報告の有無(0件かそれ以上か)との関連	(該当変数なし)
※ 児童相談所(里親・ファミリーホーム対象)では当該取組の「助言」	報告件数との関連	・ 養護施設等データ(層別化解析) ( $\beta = -0.21[-0.41, -0.00]$ )
施設管理職への研修(予防等取組)	報告の有無(0件かそれ以上か)との関連	・ 養護施設等データ(層別化解析) ( $\beta = -6.33[-9.05, -4.13]$ )

※ 養護施設等と一時保護所のみ調査票で収集	報告件数との関連	・ 養護施設等データ(層別化解析) ( $\beta = 0.58[0.36, 0.80]$ )
夜間職員体制不足 (性的問題に関する課題)	報告の有無(0件かそれ以上か)との関連	(該当変数なし)
※ 養護施設等と一時保護所のみ調査票で収集	報告件数との関連	・ 養護施設等データ(層別化解析) ( $\beta = 0.25[0.03, 0.49]$ )
発生予防プログラムの運用職員不足	報告の有無(0件かそれ以上か)との関連	・ 養護施設等データ(層別化解析) ( $\beta = 6.33[3.10, 9.20]$ )
※ 養護施設等と一時保護所のみ調査票で収集	報告件数との関連	・ 養護施設等データ(層別化解析) ( $\beta = -0.44[-0.70, -0.16]$ )
施設職員外相談先の揭示	報告の有無(0件かそれ以上か)との関連	・ 養護施設等データ(層別化解析) 通知発出前: ( $\beta = -4.84[-8.52, -0.79]$ )
※ 養護施設等と一時保護所のみ調査票で収集	報告件数との関連	・ 養護施設等データ(層別化解析) 通知発出前: ( $\beta = -0.27[-0.54, -0.02]$ ) 通知発出後: ( $\beta = -0.76[-1.16, -0.34]$ )
意見箱の設置 (通知発出前後の取組)	報告の有無(0件かそれ以上か)との関連	(該当変数なし)
※ 養護施設等と一時保護所のみ調査票で収集	報告件数との関連	・ 養護施設等データ(層別化解析) 通知発出前: ( $\beta = 0.60[0.24, 0.98]$ ) 通知発出後: ( $\beta = 0.97[0.41, 1.51]$ )
入所時点での児童に関する情報の不足・不明状況 (性的問題に関する課題)	報告の有無(0件かそれ以上か)との関連	・ 養護施設等データ(層別化解析) ( $\beta = 4.83[2.45, 7.21]$ )
	報告件数との関連	・ 養護施設等データ(層別化解析) ( $\beta = -0.49[-0.69, -0.31]$ )

※ 養護施設等と一時保護所のみ調査票で収集		
性的な問題が生じた際の支援方針: 原則児童相談所職員が個別対応を行う場合  ※ 児童相談所(里親・ファミリーホーム)のみ調査票で収集	報告の有無(0件かそれ以上か)との関連	(該当変数なし)
	報告件数との関連	・ 児童相談所データ(層別化解析) ( $\beta = -0.93[-1.30, -0.36]$ )
性的問題に関して課題を有する児童の割合増加 (性的問題に関する課題)  ※ 養護施設等と一時保護所のみ調査票で収集	報告の有無(0件かそれ以上か)との関連	・ 養護施設等データ(層別化解析) ( $\beta = -3.06[-5.48, -0.54]$ )
	報告件数との関連	・ 養護施設等データ(層別化解析) ( $\beta = 0.41[0.21, 0.61]$ )
性的問題への対応ノウハウの不足 (性的問題に関する課題)  ※ 養護施設等と一時保護所のみ調査票で収集	報告の有無(0件かそれ以上か)との関連	(該当変数なし)
	報告件数との関連	・ 養護施設等データ(層別化解析) ( $\beta = -0.3[-0.52, -0.11]$ )
子ども集団への性教育困難 (性的問題に関する課題)  ※ 養護施設等と一時保護所のみ調査票で収集	報告の有無(0件かそれ以上か)との関連	・ 養護施設等データ(層別化解析) ( $\beta = -5.1[-7.28, -2.87]$ )
	報告件数との関連	・ 養護施設等データ(層別化解析) ( $\beta = 0.35[0.12, 0.58]$ )



課題のある子どもへの支援プログラムの不足 (性的問題に関する課題) ※ 養護施設等と一時保護所のみ調査票で収集	報告の有無(0件かそれ以上か)との関連	(該当変数なし)
	報告件数との関連	・ 養護施設等データ(層別化解析) ( $\beta = 0.26[0.00, 0.49]$ )
日中の職員体制不足 (性的問題に関する課題) ※ 養護施設等と一時保護所のみ調査票で収集	報告の有無(0件かそれ以上か)との関連	・ 養護施設等データ(層別化解析) ( $\beta = -3.78[-6.21, -1.56]$ )
	報告件数との関連	・ 一時保護所データ(層別化解析) ( $\beta = 1.67[0.09, 5.24]$ )
児童相談所による予防的取組が不十分 (性的問題に関する課題) ※ 児童相談所(里親・ファミリーホーム)のみ調査票で収集	報告の有無(0件かそれ以上か)との関連	・ 児童相談所データ(層別化解析) ( $\beta = 1.35[0.89, 2.00]$ )
	報告件数との関連	(該当変数なし)
児童相談所による課題解決に向けた取組が不十分 (性的問題に関する課題) ※ 児童相談所(里親・ファミリーホーム)のみ調査票で収集	報告の有無(0件かそれ以上か)との関連	・ 児童相談所データ(層別化解析) ( $\beta = 0.74[0.19, 1.49]$ )
	報告件数との関連	(該当変数なし)
性的問題に関する実態把握の仕組みがな	報告の有無(0件かそれ以上か)との関連	(該当変数なし)

い	連	
※ 児童相談所(里親・ファミリーホーム)のみ調査票で収集	報告件数との関連	・ 児童相談所データ(層別化解析) ( $\beta = -1.13[-1.77, -0.21]$ )
性的問題に関する課題としての施設構造の問題	報告の有無(0件かそれ以上か)との関連	・ 養護施設等データ(層別化解析) ( $\beta = 3.23[1.23, 5.19]$ )
※ 養護施設等と一時保護所のみ調査票で収集	報告件数との関連	(該当変数なし)
一時保護児童用の個室がある	報告の有無(0件かそれ以上か)との関連	(該当変数なし)
※ 一時保護所のみ調査票で収集	報告件数との関連	・ 一時保護所データ(層別化解析) ( $\beta = -4.20[-6.96, -1.50]$ )

表 16 に示した結果は、いずれもその解釈と結果の活用法に特段慎重な態度が求められる。「予防的観点から有用であると考えられる知見」であり、かつ、「無理なく自然な解釈が成立しうる結果」についてのみ、暫定的解釈と利活用への示唆を行うこととする。

## 4.5.【結果 4】補足的集計(ACE 該当個数と事案関与の関係・懸念のある合意事案・同性間/異性間事案に関して)

### 4.5.1 ACE 項目の該当個数別での事案関与児童の構成比

子どもの過去の逆境体験等、性的問題の発生前から測定・把握可能な情報から、将来的な事案関与リスクを想定することは、予防策を個別の子どもに対して講じる上で有用な参照資源となる。4.3 節では、過去の逆境体験の個々の項目と事案関与の関係を検討したが、逆境体験の該当個数との関係性は扱わなかった。

以下では ACE 項目の該当個数と問題事案との関係について、補足的集計の結果を提示する。

まず、ACE 項目の該当個数別での子どもの人数分布を全施設種別のデータを用いて計上した。その結果、各施設等に入所する子どもには、その大多数が何らかの(1 つ以上)の逆境体験を抱えていることが示された(図 35)。具体的には、全ての項目に該当のなかった子どもは相対的に少なく、1 つの項目に該当する子どもがもっとも多く、それ以上の該当数となる子どもは指数関数的に現象してゆく傾向が観察された。

全施設全回答児童情報(N = 31940): 該当項目数の度数分布

ACEの9項目: 性的問題に関連しない児童を含めて計上  
(一時保護所は非該当児童を含まない)

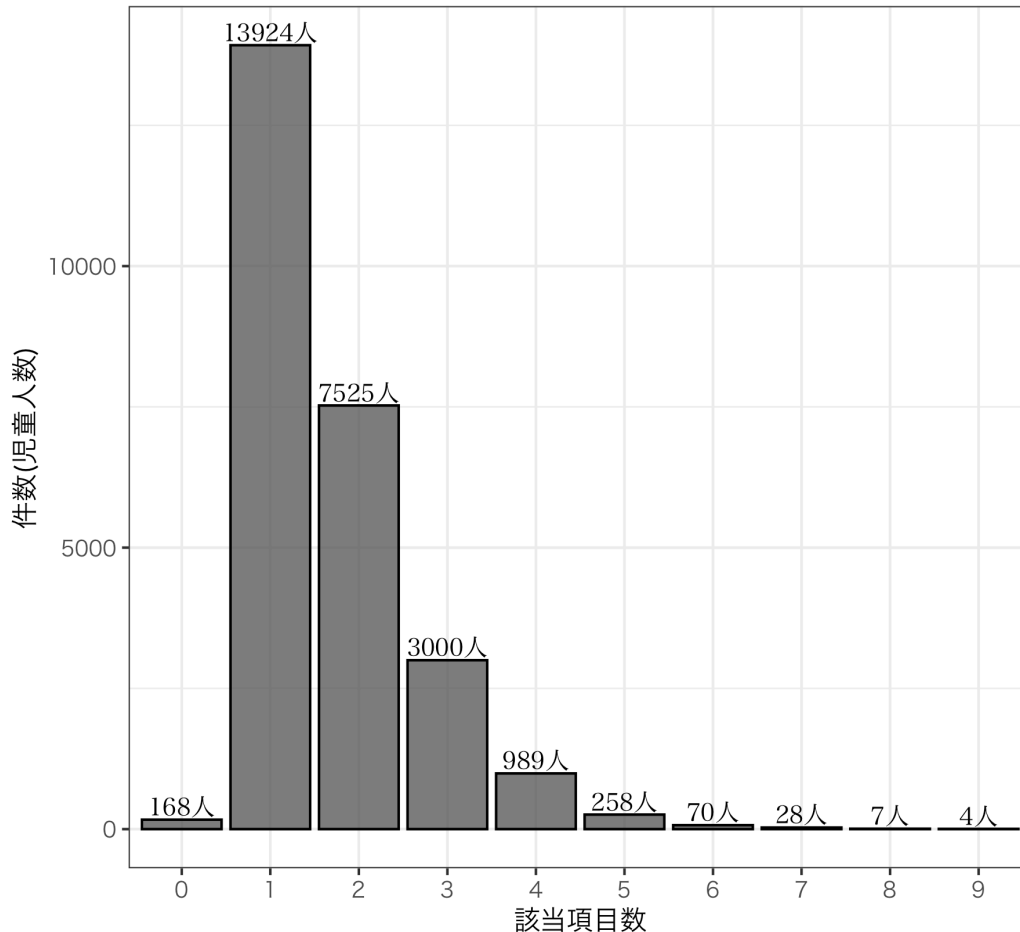


図 35 ACE 項目該当数別での該当児童人数の度数分布

ACE 項目への該当個数別で、事案に関与した子どもと関与のなかった子どもとの構成比を同上のデータを用いて算出した(図 36)。その結果、該当個数が1つ以上の場合において、ACE 項目への該当が増えるほど事案に関与した子どもの構成割合が高くなる傾向が観察された。

ACE 項目は、本事業で扱う性的問題以外にも、様々な健康・福祉関連の課題指標との関係が指摘されている(参照照:<https://www.cdc.gov/violenceprevention/childabus eandneglect/acestudy/journal.html>)。施設等で生じる子ども間の性的問題に関して、その関与を予め想定する上での目安(関与可能性を考慮した予防策の適用や、事案を早期に発見するための糸口)として参照できる可能性が示されている。

全施設全回答児童情報(N = 31940)  
 該当項目数別の事案関与児童の構成比

ACEの9項目: 性的問題に関連しない児童を含めて計上  
 (一時保護所は非該当児童を含まない)

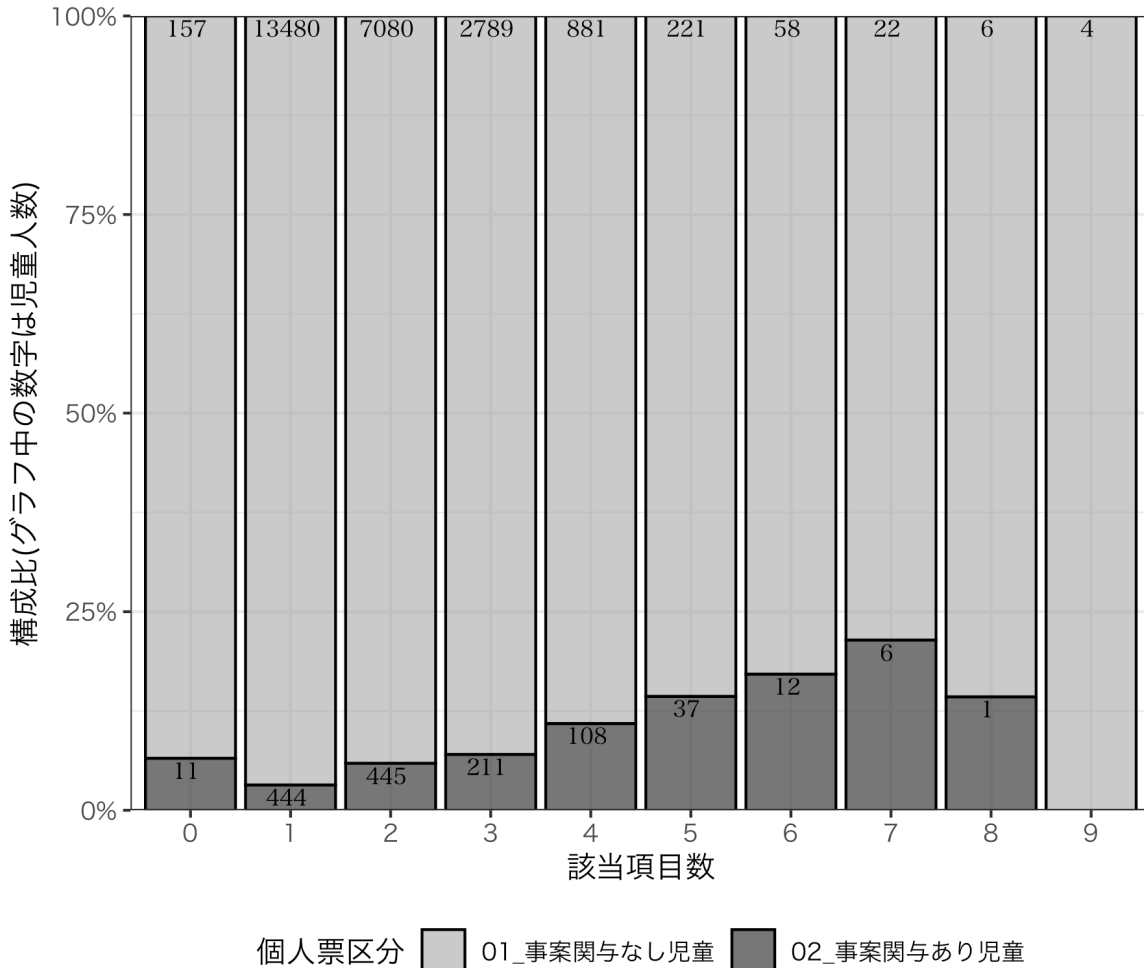


図 36 ACE 項目該当数別での事案関与・非関与児童の構成比

留意事項として、ACE 項目の該当個数が多いからといって、必ずしも「事案に関与する」とは限らないことに重々留意されたい。図 36 に見られるように、「例えば 2 個以上の該当がある子どもに性的問題への関与が懸念される」と想定したとして、そこには実際に事案に関与していた子どもよりも関与のなかった子どもが大多数の割合で含まれることとなる。すなわち、項目該当個数による予測(判別)性能は決して高いとは言えない。事案への関与可能性を予め考慮するための予測要因の検討として、今後、様々な指標との関連性を検討していく必要があるものと言える。今後の検討の参考情報として、図 35 および図 36 に示された ACE 項目該当情報を表 17 に整理する。

表 17 本調査で対象とした子ども  
(事案関与/非関与別)における ACE 項目該当個数別人数

ACE 項目 該当個数	事案関与 児童数	事案非関与 児童数	該当児童 小計人数	該当児童の 構成割合
0 項目	11	157	168	6.54%
1 項目	444	13480	13924	3.18%
2 項目	445	7080	7525	5.91%
3 項目	211	2789	3000	7.03%
4 項目	108	881	989	10.92%
5 項目	37	221	258	14.34%
6 項目	12	58	70	17.14%
7 項目	6	22	27	22.22%
8 項目	1	6	7	14.29%
9 項目	0	4	4	0.00%

#### 4.5.2 正常好奇心範囲からの逸脱が懸念される合意事案の計上

本論の 2.4.1 節および 2.4.2 節では、調査で扱う「子ども間で生じる性的問題」の範囲を提示した。その上で、特に性的な問題事案への適切な対応を念頭にするアセスメントを実現するために「正常な範囲内での性的行動」についても触れた。

年齢・発達段階に応じた正常な範囲内での性的行動と、そこから逸脱した行動とでは、具体的に選択される介入手段が異なってくる。したがって、アセスメントの段階から、これらを適切に識別・査定できることが、後の適切な対応に繋げる一つの鍵となるだろう。こういった観点から、本調査では、具体的な行為内容や子ども間の関係性、合意の有無などの調査項目を定め、重層的に「逸脱性」に関わる事案の実態把握を試みた。

しかし、データ解析に際して、「どの事案が、正常範囲を超えた事案だったか」をデータから明確に識別することは困難となった。具体的な理由として、(1) 事案に関わった子どもの数が 3 名以上で複数存在する場合もあり、(2) 逸脱性を評価する上で必要な子どもの年齢が関与した子ども(複数)の中で多様であり、(3) 問題の具体的内容項目に示される行為内容の主体が明確に特定できず、(4) 合意の有無・子ども間の関係性・行為に対する子どもの認識の組み合わせに多くのパターンが認められたためである。

そこで、以下では「正常範囲からの逸脱性が懸念されるにも拘らず、加害・被害関係が明確に特定できていない事案を把握する」という方法に、集計の方針を切り替えることとした。本方法も、「適切な介入を実現するための、アセスメント状況に関する実態把握」を前提としたものであり、集計方法変更前と大枠の目的は整合する。図 37 に、集計で示すデータの整理方法を示す。

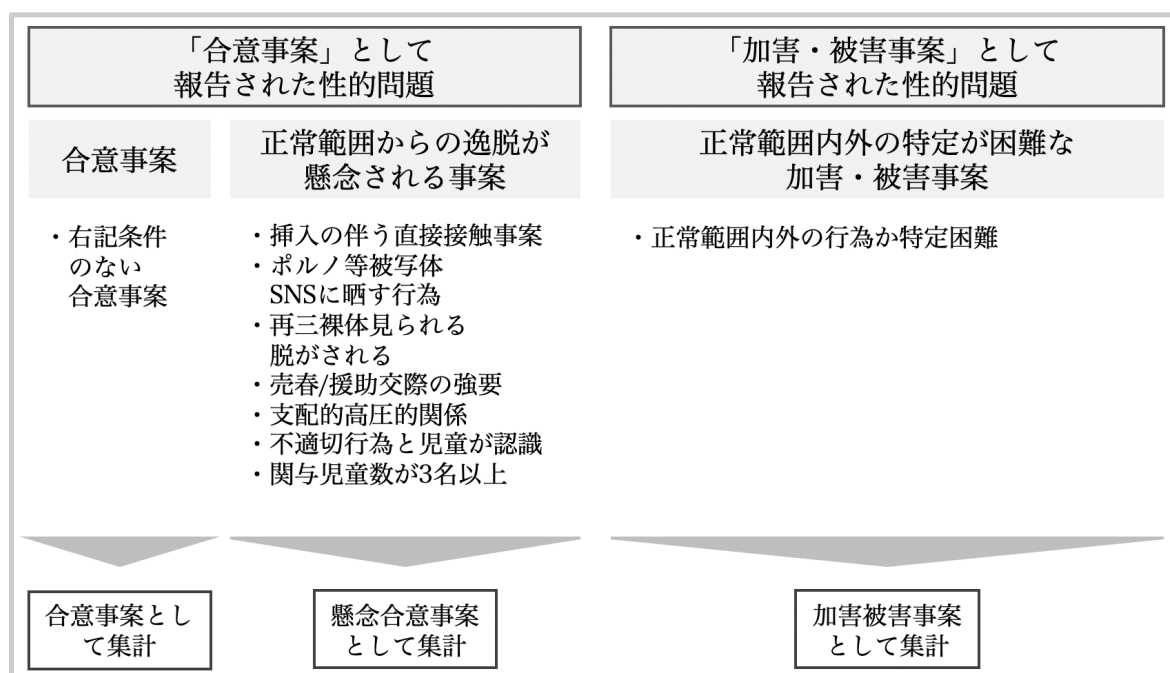


図 37 懸念合意事案を集計するための整理条件

ここで、「正常範囲の行為からの逸脱性が懸念されるにも拘らず、加害被害関係が明確に特定できていない事案」に関する集計を行うにあたっての条件(データ処理条件)について整理する。

まず、加害・被害関係があると報告された事案に関しては、正常な好奇心の範囲内外か否かに拘らず、「加害・被害事案」として扱う。

同意事案に関しては、その具体的行為内容に「直接接触・挿入あり」「ポルノ被写体・SNSに晒す」「浴室などで再三裸体見られる・脱がされる」「売春等を強要する」が一つでも含まれた場合に、正常範囲を逸脱している可能性の高い「懸念合意事案」として扱った。また、子ども間の関係性において「支配的関係」が認められる場合、事案に関与した子どもが「当該行為が社会的に不適切であると認識していた」場合にも、同様に正常範囲の逸脱可能性が高いと考えられることから「懸念合意事案」とした。さらに、合意事案の中でも、当該事案に関与した子どもが3名以上の場合は、性的搾取としての力関係が伴う事案である可能性が考えられる。よって、以下の集計では3名以上の関与がある合意事案も、「懸念合意事案」として集計を行った。そして、「懸念合意事案」には計上されなかった合意のある事案を、「合意事案」とここでは定義して扱った。

なお、ここでは「懸念のある合意事案」を厳密に定義することが主眼ではない。「懸念があるにも拘らず、合意事案として扱われ(事案把握・アセスメントに懸念があり)、本来望まれる支援が受けられていない子どもが存在する可能性」を検討・指摘することに重きを置いて集計しているということを理解されたい。

集計の結果、データ処理上必要となる、具体的な行為内容や関係性等の項目に欠損の含まれなかった710事案のうち、517件が加害・被害事案、147件が「懸念合意事案」、そして懸念合意事案以外の「合意事案」は69件という結果となった。「合意がある」として合意事案報告された事案の中にも、正常範囲を超えた加害・被害性の懸念がある事案が、数多く含まれていることを示唆したものと言える(図38)。

事案種別件数(懸念のある同意事案を含む)

報告された事案数(N = 710)のデータで集計

懸念同意事案: 同意事案報告の中で挿入を伴う・ポルノ被写体・SNS等に晒す

再三裸体見られる脱がされる・売春強要等・支配的關係に該当

不適切行為と認識のいずれかに該当する場合

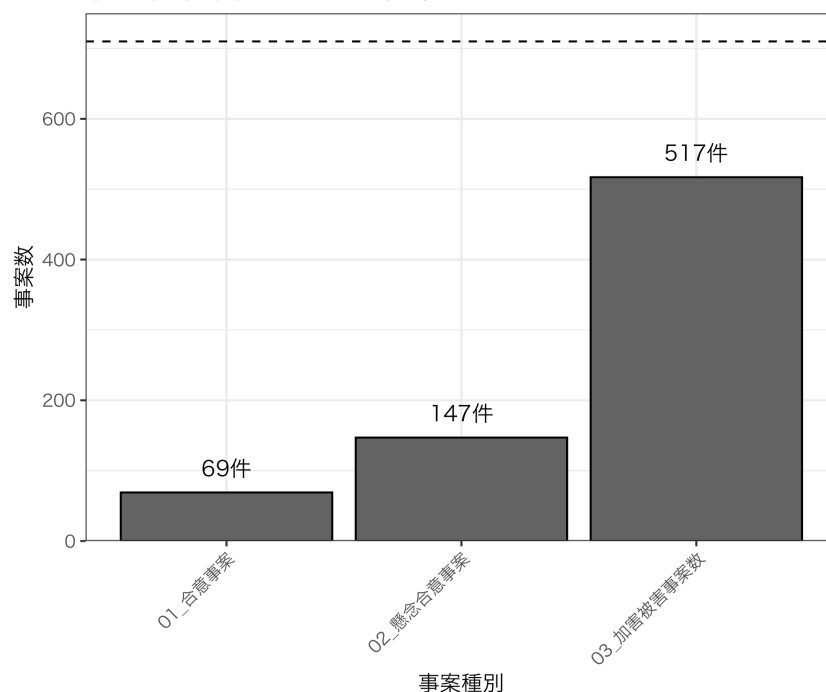


図38 懸念のある合意事案に関する集計結果  
(欠測のないN=710 データを用いた事案報告件数)

当該条件による事案を、施設等種別ごとに計上した。その結果、本調査で回答のあった児童相談所を除く、いずれの施設等種別においても、「懸念合意事案」が同様に報告されていた(図39)。特定の施設種別によらず、「子ども間の性的問題」に対する実態把握やアセスメント技能の向上が必要であることを示唆するものと言えるだろう。



事案種別件数(懸念のある同意事案を含む)

報告された事案数(N = 710)のデータで集計

懸念同意事案: 同意事案報告の中で挿入を伴う・ポルノ被写体・SNS等に晒す

再三裸体見られる脱がされる・売春強要等・支配的關係に該当

不適切行為と認識のいずれかに該当する場合

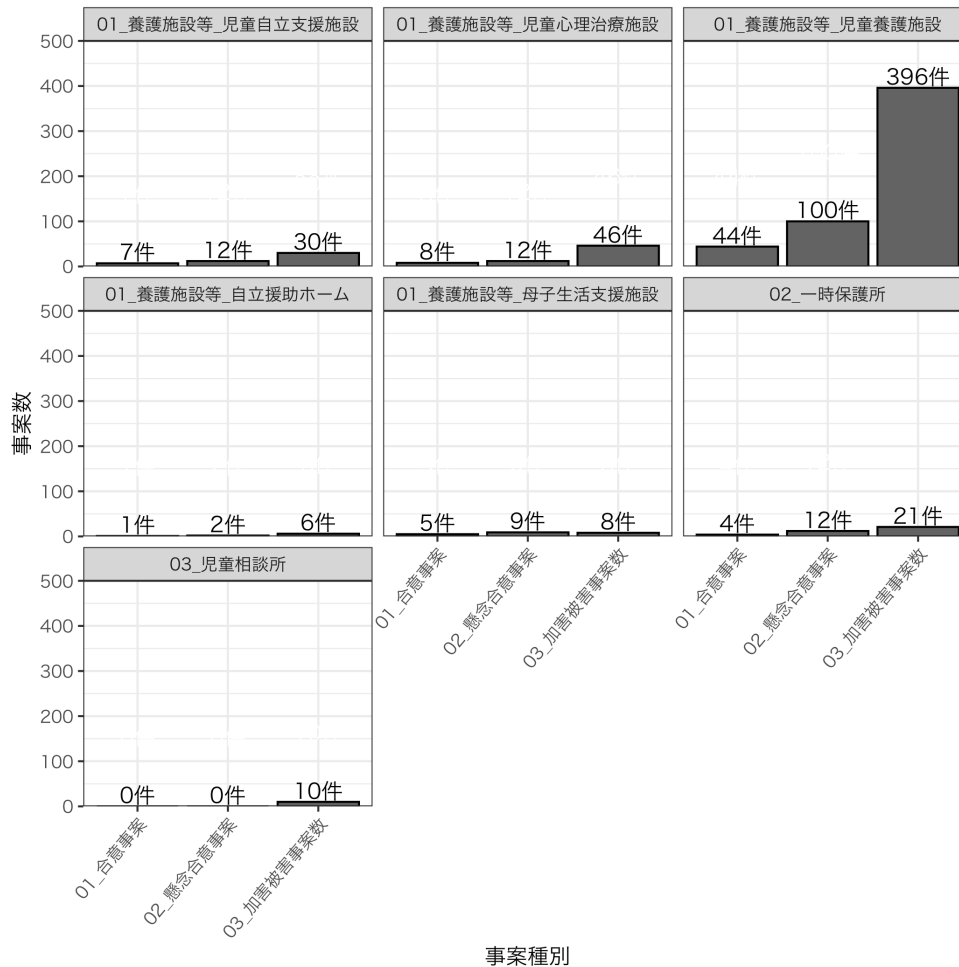


図 39 懸念のある合意事案に関する集計結果  
(欠測のない N=710 データを用いた施設等種別ごとの事案報告件数)

4.5.3 同性間・異性間での性的問題に関する構成比

潜在クラス分析の結果では、学齢区分を超えた子ども間での問題発生パターンがあることに加え、同性間・異性間での事案発生パターンがあることも示唆された。

本節では、事案に関与した子どもが「男子のみの関与事案」「女子のみの関与事案」「男女両方が関与していた事案」のそれぞれの観点から該当件数を整理する。また、生活区分の設定や強化の是非について検討するため、施設調査のみ(一時保護所および児童相談所対象は対象外)で取得された「事案が発生した状況が男女混合養育の状況下であったか」という情報を用いた集計を行う。

まず、事案性別区分(男子のみ・女子のみ・男女間での事案)を、事案種別(加害性・被害性のある事案・合意事案)ごとに件数計上し、各事案種別の構成比を算出した。その結果、加害・被害関係のある事案では、同性間の性的問題が合計 65%となり(男子間が 46.8%、女子間が 18.2%)、男女間での性的問題が 35%となっていた。一方、合意事案については、同性間の性的問題が 74.3%となり(男子間が 43.6%、女子間が 30.7%)、男女間での性的問題が 25.7%となっていた(図 40)。

事案種別(加害被害/合意)での事案性別区分構成比

774 件の事例データを用いて算出

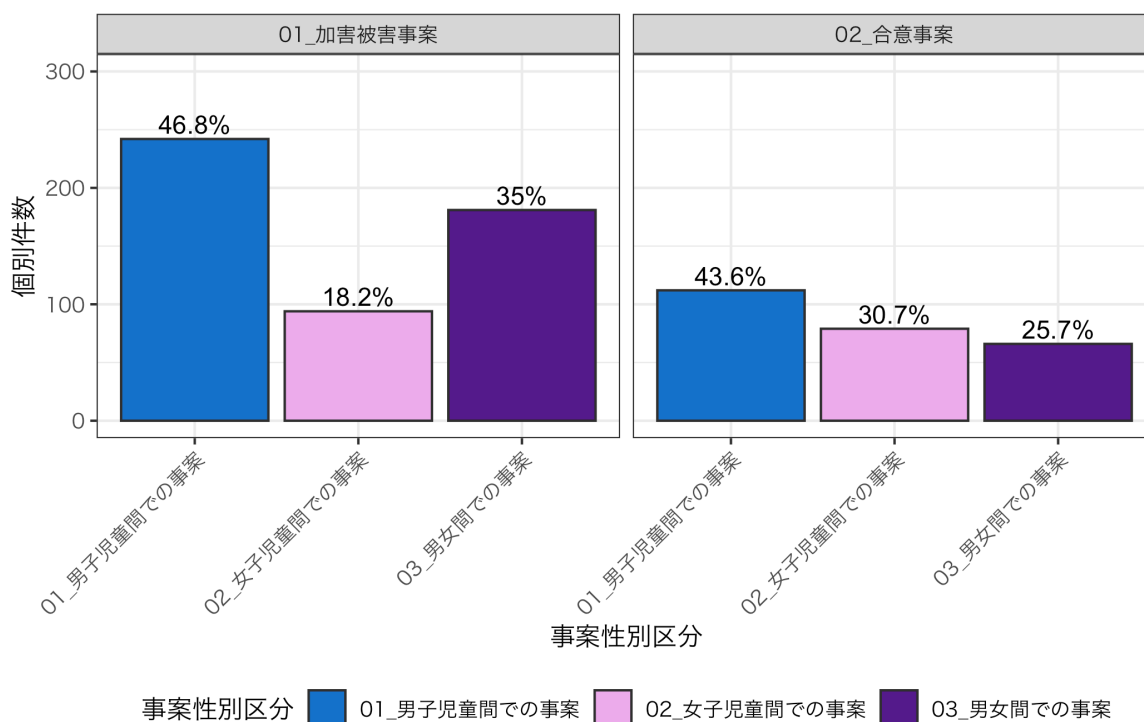


図 40 事案種別での事案性別区分の構成比

同性間および異性間での性的問題の構成割合が、男女混合養育環境下と男女別養育環境下で異なるかについて集計を行ったところ、養育条件で異なる傾向が確認された。すなわち、加害・被害関係のある事案については、「男女混合養育の環境の場合、男女別と比べて異性間の性的問題の構成割合が高い(男女混合 54.2%、男女別 23.8%)」傾向があり、一方で、「男女別養育の場合、男女混合と比べて男子間での性的問題の構成割合が高い(男女混合 28.3%、男女別 58.4%)」傾向にあるという結果が得られた。この傾向ほど顕著ではないものの、合意事案についても同様の方向性を有する結果が認められた(図 41)。

事案種別(加害被害/合意)と混合養育別での事案性別区分構成比

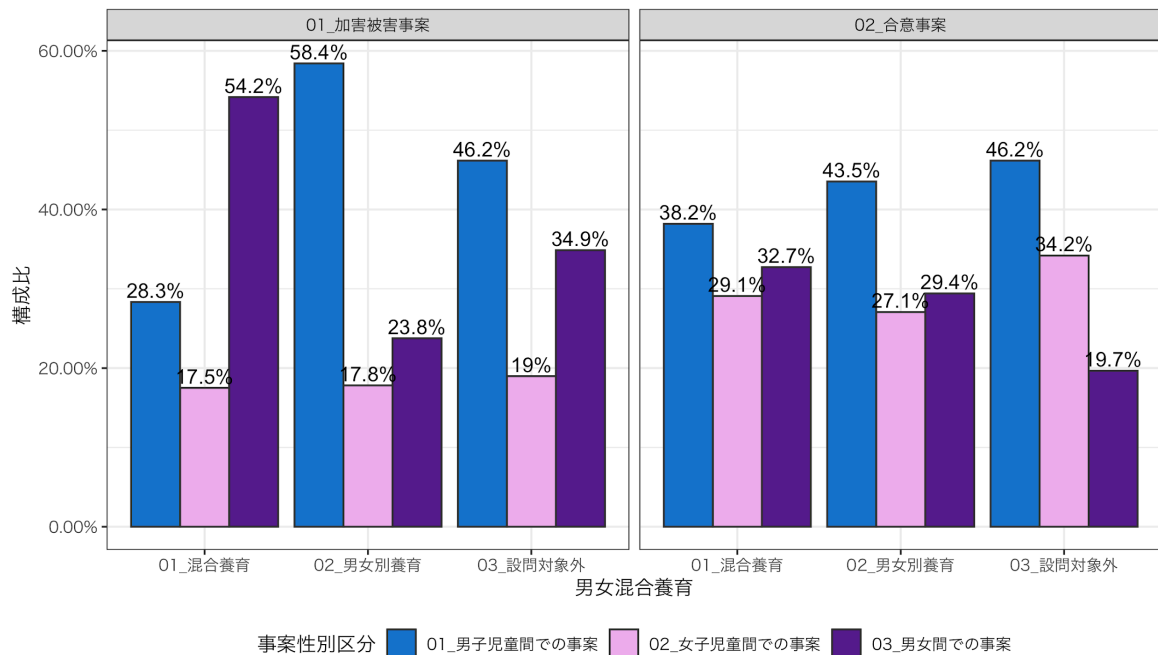
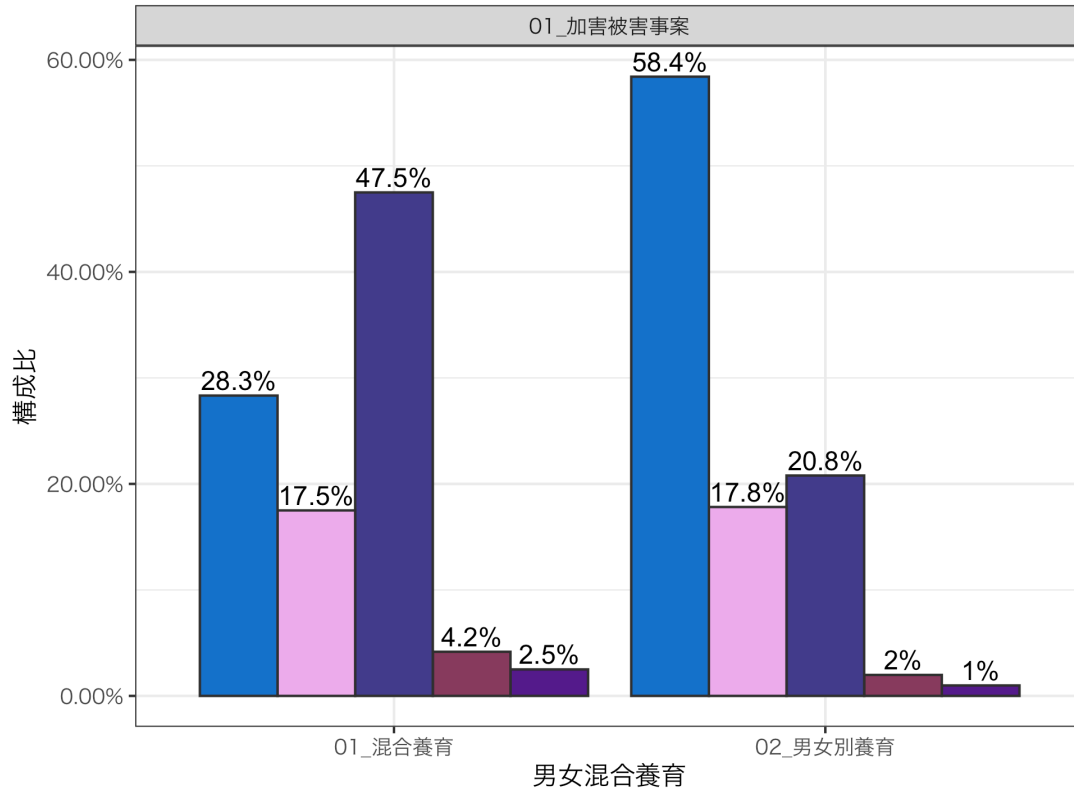


図 41 事案種別と男女混合養育条件別での事案性別区分の構成比

(男女養育条件は施設調査でのみ取得。一時保護所と児童相談所(里親・ファミリーホーム)は情報取得の対象外となっているため、「03\_設問対象外」に計上している)

さらに、施設等の調査データを用いて、加害・被害事案における加害をした子どもの性別を細分化して集計を行った(図 41 の「01\_加害・被害事案」のパネルにおける「01\_混合養育」と「男女別養育」の箇所を取り出して、男女間の事案における加害・被害関係を性別で細分化した)。結果を図 42 に示す。

養育条件別での事案性別区分構成比  
(男女間の場合は加害児童性別を算出)



事案性別区分

- 01\_男子児童間での事案
- 02\_女子児童間での事案
- 03\_男女間での事案\_01\_男子が加害/女子が被害
- 03\_男女間での事案\_02\_女子が加害/男子が被害
- 03\_男女間での事案\_03\_男女両方からの加害

図 42 加害・被害事案における男女混合養育条件別での事案性別区分の構成比  
(男女養育条件は施設調査でのみ取得。一時保護所と児童相談所(里親・ファミリーホーム)はここでは含まれない)

図 42 より、男女の養育条件別での特徴について、次の示唆が得られた。

- ① 男女混合養育の場合、女子が被害を受けた事案の割合が全体の 65%程度となり、男女別養育の場合、女子が被害を受けた事案の割合は 38.6%程度となった。
- ② 男女混合養育の場合、男子が被害を受けた事案の割合が全体の 32.5%程度となり、男女別養育の場合、男子が被害を受けた事案の割合は全体の 60.4%程度となった。

③ 男女混合養育であっても、男女別であっても、男子による加害がそれぞれ 75.8%程度(男女混合)と 79.2%程度(男女別)となり、加害・被害関係を伴う子ども間の性的問題の大半を占める結果となった。

4 男女の養育条件に拘らず、女子間での性的問題は 18%程度発生していることが示された。

これらの知見を総括すると、養育条件に拘らず「加害の発生防止」の視点からのケアについては、「男子加害が 75%～80%程度・女子加害事案が 20%程度」という情報が参照される。そして、被害を受けた子どもへのケアについては「男女混合養育の場合女子の被害事案が 65%程度、男女別養育の場合男子被害事案が 60%(そのうちのほぼ全てが男子からの加害)」であることが着眼されうる。

## 4.6. 解析結果の総合的整理とチェックポイント構成への示唆

本節では、補足解析までを含めて本章の解析で示された結果について、「設定した研究疑問への回答」と「チェックポイント構成への示唆」の 2 つの観点から整理する。

### 4.6.1 解析結果の総合的整理と研究疑問への回答

**【解析疑問 1】 児童養護施設等の社会的養護関係施設において、子ども間で発生する性的な問題には、どのような事案パターンがあるか**

潜在クラス分析を用いた解析の結果、大別して「合意に基づく事案」と「加害性・被害性のある事案」の 2 つの事案パターンが得られた。さらに、その下位区分までを含めると、合計 8 つの事案パターンに整理された。

#### (1) 合意に基づく事案パターン

合意に基づく事案では、下位区分として①半数程度の事案で挿入を伴う、中学生以上の男女で生じる直接接触事案(潜在クラス番号 5: 構成割合 15.6%)と、②小学生以下の男女 1 対 1 または複数対複数などのパターンを含む直接接触・非接触の混合事案(潜在クラス番号 3: 構成割合 11.4%)が示された。ただし、補足解析の知見を参照すれば、当該合意に基づく事案パターンに含まれる事案にも「加害性・被害性が懸念される事案」が一定以上の割合で含まれていることが推測される。

#### (2) 加害性・被害性のある事案パターン

加害性・被害性のある事案では、その下位区分として 6 つのパターンが示された。具体的には、③男子中学生 1 名から同世代、または小学生以下の男子・女子への直接接触事案(潜在クラス番号 1: 構成割合 22.6%)、④小学生以下の女子 1 名を被害者として、服を脱がせる等の非接触行為と直接接触行為が混在する事案(潜在クラス番号 2: 構成割合 7.1%)、⑤ 主に中学生男子 1 名を加害者とする小学生男子に対する反復性のある非接触・直接接触混合事案(潜在クラス番号 4: 構成割合 2.0%)、⑥ 相対的に措置・委託期間の長い子どもから期間の短い子どもに対する挿入を伴わない直接接触事案(潜在クラス番号 6: 構成割合 16.3%)、⑦ 16 歳以上の男子 1 名を加害者とする同世代

または年下の女子1名もしくは2名以上に対する直接接触事案(潜在クラス番号7: 構成割合9.9%)、⑧男子2名以上の複数名による加害を最大の特徴とし、主に男女を問わない1名の子どもを被害者とする事案群が解析の結果得られている。

①から⑧は、「数量的な該当パターンの類似性」を抽出する解析から該当効率をキーにしてくり出されたパターンであり、発生した出来事のメカニズム等を直接表現したものではない。しかし、同性間・異性間での性的問題や、年齢区分を超えて性的接触に関与した子どもの関係性などを、大きな枠組から分類・把握するのに有効な知見であると言える。少なくとも以下の点に関しては、補足集計を含めた解析結果から明確に示されているポイントである。

**【ポイント1】** 本調査で報告された性的問題事案では、合意に基づく事案と加害性・被害性のある事案があり、合意に基づく事案の中にも支配的関係性を伴うなど「懸念のある事案」が含まれる(図38・図39参照)。

**【ポイント2】** 性的問題は、異なる年齢・学齢区分や、同性間・異性間など、様々な子どもの性別間・年齢間で生じている。その内容から、主に加害性・被害性、関与した子どもの年齢・学齢、問題に関与している子どもの人数の観点から、上記の8つのパターンに分けることができる(表12参照)。

**【ポイント3】** 加害性/被害性のある性的問題(施設の場合)において、加害の子ども性別は男子が8割程度、女子が2割程度となっている(図42参照)。そして、男女混合養育の場合、男子による加害は女子に向かう傾向があり、男女別養育の場合は男子の加害が同性間事案として男子に向かう傾向がある(図41参照)。女子による加害は、男女の養育条件に拘らず、その加害がほとんど全て女子に向かっている(図42参照)。

**【解析疑問2】** 心身の障害や過去の逆境体験の有無で、観測された性的問題への関与率に差があるか

解析の結果、子どもが有する心身の障害や過去の逆境体験の有無に関するいくつかの項目で、「該当しない場合よりも、該当した場合に関与率が高い」ことが示された。

各項目への該当状況ごとに関与率の違いを検討した結果、子どもに精神障害、知的障害、発達障害がある場合は、少なくとも本データの範囲内では、性的問題への関与率が(各障害等に該当しない場合よりも)高いことが示された(ただし、加害・被害・合意等のいずれであるかは明確ではない)。

過去の逆境体験に関しては、アルコールや薬物乱用者が家族にいた場合、家族に服役中の人や慢性うつ病や精神疾患、自殺の危険がある人がいた場合、子どもが繰り返し心理的な暴力を受けていた場合、子どもが繰り返し身体的な暴力を受けていた場合、子どもが性的な暴力を受けていた場合、両親のどちらかあるいはどちらもがいない場合に、事案関与率がそれらに該当しない場合より高いことが示された(ただし、加害・被害・合意等のいずれであるかは明確ではない)。

なお、この解析では障害の有無や逆境体験の有無等以外の要因について、その影響を含めて解析できるようなデータになっていないため、これらの計算結果だけで、その要因がそのまま「事案関与の原因」を示しているとか、関与の可能性を予測させることとして決定づけられるものであるとは言えない。強いて言うならば「事案関与の可能性を予め想定し、生じるかもしれない問題に対する予防的支援を提供するための着眼点」あるいは「性的問題への無防備な関与を防ぐという観点からの子どものケアニーズ」の一つとして考えておくことが望ましいと言える。

### 【解析疑問3】どのような子どもの特徴が、性的問題への関与に関連するか

各種の子どもの特徴を表す項目と、事案関与の関連について解析を行った結果、事案関与に関連する要因として複数の要素が抽出された。

加害・被害事案への関与に関して、措置等の理由では「父母の不和」「父または母の放任怠惰」「父または母の入院」が抽出された。子どもの特徴や逆境体験については「発達障害」「精神障害」「性加害経験が明確にある場合」「両親のどちらか・どちらもいなかった場合」「子どもが性的暴力を受けていた場合」に、そうした体験をしていない子どもに比べて加害性・被害性のある事案に関与する傾向がより高くなることが示された。

このとき、「性的問題の被害にあう子どもの特徴については、その可能性を識別できる明確な情報がほとんど得られなかった」ことは特記すべき結果としてあげられる。具体的には、措置等理由が「その他」あるいは「父母の不和」に該当する場合しか、被害での関与を予測する計算上の要因は得られておらず、これが直接に被害の関与を予測させる要因として評価できるかは疑問である。むしろこの結果は、「被害での事案関与を子どもの事前特徴から予測することは現状では困難であり、追加の研究を必要とするとともに、現段階ではどのような子どもも、被害での事案関与の可能性があると考えることが有益であると考えられる。

合意事案への関与に関連を示した子どもの特徴については、措置等理由では「父母の離婚」「父または母の入院」「子どもの問題による監護困難」「父または母の精神障害」「父または母の放任怠惰」「経済的理由」などの複数の要素が抽出された。子どもの特徴を記述する項目としては、「性的な暴力を受けていた場合」「家庭にうつ病や精神疾患、自殺の危険がある人がいた場合」「アルコールや薬物乱用者がいた場合」などの逆境体験への該当が抽出された。加害・被害事案の場合の検討条件と同様、これらの要因は「事案関与の可能性を予め想定し、生じるかもしれない問題に対する予防的支援を提供するための着眼点」として、これらの知見を活用されたい。

そのほか、直接接触事案や、強制脱衣により裸体を再三見られる非接触事案、支配的関係が伴う事案への関与と関連する子どもの特徴なども上述の結果から得られている(ただし、当該事案での加害・被害・合意等の立場については明らかではない)が、いずれも同様に、この結果だけで「事案関与の原因」を示しているとか、関与の可能性を予測させることとして決定づけられるものであるとは言えない。従ってそれらの特徴は全て「事案関与の可能性を予め想定し、生じるかもしれない問題に対する予防的支援を提供するための着眼点」として活用されたい。

これらの結果を端的に整理すれば、「措置等の理由や子どもの障害の有無、過去の逆境体験に関する該当情報から、直接的な性的問題への関与の予測因子にあたるような要因が識別できたわけではないが、予め事案への関与可能性を考慮した予防的対応・支援を講じることができる」知見が得られたと言えるだろう。

#### 【解析疑問4】 性的問題への関与報告に好発年齢はあるか

性的問題への関与が報告された子どもについて、関与した子どもの年齢と性別から「推定初発年齢」と「推定好発年齢」を解析で求めた。その結果、事案の内容や子どもの性別に応じて、事案関与が好発する年齢に違いがあることが示された。

例えば、加害での事案関与については、12歳から14歳の男子に相対的に多い(ただし、他の性年齢でも関与事案があることには留意)といった傾向が認められている。また、合意が伴う場合等の事案については、8歳前後と14歳から16歳前後に二つのピークを有する傾向が認められる。発達の段階に応じて、異なる事案の内容が二つの年齢前後に発生しやすい可能性がうかがわれる。

なお、各種の事案への関与の推定初発年齢は、概ね3歳前後という結果が得られた。この結果は、そもそも本データに含まれる子どもの年齢が、児童養護施設への入所という対象の特性から4歳以上の割合が多いことにもよるとも考えられる。すなわちこの結果をみれば「3歳以前からも、十分に事案に関与する可能性がある」ということを否定できない。

これら初発年齢と好発年齢に関する結果を、予防あるいは早期発見の観点から活用する際には、当該年齢「以前の段階」に着目する必要がある。具体的に、予防策を講じる場合は、少なくとも好発年齢以前の段階起点とする必要がある。また、初発・好発年齢での事案発生背景要素として、「それ以前の段階で、性的問題場面への何らかの暴露、接触、被害経験があった可能性」が考慮されて然るべきである。初発年齢が男子で2.6歳、女子で3.2歳と本データから推定されている加害事案への関与は、当該年齢以前での「性的問題への暴露、接触、被害経験」に基づく模倣行動によるものという可能性が十分に考えられる。事案発生時の見立て・アセスメントの際には、こうした観点に立ったアプローチを行う必要があると考えられる。

#### 【解析疑問5】 どのような施設の特徴が事案報告件数と関連するか

社会的養護関係各施設での取組状況に関するデータを用いて、それぞれの個別施設等の特徴と問題発生報告件数との関連を検討した結果、いくつか「解析計算上は」関連のある項目が抽出された。ここまでの事案・子ども単位の解析も同様ではあるが、特に当該「施設単位の解析」については慎重に扱う必要がある。

まず最大の理由は、「報告件数が多い」ことが、「課題発生を適切に検知できている」ことに由来するためか「トラブルが多い」ことを単純に意味するのか、データからは識別できないことである。さらに「各種の施設での取組」と「報告件数」の多寡についての関係を明確にできないことも、結果の扱いを慎重に扱うべき大きな要因である。例えば、性的問題についての発生件数が多いから性教育を実施しているのか、性教育を積極的に実施するから、課題の発見・発覚が多くなるのかは、この解析結果からは識別できない。



上記の理由から、本調査データについては「あらゆる可能性を考慮した上で、機械的な計算上の結果を鵜呑みにして誤った解釈を採用してしまうリスクを排除し、一般化して活用できる知見」について整理し、ポイントを3つ示す。

【ポイント1】解析結果に拘らず、「予防的取組」や「(性的問題に関する)課題の改善」に関する取組については、基本的に実施を進めることが望ましいと判断される。解析では、これら予防策や課題解決に向けた取組について、否定的な兆候はまったく認められていない。自然に考えても、「予防的取組」は基本的に用意されるべきで、「課題がある」と認識される事柄は、それに取り組むことによって却って重大な犠牲を生じさせるようなことがない限り、改善に取り組むのが良いと言える(効果の是非について定量的に検証するためには、各種の取組をまず「実施」する必要がある)。下記に本事業調査で扱った範囲内での各種の予防等取組や、性的問題に関して各施設現場で課題だとされているものを例示する(解析の結果、事案報告の有無や件数と関連が認められたもの)。ただし、各施設現場等の状況を踏まえた場合、それぞれの取組は、様々な条件によって実施が困難な場合や、実施の是非について合意の得られないもの等があることも想定される。以下の取組の情報はあくまで、今後取組を強化・検討する際の参考情報として活用されたい。

#### <予防等の取組>

- ・子どもへの性教育の実施(あるいは内容の洗練化)
- ・子どもへの啓発や資料配布(あるいはその取組の強化)
- ・子どもの権利ノート等による児童啓発(あるいはその運用の強化)
- ・研修SVの実施または受講支援(あるいはその充実)
- ・発生防止に向けた児童への働きかけ(あるいはその強化)
- ・発生防止に向けた個別会話機会の積極的確保(あるいはその機会の充実)
- ・子どもへの周知啓発としての担当福祉司等連絡先等の配布(あるいはその徹底)
- ・施設職員外相談先の掲示(あるいはその周知・浸透への取組)
- ・防止専門チーム設置等の組織的取組(あるいはその充実)
- ・施設等物理的環境の整備(児童相談所では里親・ファミリーホームへの助言)
- ・施設管理職への研修
- ・意見箱の設置(あるいは活用のための工夫)

#### <性的問題に関する課題と想定されるもの>

- ・夜間職員体制不足の改善・解消
- ・発生予防プログラムの運用職員不足の改善・解消
- ・入所時点での児童に関する情報不足・不明状況の改善・解消
- ・性的問題への対応ノウハウの不足の改善・解消
- ・児童集団への性教育困難の改善・解消
- ・課題のある子どもへの支援プログラムの不足の改善・解消
- ・日中の職員体制不足の改善・解消
- ・性的問題に関する課題としての施設構造の問題の改善・解消

### <その他 解析結果に依らずとも必要と解釈されるもの>

- ・性的問題に関する取組についての必要な見直しの実施

【ポイント2】解析結果から、上記の各種取組の中でも「課題改善に関する事柄の中でも比較的有効範囲が広い」と考えられる取組に関する示唆は得られている。

例えば、性的問題に対する予防的取組としての「研修SVの実施または受講支援」の実施は、多くの施設等種別で性的問題の報告件数の少なさに関連しているとみられる。肯定的な視点から「研修・SVが問題発生の防止に貢献していると解釈」できるところまでのデータはなくとも、施設等職員や里親・ファミリーホームに向けて教育的支援を提供することは必要不可欠と考えられる。

また、「発生防止に向けた子どもへの働きかけ」や「個別の会話機会を積極的に確保すること」に取り組んでいる場合は、多くの施設等種別に共通して「事案報告の可能性が高いが、報告件数が少ない」という関連性を示している。これを肯定的に解釈すれば、「日常的な関わりの強化から問題を発見できており、関与件数増大の防止に貢献している可能性がある」と捉えられる。たとえデータ解析からは、明確な有効性が証明されるようなところまでの結果が認められなかったとしても、発生防止に携わる立場の職員等が性的問題の予防・早期発見を目指す上で、「子どもと関わる・働きかける機会を確保・強化する」ことは、よほどの反証理由が明示されない限り、常時、推奨される取組と言える。したがって、多くの施設等種別に共通した解析結果が得られていること、実施による肯定的な影響が当然期待されることから、「比較的有効範囲が広いと考えられる予防・早期発見・適切な対応の実現に向けた取組」として、以下の2点を示す。

### <比較的知見適用の有効範囲が広い取組>

- ・職員への研修SVの実施または受講支援
- ・性的問題の発生防止に向けた子どもへの働きかけ・個別会話機会の積極的確保

【ポイント3】施設等種別に応じて、個別に有効性が期待できると解釈される観点もある。

一時保護所に関しては、「個室がある施設ほど件数が少ない」という関連が認められている。個室の有無に拘らず、問題の発生自体の懸念は消えないものの、発生件数の抑止効果はある程度期待できると考えられる。また、日中の職員不足が認められる場合、性的問題の報告件数が多くなる傾向が認められる。

職員数が不足しているという状況は、職員数が充実している状況よりも、子どもの性的問題を検知できる機会が少なくなる(発見の目が少ない)と想定した場合、まず、「職員不足のために性的問題の発見件数が少なくなる」という可能性、また、「職員不足のために性的問題の発生件数自体は多くなっていく」という可能性も考え得る。一方で、「職員が不足するほどに入所している子どもの数が多いため、問題の発生件数も多くなる」といった状況も考えられる。いずれにせよ、「職員が増えれば予防策を講じる上での人的資源の確保につながる」「性的問題の発生を早期に検知する目が増える」とも言

えるので、職員不足の改善・解消は、肯定的な効果を期待することができると言えるだろう。

児童相談所(里親・ファミリーホーム)の調査データに関しては、「性的問題に関する実態把握の仕組みがない」場合、報告件数が少なくなる、という解析的な関連性が認められている。これをそのまま直接的に考えると、「仕組みがないことに起因して、性的問題を検知できていない」ことが懸念される。これらの知見を整理すると、一時保護所および里親・ファミリーホームに関しては、少なくとも以下の取組を提案することができる。

#### <一時保護所>

- ・(集団場面での性的問題の相対的な発生予防という観点からの)個室の設置
- ・(性的問題の予防・早期発見という観点からの)日中の職員不足の解消

#### <里親・ファミリーホームでの事案防止・早期発見に関して>

- ・性的問題に関する実態把握の仕組みを整備

### 4.6.2 チェックポイントの構成に向けた調査データ解析からの示唆

本節では、社会的養護関係施設等で生じる子ども間の性的問題の予防・早期発見・適切な対応を実現するためのチェックポイントの作成に向けて、解析から得ることのできた知見をまとめる。

以下では、(A) 施設等の体制・管理・運用に関して、(B) 入所・委託されている子どもへのアセスメントや支援に関して、(C) 事案発生時の対応に関しての3つの観点から提案内容をまとめている。

#### (A) 施設等の体制・管理・運用に関して

##### <生活環境への配慮・生活支援上の事案防止配慮>

##### A-1 生活区分の設定に応じて、予防策や被害を受けた子どもへのケア体制を整備する必要があります。

表12に示された事案パターンの分析結果を参照すれば、「中学生が小学生に対して、小学生が未就学児童に対して」など、学齢区分を超えた性的問題が一定の割合で発生していた。また、同性間だけでなく異性間でのトラブルもここには含まれている。

子ども間の性的問題を「同性間と異性間」という観点から集計した結果からは(図40～図42)、男女混合養育の形態をとる施設の場合には「男子から女子へ加害による女子の被害」となる異性間トラブルの割合が多く、男女別養育の場合は「男子間での同性間トラブル」の割合が相対的に多い結果が得られている。

女子による加害に関しては、男女混合養育を採用する施設でも、男女別養育を採用する施設でも、同じように加害性・被害性のある性的問題の2割弱程度の割合を占めていた。そして、そのほぼ全てで被害を受けた子どもの性別が女子となっていた。

子ども間に合意のあるとされた事案については、男女別等の養育形態に拘らず「男子間・女子間・異性間」に関するそれぞれの構成割合に(加害性・被害性の伴う場合ほど)顕著な違いは認められなかった。

これらの結果を「被害を受けた子どもの性別」という角度から整理しなおすと、加害性・被害性のある子ども間の性的問題において、男女混合養育の場合は被害を受けた子どもの性別が女子となる割合が多く、男女別養育の場合は男子が被害を受ける割合が多いことが示された。

以上より、子どもの性別や年齢に基づく生活区分に応じて、発生しやすい問題への予防策を検討することや、被害を受けた子どもへのケア体制を整えておくことが有効と考えられる。ただし、男女混合養育や男女別養育のいずれの形式を採用する施設であっても、男子間・女子間・異性間で生じる子どもの性的問題が一定数は発生していることに注意したい。

#### **A-2 性的問題の発生は「夜間だけ」ではありません。「全ての時間帯で発生し得る」ということが実態として確認されています。**

図5に示した「問題が発生した時間帯」に関する集計結果では、起床から登校までの時間帯(午前6時から午前9時頃まで)は発生件数が他の時間帯と比べて少ないことが示されているが、それ以外の全ての時間帯に関しては、ほぼ同等の割合で問題の発生が確認されている。

「夜間だけ」に限らず、「全ての時間帯で、子ども間の性的問題は発生し得る」という認識を持つことが必要と考えられる。

#### **A-3 時間帯別でのブラインドスポットを把握することは、子ども間での性的問題の予防や早期発見に向けた対策を検討する上で、必要な視点の一つになると考えられます。**

図6に示された「問題等の発生場所」を確認すると、「居室内」を中心として、「浴室」や「トイレ」などでの発生が認められている。

しかし、家庭施設内の「その他」の場所や、「家庭施設敷地内の戸外」でも決して軽視することができない発生件数での問題発生が報告されている。

こういった、「子ども間での性的問題の発生場所が決まったパターンで把握できない」という状況から、それぞれの家庭や施設等でブラインドスポットを確認しておくことは、予防策や早期発見への対策を検討する上での第一歩になると考えられる。

#### **<問題発生防止のための関係性づくり・組織運営指針やポリシー策定に関して>**

#### **A-4 子どもとの個別会話機会の積極的確保や、(子ども間の性的問題予防の観点を含めた)日常的な児童への働きかけは、必要な支援を講じるための「事案の発見」に貢献すると考えられます。**

表16にまとめた解析結果では、「子どもとの個別会話機会の確保や日常的な子どもへの働きかけがある場合、事案の発生報告がなされやすい一方で、その報告件数自体は個別会話機会の確保に積極的とは回答していないところよりも相対的に少ない」という傾向が多く施設等に共通して見られている。

この結果については慎重な解釈が求められるが、発生防止に携わる立場の職員等が性的問題の予防・早期発見を目指す上で、「子どもと関わる・働きかける機会を確保・強化する」ことは、基本的に常時推奨される取組と言える。

#### <早期発見・予防のための日常的なアセスメント>

##### A-5 どのような子どもでも、性的問題の被害に巻き込まれ得ます。

現時点の研究結果からは、表 15 に示したとおり、子どもの特徴から被害を受ける可能性を明確に識別できる情報は得られなかった。

したがって、「全ての性別・年齢の子どもが、子ども間の性的問題で被害を受ける可能性がある」という視点から、その予防や早期発見に向けた取組を検討することが必要と考えられる。

#### <特別に支援が必要な子どもへの配慮に関して>

##### A-6 過去の逆境体験や性加害経験のある子どもは、施設等における子ども間の性的問題に関与しやすいと考えられ、未然防止に向けた働きかけや配慮など、特別なケアニーズを有していると言えます。

社会的養護施設等で生活する 31,941 人の子どものデータを活用した、子ども間の性的問題に関与した子どもの特徴についての解析結果を踏まえると、過去の逆境体験や性加害経験がある子どもほど、子ども間の性的問題に関与しやすい可能性が推測された。

これらの子どもの特徴は、「事案関与の可能性を予め想定し、生じるかもしれない問題に対する予防的支援を提供するための着眼点」あるいは「性的問題への無防備な関与を防ぐという観点からの子どものケアニーズ」の一つとして考えておくことが望ましいと言える。

##### A-7 障害や疾病をもつ子どもは、性的問題に関与しやすいと考えられます。

図 25 に示した、子どもの障害等の有無に関して性的問題への関与率を比較した結果からは、子どもに精神障害、発達障害、知的障害がある場合に、性的問題事案への関与率が高いという結果が得られている。

各種障害などの子どもの特徴が性的問題への関与率を高める直接的な要因かどうかについては、解析から十分に識別することができていない。しかし、「障害や疾病をもつ子どもは、そうでない子どもよりも問題に関与する可能性がある」ということを念頭において日常的な配慮やアセスメントを行うことは、問題の発生や無防備な問題への関与を防ぐだけでなく、早期発見や早期支援への手がかりにもなると考えられる。

#### <性に関する教育・心理教育などの体制、男女間の関係に関する取り決めについて>

##### A-8 各種施設や里親・ファミリーホームなどに在籍する子どもについて、年齢に応じた性に関する教育を実施する必要性は高いと考えられます。

補足解析の図 38 に示されるように、子ども間で生じる性的問題の中には「合意があったとされているが正常範囲を逸脱した行為が懸念される」ものも数多く含まれていた。

性的問題への関与が報告された子どもについて、関与した子どもの年齢と性別から「推定初発年齢」と「推定好発年齢」を解析で求めた。その結果からは、「問題に関与した以前の段階で、性的問題場面への何らかの暴露、接触、被害経験があった可能性」が指摘された。

過去の体験(被害体験や性的場面への接触、目撃体験など)に由来する子どもの行為については、子どもに適切な認識のあり方を教育的な関わりから伝えてゆく必要があるだろう。このような理由に基づき、「子どもの模倣行為や再演的な事案発生を防止する」という視点からも、性に関する教育的な働きかけの必要性が指摘され得る。

ただし、「性に関する教育の実施が、子ども間の性的問題の発生防止に効果があるか」については、今回の調査のデータからは評価・確認することはできない。実施にあたっては、慎重な配慮・判断が必要である。

#### <トラブル対応のための職員体制・チーム作り>

##### A-9 スーパービジョン(SV)・各種関連研修体制の整備や、それらの受講支援に関する取組は、事案の早期発見や発生防止の糸口たり得ます。

表 16 に示された組織の取組と報告件数の関係に関する解析結果では、職員に向けた SV・研修の実施や受講支援のある施設ほど、(多くの施設等種別に共通して)事案の発生報告件数が少ないという傾向が得られている。

子どもの気になる行為を性的問題として適切に拾い上げるための視点を養うことや、職員のアセスメント能力の向上、各種の予防的取組の実効性をより充実させる上では、子どもに関わる職員等への教育的取組を欠かすことはできないものと考えられる。

#### <性的トラブル発生に係る対応体制などの整備に関して>

##### A-10 「子ども間で生じる性的問題の基本的な捉え方」などから整理のなされた事案発生時の基本マニュアルなどを整備する必要性が高いと考えられます。

例えば支配的な関係下で生じている合意事案など、図 38 または図 39 に示された「懸念のある合意事案」が、複数の施設等種別において軽視できない割合で発生している。「子ども間で生じる性的問題」に関する基本的な捉え方から、支援者・関係者の対応の流れまでを含めた基本方針を共有する必要性があると言える。

#### (B) 入所・委託されている子どもへのアセスメントや支援に関して

##### <入所前の子どもの生活状況等に関する情報の収集>

##### B-1 在宅時の生活環境や子どもの生育歴に関する情報は、予め子ども間での性的問題に関与する可能性を念頭においた配慮や支援を行う上で、重要であると考えられます。

表 15 に示した「子ども間への性的問題への関与に関連する子どもの特徴に関する解析結果」や、それを踏まえて整理した【解析疑問 2】および【解析疑問 3】への回答内容では、在宅時の環境や子どもの生育歴から、問題への関与可能性を想定することができる。

措置等理由からは、「父母の不和」「父または母の放任怠惰」「父または母の入院」「父母の離婚」「子どもの問題による監護困難」「父または母の精神障害」「経済的理由」などの様々な生活環境・背景情報が事案への関与と関連した。

過去の逆境体験や性加害経験に関する項目では、「アルコールや薬物乱用者が家族にいた場合」「家族に服役中の人があった場合」「家庭に慢性的なうつ病や精神疾患、自殺の危険がある人がいた場合」「子どもが繰り返し心理的な暴力を受けていた場合」「子どもが繰り返し身体的な暴力を受けていた場合」「子どもが性的な暴力を受けていた場合」「両親のどちらもあるいはどちらかがいなかった場合」、そして「性加害経験のある子ども」が事案に関与しやすいという関連性が認められている。

これらの情報は、その多くが入所・委託以前に生じていた状況に関するものである。子ども間での性的問題への関与を未然に防止し、それに配慮した対応・支援を行う上で参照できる情報として、子どもの生育歴は早期段階からの把握が推奨される情報であると言える。

## **B-2 過去の逆境体験に関する質問票(ACE)項目の該当個数は、子ども間の性的問題に関与してしまふ可能性を予め考慮する上での一つの目安になります。**

図 36 に示された「ACE 項目の該当個数別での、問題に関与した子どもの割合(構成比)」を確認すると、ACE 項目の該当数が 1 つ以上の場合において、該当個数が多いほど問題に関与した子どもの割合が大きくなる傾向が見受けられる。

ACE の個別の項目については(図 26)、「母が暴力を受けていた」「登校・食事が制限されていた」の 2 つの項目については、問題に関与のあった子どもと関与がないとされた子どもとの間に明確な該当率の差が見受けられなかった。一方で、それ以外の項目については、子ども間の性的問題に関与した子どもの方が、関与がないとされた子どもよりも該当率が高かった。

したがって、ACE 項目の該当やその個数によって、子どもが性的問題に関与する可能性を念頭においた配慮や支援を検討することが可能と考えられる。しかし、ACE の項目だけでは、高い精度で関与の可能性を予測することができないため、ACE 項目への該当の有無だけで将来の性的問題への関与を決定づけるものにはなり得ないということに留意されたい。

## **(C) 事案発生時の対応に関して**

**C-1 「子ども間での性的問題に関与した子どもは、基本的に再度問題に関与しやすい」と考えるのが、現状もっとも妥当な理解であると考えられます。問題の発生時には、再発防止に向けた取組が必ずセットで講じられることが推奨されると言えます。**

表 14 に示した「子どもの性的問題への関与に関連する子どもの特徴」についての解析結果に示されるように、例えば「子どもに性加害経験がある場合」や、「子どもが過去に性的な暴力を受けていた場合」に、問題への関与可能性が高いことが示されている。

また、子どもの年齢別の推定初発年齢・好発年齢に関する結果からは、初発・後発年齢以前の段階で、「性的問題場面への暴露や接触、目撃などの経験があった可能性」が示唆されている。

これらの解析結果を踏まえると、事案発生時に目撃などを含めて問題に関わった子どもについては、基本的に「将来的な問題への再度の関与が懸念される」ことを想定する必要があると言える。

## 第5章 チェックポイントの構成と解析知見の組み込み

本章では、第4章に示したデータ解析知見とは独立に、有識者検討委員によって発案された「子ども間の性的問題の予防や早期発見、適切な対応を講じるにあたって有意義と考えられる着眼点」を整理する。よってここでは、子ども間で生じる性的問題に関して、社会的養護関係施設等の各現場が予め意識しておくべきチェックポイントを挙げて共有することを目的とする。

なお、当該チェックポイントは、社会的養護施設等の各現場を内外から一律に評価することが目的ではない。2.3節に述べたとおり、各施設等や職員が守るべき「チェックリスト」「ガイドライン」「マニュアル」としての役割を担うものではなく、各施設や職員が、子どもの安全を保障し、健全な発達を支える観点から、それぞれの環境や現状を見直す際の要点を示したものである。また、本事業で構成するチェックポイントは、「施設等における子ども間の性的問題」という観点到に立脚している。子どもの生活の質や、健全な発達といった総合的な視点との兼ね合いを随時考慮し、各施設等の運営理念や環境的制約などと照らし合わせて、援用可能な部分を適宜活用されたい。

### 5.1. チェックポイント構成の狙いと手順

本チェックポイントを構成することの最大の主眼は、「社会的養護関係施設等の各現場が、子ども間の性的問題の予防や早期発見、事案発生時に適切な支援を提供できるよう、着眼点を知識として整理する」ことにある。各現場の状況を鑑みつつ、データ解析によって得られた知見を活用しながら、可能な限り広範な施設等に援用できる形を目指す。このような目標のもと、次の手順でチェックポイントの構成を行った。

- (1) 有識者検討委員から、子ども間の性的問題の予防・早期発見、適切な対応を講じるために重要であると考えられる着眼点を収集、整理する
- (2) (第4章に示した)データ解析を並行して実施し、その結果と随時照合しながら矛盾等をすり合わせ、不足する観点を現場知見に基づいて補強する
- (3) 各社会的養護関係施設等が利用しやすいよう、得られた情報を系統立てて整理し、適切な文言への修正や補足事項等をまとめる

有識者委員からの着眼点等を収集する際には、後述の17領域を予め想定される基本領域として設定した。当該基本領域ごとに、各立場から予防等に貢献しうる取組や着眼点等の知見を収集し、その後、挙げられた項目案を選定、統合、修正した。項目の選定で



は、「子ども間の性的問題の予防・早期発見、適切な対応」に直接的に関連し得るもの(子ども間の性的問題に直接的に言及のない施設の運営理念等、あるいは、間接的には関連が予想されるが明示的でないもの等を除外)を抽出し、限定的な施設種別等でしか適用され得ないもの、独自性の高い支援案や個別性の高い介入プログラムに関するものを除外する(活用可能なものは一般化できる水準に抽象化して採用)ことを行った。項目の統合・修正に関しては、類似する内容を統合する作業や、用語や語尾等を揃えるなどの作業を行った。

データ解析知見との照合は、「経験的知識に基づく知見」と「数量的根拠に基づく知見」を明確に分け、誤解のないように整理するという方針の元、独立してまとめる形式を採用した。そして、解析結果に対する慎重な解釈を加えるとともに、結果と矛盾する知見についての整理方法を検討委員で議論した。

## 5.2. チェックポイントの内容収集と構成結果

ここからは、各手順の詳細について記述する。まず、基本的領域として以下の17の領域が設定された。この各領域に際し、有識者からチェックポイント項目やコメントを収集した。なお、チェックポイント項目の収集に際して、「入所」といった各種施設に適用される用語やトピック内容にも、里親・ファミリーホームへの「委託」が含まれていることは予め合意されている。基本的領域案として以下の領域が設定された。

### 【チェックポイント項目収集時の領域設定】

- ① 基本的な施設体制：1) 子どもに対する具体的な対応(性教育、性加害・被害プログラム、距離感の教育やルールなど)
- ② 基本的な施設体制：2) 養育単位や居室等への対応(個室化、生活時間枠での男女区分、ユニットの男女別設定など)
- ③ 基本的な施設体制：3) 生活の中での対応(チラシや啓発活動、子どもとの面談男女の交流、職員との関係づくり)
- ④ 基本的な施設体制：4) 職員体制の対応(マニュアルの作成、職員研修、管理職研修、職員配置、夜間の対応、専門チーム・助言者の設定、定期チェック体制など)
- ⑤ 基本的な施設体制：5) 性被害・トラウマ対応(職員研修(TICの研修など)指針やガイドラインの作成、対応プログラムの検討・設定など)
- ⑥ 基本的な施設体制：6) 情報管理(実態把握の体制、定義や報告基準の設定)
- ⑦ 入所前情報の把握(入所時点までの児童相談所からの情報把握について)
- ⑧ 入所時点での対応(施設入所時点での面接やオリエンテーションでの留意点)
- ⑨ 入所初期での対応(行動観察や自立支援計画に関する留意点、児童相談所との情報交換、学校や地域関係機関への情報提供と情報交換)
- ⑩ 入所中の留意点：子どもへ(子どもからの定期的な意見聴取、声掛け、ミーティングでの対応など)
- ⑪ 入所中の留意点：職員体制(定期的な見直し、職員同士の意識や気づきの調整、ミーティングでの留意点など)
- ⑫ 問題発生の対応：対象となる子どもへの対応(聴き取りについて、職員体制と情報

管理について、安全の確保についてなど)

- ⑬ 問題発生への対応：職員体制（初動の体制、応援や報告、情報管理、など）
- ⑭ 問題発生後の支援について：子どもへの援助（内容・状況別の対応、配慮事項など）
- ⑮ 問題発生後の支援について：支援者側の対応（内容、状況別の対応、機関連携、対応区分や限界設定など）
- ⑯ 問題発生後の支援について：保護者対応（具体的な対応手順・原則、ポリシー、留意事項など）
- ⑰ 性問題についての専門性：具体的なプログラムや治療機関との連携などの取組など

これら全 17 領域の観点に対して、現場有識者を含めた検討委員からは、合計 363 個の項目案が収集された。これらの情報から、有効情報の選定・統合・修正を行う過程で、①「社会的用語関係施設等が定期的に各自の取組を振り返る際に活用できるポイント」と、②「子どもが入所・委託される時点や、日常的な場面などで活用できるポイント」、そして、③「子ども間での性的問題が発生・発覚した時に、情報を整理し、振り返る際に利用できるポイント」という枠組みに整理された。すなわち、利便性の観点から、参照の頻度やタイミングが異なる 3 つの項目群が設定された。それぞれの項目群に、下位項目となる個別のチェックポイントが整理される形式である。

なお、第 4 章で得られたデータ解析に関する知見は、チェックポイント内の関連する箇所に、知識を補足する形式で組み込まれた。経験に基づく知見と、数量的解析に基づく知見を分けて整理することを意図している。

これらの手続きの結果、チェックポイントは最終的に、「施設全体のチェックポイント」「入所している子どもへの支援に係るチェックポイントー子どもへの個別ケア向上のためにー」「事案発生・対応時に係るチェックポイントー事案発生時の対応についてー」という 3 つの大きな枠組みに整理された。なお、里親・ファミリーホームについても、それぞれの枠組みの中に参照できるポイントを案内している。チェックポイントの順序は、時系列的な順序や優先度の高さなどを総合的に考慮して決定している。

### 5.3. チェックポイントの参照にかかる留意事項

作成したチェックポイントには、その参照と活用の際に複数の留意事項がある。作成の目的や背景、適用範囲や作成にかかる限界等、各種留意事項を踏まえた上での適切な参照・活用を検討されたい。

#### 5.3.1. チェックポイントの想定活用場面

振り返って、本事業で作成したチェックポイントの想定活用場面を改めて整理する。第一に、「施設全体のチェックポイント」に関しては、定期的実施する支援者側の自己点検(運用方針の定期的な見直し等)の機会に、振り返って利用する場面を想定した。第二に、「入所している子どもへの支援に係るチェックポイントー子どもへの個別ケア向上のためにー」では、子どもが施設等に入所する際・入所前後で関係機関等から情報を収集する場面での活用を想定している。そして第三に、「事案発生・対応時に係るチ

チェックポイント—事案発生時の適切な対応を実現するために—に関しては、事案発生時の情報を整理する場面での活用を想定している。なお、「入所している子どもへの支援に係るチェックポイント」及び「事案発生・対応時に係るチェックポイント」については、施設全体のチェックポイントと同様の場面で入所している子どもや事案への対応状況を見直す際や、日常的な支援業務の中での振り返り(「もしも事案が発生したら」)を想定した話し合いの場などにおいても活用することができる。

### 5.3.2 各ポイントの読み方・捉え方

各チェックポイントは、例えば「子どもの気になる様子が確認できているか」といったトピックに対して、「遊びの中に職員が入るなど、子どもの様子を丁寧に観察する取組が日常的に行われているか」といった具体例が付される形式となっている(図43)。

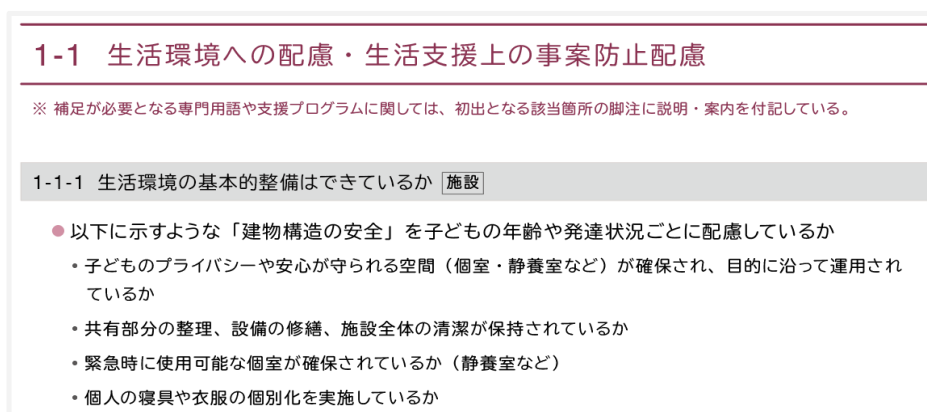


図43 チェックポイントの一例

各トピック及び具体例は、本事業検討委員の発案に基づき整理されたものである。各施設等の状況などに応じて、「具体例や着眼点をより充実させるため」の追加検討等は必要に応じて実施しても構わない。本事業での例示は、その一例であると解釈されたい。

また、各種施設等の環境などに応じて、必要のないポイントも含まれている。チェックリストを活用する施設等の環境などに応じて、適宜参照するポイントを絞る・読み換えるなどして対応されたい。

### 5.3.3 チェックポイントにかかる限界点と留意事項

本事業で作成したチェックポイントには、限界点等を含めた複数の留意事項がある。以下の点を必ず参照されたい。

#### <全ての観点を網羅できている訳ではない>

本事業で作成したチェックポイントは、アンケート調査及び現場有識者を含めた検討委員より提案された内容によって構成されている。施設等における子ども間の性的問題の発生する詳細な要件などの知識は、未だ十分に調査・研究されているとは言い難い。

したがって、チェックすべきポイント・着眼点に関しても十分な知識が得られていない状況にある。本事業で提示したチェックポイントが「全てを網羅できている訳ではない」「当該チェックポイントを確認するだけで十分であることは保証されない」ことに留意したい。

#### **<今後、調査研究等によって随時更新していく前提がある>**

「施設等における子ども間の性的問題」に関する調査は、その問題が取り上げられてから、未だ十分な調査や検証が行われている訳ではない。問題が発生する背景要因や、発生条件、事案に対する介入の効果などを含めて、引き続き、さらなる調査研究及び分析が必要とされている。これらの調査等を通じて得られる知識に基づいて、チェックポイントの内容は随時更新される必要がある。真に「子どもの安心・安全な生活」「心身の健康と健全な発達」に貢献するために、常に最新の知識を組み入れ、更新していくことが求められる。

#### **<全ての施設等において一律に妥当であるとは限らない>**

本事業で提示するチェックポイントは、施設等における子ども間の性的問題への予防や早期発見、適切な対応を講じるために「全般的な視点から、有用であると考えられるもの」を示している。これらの着眼点は、必ずしも全ての施設等の状況に対して有効であるとは限らない。また、当該視点は「子ども間での性的問題の予防や早期発見等」の眼差しから得たものであって、「子どもの生活の質」や「子どもの健全な発達」といった子どもの生活全体からの視点との擦り合わせの上で活用する必要がある。活用する施設等の状況に応じて、参照できる箇所を積極的に活用してほしい。

#### **<記載事項の実施を要求するものではない。また、記載事項の実施があるかないか等によって、施設等の是非を一律に評価できるものではない>**

本事業で提示するチェックポイントは、前述のとおり「予防や早期発見を含め、適切な支援や対応を講じるために全般的な視点から、有用であると考えられるもの」で構成されている。各施設等の個別の状況(環境や在籍する子どもの特徴など)に応じて、配慮すべき事柄や必要な支援は異なってくる。このような背景を踏まえると、記載事項の実施を一律に要求するような態度は適切であるとは言えない。また、個別の状況に合わせて取組を実施する施設等に対して、単一的な基準から、その取組の状況を評価することも現段階では適切とはいえないだろう。したがって、「マニュアル」や「ガイドライン」のように、一律な実施と評価を求めるものではなく、(特に子ども間の性的問題という観点から)「より良い生活環境の構築や、問題発生予防・早期発見、事案発生時の適切な対処」につなげて行くための参照資源として活用してほしい。

#### **<経験的な知見に基づくものであり、妥当性が十分に確認されていない>**

本事業で提示するチェックポイントの内容の多くは、現場有識者の経験的な知見に基づく観点を整理したものである。経験的な知見を共有可能な形で整理することは極めて

重要であるが、必ずしも「効果がある」「予防に貢献する」ことを保証するものではない。また、統計解析を用いた補足知見についても、様々な限界点などの制約条件下(例えば、報告された事案の件数が多いことが「発生件数が多い」ことを意味するのか「発生した事案を正しく把握できている」ことを示すのか識別できないなど)で得られたものである。したがって、本事業で提示するチェックポイントが「エビデンスに基づく真実」であるかのように誤解されることのないよう、解釈が適用される範囲や根拠の有無などを認識した上で援用してほしい。なお、提案したチェックポイント案では、現場有識者の経験的な知見に基づく箇所と、データ解析に基づく補足知見を分けて記載している。特にデータ解析結果に関する補足知見は、「言外の意味まで拡大解釈されないよう」十分に留意されたい。

**<子ども間での性的問題への関与が示された子どもの特徴は、未だ起こっていない将来的な問題への関与を決定づけるものではない。加害等での関与を疑うための内容ではない>**

チェックポイントの、特にデータ解析による補足知見には、「性的問題への関与に関連する子どもの特徴」に関する知見を整理している箇所がある。

これらの知見は、該当する場合に性的問題に関与することを決定づけるものではなく、問題に関与という視点から子どもを「疑う」ためにあるものではない。

当該特徴を有する子どもが「丁寧なケアを必要としている」ことを意味するものであり、ニーズを満たすことで問題の発生が予防できるという視点からの知識活用が求められる。予めの予防的配慮や早期発見等の支援的視座から「必要な配慮や支援を子どもに届けるための糸口・手がかり」や「性的問題の予防のために把握しておく良い情報」として提案するポイントであると整理されたい。子どもの特徴を記述した内容と事案への関与との関連に関する解析結果に関しては、誤った認識を助長したりすることが無いよう、その扱いには特段の注意が必要となる。

## 第6章 総合考察

本事業調査データを解析した結果、社会的養護関係施設等で生じる子ども間の性的問題に関して、事案のパターンや、事案への関与と関連する子どもの特徴、事案の報告件数等に関連する施設の取組や状況に関するいくつかの知見が得られた。さらには、現場有識者の経験的な知見に基づく、性的問題の発生予防・早期発見、適切な支援に繋げるための着眼点となる情報が整理された。

本章では、解析結果やチェックポイントの検討結果を踏まえ、当面の課題として認識された事柄や今後必要と考えられる取組について概括する。

### <子ども間の性的問題を如何にして取りこぼさずに把握し、支援に繋げてゆくか>

本事業の調査データは、「子ども間の性的問題として各施設現場で検知された事案」のみが報告されたものである。そして、得られたデータの中には、加害・被害関係が明確に特定されない、懸念のある合意事案が一定数以上含まれているとみられる。

子ども間で生じる性的問題を取りこぼさずに把握し、事案の発生構造を的確に捉え、必要な支援に繋いでゆくためには、第一に「何を性的問題として捉えるか」という、事案の把握に係る眼差しを整えてゆく必要がある。支援者が子ども間の性的問題に関する知識・認識について、一定の共通した枠組みを持つこと、その気づき・発見の仕組みを作ることで、これまで暗数化していた問題が支援の枠組みにのせられ、人知れず苦しめられてきた子どもたちを適切な介入・支援へと繋げることができるようになることが期待される。

ただしこの時、冒頭にも示した通り、何を性的問題として扱うかという枠組みを厳密に定めることは容易ではない。子どもの行為内容だけでなく、行為が生じた状況や子どもの生育歴などの背景、子ども間の関係性などの総合的な視点から、行為の意味、出来事の経過を見立ててゆく必要がある。特に、「合意がある」という状況に関する扱い方については(子ども間の性的問題に限らず)、総合的な視点から慎重な見立てが必要になる。

既に本事業調査でも触れた通り、暗数を含めた子ども間での性的問題を捉える上で、いくつかの着眼点は存在している。例えば、「子どもの発達段階に応じた正常範囲内・外の性的行動」という視点は、問題を発見・把握する上で重要な着眼点となりうる。発達段階から逸脱した行為が認められる場合、暗に加害性・被害性を伴っている可能性や、行為主体となる子どもが以前に性的問題場面や行為の暴露に遭っていた可能性を念頭におくことができる。こうした視点を持つことで、子どもへ提供できる支援の選択や内容が、より充実したものとなる可能性がある。

他にも、日常生活場面での子ども間の関係性(例えば、支配的関係性や対等ではない関係がある場合)から、事案発生の可能性を予め推測することもできる。子ども間の関係性というアセスメントの視点は、必然的に、事案発生時の関係の構造を見立てることに貢献する。子ども間の関係性についての日常生活場面でのアセスメントは、「子ども間に合意がある」という事実を超えて、事案に潜在する支配性や加害性・被害性を見抜くための重要な眼差しであるとも考えられる。

また、支援者個々人の認識の枠組みや知識だけでなく、組織的観点から事案検知の向上に向けて取り組むことができる点もいくつか示唆される。

例えば、子どもへの日常的な関わりの中に予防的な働きかけを取り入れることや、子どもとの個別会話機会を積極的に確保する取組は、事案の発生予防や早期発見の視点から、有効に機能する可能性が期待できる。個別の関わりにかかる各職員の技能等を支援する上で、スーパービジョンや研修およびその受講への組織的な支援を強化することも重要な取組の一つである。また、そういった日常的な支援職員の関わりの中から発見される「(性的問題という文脈から)子どもの気になる行為やトラブル」を、職員間で組織的に共有する運用上の仕組みを整えることも、「潜在する性的な問題の兆候を、性的な問題として捉え、適切な支援へと繋いでゆく」上で重要な役割を担う。

事案を可能な限り発見・検知するための各職員および組織単位での取組は、子ども間の性的問題への感度という文脈だけでなく「子どもを必要な支援へと繋いでゆく」ための基本的な取組の根幹をなすものと言えるだろう。

#### <子どもの生育歴・逆境体験や障害等を踏まえた配慮・対応>

子どもの特徴と性的問題事案への関与との関連性を検討した解析の目的は、繰り返し述べる通り「予め子ども間での問題への関与可能性を念頭に置いた予防的配慮を講じる」ことや、「適切に事案を見立て、必要な支援へと子どもをつなぐ」ことにある。得られた解析結果が示すのは、「性的問題への関与を防止する上での個別の会話の設定など子どものケアニーズ」の重要性であり、そうしたニーズを満たすことで、問題への関与を防ぐことができると想定されるものである。

本事業では、子どもの特徴を記述する基本的項目として(性別や年齢の他に)、心身の障害や疾病の有無、(子どもの在宅時の状況を含む)措置の理由、そして過去の逆境体験に関する ACE 項目に関する情報等を調査によって収集した。その結果、様々な子どもの特徴が、事案への関与に関連しうることが示唆された。

なお、今後の研究で明らかとなることも含め、性的問題への関与に関連する子どもの特徴が明らかとなるだけでは(重要な知識ではあるが)、子どもが安心できる生活を保障することや適切な支援を提供してゆくことには繋がらない。「子どもの特徴を踏まえた配慮の在り方」や、「子どもの特徴に基づく適切な支援とは何か」についても、並行して議論し、継続的に検討してゆく必要がある。本事業で扱うことのできた情報からは示唆を得ることができないが、子どもへの支援内容の充実にしても、今後引き続き検討が必要となる。

#### <社会的養護関係施設等に入所・委託されている子どもの心身の発達に関する研究基盤情報の構築>

本事業では、その他に特記すべき事項として、社会的養護関係施設等に入所・委託されている子どもの ACE 項目に関する基礎情報が収集されたことは大きな意義を持つ。本事業においては、子ども間の性的問題に関与のあった子どもと、関与のない子どもを合わせて延べ 31,940 人の社会的養護関係施設等に入所・委託されている子どもの逆境体験情報が集められた。そして、関与のあった子どもとそうでない子どものそれぞれにおいて、項目の該当状況に関する数値が整理された。

ACE は、世界的規模となる統一的な調査・研究のフレームワークに則って、様々な事象との関連性が検討されている指標である。生涯にわたる慢性疾患の有病率や思春期・青年期の暴力問題への関与、さらには 10 代の妊娠などを含め、幼少期の逆境体験が生涯に渡って及ぼす影響が研究されている。本邦の社会的養護関係施設等に入所・委託されている子どもの基礎情報として得られた ACE 情報は、既存の先行知見を含め、また今後の様々な研究と照合することで、子ども間の性的問題という範囲を超えて、様々な研究知見と結びつけて発展的に利用してゆくことができる。今後の動向も随時参照しながら、知識を発展させてゆくことが望まれるだろう。

子どもが安心できる生活を支えるためには、子ども間の性的問題を含めた様々な課題を乗り越えなければならない。生涯に渡る影響や様々な養育上の課題を含めた総合的視点から必要となる支援を検討してゆく上で、その根幹となる基盤的知見がおそらくこの領域では初めて得られたこととなる。

#### ＜今後必要となる研究課題について＞

本事業が対象とした「社会的養護関係施設等で生じる子ども間の性的な問題」というテーマから、今後必要性が高いと考えられるいくつかの研究課題領域を整理しておく。

第一に、子ども間で生じる性的問題事案の発生を予め予測するためのより精緻な研究が必要である。本事業では、過去の逆境体験などを含めた子どもの基本的な特徴や、施設の状況に関する大枠の情報を収集した。これらの情報は、本邦で初めてとなる全国調査的な社会的養護施設に入所している子どもの ACE 調査を実施するという点においては重要な第一歩となったが、「性的問題の発生を予め予測する」という視点については、十分な識別性能が得られたなかった。今後は、子ども間の性的問題が発生する要件について、より詳細な研究の展開が求められる。

第二に、子ども間の性的問題を的確に事案として捉え、必要な支援に繋いでゆくための知識を体系的に整理する研究が必要となる。性的問題の発生に先行して見られる兆候や、性的問題に関わっている子どもに現れる特有な様子・反応などの生活上の機微を捉え、微妙な変化情報を細かく収集し、現場の支援者が直に体験する生活言語に基づいて情報を収集・整理した上で、実際の問題発生との関連を検討する必要がある。暗数化しやすい性的問題を的確に見抜き、ひそかに孤立したまま、苦境にある子どもを、必要な支援に繋げてゆくための、知識基盤を整えることが求められる。

第三に、本事業では調査対象としていない、「子ども間」だけでない、「子どもが関与する多様な性的問題」に関しての詳細な調査研究が必要である。子どもの安心な生活や健全な発達を阻害する子どもの性的問題は、「子ども間で発生する問題」だけに限ったものではない。子どもの安全を保障するためには、子どもが関与する性的問題全体についての知識基盤や対応策・支援方法を充実させてゆく必要がある。本事業の知見が全てそのまま活用できる訳ではないが、本研究を行う上で設定した各種の視点や方法論については、参考になるものと期待される。

第四に、子どもが関与する性的な問題に関する、効果的な支援方法についての研究が必要である。真に効果的な介入は、事案の発生・維持に関するメカニズムが適切に見立てられ、核となる要素への働きかけ等を講じることによって成立する。



また、個々の子どもに対しては、教育的な働きかけや行動的側面からのアプローチ、被害を受けた子どもや現場等を目撃した子どもに対してはトラウマに関する丁寧なケアなど、様々な支援が求められることとなるだろう。「どのような問題に関与した場合に、どのような心身の状況が観察される場合に、どのような支援を提供することが子どものためになるのか」に関して、支援の内容整備や効果に関する基礎検証を行なっていく必要があると考えられる。

これらの検討を進めるためには、限られた対象であるとしても、相当、詳細な事例調査を基礎資料とする研究が必要となるだろう。また、支援方策の検討においては、具体的な支援実施の有効性を検証する調査が必要となる。

### ＜チェックポイントを活用する中で期待される展開＞

本事業では、「社会的養護関係施設等における子ども間の性的問題」について、その発生予防や早期発見、適切な支援を講じるためのチェックポイントを作成した。ここでは、本チェックポイントを活用することによって、今後の発展が期待される内容について整理する。

第一に、「子どもが安心して生活できる環境を考える」「子どもの健全な発達を支える」という従来から取り組まれてきた社会的養護の大きな取組の中に、「子ども間の性的問題の発生を防止する」という観点を取り込まれ、現場に定着してゆくことが期待される。これは、子どもの権利を守るために取り組むべき内容の拡大・充実の一環である。本事業で作成したチェックポイントは、「施設等における子ども間の性的問題への対応」という視点から子どもの権利を守るために、関係各機関が考え、取組を講じてゆく上での参照資源となる。なお、各施設等が、それぞれの支援環境や入所している子どもの状況に合わせて作成してきたマニュアルやチェックポイントには、独自の価値がある。それらを定期的に見直す際に、本事業で提案するチェックポイントが参照され、役に立てば幸いである。

また、本事業で作成したチェックポイントを一つの契機として、当該問題の予防と早期発見、適切な対応に向けた議論が広く発展してゆくことを期待したい。子どもの安全に資する新たな視点や知識・知恵がそれぞれの現場から生み出され、多くの関係各所で共有されてゆくことで、当該領域全体は発展してゆく。ここで扱われる課題は、繊細であり、感情を強く揺さぶるものである。そういった課題の重大性をおさえつつも、客観的・定量的・冷静な眼差しから、本研究が、子どもが関わる性的問題をより深く理解し、子どもを適切な支援に繋いでゆくための知識の創出へとつながることが期待される。

## 第7章 補足情報

### 7.1 統計解析手法に関する解説

#### 7.1.1 統計解析手法 1: 潜在クラス分析

潜在クラス分析(Latent Class Analysis)とは、複数の質的な顕在変数(観測変数)への応答パターンの連関構造を、質的な潜在変数として表現された「潜在クラス」という形式で類型化して情報を縮約する手法である(稲垣・前田, 2015)。本報告書では、4.2節「事案単位での解析」で使用している。

例えば、A, B, C という3つの調査項目があった場合に、それぞれ該当の有無( $i = 0$  または  $1$ )、 $B(j = 0$  または  $1)$ 、 $C(k = 0$  または  $1)$  という離散的な状態をとる回答があるとする。そういった回答の背後に、 $X$  という一つの潜在変数(潜在クラスと呼ぶ)があり、 $X(t = 1, \dots, T)$  となるものと仮定する。すると、各個人がある潜在クラス $t$ に帰属する確率、質問項目 ABC に対して回答がそれぞれ $ijk$ となる確率、潜在変数  $X$  を所与した場合に質問項目 ABC に対して回答がそれぞれ $ijk$ となる条件付き確率は次のように定義される。

$\pi_t^X$  : 潜在変数  $X$  に対して個人が潜在クラス ( $t$ ) に帰属する確率(潜在確率)

$\pi_{ijk}^{ABC}$  : 顕在変数  $ABC$  に対して ( $ijk$ ) となる同時確率(顕在確率)

$\pi_{ijkt}^{ABCX}$  : 潜在変数  $X$  を仮定したときの  $ABCX$  に対して ( $ijkt$ ) となる同時確率

$\pi_{ijkt}^{\bar{A}\bar{B}\bar{C}X}$  : 潜在変数  $X$  を所与の下で顕在変数  $ABC$  に対して ( $ijk$ ) となる条件付き確率

潜在クラス分析では、実際に生じた個々の回答パターンの度数 ( $n_{ijk}^{ABC}$ ) の情報を利用して、想定される母集団の情報を推測する。その際に、各設問における観測度数について多項分布を仮定すると、尤度(L)が次のように導かれる(式 1)。

$$L = \sum_{i=1}^I \sum_{j=1}^J \sum_{k=1}^K n_{ijk}^{ABC} \log \pi_{ijk}^{ABC} = \sum_{i=1}^I \sum_{j=1}^J \sum_{k=1}^K n_{ijk}^{ABC} \log \left[ \sum_{t=1}^T \pi_{it}^{\bar{A}X} \pi_{jt}^{\bar{B}X} \pi_{kt}^{\bar{C}X} \pi_t^X \right] \quad (\text{式 1})$$

本解析を含めて多くの場合、EM アルゴリズム(Expectation Maximization Algorithm)を用いて対数尤度を最大化することで、解析的にもっとも合理的な個人の帰属確率(ある子どもがどの潜在クラスに含まれるか)や条件付き応答確率(あるクラスでは、どのような項目に該当する可能性が高いか)を推定する。

なお、当該データセットでいくつの潜在クラスを仮定するかについては、本解析では Bayesian Information Criterion(BIC, Schwarz, 1978)を利用した(式 2, ただし、ここ

での  $\alpha$  はパラメータの数(慣習的に  $k$  が用いられるが、式 1 との区別のため  $\alpha$  としている)、 $n$  はサンプルサイズを示す)。

$$BIC = -2 \cdot \ln L + \alpha \cdot \ln(n) \quad (\text{式 2})$$

BIC が最小となる条件を探索することで、現状のデータに対して潜在クラス分析モデルを適用した際にもっとも母集団特徴を近似する潜在クラス数を探索した。本解析では 2 から 40 までの潜在クラス数を仮定し、BIC 最小となるクラス数を求めた。解析には、統計解析環境 R のパッケージ poLCA(Drew & Jeffrey, 2011)を利用した。

潜在クラスを解釈する際には、各クラスにおける各項目への該当確率を示す条件付き応答確率を用いた。解析に使用した項目は、4.2 節の図 23 に示した。

### 7.1.2 統計解析手法 2: 事案関与確率の階層ベイズ推定

事案への関与/未関与を含んだ子どものデータセットを利用して、各児童が事案へ関与する確率を推定するために、階層ベイズ(Hierarchical Bayesian)を利用した。階層ベイズとは、推定対象となるパラメータに「個人-集団」等の階層性を仮定したベイズ統計学に立脚する解析モデルの総称を指す。本報告書における解析の文脈では、ある施設種別(例えば、児童養護施設)に所属する子どもが性的問題に関与する確率を施設種別ごとに求めつつ、それらを上位の階層(全施設をまとめた場合の確率)で統合的に推定するために利用する。階層ベイズを用いる理由は、「施設種別ごとに、子どもが性的問題に関与確率は異なる」という想定を満たしつつ、事案報告の極めて少ない施設種別等における情報の推測的補完を行うためである。

ある施設種別( $j = 1, \dots, J$ )に所属する子ども( $i = 1, \dots, I$ )に関して、当該児童が性的問題に関与するかどうかを  $Y_{ij}$  (0 または 1) とする。そして、各児童が性的問題に関与する確率を施設種別ごとに仮定した場合、モデルは  $Y_{ij} \sim \text{Bernoulli}(p_j)$  の形式で記述される。そして、施設種別ごとの関与確率  $p_j$  に全施設で共通のパラメータを、ベータ分布を用いて仮定し、パラメータの事前分布に一般的な無情報事前分布を仮定すると、解析モデルは式 3 のように表現できる。

$$\begin{aligned} \alpha &\sim \text{Gamma}(0.01, 0.01) \\ \beta &\sim \text{Gamma}(0.01, 0.01) \\ p_j &\sim \text{Beta}(\alpha, \beta) \\ Y_{ij} &\sim \text{Bernoulli}(p_j) \end{aligned} \quad (\text{式 3})$$

なお、各施設種別における子どもの事案関与確率  $p_j$  は、例えば「身体障害を有する子ども ( $j = 1$ ) とそれに該当しない子ども ( $j = 0$ ) の事案関与確率  $p_j$ 」のようにして一般化することができる。これを利用し、本解析では子どもの特徴項目への該当別で事案への関与確率を推定し、その差を比較する(4.3.1 節)。

パラメータの推定には、ハミルトニアンモンテカルロ法(Hamiltonian Monte Carlo, HMC)のNo-U-Turn Sampler(NUTS)アルゴリズムを実装した確率的プログラミング言語 STAN を利用した。サンプリング回数は 2000(iteration = 2000)とし、burn-in(warm-up)期間は 1000 回と(warmup = 1000)、チェーン数は 4 本(chain = 4)とした。以降、ベイズ推定法を用いた解析では全て同一条件で推定を行う。サンプリングの収束は、 $\hat{R}$ 統計量が全パラメータで 1.1 以下であることを持って判断した。

### 7.1.3 統計解析手法 3: ゼロ過剰ポアソン回帰の(階層)ベイズモデル

施設レベルにおける事案の報告件数(または有無)と施設特徴の関連性や、子どもレベルにおける事案への関与回数(または有無)と子どもの特徴の関連性を検討するために、ゼロ過剰ポアソン回帰の階層ベイズモデルを適用した(参照: 松浦他, 2016))。

ゼロ過剰ポアソン回帰とは、予測対象となる目的変数(例えば、子どもの性的問題関与報告回数)にゼロ過剰ポアソン分布と呼ばれる確率分布を仮定し、それを説明変数(各種児童特徴等)で予測する解析手法である。

ゼロ過剰ポアソン分布(Zero-Inflated Poisson distribution: ZIP)とは、事象の発生の有無(Bernoulli 確率が想定)と事象の発生回数(ポアソン分布)からなる混合分布であり、事象の生起回数が、0 回が極端に多い場合のデータに適用されることが多い。子どもの問題関与回数を例にとれば、「関与しない児童群」と「関与しうる児童群」の二群が存在し、「関与しうる児童群」においては、発生回数の少ない子どもと多い子どもがいるという想定を表現した確率分布であると言える。

ゼロ過剰ポアソン分布を目的変数にとる(非線形)回帰モデルを適用することで、「事案に関与しうる児童か」という関与確率に関連する変数と、「関与しうる児童である場合、関与回数はどの程度か」という関与回数に関連する変数の検討を行うことができる。ただし、解析モデルの仮定によってデータの予測が十分に成立し、かつ問題の発生メカニズムを当該モデルで記述できているという強い仮定の元においてのみ成立する解釈であることに留意されたい(すなわち、解析モデルに関する前提条件を除いた場合には、結果の解釈は成立しない)。

ある対象児童( $i = 1, \dots, I$ )における事案への関与回数を  $Y_i$  とし、ある特徴項目( $j = 1, \dots, J$ )を説明変数  $X_{ij}$  (以下では行列  $\mathbf{X}$  で表記)とした時、ゼロ過剰ポアソン回帰モデルを記述する(式 4)。

$$\begin{aligned} ZIP(Y|p, \lambda) &= Bernoulli(0|p) + Bernoulli(1|p) \times Poisson(Y = 0|\lambda) \text{ if } Y = 0 \\ &= Bernoulli(1|p) \times Poisson(Y|\lambda) \text{ if } Y \geq 1 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} p_i &= \text{logit}^{-1}(\mathbf{X}\beta^{\text{logit}}) \\ \lambda_i &= \exp(\mathbf{X}\beta^{\text{pois}}) \\ Y_i &\sim ZIP(p_i, \lambda_i) \end{aligned}$$

(式 4)

ここで、 $\beta^{logit}$  (要素jのベクトル)は事案関与確率の高低にかかる係数であり、同様に $\beta^{pois}$ は事案発生件数の高低にかかる係数を示す。なお、本報告書における当該解析は、施設種別と全種別の階層性を定めた階層ベイズモデルを適用した。すなわち、「ある説明変数が事案関与確率および関与回数に関連する程度は、施設種別によって異なる」という柔軟な仮定を事前に定めた。モデル式は次式となる。

$$\begin{aligned}\beta_j^{logit} &\sim Normal(\mu^{logit}, \sigma^{logit}) \\ \beta_j^{pois} &\sim Normal(\mu^{pois}, \sigma^{pois})\end{aligned}\tag{式 5}$$

本モデルを用いた解析は、本報告書 4.3.2 節および 4.4.1 節-4.4.3 節で利用している。なお、解析結果の解釈はパラメータ  $\beta$  (係数値) とその 95% 確信区間 (Credible Interval または Bayesian Confidence Interval: CI と略記) を元に実施するが、目的変数となる「事案報告件数」あるいは「関与回数」が有する意味が「より多く発見できている」場合もあれば、「数多く発生・関与してしまっている」場合も存在している。つまり、必ずしも多ければ良い、少なければ良いということを意味しない。したがって、目的変数の増減に関与する係数値の解釈は全て「報告件数や関与回数の大小に関連する可能性がある」程度に満たないものであり、本解析においてはあくまで参考情報となる。また、因果関係を示すものでもないことに再度留意したい。

#### 7.1.4 統計解析手法 4: 年齢ごとの発生トレンドの数理モデリングとベイズ推定

本章 4.3.3 節では、子どもの年齢別での性的問題関与確率の推定を行う。同解析では、関与の始まる報告初発年齢と、関与確率の増減を前提とした好発年齢の推定も行う。さらには、事案への単純な関与だけでなく、加害事案や被害事案等の関与事案種別と性別条件を考慮する。

単純な年齢別確率推定だけでなく、報告初発年齢および好発年齢を条件別かつ同一モデル推定するといった特殊な目的を達成するにあたり、本解析では、目的に合わせて解析モデルを独自構築する統計モデリングの手法を利用した。具体的には、二次関数と正弦波の二つの異なる非線形関数の一次結合でトレンドを表現し、報告初発年齢を変化点 ( $0 < c < 20$  としたトレンドの切り替えを組み入れた解析モデルを構成した。具体的には、子ども ( $i = 1, \dots, I$ ) の事案関与の有無を  $Y$ 、当該児童の年齢を  $X$  (ただし、 $0 \leq X \leq 20$ )、事案への関与確率を  $p$  と表現するモデルを式 6 と定めた。

$$\begin{aligned}z &= g \sin(m \cdot c) + a(c - b)^2 + q \quad \text{if}(c < X) \\ z &= g \sin(m \cdot X) + a(X - b)^2 + q \quad \text{if}(c \geq X) \\ p_i &= \text{logit}^{-1}(z) \\ Y &\sim \text{Bernoulli}(p)\end{aligned}\tag{式 6}$$

ただし、 $\sin$ 関数に含まれるパラメータ $m$ は、0以上20以下の年齢範囲区間で振幅の頂点が1回以上4回未満の出現になるよう、その範囲を $\frac{\pi}{8} < m < \frac{5\pi^2}{16}$ の区間とした。また、合成する二次関数の傾き $a$ の上限を0未満とし、上に凸な形状に制限を加えている。パラメータの事前分布には、上下区間が定められたパラメータ $c$ および $m$ 以外は、非正則な無情報事前分布が仮定された。

そして、好発年齢に関しては、推定後に得られたパラメータの期待値をモデルに代入し、傾きが0(微分した値が0)となる年齢点を求めることでその推定値を求めた。すなわち、

モデル式に各パラメータ推定値の期待値を代入して、 $X$ で $z$ を微分すると

$$\begin{aligned} z' &= k \cdot g \cos(k \cdot X) \\ z' &= 2a(X - b) \end{aligned}$$

(式 8)

となり、傾きが0となる点は

$$0 = k \cdot g \cos(k \cdot X) - 2a(X - b)$$

(式 9)

であるから、すなわち

$$k \cdot g \cos(k \cdot X) = 2a(X - b)$$

(式 10)

が成立する $X$ をプログラムで近似的に求めた。

## 7.2 解析結果の詳細・一覧

### 7.2.1 内容別事案関与件数に係る児童特徴の解析結果(詳細数値)

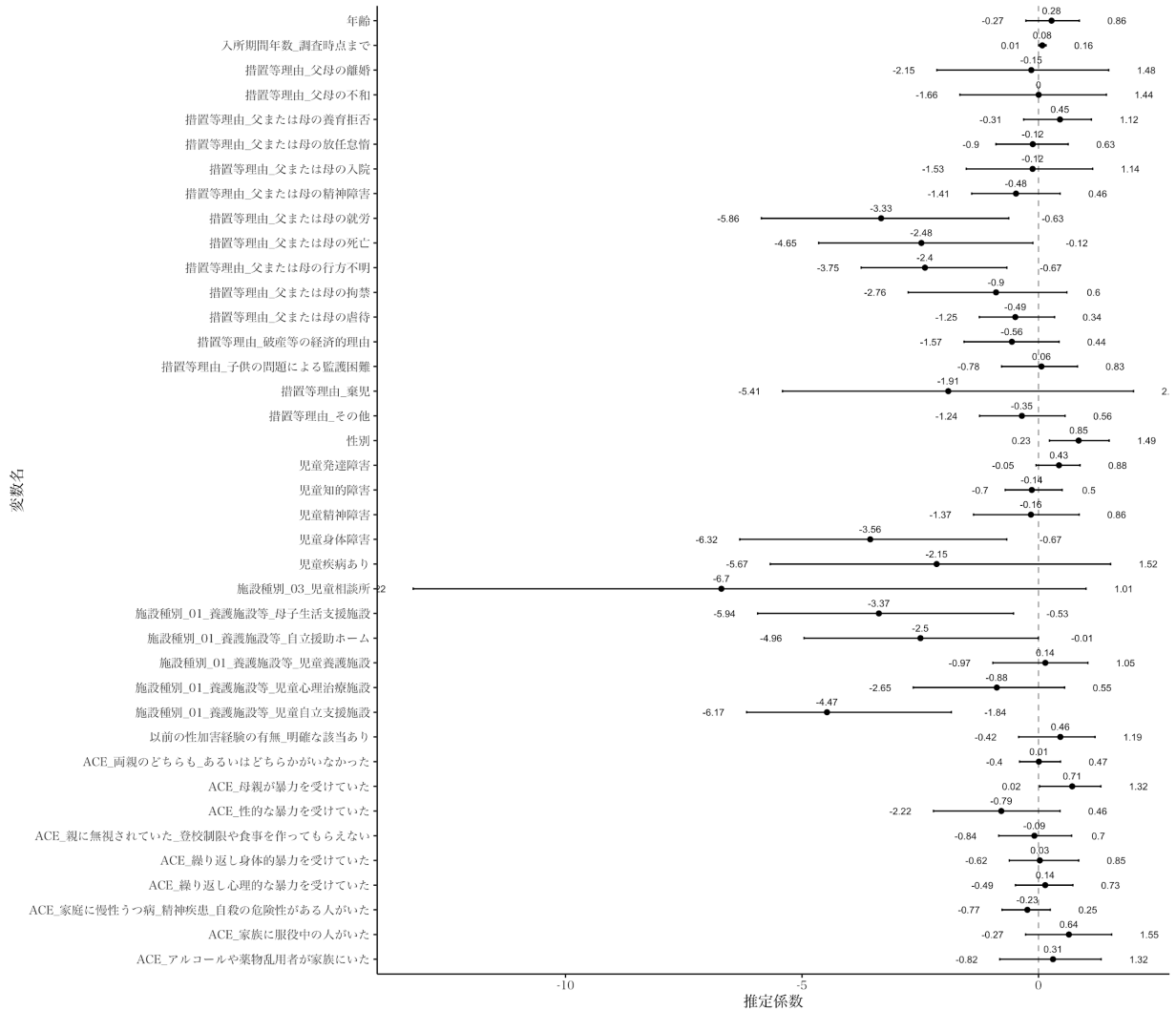


図 S1 加害被害・合意等を問わない全事案への関与回数と児童特徴との関連(N = 31754)  
 ゼロ過剰ポアソン回帰モデルで推定された係数推定値と 95% 確信区間

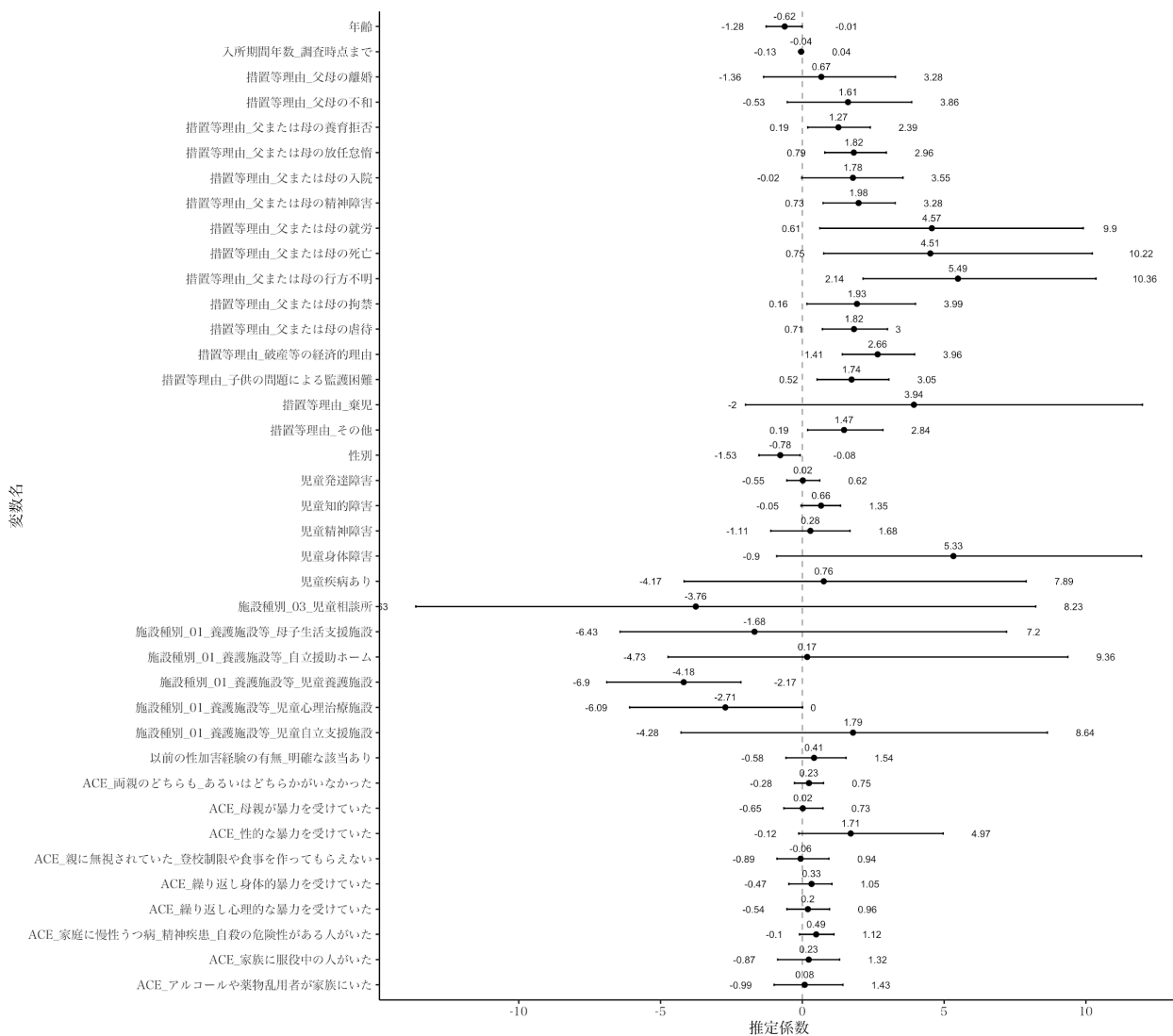


図 S2 加害被害・合意等を問わない全事案への関与の有無と  
 児童特徴との関連(N = 31754)  
 ゼロ過剰ポアソン回帰モデルで推定された係数推定値(EAP)と 95%確信区間



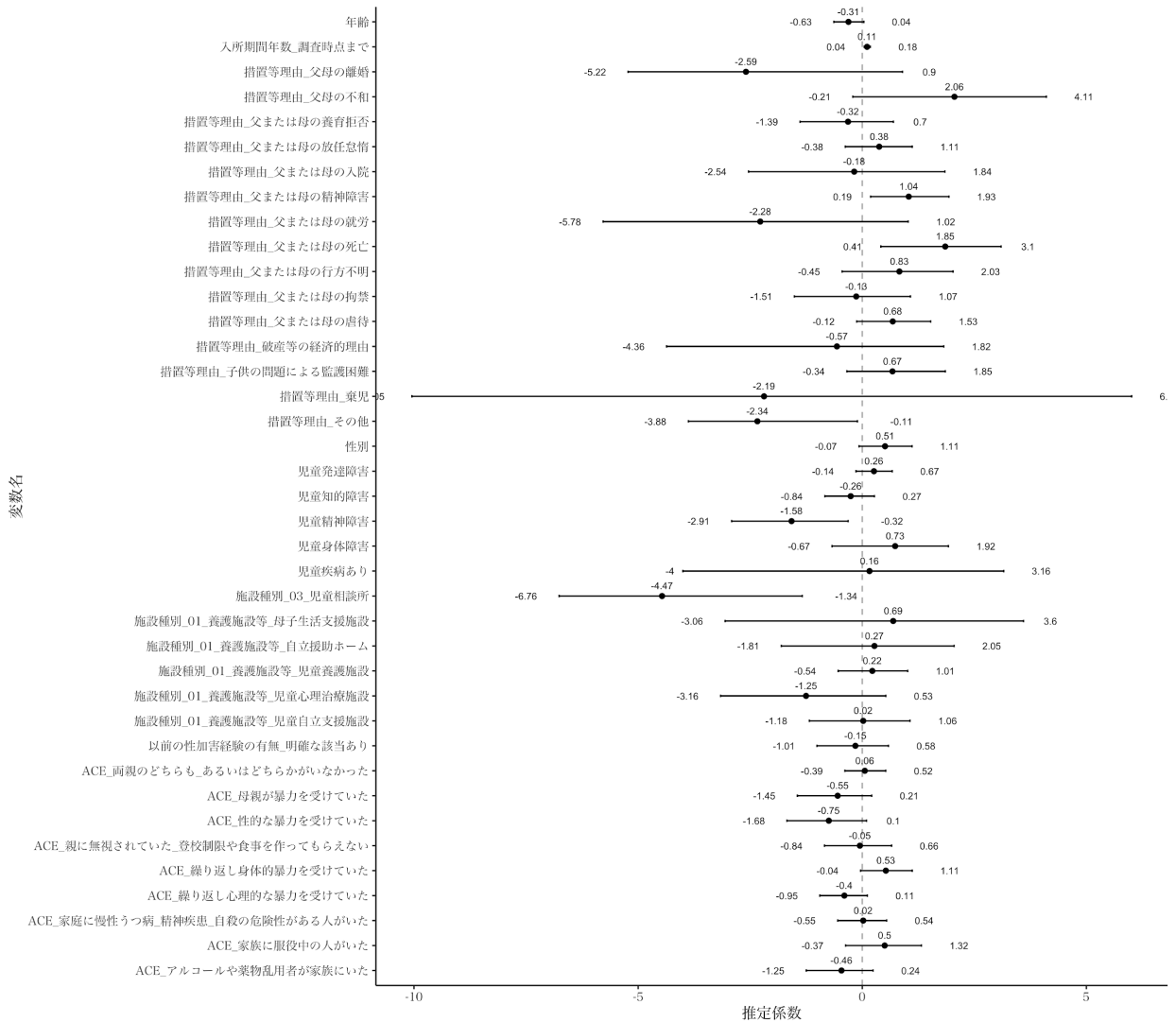


図 S3 直接接触事案への関与回数と児童特徴との関連(N = 31754)  
 ゼロ過剰ポアソン回帰モデルで推定された係数推定値(EAP)と 95%確信区間

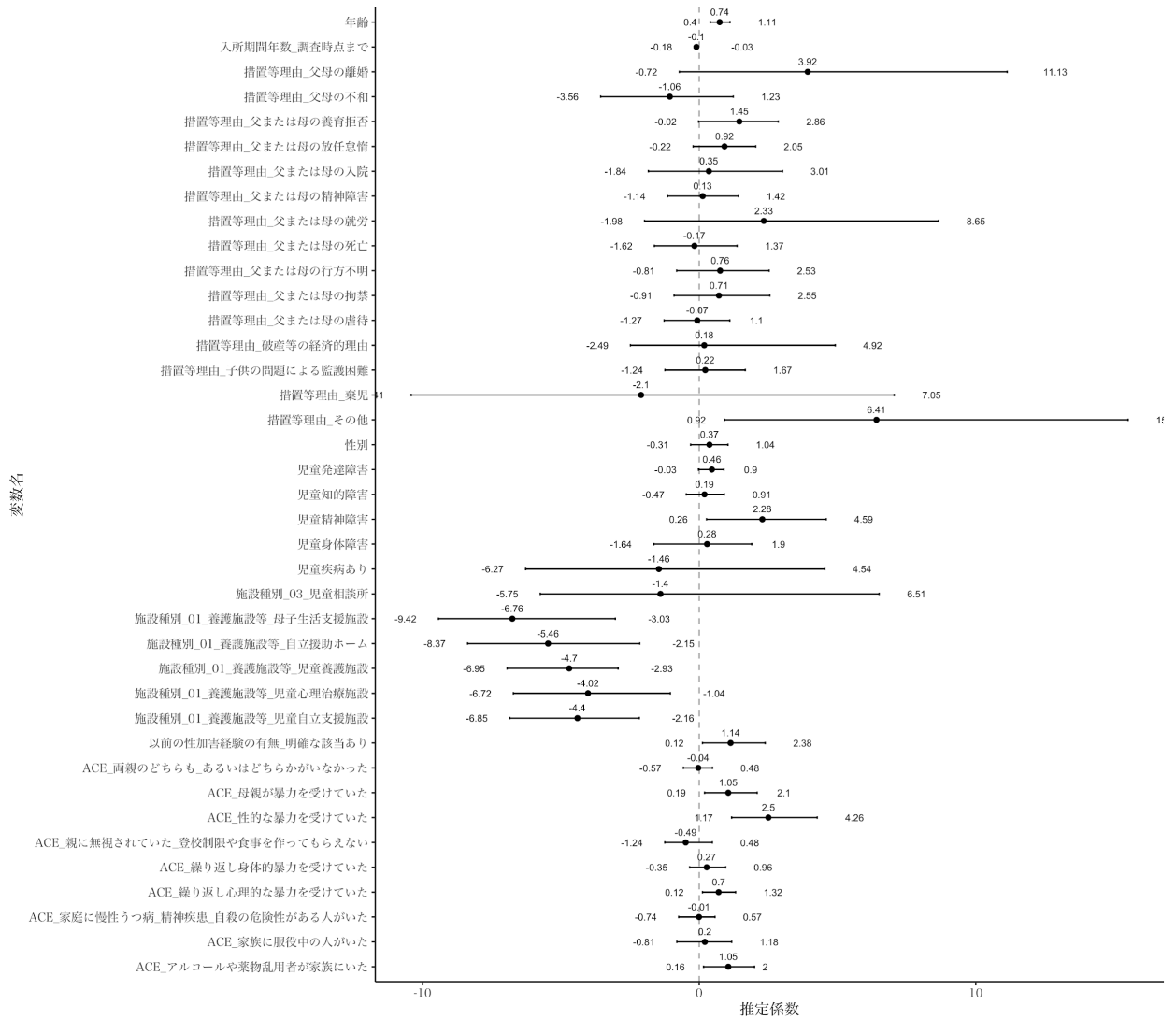


図 S4 直接接触事案への関与の有無と児童特徴との関連(N = 31754)  
 ゼロ過剰ポアソン回帰モデルで推定された係数推定値(EAP)と 95%確信区間

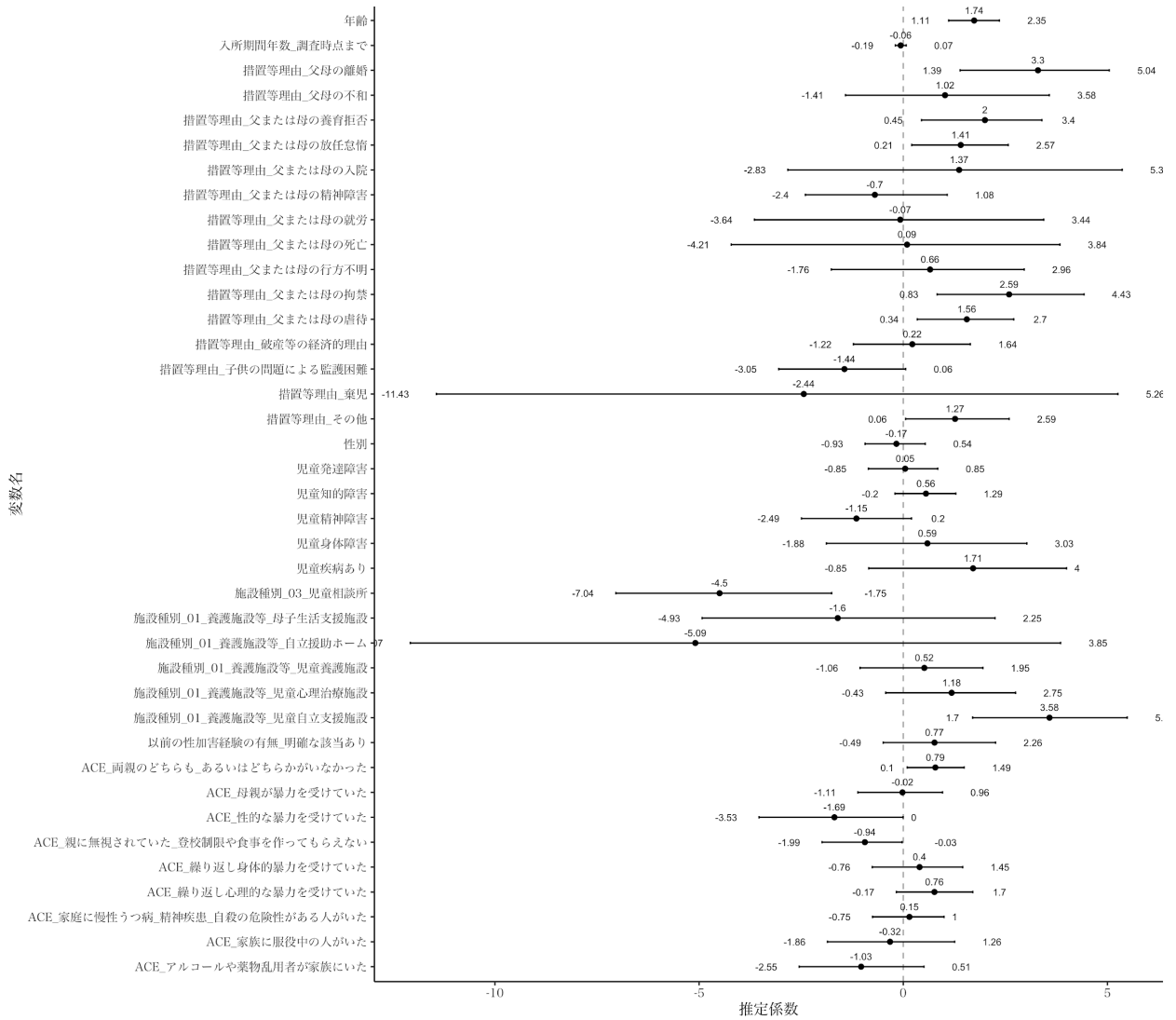


図 S5 非接触事案(強制脱衣・裸体を再三見られる等)への  
関与回数と児童特徴との関連(N = 31754)  
ゼロ過剰ポアソン回帰モデルで推定された係数推定値(EAP)と 95%確信区間

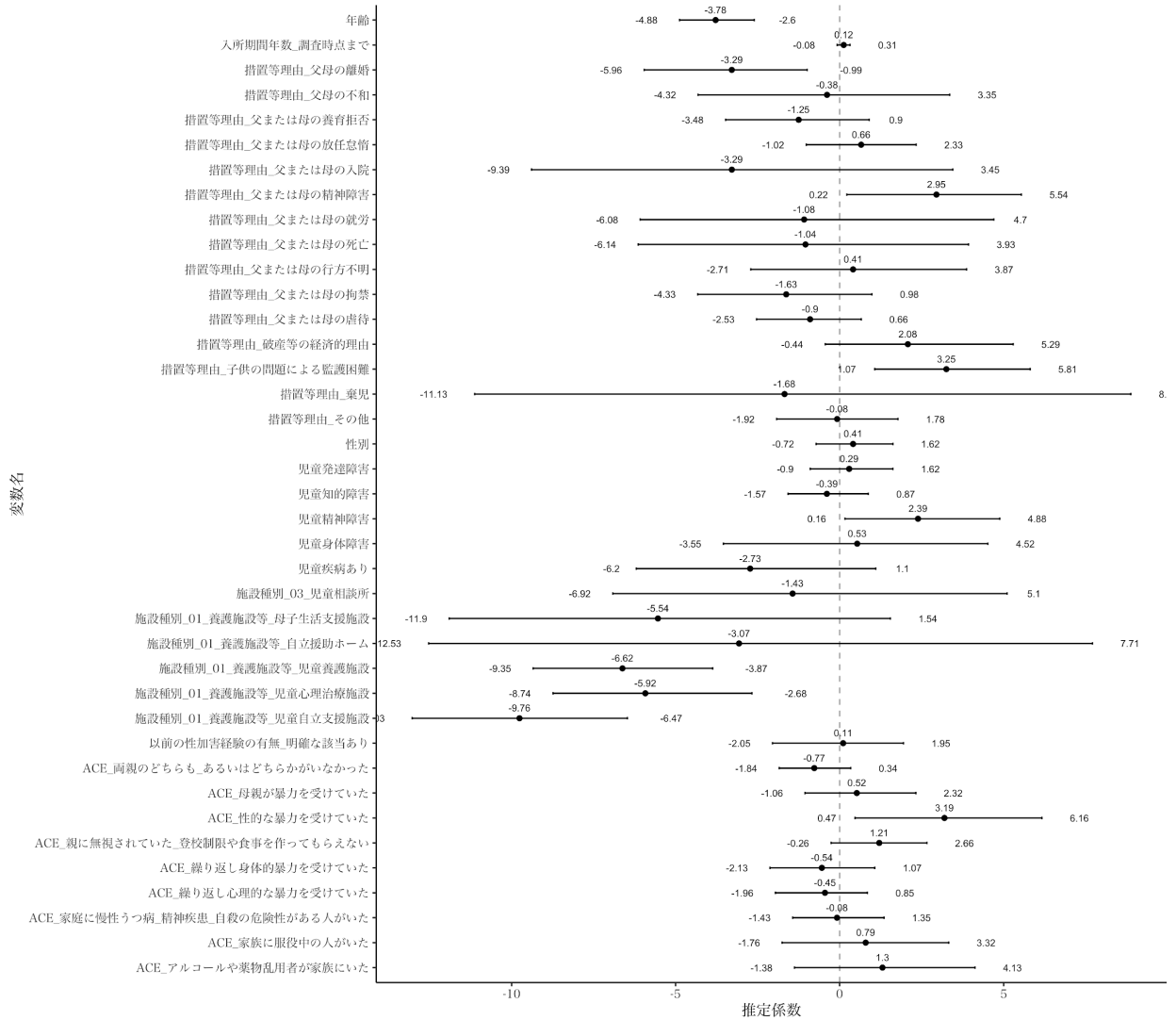


図 S6 非接触事案(強制脱衣・裸体を再三見られる等)への  
 関与の有無と児童特徴との関連(N = 31754)  
 ゼロ過剰ポアソン回帰モデルで推定された係数推定値(EAP)と 95%確信区間

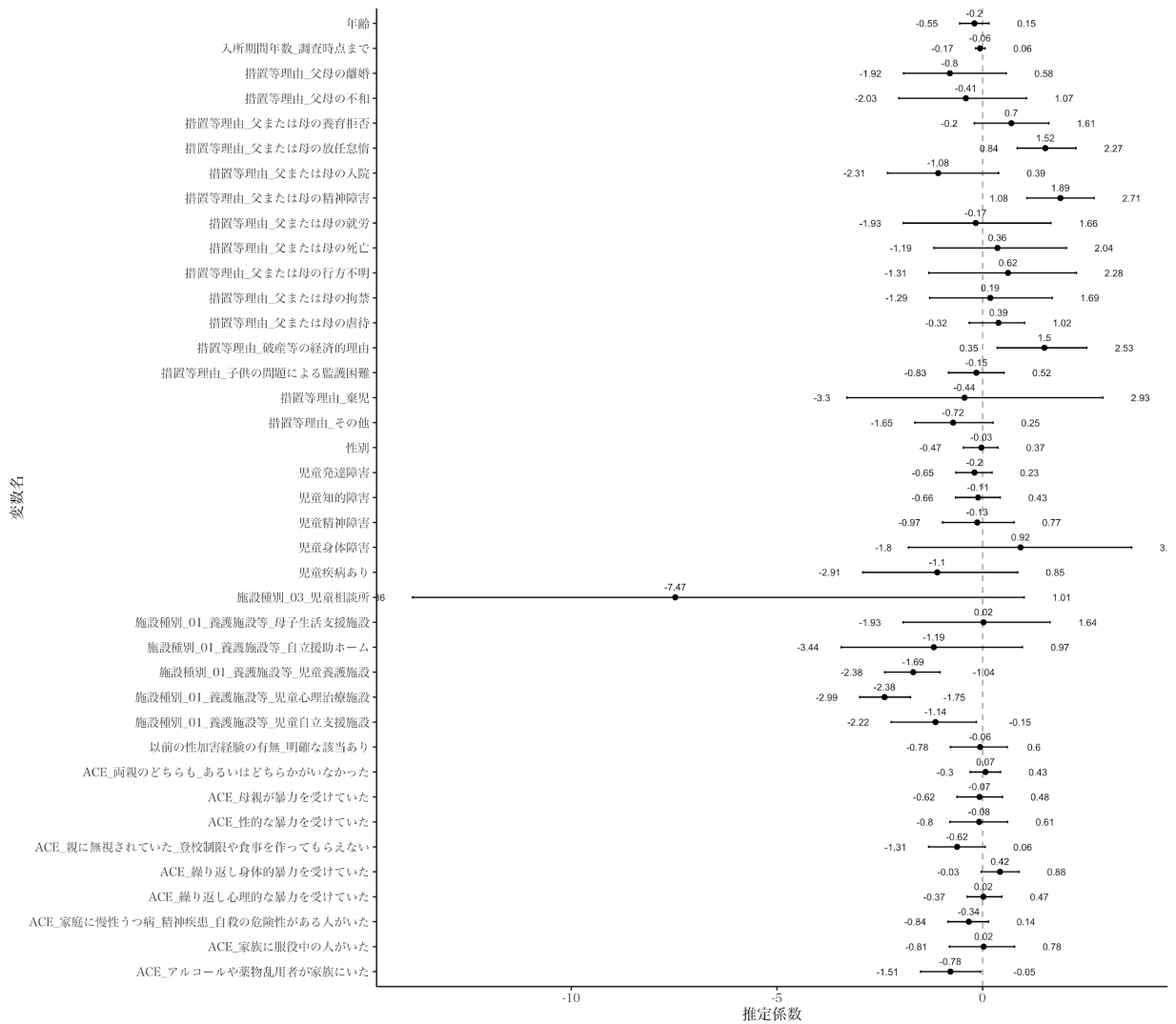


図 S7 加害性・被害性が明確に特定されない場合を含む合意事案への  
関与回数と児童特徴との関連(N = 31754)  
ゼロ過剰ポアソン回帰モデルで推定された係数推定値(EAP)と 95%確信区間

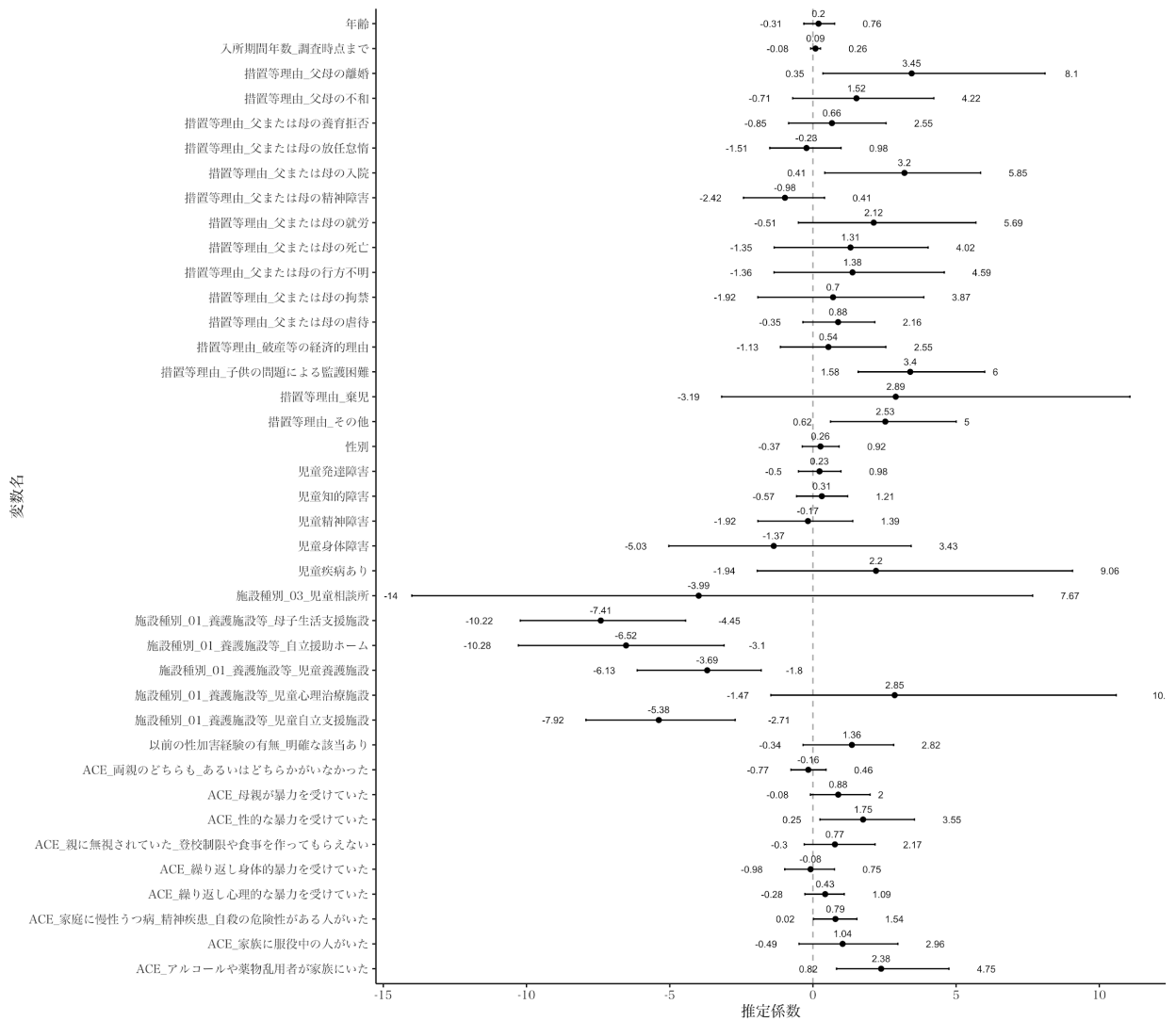


図 S8 加害性・被害性が明確に特定されない場合を含む合意事案への¥関与の有無と児童特徴との関連(N = 31754)  
 ゼロ過剰ポアソン回帰モデルで推定された係数推定値(EAP)と 95%確信区間

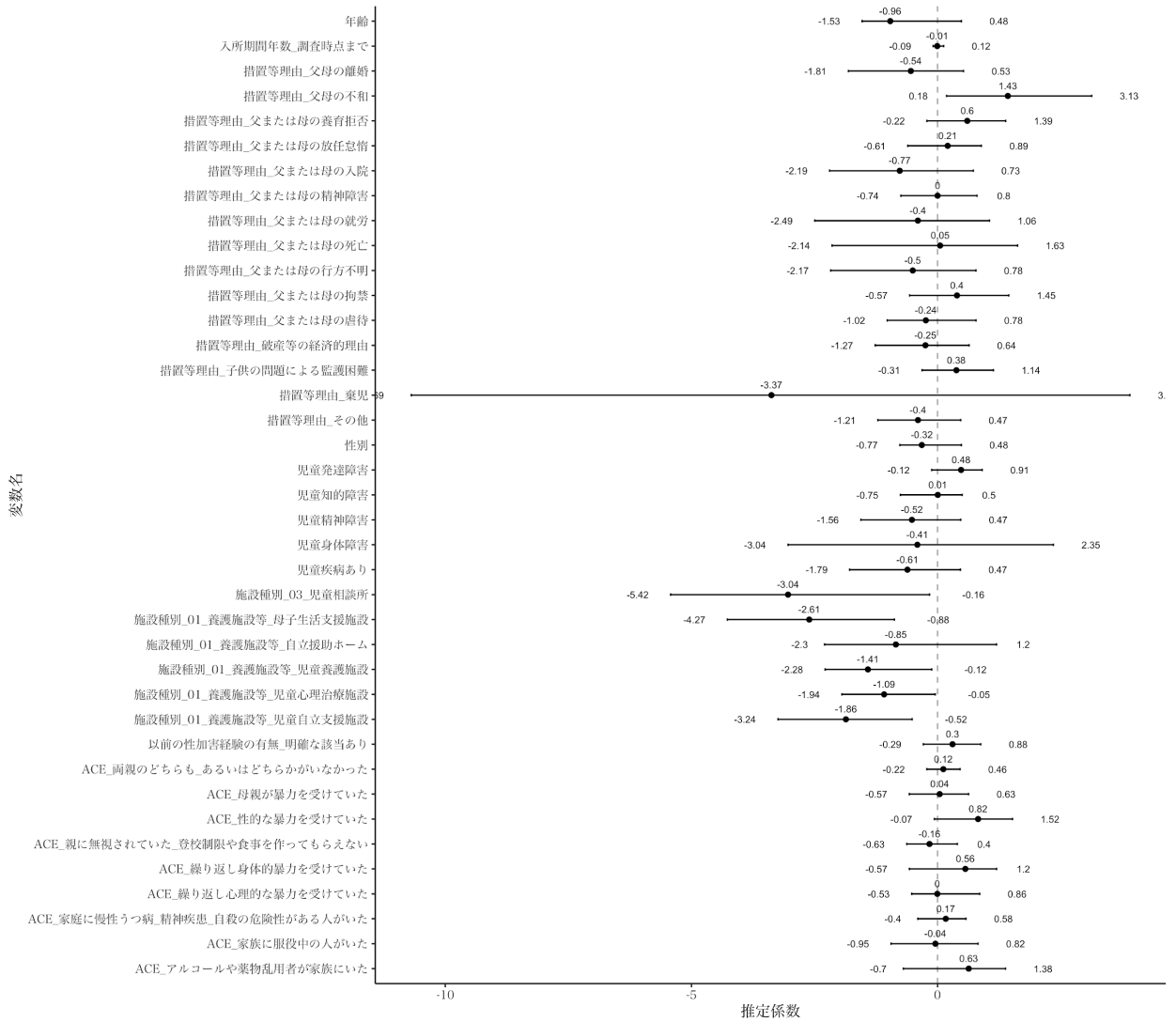


図 S9 被害事案への関与回数と児童特徴との関連(N = 31754)  
 ゼロ過剰ポアソン回帰モデルで推定された係数推定値(EAP)と 95%確信区間

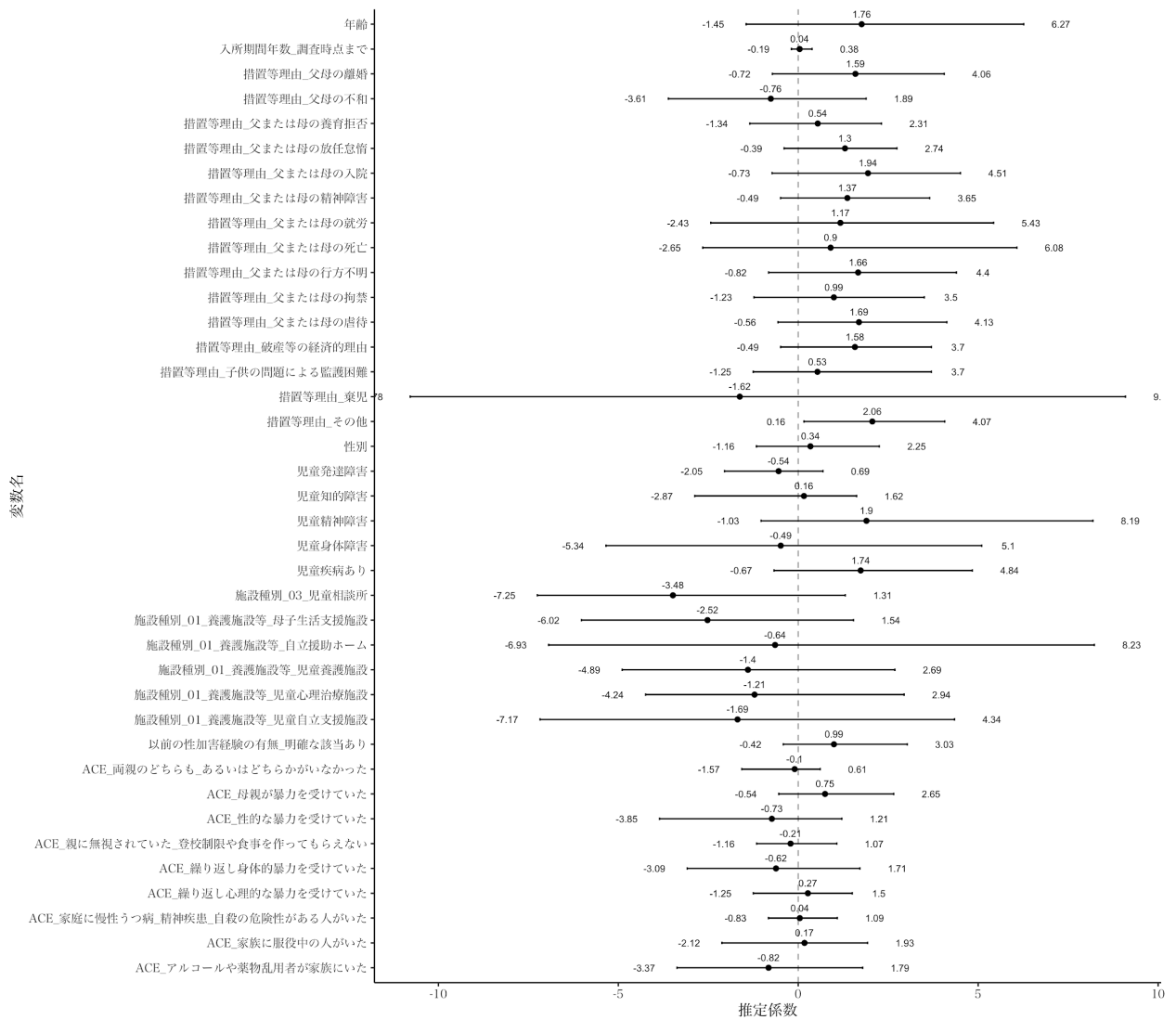


図 S10 被害事案への関与の有無と児童特徴との関連(N = 31754)  
 ゼロ過剰ポアソン回帰モデルで推定された係数推定値(EAP)と 95%確信区間



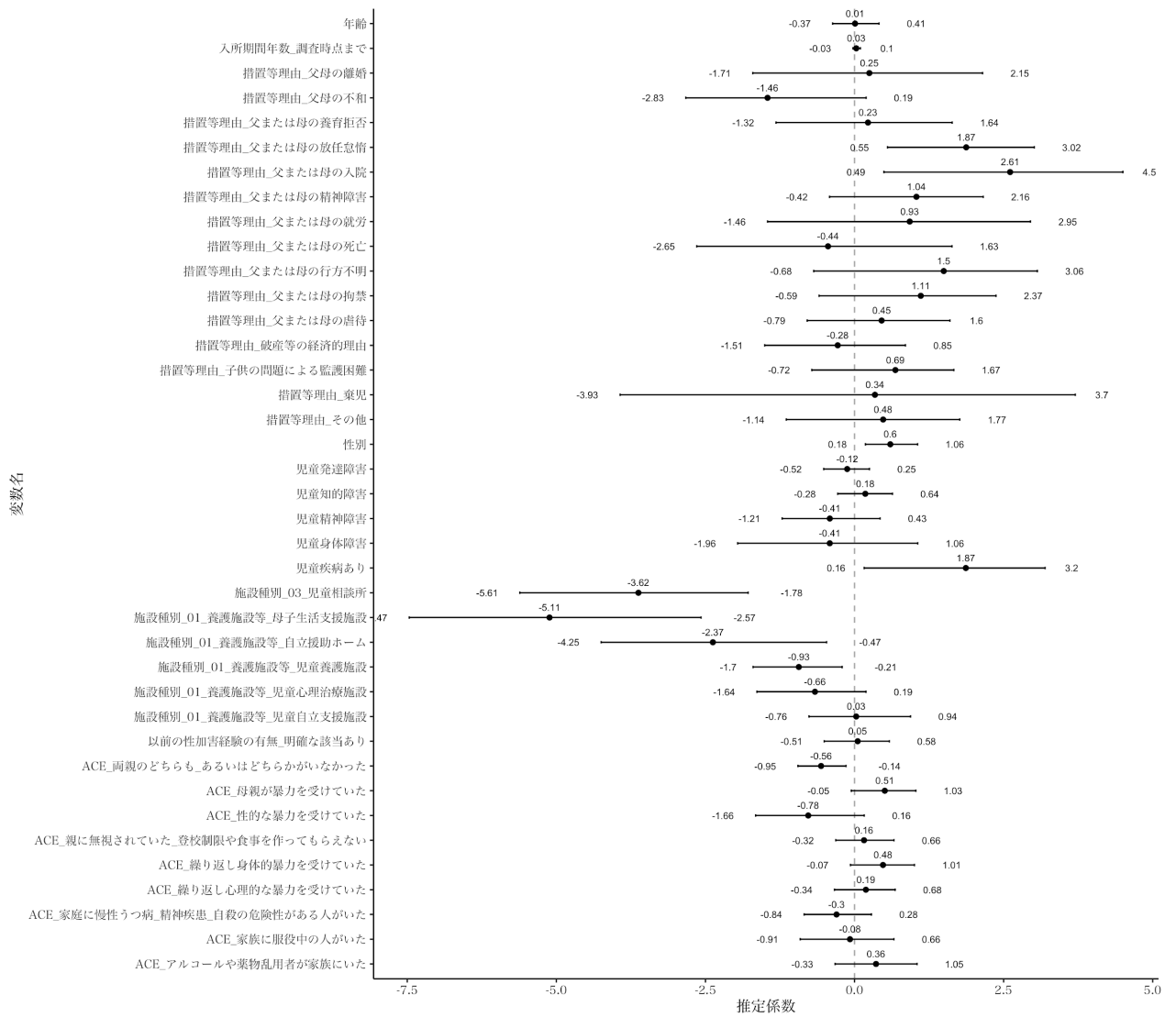


図 S11 加害事案への関与回数と児童特徴との関連(N = 31754)  
 ゼロ過剰ポアソン回帰モデルで推定された係数推定値(EAP)と 95%確信区間

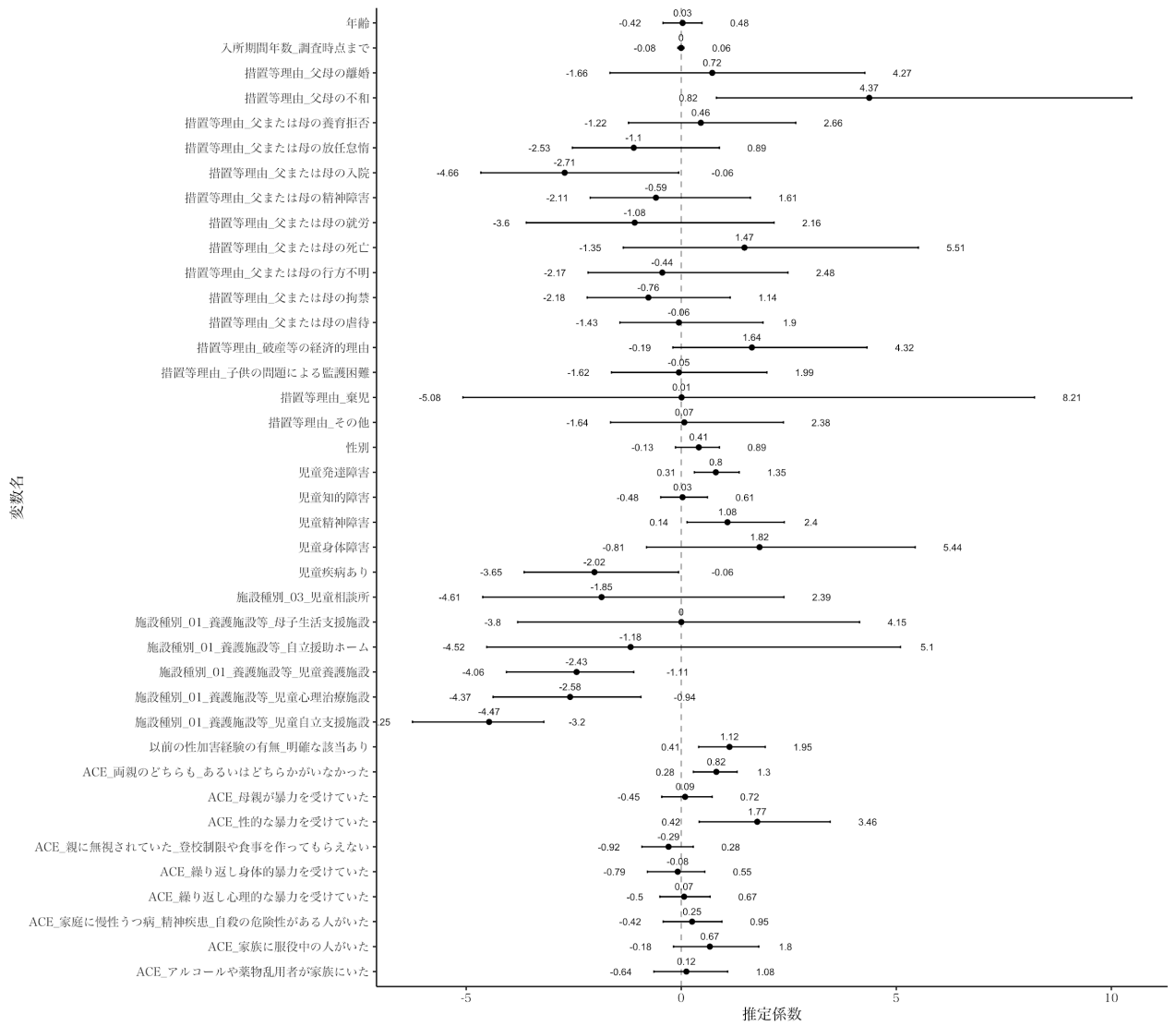


図 S12 加害事案への関与の有無と児童特徴との関連(N = 31754)  
 ゼロ過剰ポアソン回帰モデルで推定された係数推定値(EAP)と 95%確信区間











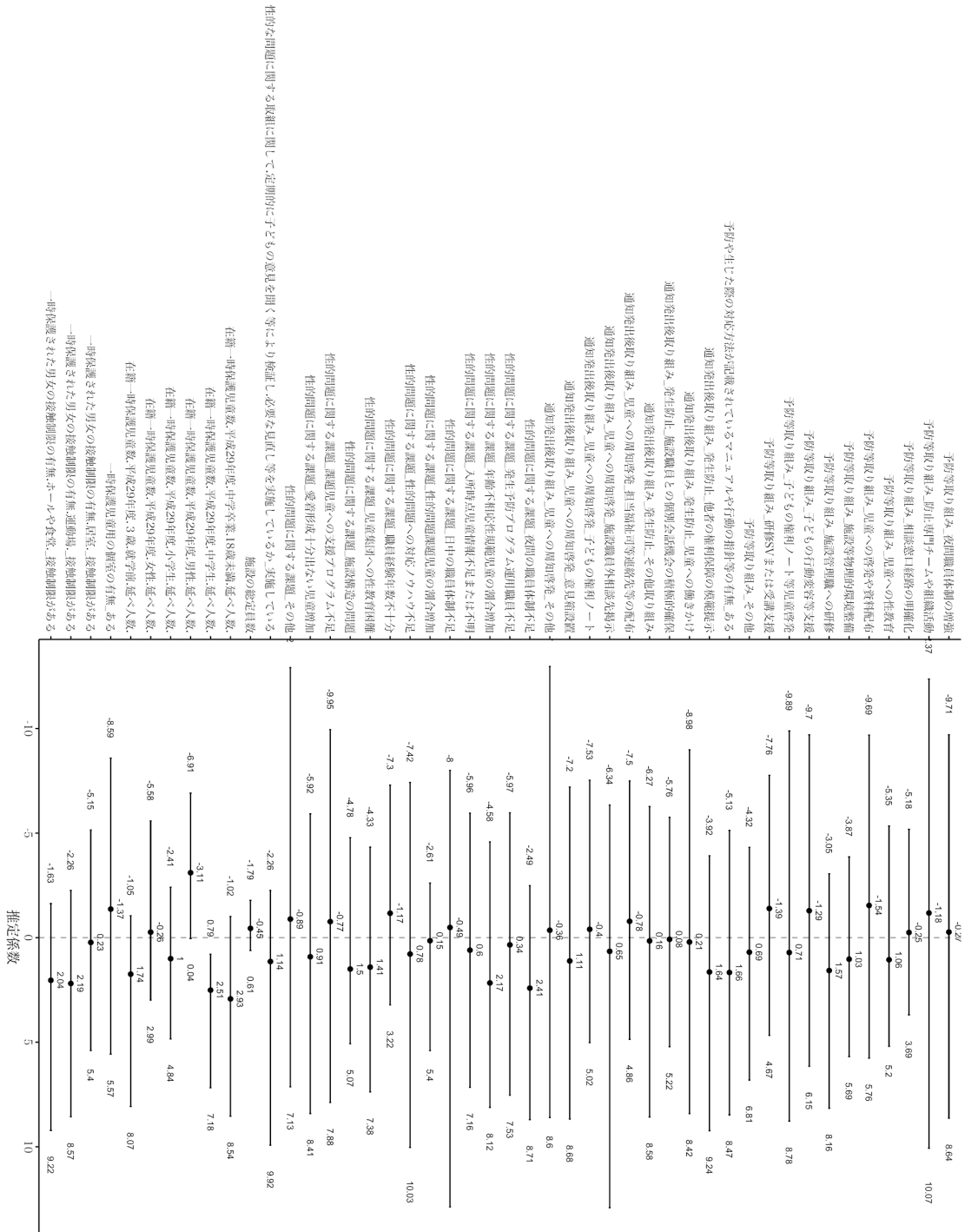


図 S18 【一時保護所データ】 事案報告の有無と施設特徴との関連(N = 127) ゼロ過剰ポアソン回帰モデルで推定された係数推定値(EAP)と 95%確信区間



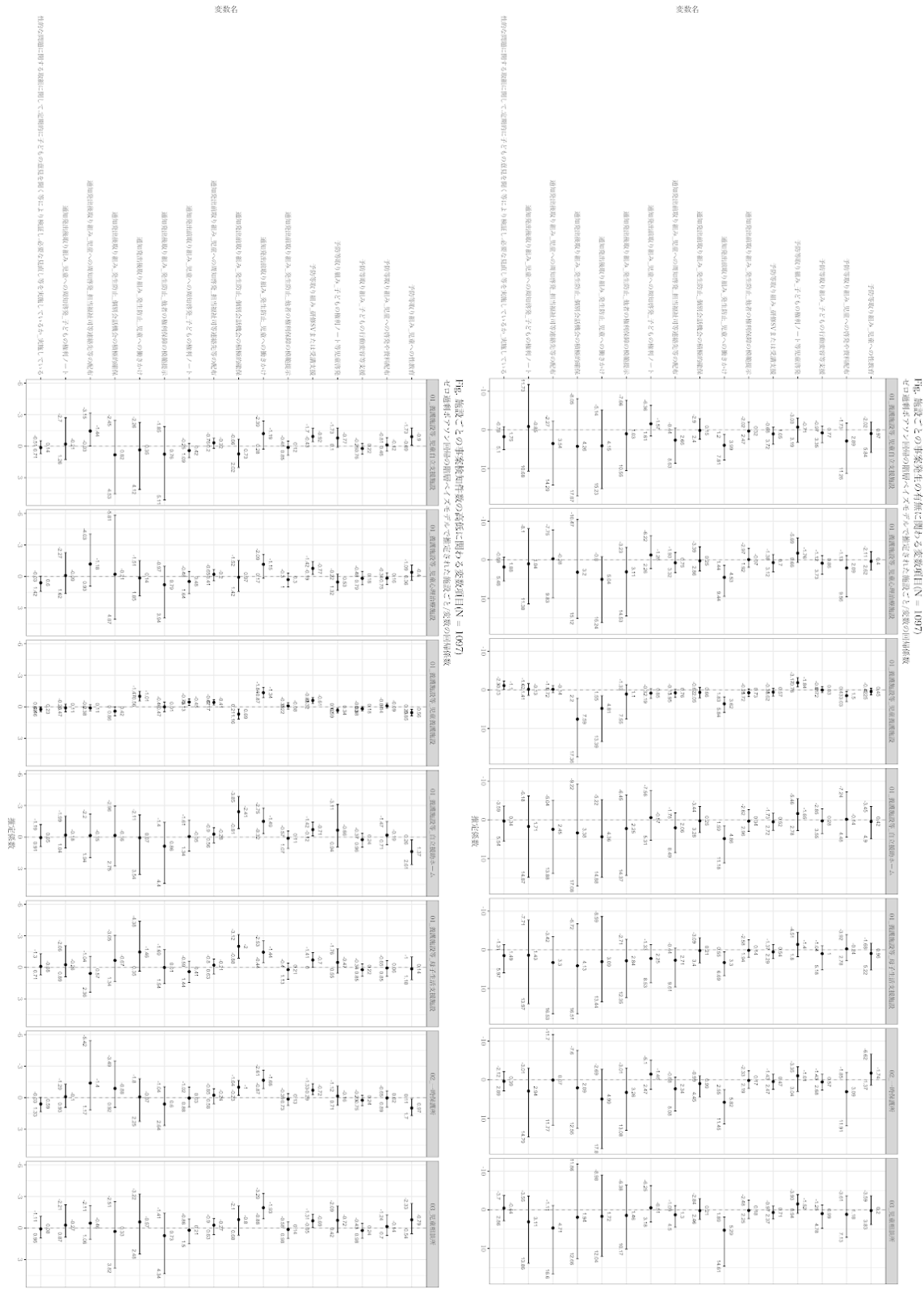


図 S19 【全施設等種別】 事案報告の有無・件数と施設特徴との関連(N = 1097) 共通調査項目を用いたゼロ過剰ポアソン回帰モデル(階層ベイズ)で推定された施設種別レベルの個別パラメータ係数推定値(EAP)と 95%確信区間

## 【引用・参考文献】

厚生労働省(2016). 被措置児童等虐待事例の分析に関する報告, 社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会 被措置児童等虐待事例の分析に関するワーキンググループ.  
(<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000174951.pdf>, Last Accessed 2020-03-25).

厚生労働省(2019). 平成 30 年度 厚生労働省委託事業 児童養護施設等において子ども間で発生する性的な問題等に関する調査研究(平成 31 年 3 月).

Johnson, T. C., Feldmeth, J. R. Sexual Behaviors: Continuum. / Gill, E& Johnson, T. C. (1998) Sexualized Children. Assessment and Treatment of Sexualized Children and Children Who Molest. Launch Press. 41-52.

Johnson, T.C. (2002). Some considerations about Sexual Abuse and Children with sexual behavior problems. J. of Trauma and Dissociation 3(4): 83-105.

Johnson, T.C.(2010). Understanding children's sexual behaviors: What's natural and healthy. San Diego, CA. Institute on Violence, Abuse and Trauma.

Gil,E., (1998) Age-Appropriate Sex Play Versus Problematic Sexual Behaviiors.: Gil, E. & Jhonson, T.C.(1998) Sexualized Children. Launch Press. 21-40.

藤岡淳子(2016). 性暴力の理解と治療教育 児童精神医学とその近接領域 57(3), 372-378.

藤岡淳子 (2006). 『性暴力の理解と治療教育』 誠信書房.

Bonner, B.L., Walker, C., Berliner, L.(1995). Treatment Manual for Cognitive-Behavior Group Therapy for Children with Sexual Behavior Problems.  
<http://digitalprairie.ok.gov/cdm/ref/collection/stgovpub/id/10123> (Last Accessed 2020-03-19)

NCSBY (National Center on Sexual Behavior of Youth)(2004). NCSBY Fact Sheet Sexual Development and Sexual Behavior Problems in Children Ages 2-12.  
[https://www.md.rcm.upr.edu/biosicosocial/pdf/sexual\\_development.pdf](https://www.md.rcm.upr.edu/biosicosocial/pdf/sexual_development.pdf) (Last Accessed 2020-03-19)

藤原映久、榎原文(2015). 子どもの性行動の理解と対応に関する児童養護施設職員向け研修プログラムの開発と実施 島根県立大学短期大学部松江キャンパス研究紀要, 53, 147-154.

田口 真二・平 伸二・池田 稔・桐生 正幸 編著(2010). 性犯罪の行動科学 発生と再発の抑止に向けた学際的アプローチ 北大路書房.

Edwards VJ, Holden GW, Anda RF, Felitti VJ. Experiencing multiple forms of childhood maltreatment and adult mental health in community respondents: results from the Adverse Childhood Experiences (ACE) Study external icon. *Am J Psychiatry*.2003;160(8):1453–1460.

Dube SR, Anda RF, Whitfield, CL, Brown DW, Felitti VJ, Dong M, Giles WH. Long-term consequences of childhood sexual abuse by gender of victim external icon. *Am J Prev Med*. 2005;28:430–438.

Hillis SD, Anda RF, Felitti VJ, Marchbanks PA. Adverse childhood experiences and sexual risk behaviors in women: a retrospective cohort study external icon. *Fam Plann Perspect*. 2001;33:206–211.

R Core Team (2018). R: A language and environment for statistical computing. R Foundation for Statistical Computing, Vienna, Austria. URL <https://www.R-project.org/>.

Stan Development Team (2018). RStan: the R interface to Stan. R package version 2.18.2. <http://mc-stan.org/>.

平成 30 年 4 月 27 日 子家発 0427 第一号 障障発 0427 第一号 「児童養護施設等に入所する子ども間の性的暴力等の事案への対応について」

稲垣・前田(2015). 潜在クラス分析による「日本人の国民性調査」における信頼の意味とその時代的変遷の検討, *統計数理*, 63, 2, 227-297.

Schwarz, Gideon E. (1978). "Estimating the dimension of a model". *Annals of Statistics* 6 (2): 461–464. doi:10.1214/aos/1176344136. MR468014.

Drew A. Linzer, Jeffrey B. Lewis (2011). poLCA: An R Package for Polytomous Variable Latent Class Analysis. *Journal of Statistical Software*, 42(10), 1-29. URL <http://www.jstatsoft.org/v42/i10/>.

松浦(2016). 『Stan と R でベイズ統計モデリング, Wonderful R 第二巻』 (石田基広 監修, 市川太祐・高橋康介・高柳慎一・福島真太郎・松浦健太郎 編), 共立出版.